



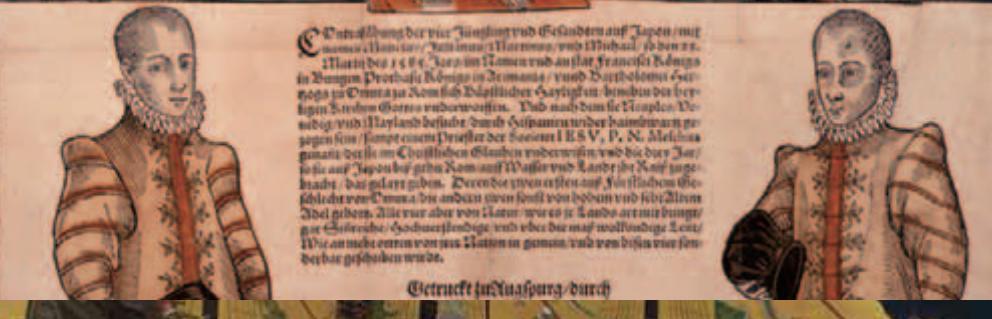
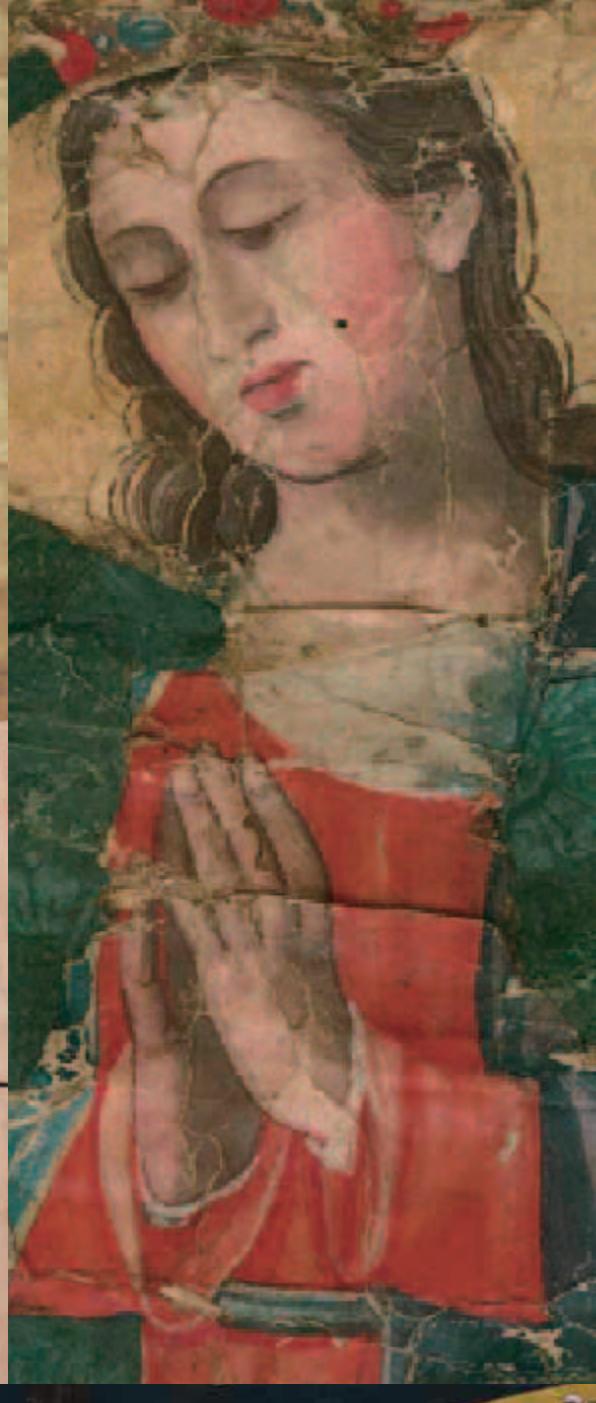
《概要》

長崎と天草地方の 潜伏キリシタン関連遺産

Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region







Centraff und der vier Jungling und Gesandter auf Japan mit
Geschenken. Manier. Zeitlinie. Historie. von 1519 bis 1619. 1619.
1519 des 15. Jhr. im Namen und auf der französischen Königs
in Rom Prokraft Königs in Romane und Durchsicht der
reisige im Orient zu dem des Däilllichen Karyat im himmel der heil
Japan Landen Gottes überwachten. Und nach dass sie Heiligen. Ver
trieb von Maryland befindet durch Gespannen und beauftragt
gegen von Rom gegen den Käffler der Seinen IESV. P. N. Melchias
geman. Wer in im Christlichen Gläubern wieden in wie es das Jahr
1619 auf Japan der gern Kom auf Wasser von Lande der Käff er
brachte. Und gelassen geben. Deren der man arbeiten auf Sankt Landen Ge
schicht von Europa und den nach Jesu Jesu von beiden und schätzlin
Adel gibet. Aller wie aber von Käff er. were er in Lande armen kün
ger Schrifre Schauspielende. und eben der man wollendig Zeit
Wise am nicht zuvor von uns Nation in geman. und von diesen vier fes
derbar gehoben wurde.

Gedruckt in Augsburg durch



七



締約国

日本

地方

長崎県・熊本県

資産の名称

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

座標

番号	構成資産の名称	所在地	経度	緯度
001	原城跡	長崎県南島原市	N 32°37'44"	E 130°15'16"
002	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)	長崎県平戸市	N 33°20'22"	E 129°26'38"
003	平戸の聖地と集落(中江ノ島)	長崎県平戸市	N 33°22'25"	E 129°27'52"
004	天草の崎津集落	熊本県天草市	N 32°18'44"	E 130°1'33"
005	外海の出津集落	長崎県長崎市	N 32°50'42"	E 129°42'2"
006	外海の大野集落	長崎県長崎市	N 32°51'53"	E 129°41'9"
007	黒島の集落	長崎県佐世保市	N 33°8'21"	E 129°32'13"
008	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小值賀町	N 33°11'13"	E 129°7'46"
009	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町	N 33°0'44"	E 129°10'58"
010	久賀島の集落	長崎県五島市	N 32°48'8"	E 128°54'14"
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市	N 32°47'26"	E 128°52'48"
012	大浦天主堂	長崎県長崎市	N 32°44'3"	E 129°52'12"

資産の境界に関する記述

本資産は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を続ける中で育んだ独特的文化的伝統を示す 12 の構成資産により構成されている。それらは、16 世紀にヨーロッパ人宣教師の活動拠点となった長崎と天草地方の西海岸や、禁教期に潜伏キリシタンが移住した離島の島々に点在している。

原城跡及び大浦天主堂の境界は、文化財保護法に基づいて国の史跡に指定された範囲と一致する。その他の構成資産の境界は、禁教期以来の土地利用が残された範囲に一致しており、範囲内には禁教期の指導者の屋敷跡、潜伏キリシタンの墓地、密かな信仰対象などが存在する。その範囲は、文化財保護法等の法令により保護されている。

緩衝地帯は、本資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、周辺環境と調和した景観の維持・形成を図るために、各構成資産に設定されている。その境界は、構成資産と一体感のある周辺環境及び資産の保護に必要十分な範囲について、視認範囲、自然地形、土地境界及び行政界などを考慮して設定されている。

資産及び緩衝地帯の地図

11 ページから 36 ページに示すとおり。

評価基準への適合

評価基準 (iii)

顕著な普遍的価値の言明

a. 総合的所見

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた人々の歴史を物語る他に例を見ない証拠である。本資産は、日本の最西端に位置する離島を含む辺境の地において潜伏キリシタンがどのようにして既存の社会・宗教と共生しつつ信仰を継続していくのか、そして近代に入り禁教が解かれた後、彼らが宗教的伝統がどのように変容し終焉を迎えていったのかを示している。

本資産は、大航海時代にキリスト教が伝わったアジアの東端にあたる、日本列島の最西端に位置する長崎と天草地方に所在する12の構成資産から成る。16世紀後半に海外との交流の窓口であった長崎と天草地方に定住した宣教師の指導を直接的かつ長期間にわたって受けた長崎と天草地方の民衆の間には、他の地域に比べて強固な信仰組織が形成された。このような状況のもとで、17世紀の江戸幕府による禁教政策により日本国内から全ての宣教師が不在となった後も、長崎と天草地方では少なからぬカトリック教徒が、小規模な信仰組織を維持して信仰を自ら継続し、「潜伏キリシタン」となって存続した。

潜伏キリシタンは、信仰組織の単位で小さな集落を形成して信仰を維持し、そうした集落は海岸沿い、又は禁教時代に移住先となった離島に形成された。2世紀を越える世界的にも稀な長期にわたる禁教の中で、それぞれの集落では一見すると日本の在来宗教のように見える固有の信仰形態が育まれた。

本資産は、12の異なる構成資産が総体となって、潜伏キリシタンの伝統についての深い理解を可能としている。本資産は、禁教政策下において形成された潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる独特の伝統の証拠であり、長期にわたる禁教政策の下で育まれたこの独特的文化的伝統の在り方を示す本資産は、顕著な普遍的価値を有する。

b. 評価基準への適合性証明

評価基準 (iii)

本資産は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を継続する中で育んだ独特の宗教的伝統を物語る証拠である。

潜伏キリシタンは、禁教期に密かに固有の信仰を伝えることによって独特の宗教的伝統を育んだ。のちにこの伝統は、禁教が解かれる新たな局面に直面し、その終焉に向けて徐々に変容したものであるが、本資産の 12 の構成資産はこの一連の過程を完全に表現している。

c. 完全性の言明

本資産は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を継続する中で育んだ宗教に関する独特の伝統を物語る 12 の構成資産から成る。これらの 12 の構成資産は、資産の顕著な普遍的価値を表すすべての要素を含んでいる。その範囲は適切に設定され、いずれも保存状態は良好である。

構成資産は、文化財保護法など適切な国の法律及び規則で、万全の保護措置が講じられている。緩衝地帯は、文化財保護法の他、景観法その他の関係する法律及び規則で適切な保護が図られている。従って各構成資産は、開発又は管理放棄による負の影響は受けておらず、周辺環境とともに良好に保全されている。

d. 真実性の言明

個々の構成資産は、その性質により選択した属性に基づき、高い水準の真実性を維持している。各集落は、「形状・意匠」、「用途・機能」、「伝統、技能、管理体制」、「位置・環境」、「精神・感性」の各属性に基づく高い真実性を保持している。考古遺跡である原城跡は、上記のうち「用途・機能」の真実性は失っているが、それ以外の真実性は保持している。大浦天主堂及び奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）における江上天主堂は、上記の属性に加え建築としての「材料・材質」においても高い真実性を保持している。

e. 保存管理

構成資産及び緩衝地帯は、文化財保護法をはじめとする諸法令により保全されている。また、関係地方公共団体は、資産全体が有する顕著な普遍的価値を一体的に保護する観点から「包括的保存管理計画」を策定し、その実行体制として、所有者その他の関係者とともに「世界遺産保存活用協議会」を設置した。この協議会は、資産の適切な保存・整備・活用のために活動する。この協議会は、文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁のほか、「長崎世界遺産学術委員会」の専門家による指導・助言を受ける。

連絡先

文化庁 文化財部記念物課 世界文化遺産室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号

Tel: 03-6734-2877

Fax: 03-6734-3822

E-mail: w-isan@mext.go.jp

Web address: <http://www.bunka.go.jp/>

長崎県 文化観光国際部 世界遺産登録推進課

住所：〒850-8570 長崎県長崎市江戸町 2 番 13 号

Tel: 095-824-1111

Fax: 095-894-3485

E-mail: s38020@pref.nagasaki.lg.jp

Web address: http://www.pref.nagasaki.jp/s_isan/

熊本県 企画振興部 文化企画・世界遺産推進課

住所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

Tel: 096-383-1111

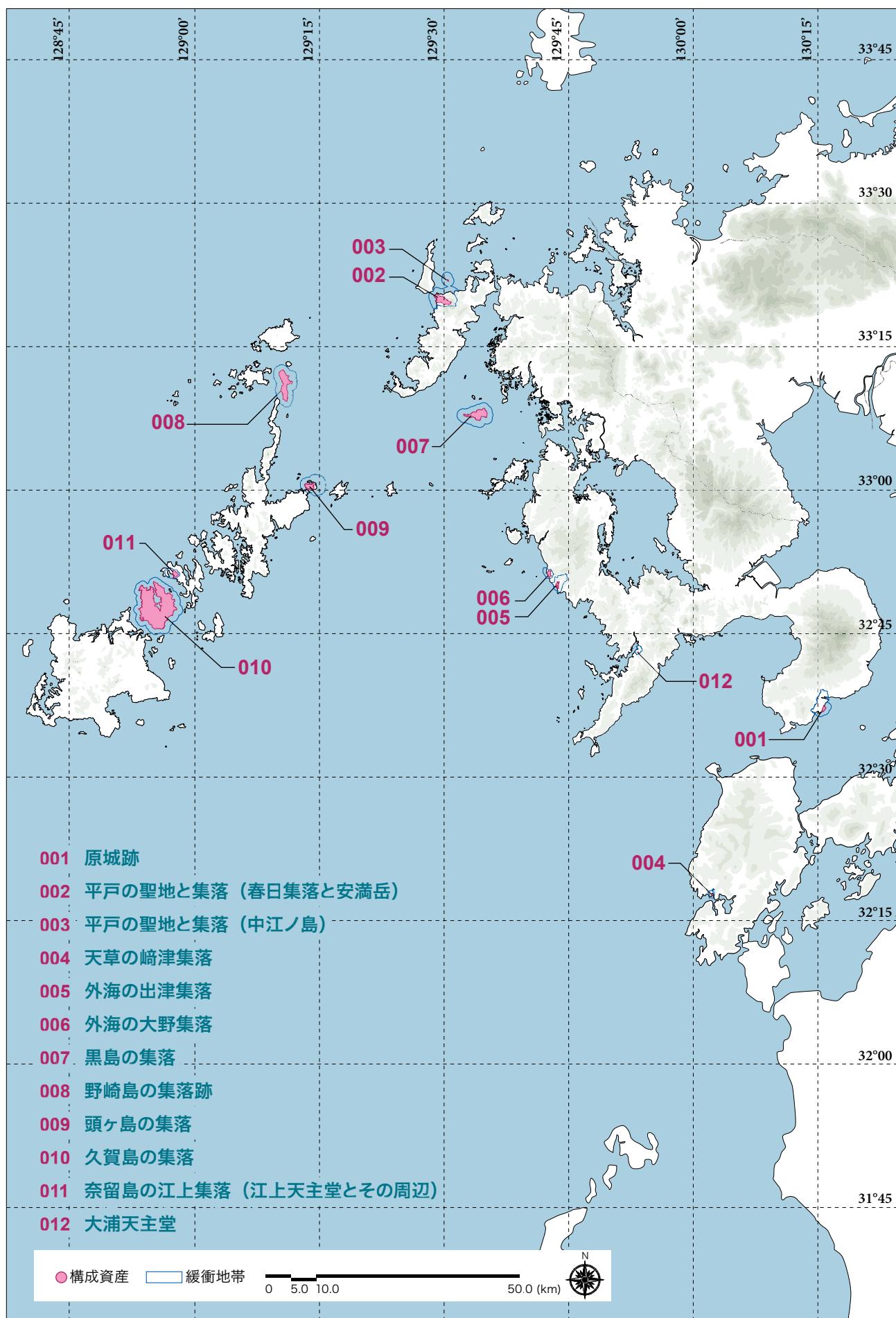
Fax: 096-381-9829

E-mail: bunkasekai@pref.kumamoto.lg.jp

Web address: <http://www.pref.kumamoto.jp>

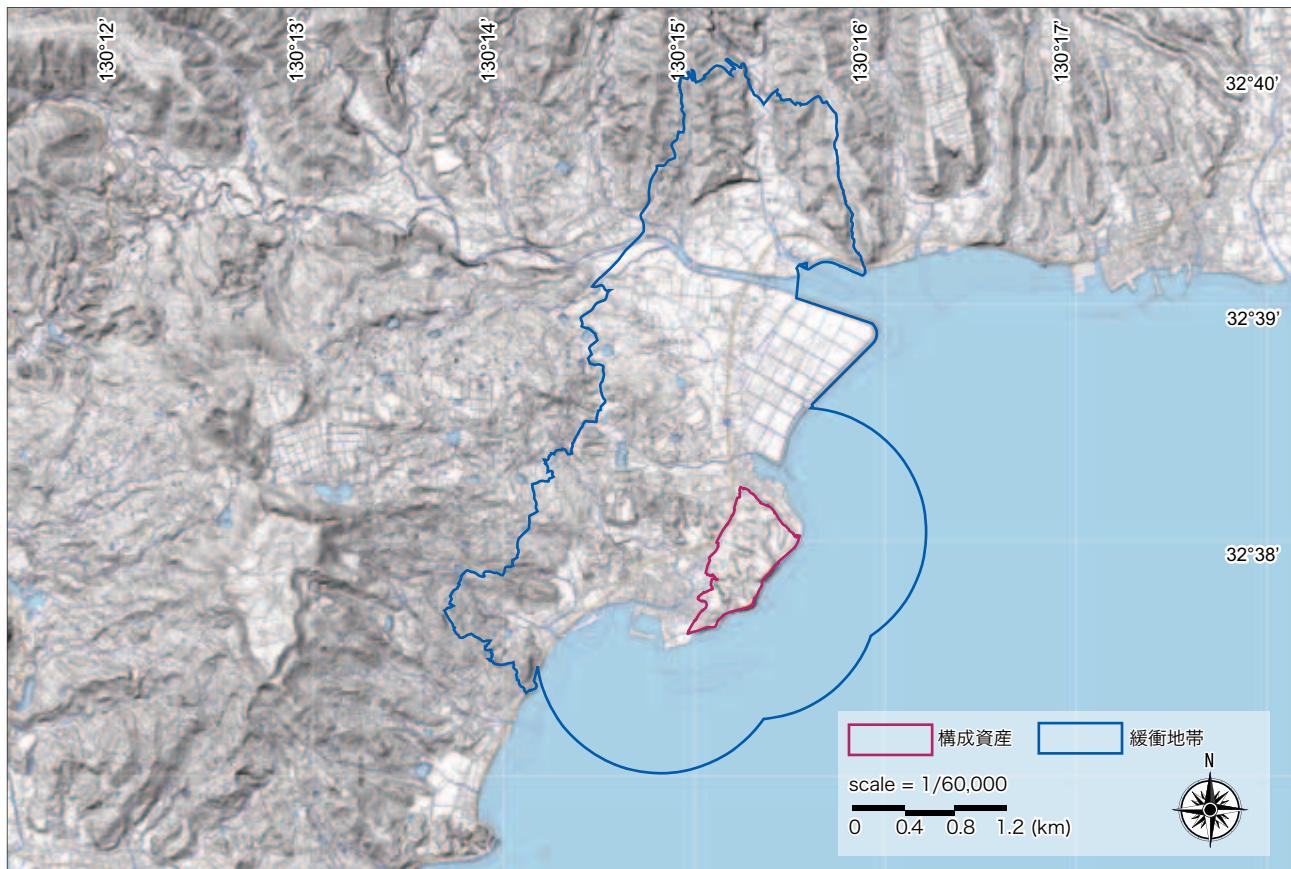


アジアにおける日本及び長崎県・熊本県の位置図



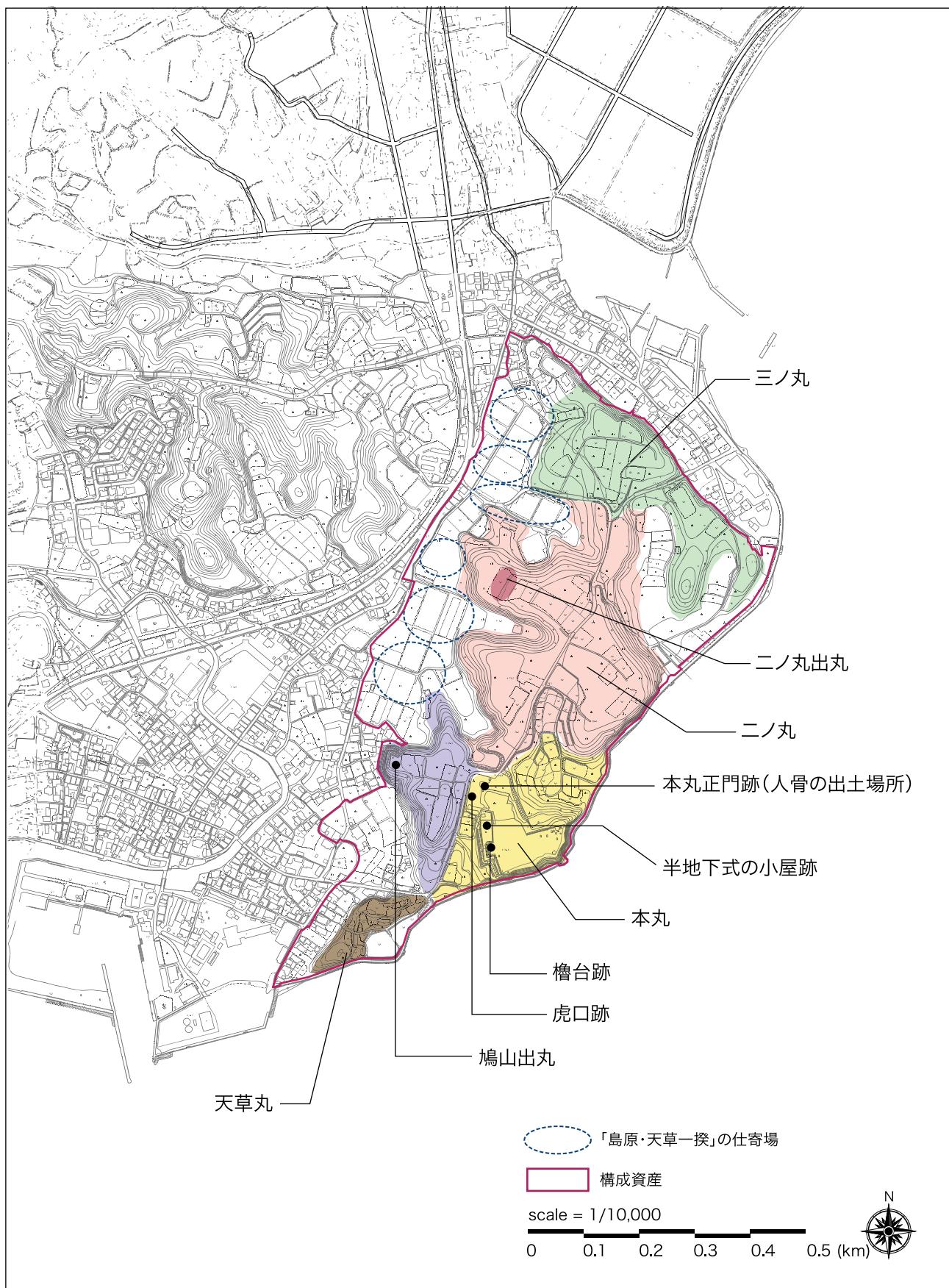
推薦資産及び緩衝地帯の位置図

001 原城跡



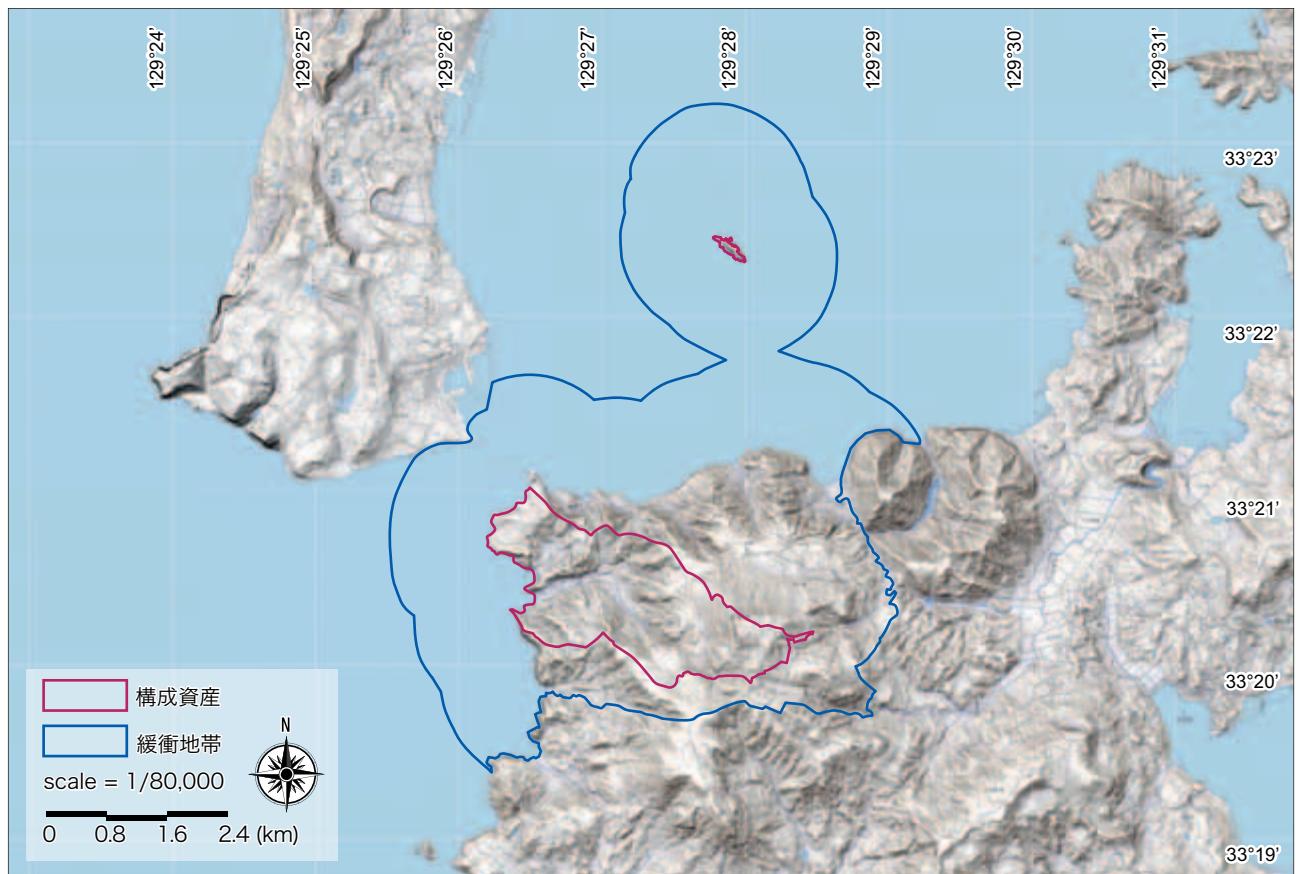
資産及び緩衝地帯の範囲図





資産拡大図(001 原城跡)

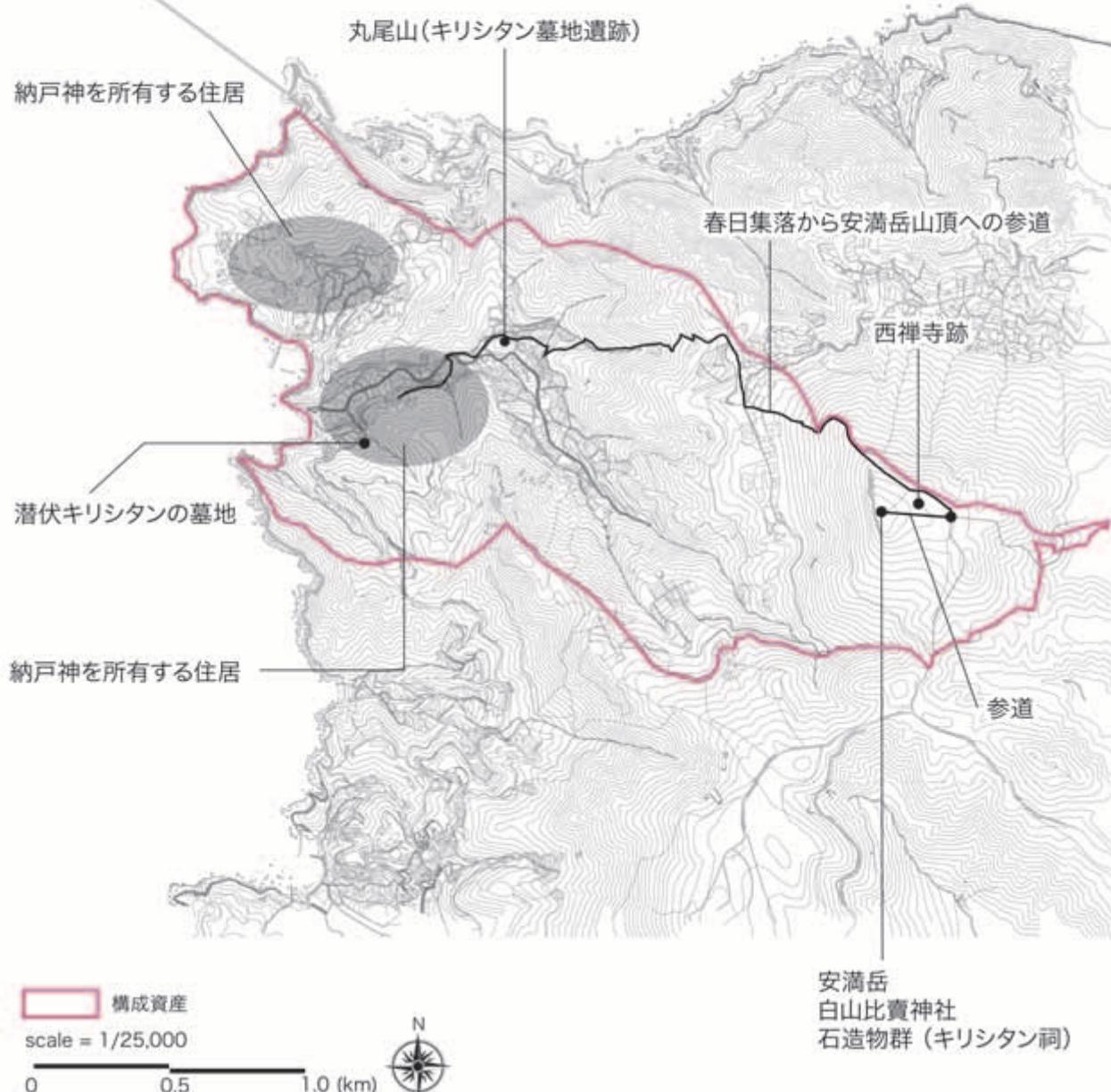
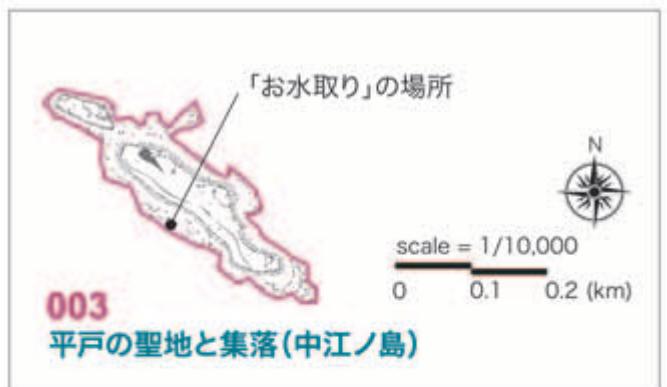
002, 003 平戸の聖地と集落



資産及び緩衝地帯の範囲図



002
平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)



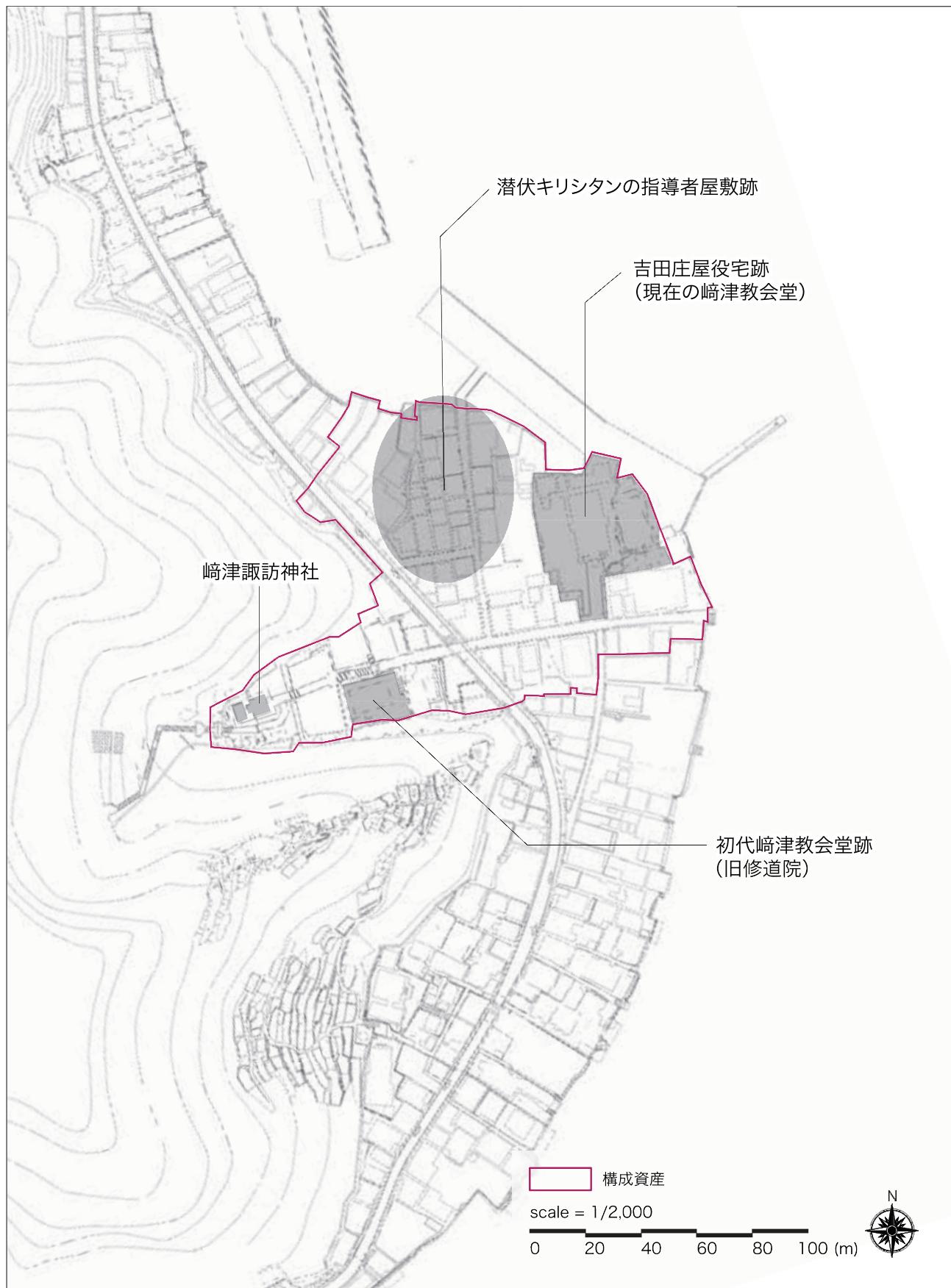
資産拡大図(002, 003 平戸の聖地と集落)

004 天草の崎津集落



資産及び緩衝地帯の範囲図





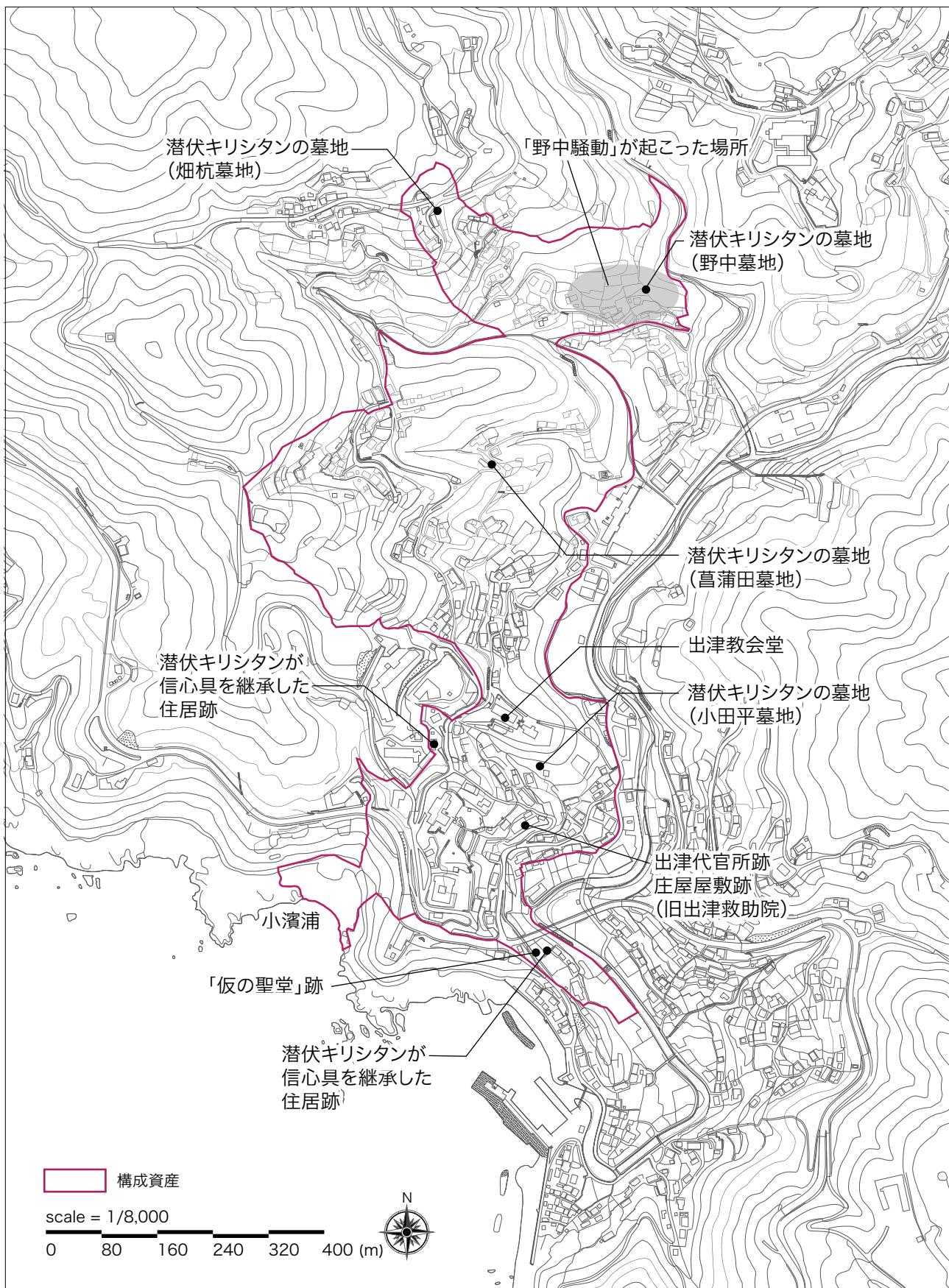
資産拡大図(004 天草の崎津集落)

005 外海の出津集落



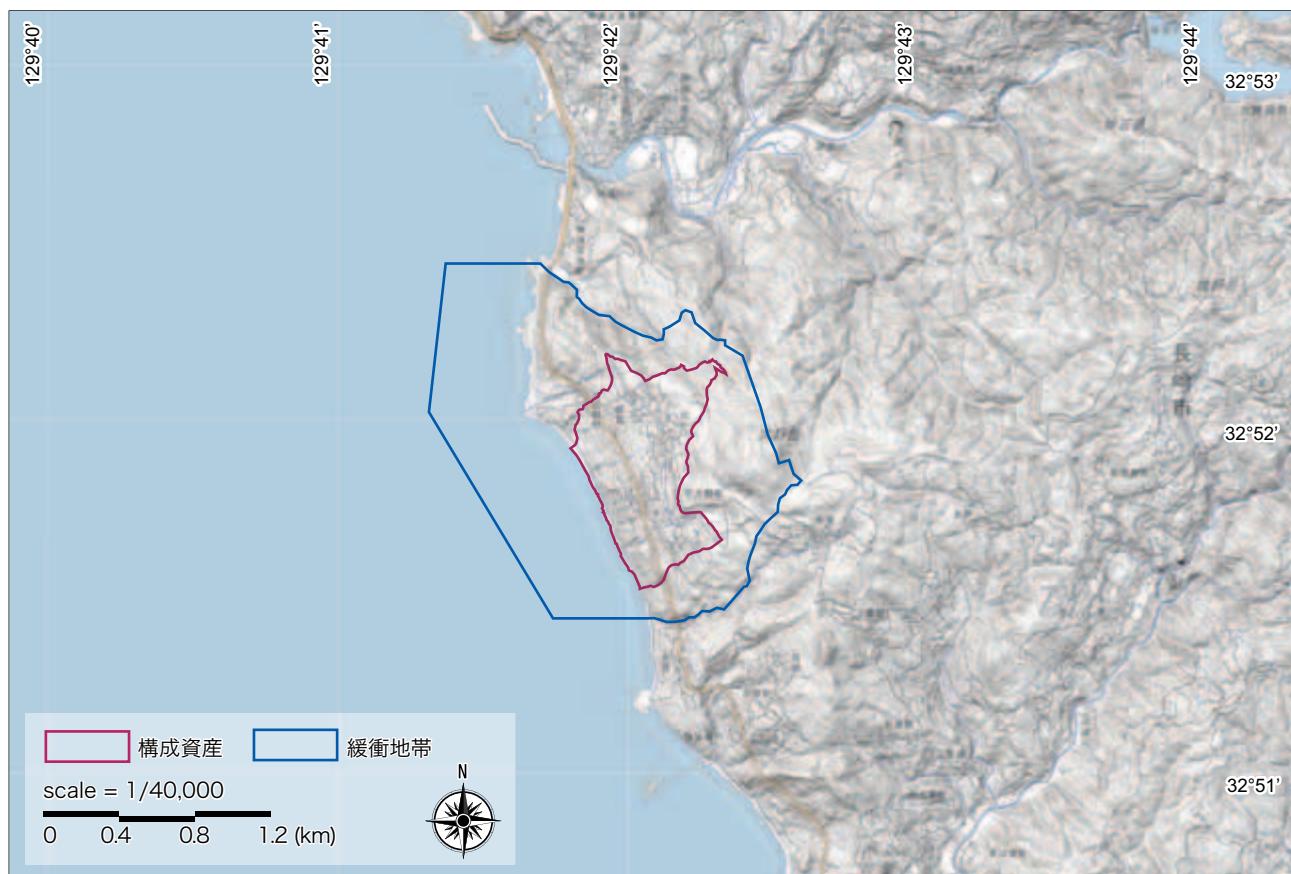
資産及び緩衝地帯の範囲図





資産拡大図(005 外海の出津集落)

006 外海の大野集落



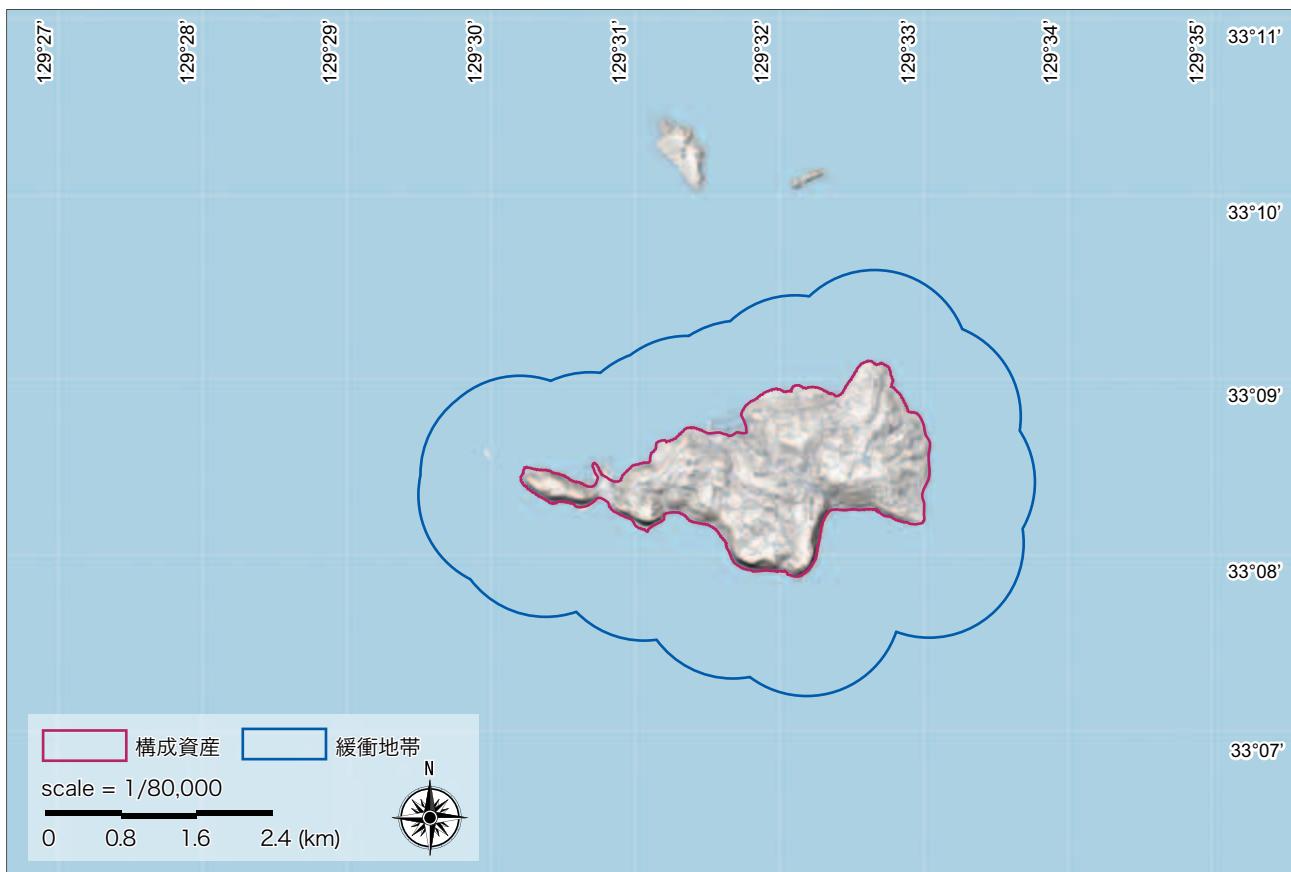
資産及び緩衝地帯の範囲図





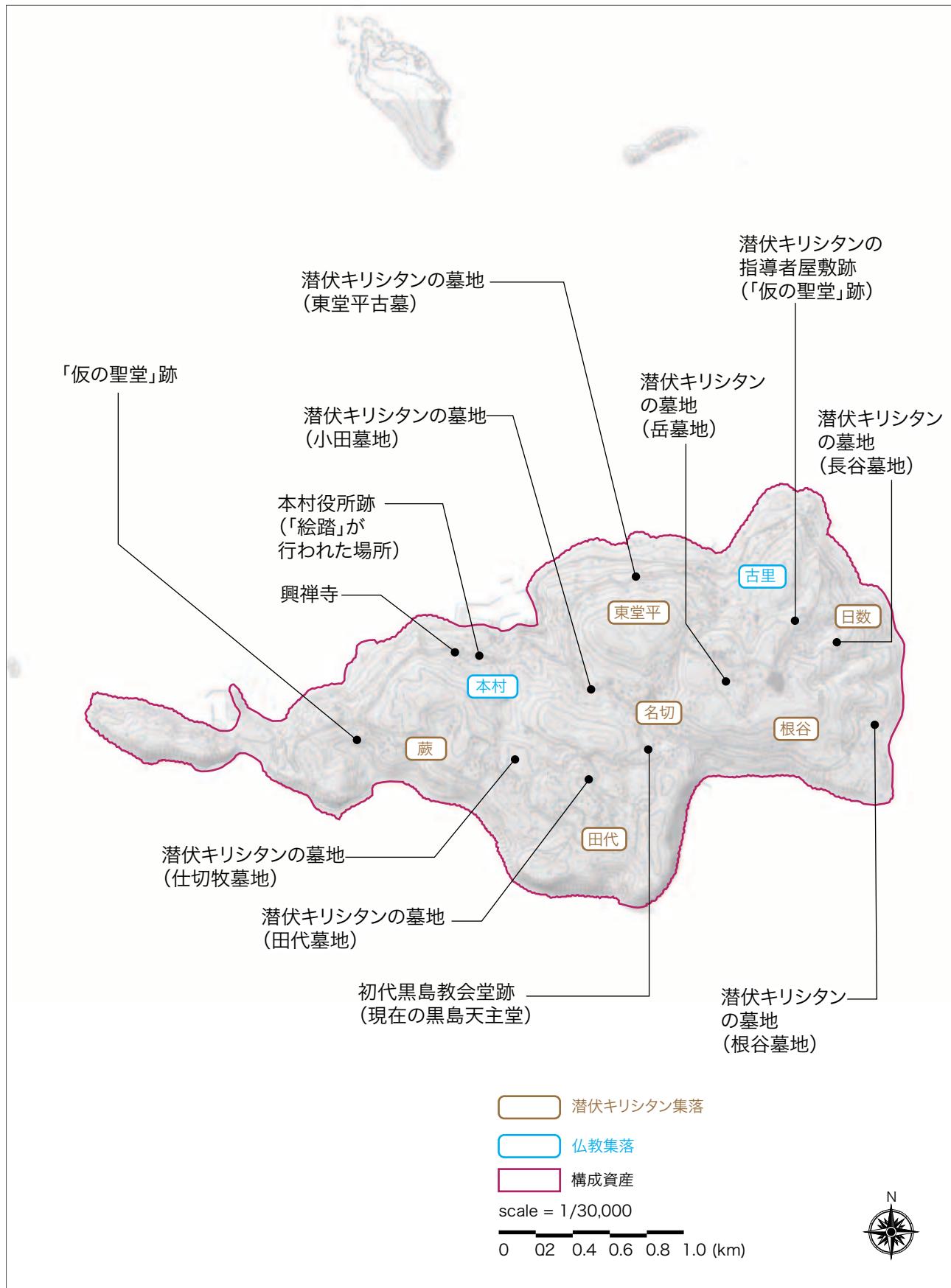
資産拡大図(006 外海の大野集落)

007 黒島の集落



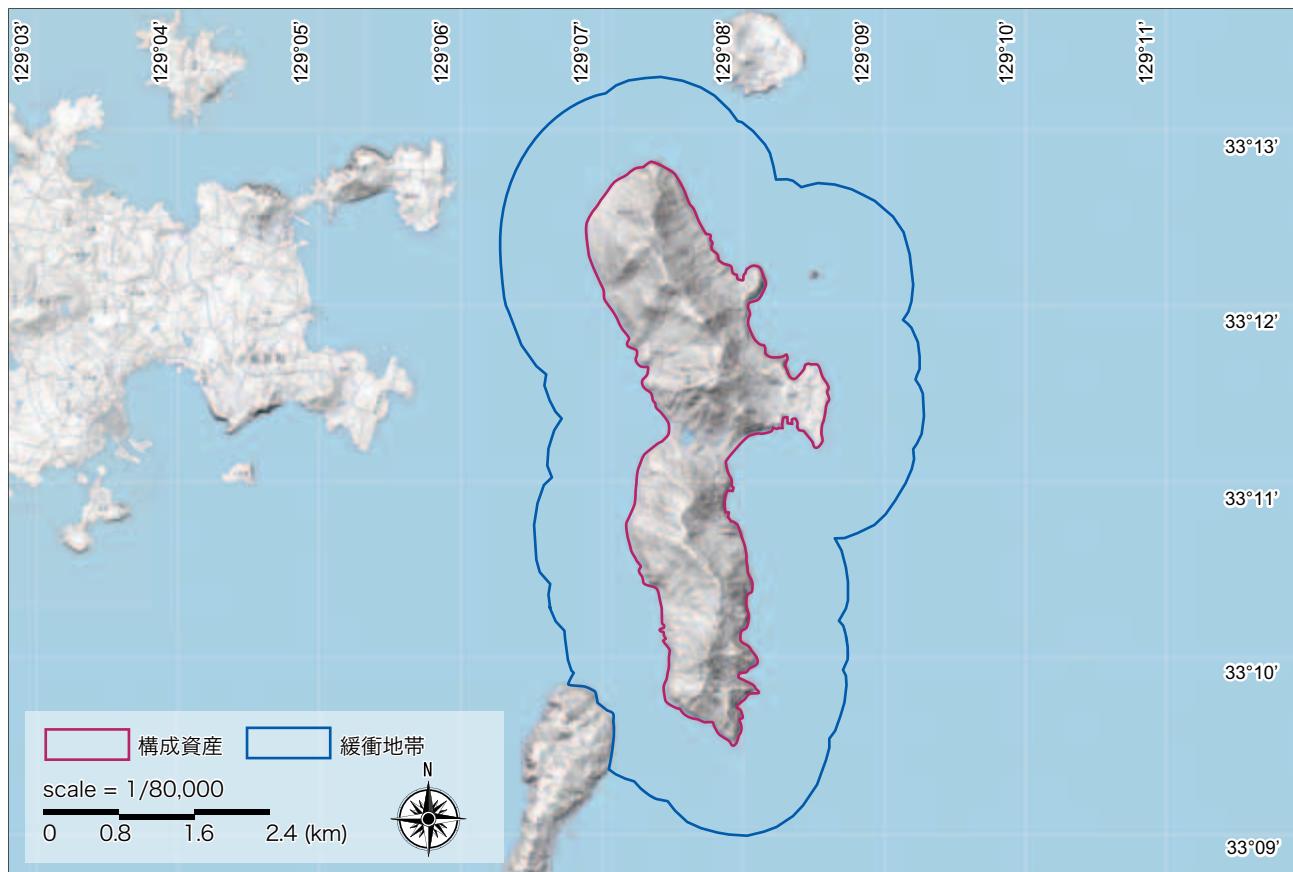
資産及び緩衝地帯の範囲図





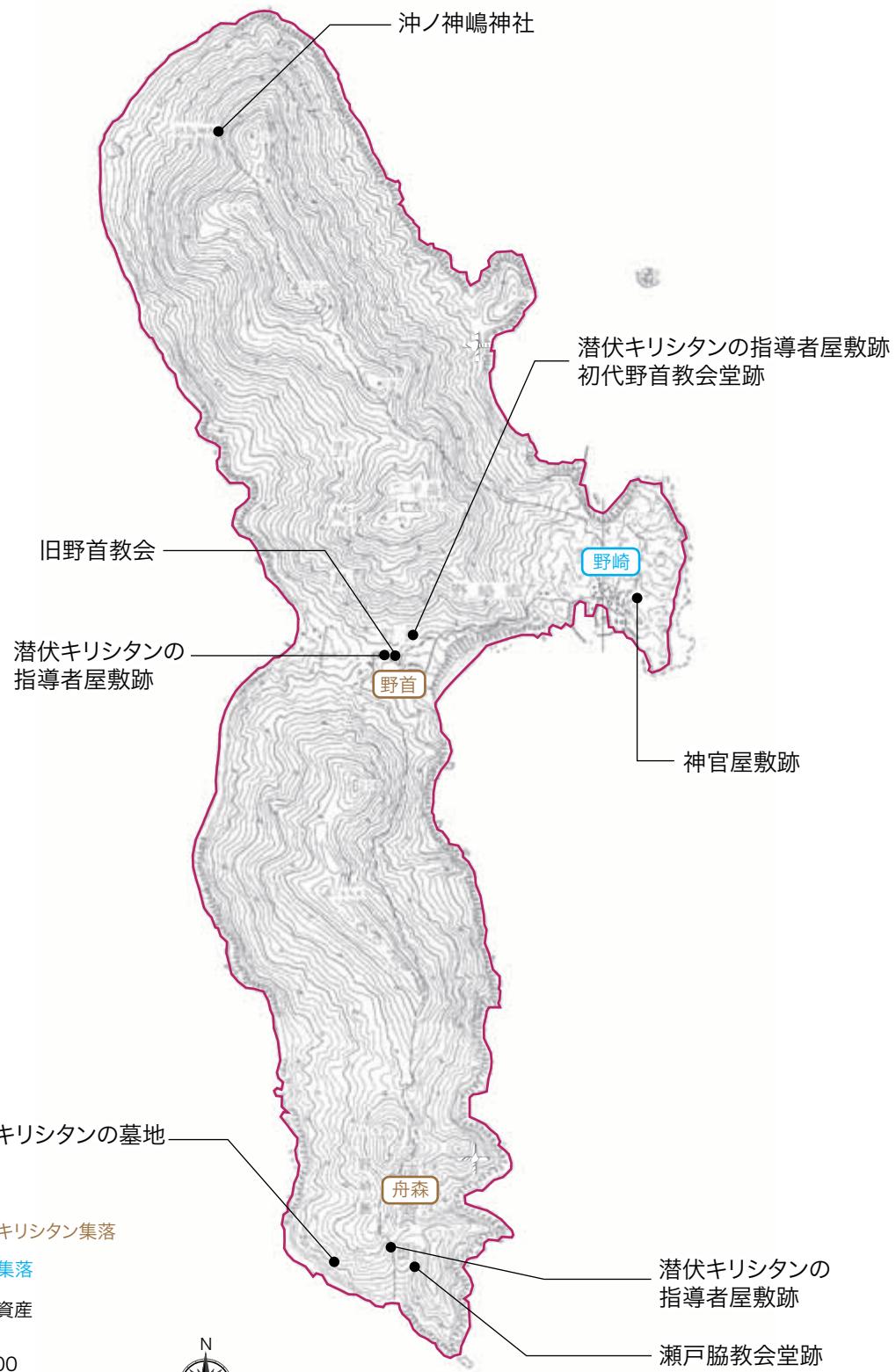
資産拡大図(007 黒島の集落)

008 野崎島の集落跡



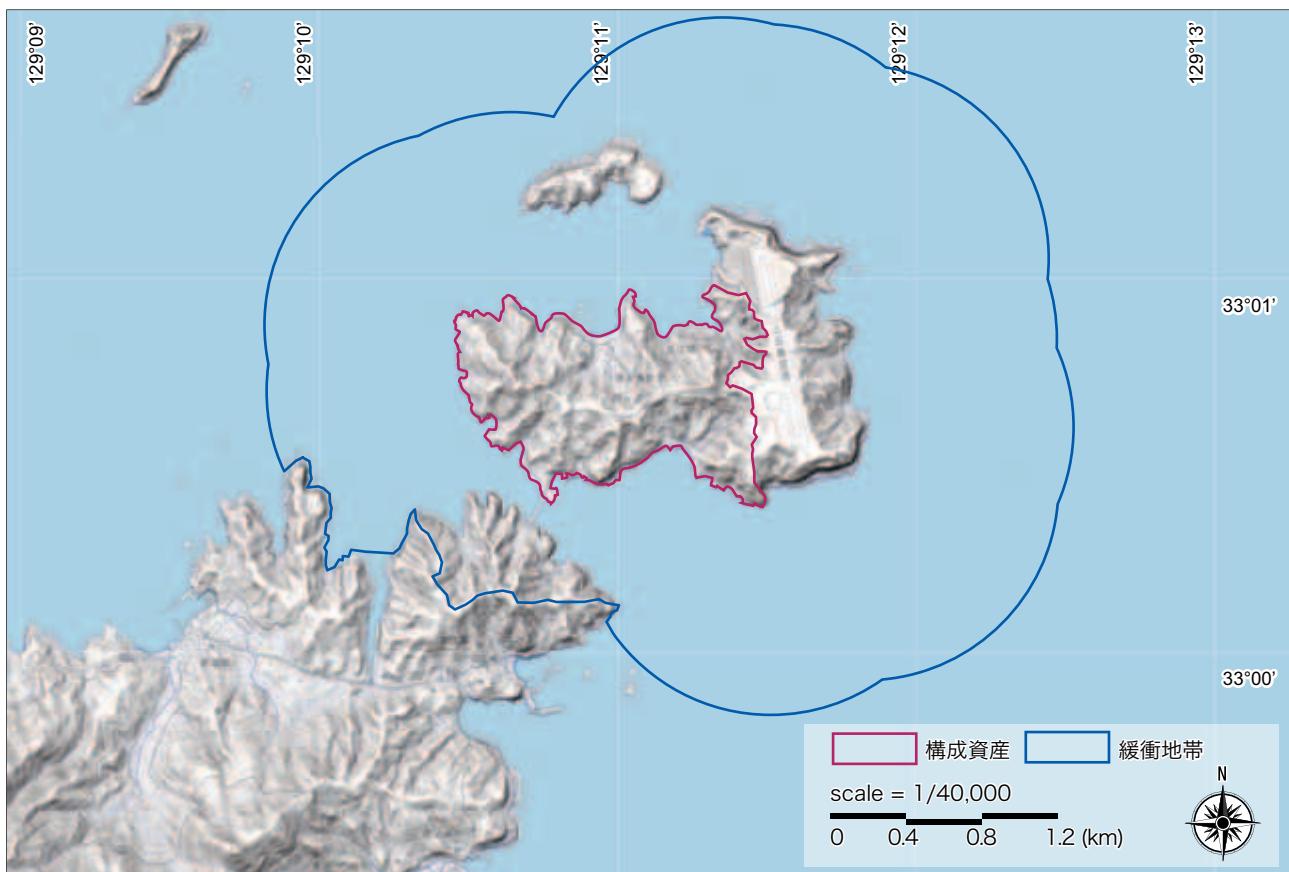
資産及び緩衝地帯の範囲図





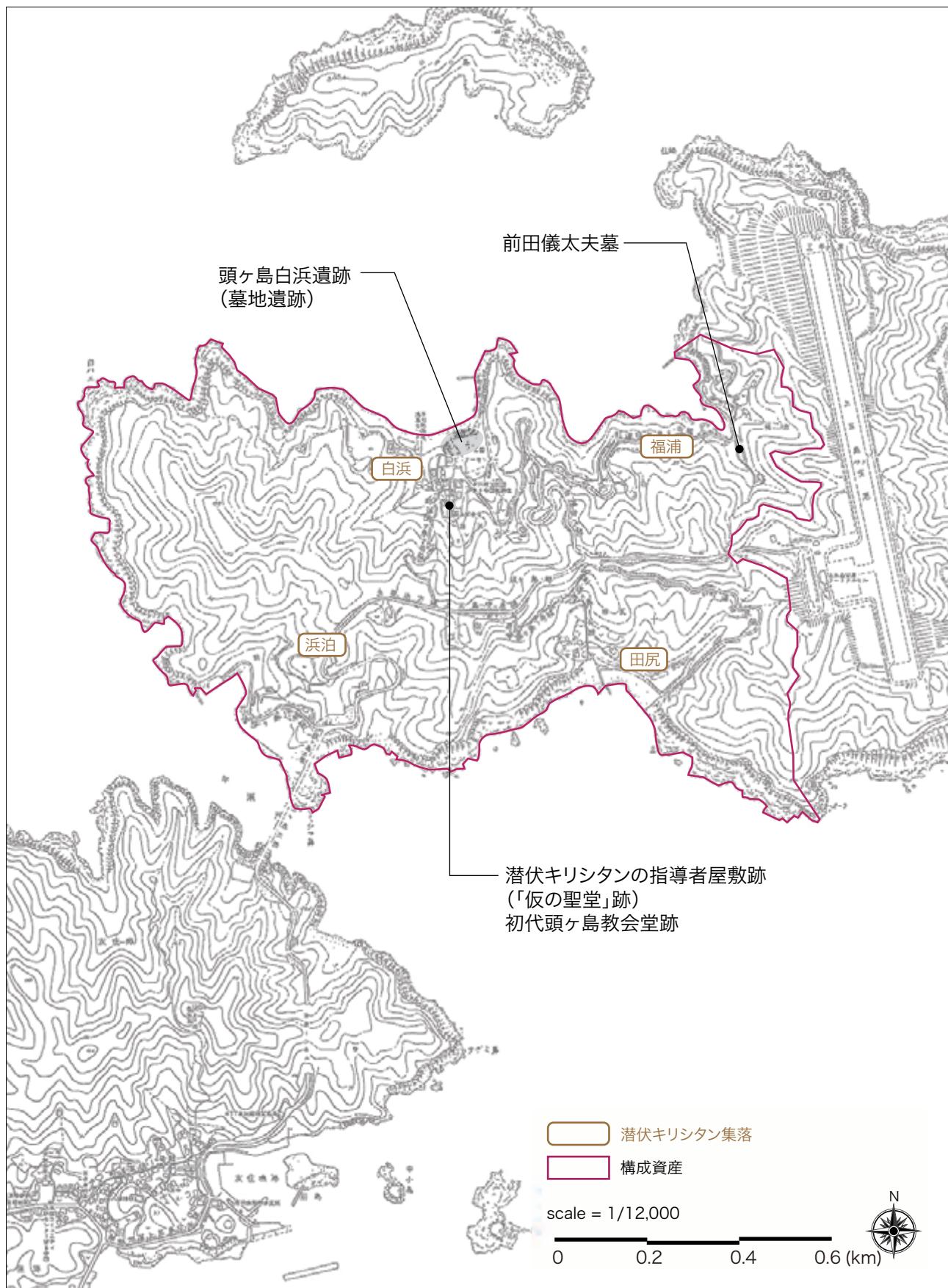
資産拡大図(008 野崎島の集落跡)

009 頭ヶ島の集落



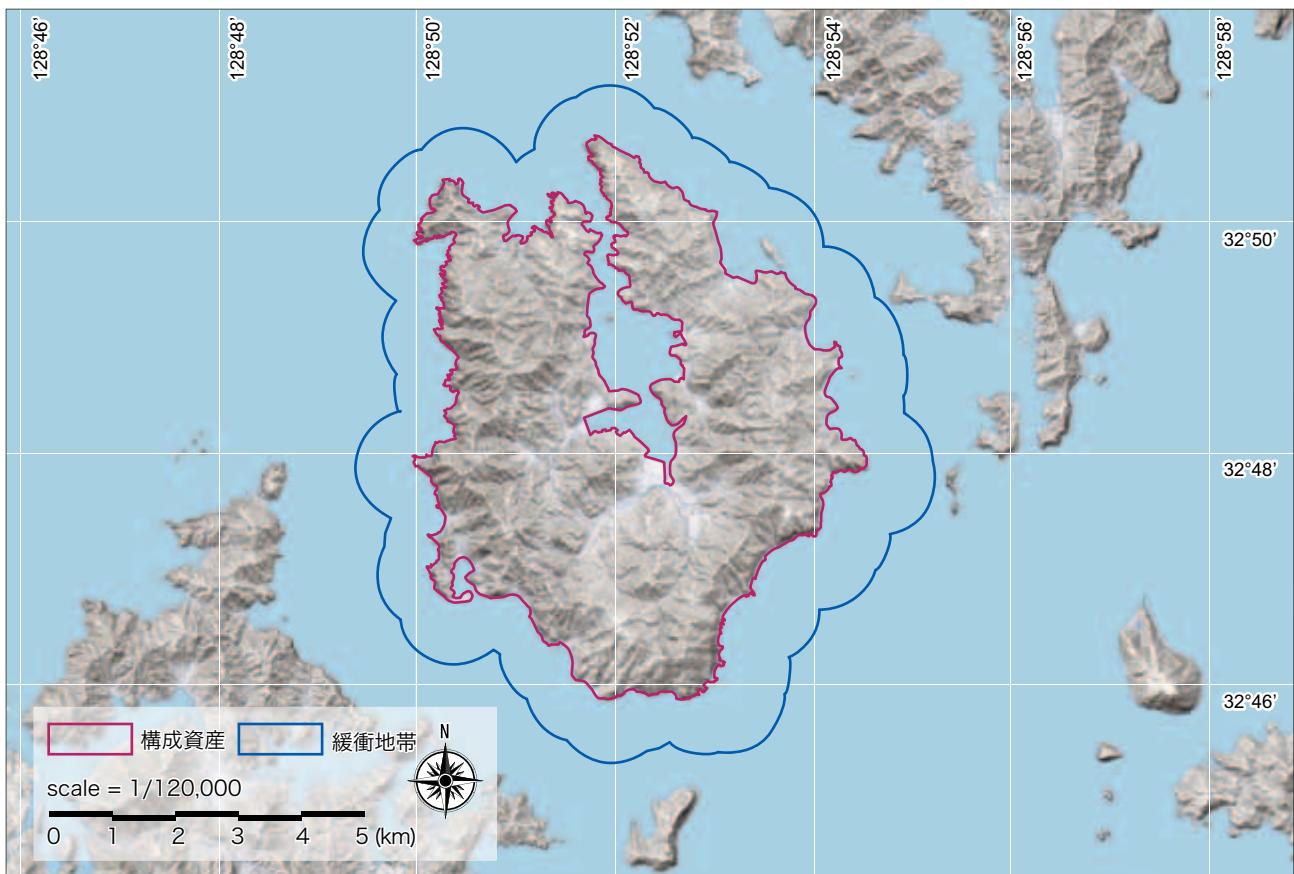
資産及び緩衝地帯の範囲図





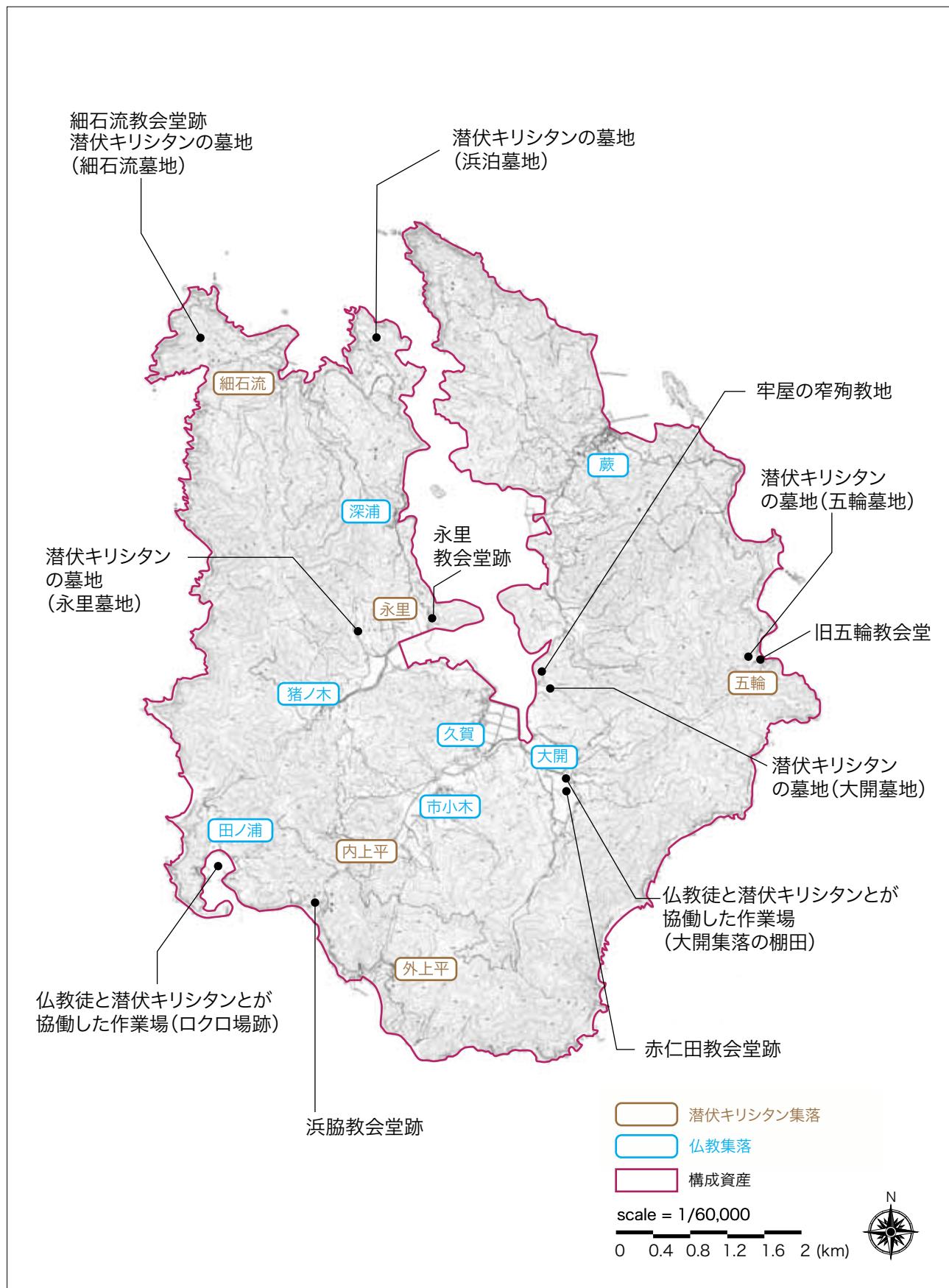
資産拡大図(009 頭ヶ島の集落)

010 久賀島の集落



資産及び緩衝地帯の範囲図



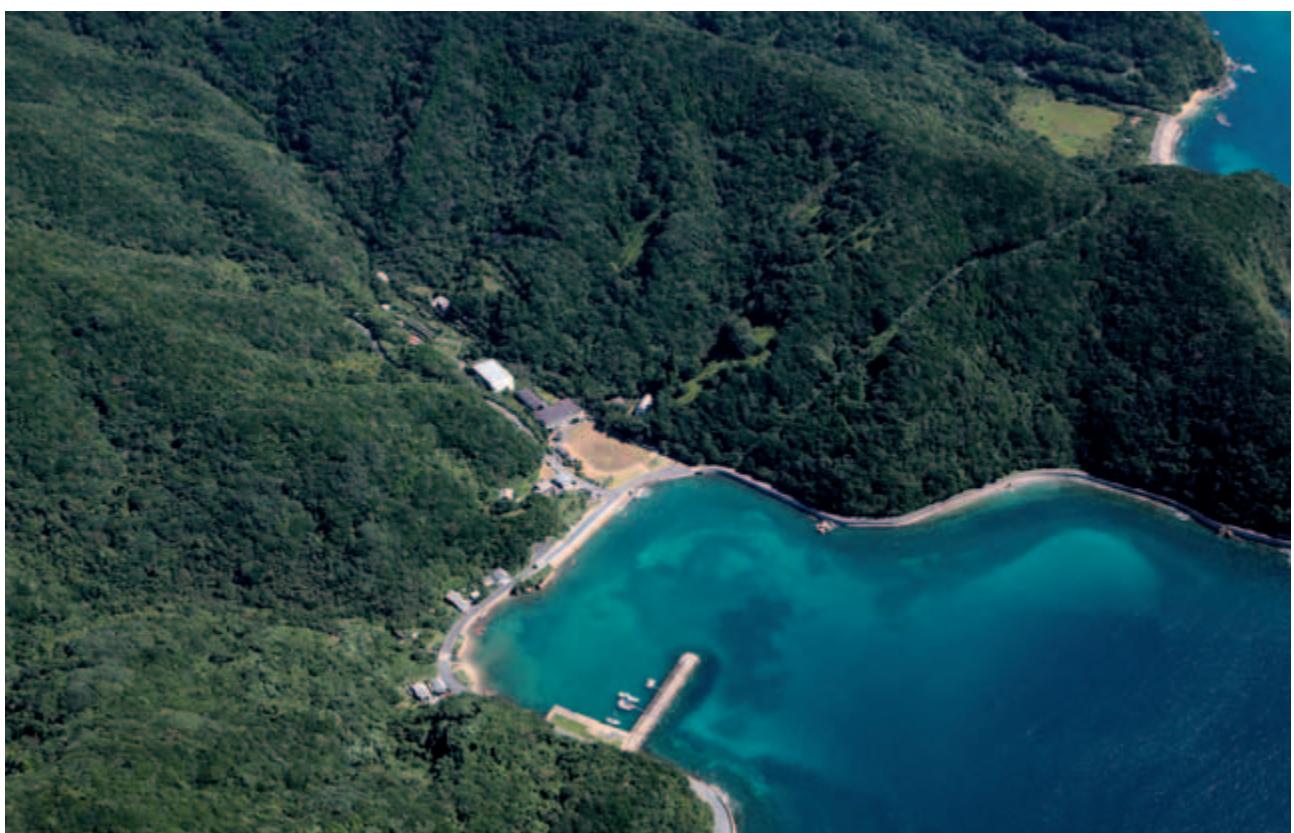


資産拡大図(010 久賀島の集落)

011 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）



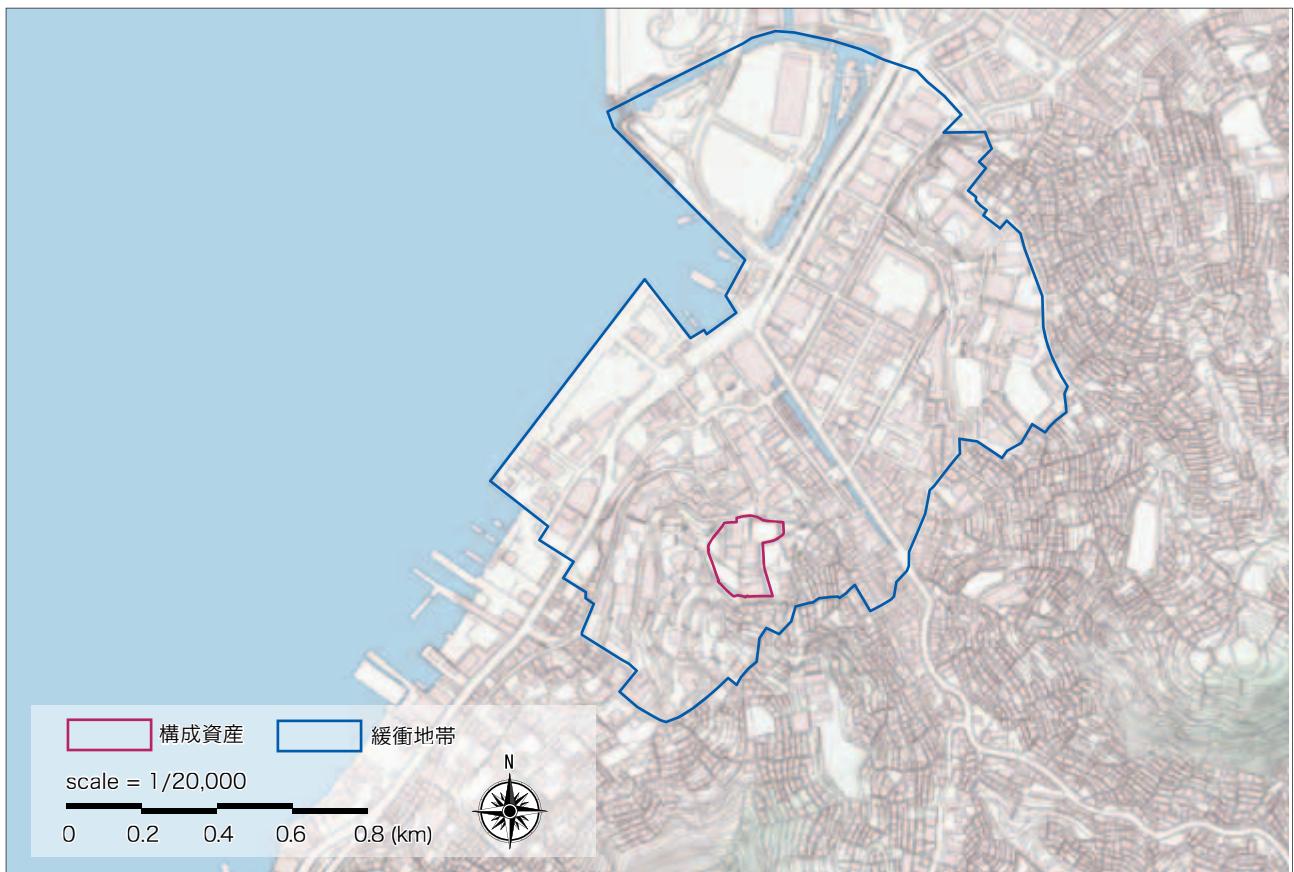
資産及び緩衝地帯の範囲図





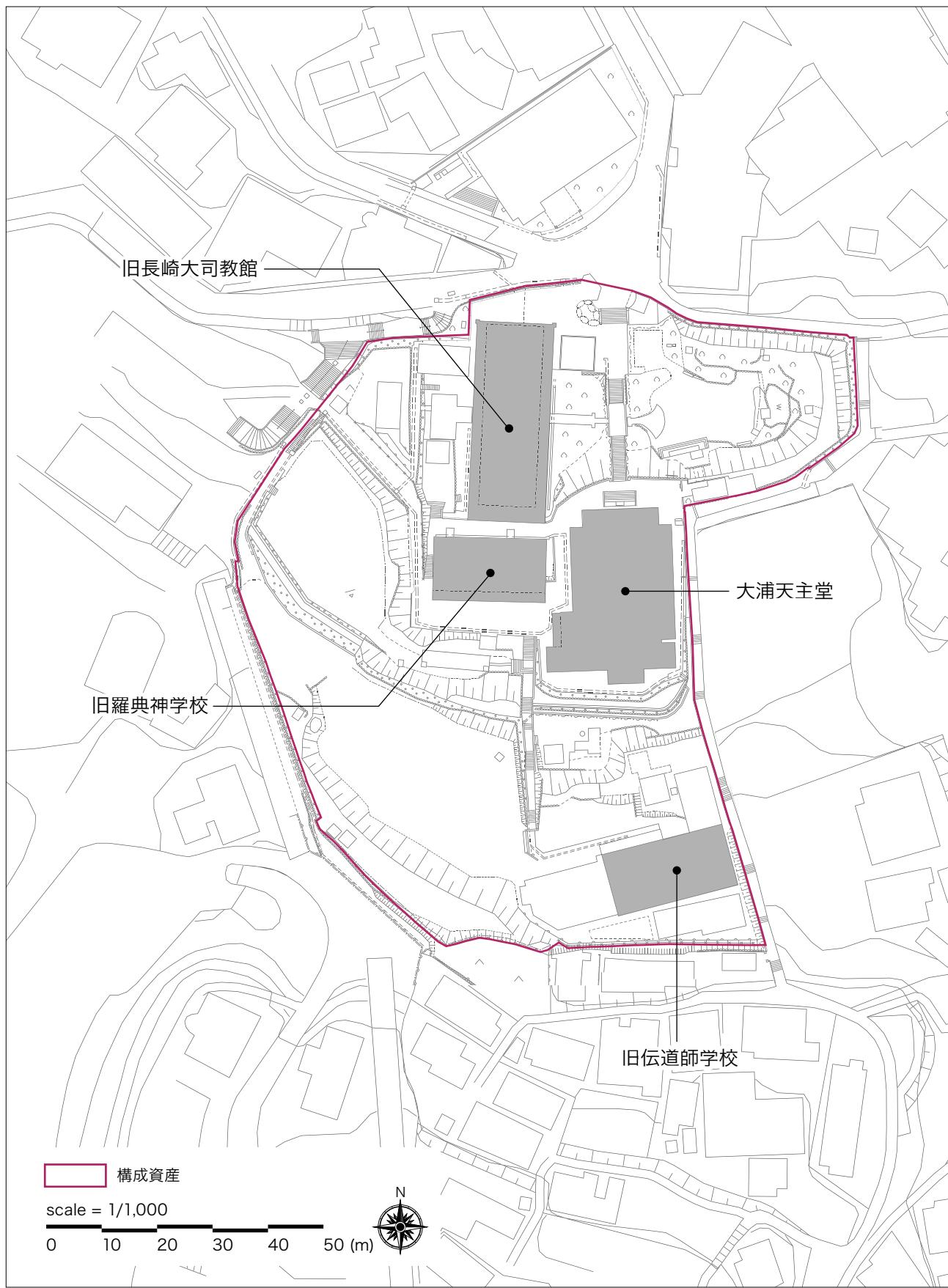
資産拡大図(011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))

012 大浦天主堂



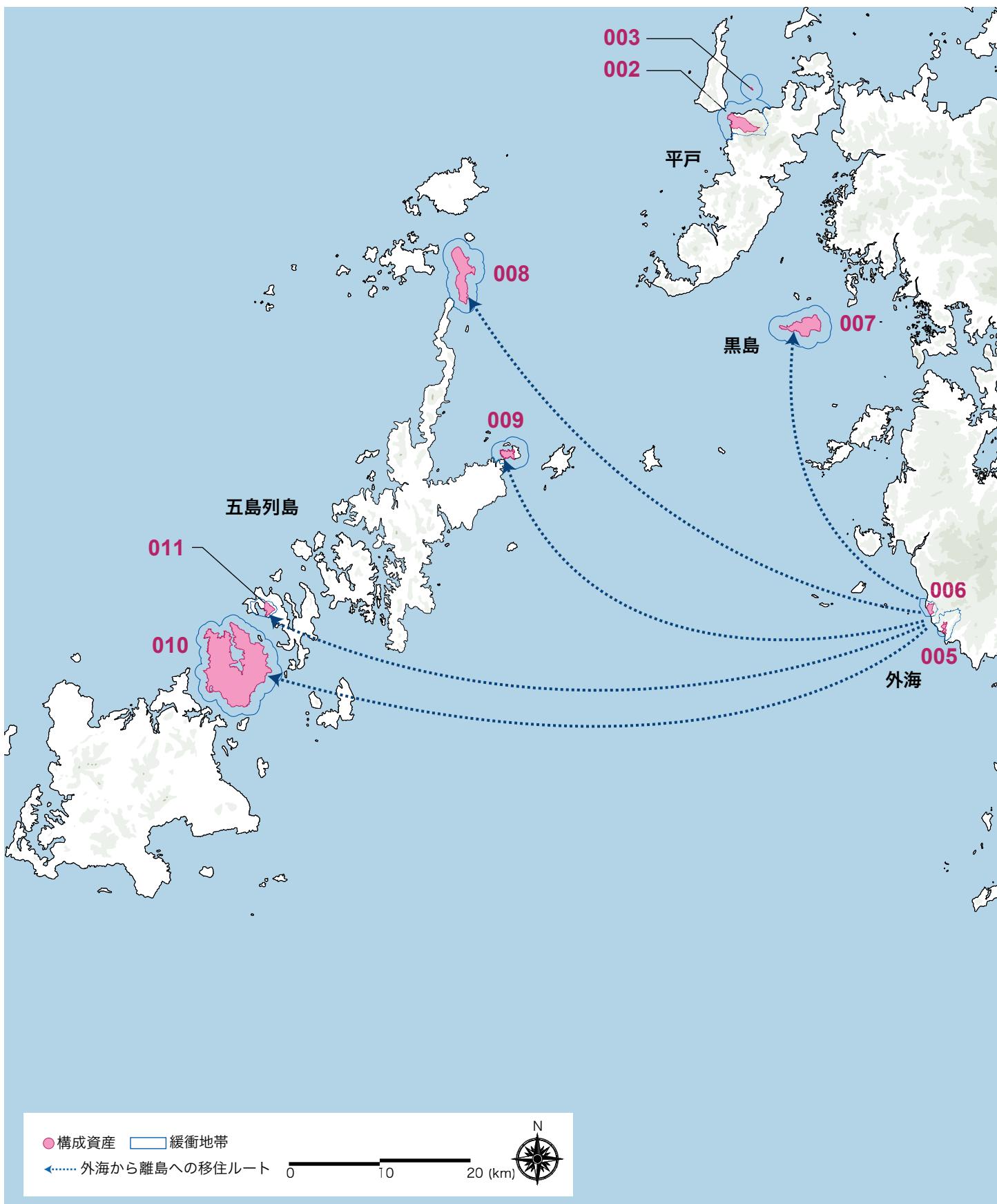
資産及び緩衝地帯の範囲図

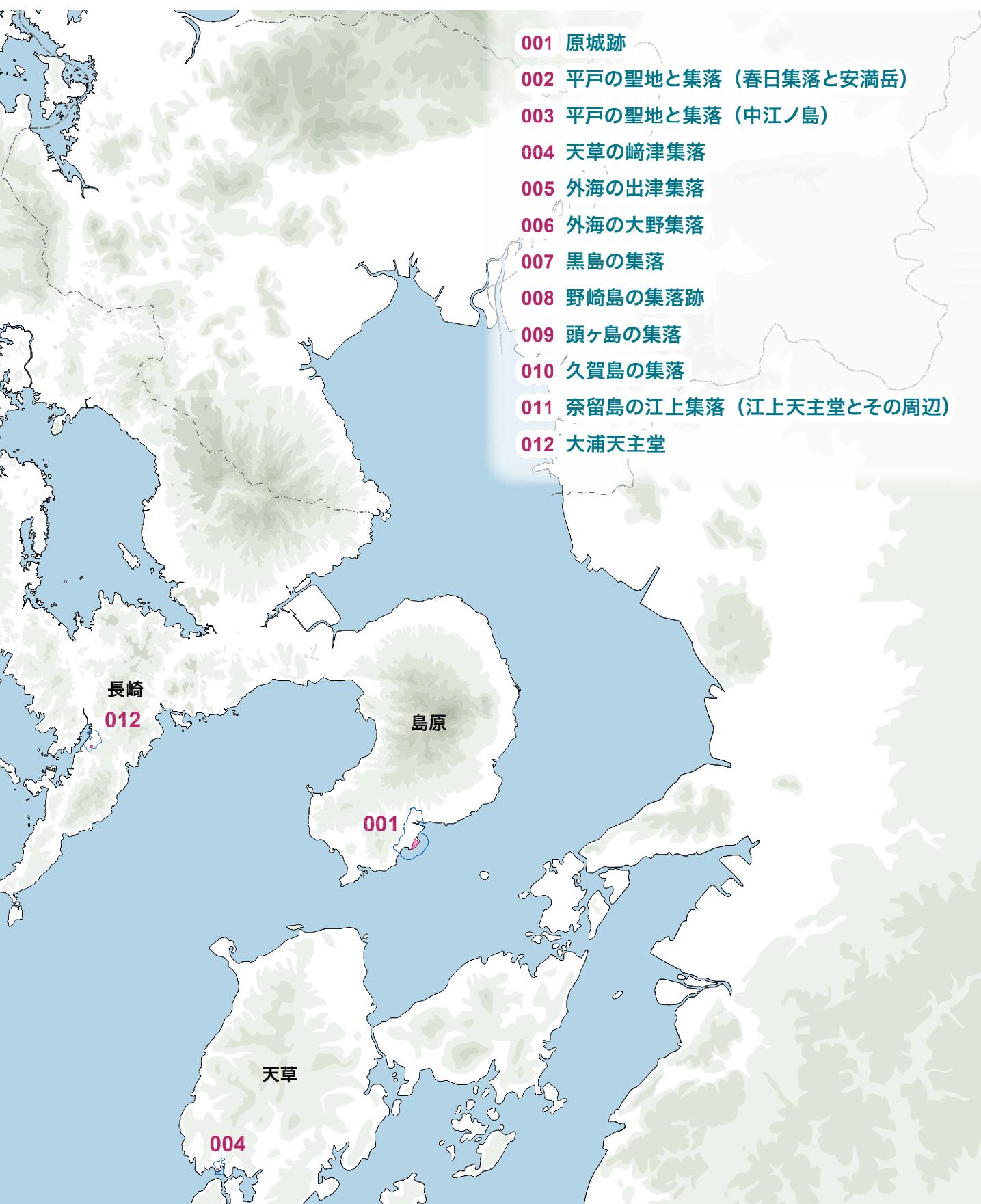




資産拡大図(012 大浦天主堂)

推薦資産及び緩衝地帯の位置図





‘blank page’



推薦書本文

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region

目次

第 1 章

資産の特質	4
1.a 締約国	5
1.b 地方	5
1.c 資産の名称	5
1.d 所在位置	5
1.e 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図	9
1.f 資産面積及び緩衝地帯の面積	33

第 2 章

資産の説明	34
2.a 資産の説明	35
2.b 歴史と発展	179

第 3 章

記載のための価値証明	206
3.1.a 総合的所見	207
3.1.b 評価基準への適合性の証明	209
3.1.c 完全性の言明	212
3.1.d 真実性の言明	216
3.1.e 保護と管理に必要な措置	221
3.2 比較研究	223
3.3 顕著な普遍的価値の言明	249

第 4 章

保全状況と資産に影響を与える諸条件	252
4.a 現在の保全状況	253
4.b 資産に影響を与える諸条件	263

第 5 章

保護と管理	284
5.a 所有関係	285
5.b 法に基づく保護	287
5.c 保護措置の実施手段	290
5.d 推薦資産が所在する県・市町に関係する諸計画	317

目次

5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制	323
5.f 財源及び財政水準	335
5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修	336
5.h 来訪者用の施設と基盤整備	339
5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画	385
5.j 専門分野・技術・管理に関する人的措置	390

第 6 章

経過観察(モニタリング)の体制	392
6.a 保存状況を計測するための主たる指標	393
6.b 資産の経過観察のための行政上の体制	398
6.c 以前の保全状況報告の成果	400

第 7 章

資料	402
7.a 写真・スライド・図版の目録及び使用許可証、その他のビデオ等の視聴覚材料	403
7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画の写し又は管理体制の解説及び関連諸計画	422
7.c 資産に関する最新の記録又は目録の形態及びその期日	425
7.d 資産に関する記録又は目録、公文書の発行機関とその住所	426
7.e 参考文献一覧	427

第 8 章

監督官庁とその連絡先	430
8.a 推薦書を準備した者	431
8.b 地方行政組織	431
8.c その他の地方行政組織	432
8.d 公式ウェブ・アドレス	433

第 9 章

締約国代表者署名	434
----------	-----

附屬資料 目次

附屬資料 1 ミッドストリームプロセスに関する資料 (2016年2月～7月)

- a. ICOMOS ミッドストリームレポート (2016年7月)
- b. ミッドストリームレポートへの反論 (2016年10月)
- c. アドバイザリーミッションに用いた資料 (2016年4月～5月)

附屬資料 2 地図及び図面の補足資料

- a. 構成資産及び緩衝地帯の境界図
- b. 構成資産及び緩衝地帯の線引き根拠図

附屬資料 3 構成資産に関する補足情報

- a. 原城跡に関する補足情報
- b. 比較研究に用いた潜伏キリシタン集落の一覧と構成資産に含まれる潜伏キリシタン集落の補足情報
- c. 比較研究に用いた教会建築の一覧とその関係図面

附屬資料 4 推薦資産に含まれる構成資産の目録

- a. 構成資産の目録
- b. 官報告示写し

附屬資料 5 資産の法規制

- a. 構成資産の法規制の概要
- b. 緩衝地帯の法規制の概要

附屬資料 6 包括的保存管理計画

- a. 包括的保存管理計画 (本文)
- b. 個別管理計画の概要
- c. 関係自治体における保存管理体制

附屬資料 7 関係地方公共団体で適用される諸計画

- a. 関係地方公共団体の諸計画概要
- b. 政策横断プロジェクト「世界文化遺産プロジェクト」(長崎県)

第1章

資産の特質



第1章 資産の特質

1.a 締約国

日本

1.b 地方

長崎県・熊本県

1.c 資産の名称

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

1.d 所在位置

日本政府が世界遺産一覧表への記載を推薦する「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、東アジアの東端にあたる日本列島の九州島の西北沿岸及びその西北海上の島嶼部に位置する。

推薦する資産は12の構成資産からなり、各構成資産の所在地については表1-001に記すとおりである。

表 1-001 構成資産の所在及び面積

番号	構成資産の名称	所在地	緯度・経度	構成資産の面積 (ha)	緩衝地帯の面積 (ha)	地図番号
001	原城跡	長崎県南島原市	N 32°37'44" E 130°15'16"	48.48	1,181.60	図1-005
002	平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳)	長崎県平戸市	N 33°20'22" E 129°26'38"	320.50	1,934.27	図1-007
003	平戸の聖地と集落 (中江ノ島)	長崎県平戸市	N 33°22'25" E 129°27'52"	2.96		
004	天草の崎津集落	熊本県天草市	N 32°18'44" E 130°1'33"	1.28	152.14	図1-009
005	外海の出津集落	長崎県長崎市	N 32°50'42" E 129°42'2"	35.07	479.25	図1-011
006	外海の大野集落	長崎県長崎市	N 32°51'53" E 129°41'9"	58.09	198.22	図1-013
007	黒島の集落	長崎県佐世保市	N 33°8'21" E 129°32'13"	458.99	1,581.65	図1-015
008	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡 小値賀町	N 33°11'13" E 129°7'46"	704.75	1,824.40	図1-017
009	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡 新上五島町	N 33°0'44" E 129°10'58"	111.48	934.76	図1-019
010	久賀島の集落	長崎県五島市	N 32°48'8" E 128°54'14"	3,732.72	3,589.98	図1-021
011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市	N 32°47'26" E 128°52'48"	94.11	228.48	図1-023
012	大浦天主堂	長崎県長崎市	N 32°44'3" E 129°52'12"	0.91	47.68	図1-025
合 計				5,569.34	12,152.43	

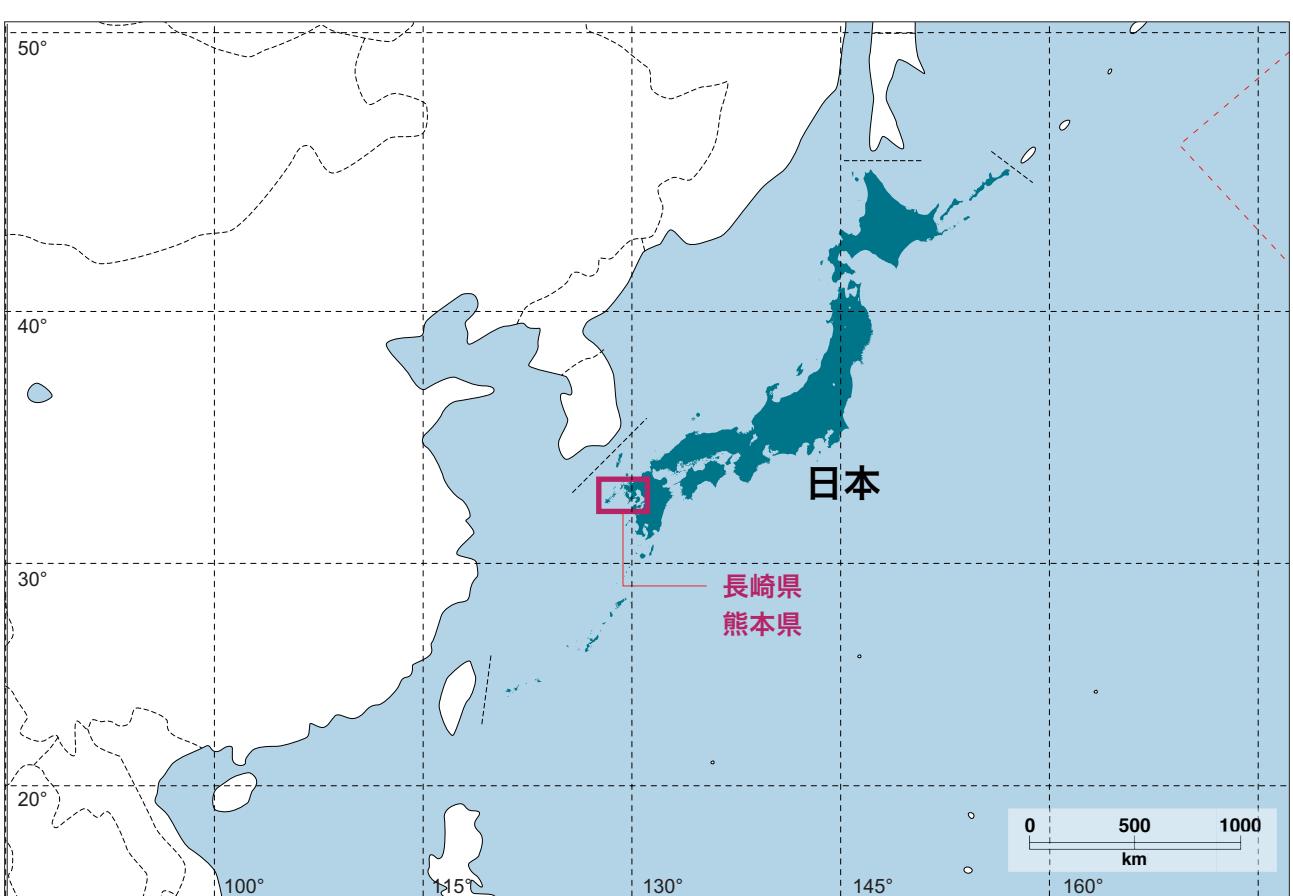
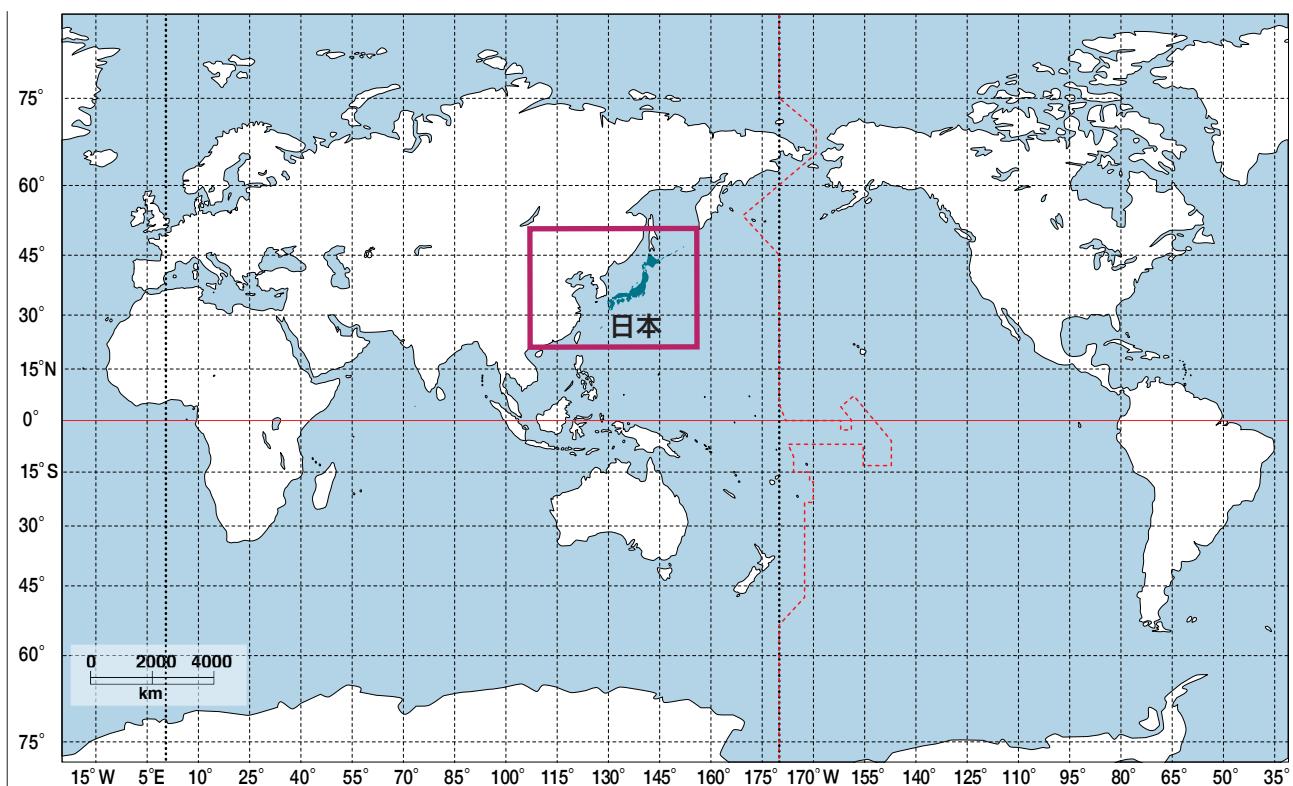




図1-003 九州地方における位置図

1.e 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図

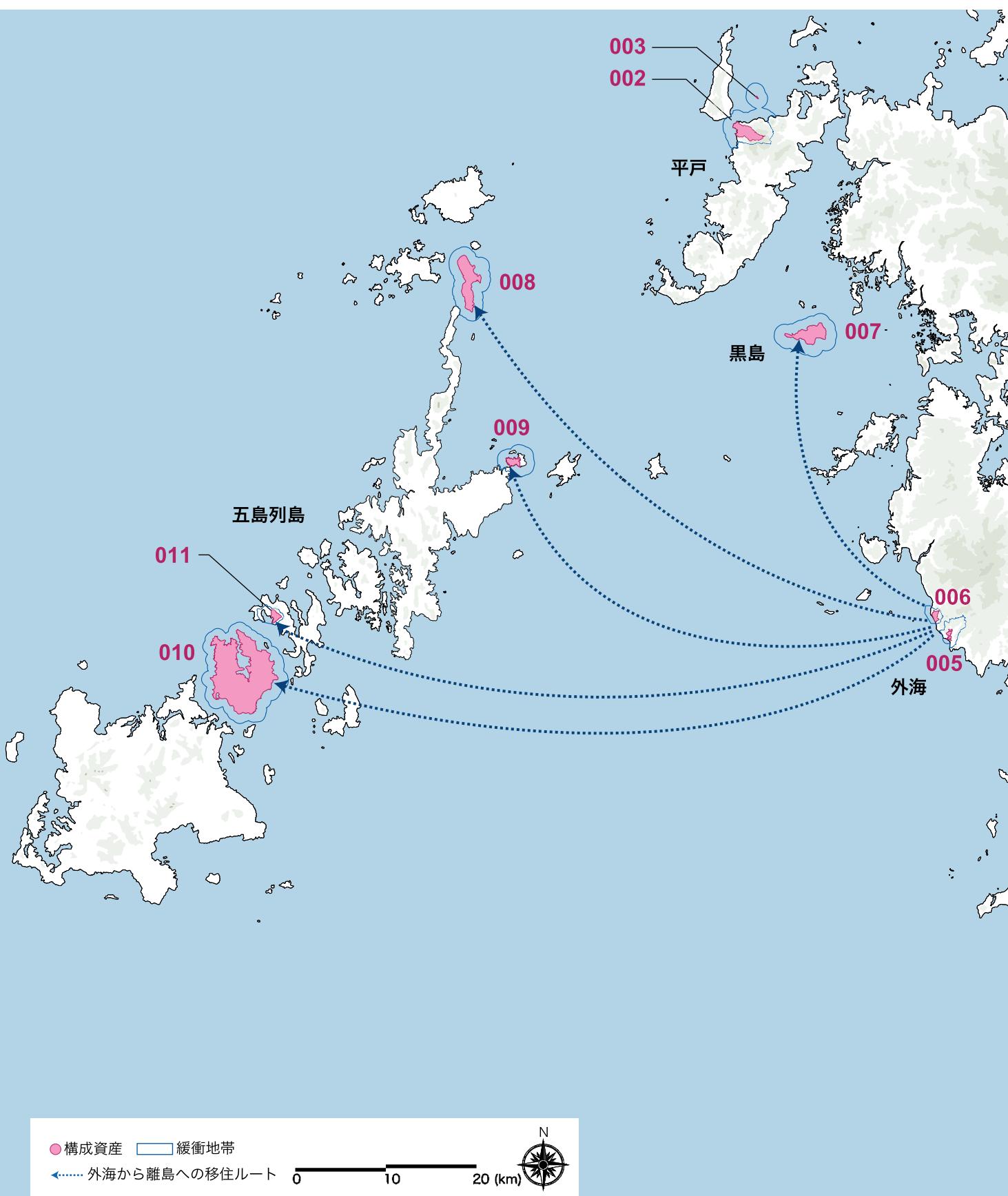
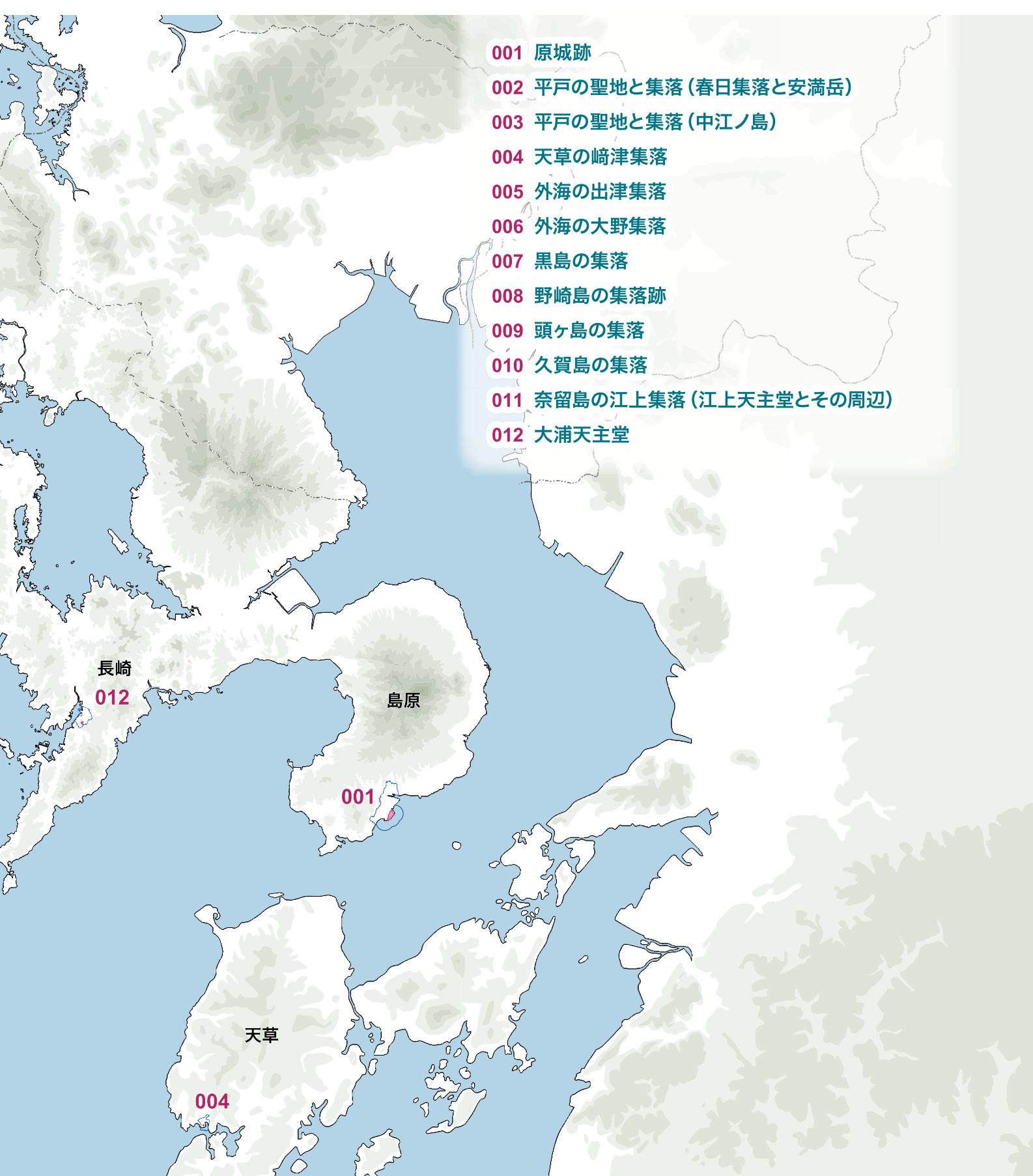


図1-004 推薦資産及び緩衝地帯の位置図



001 原城跡



図 1-005 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

001 原城跡

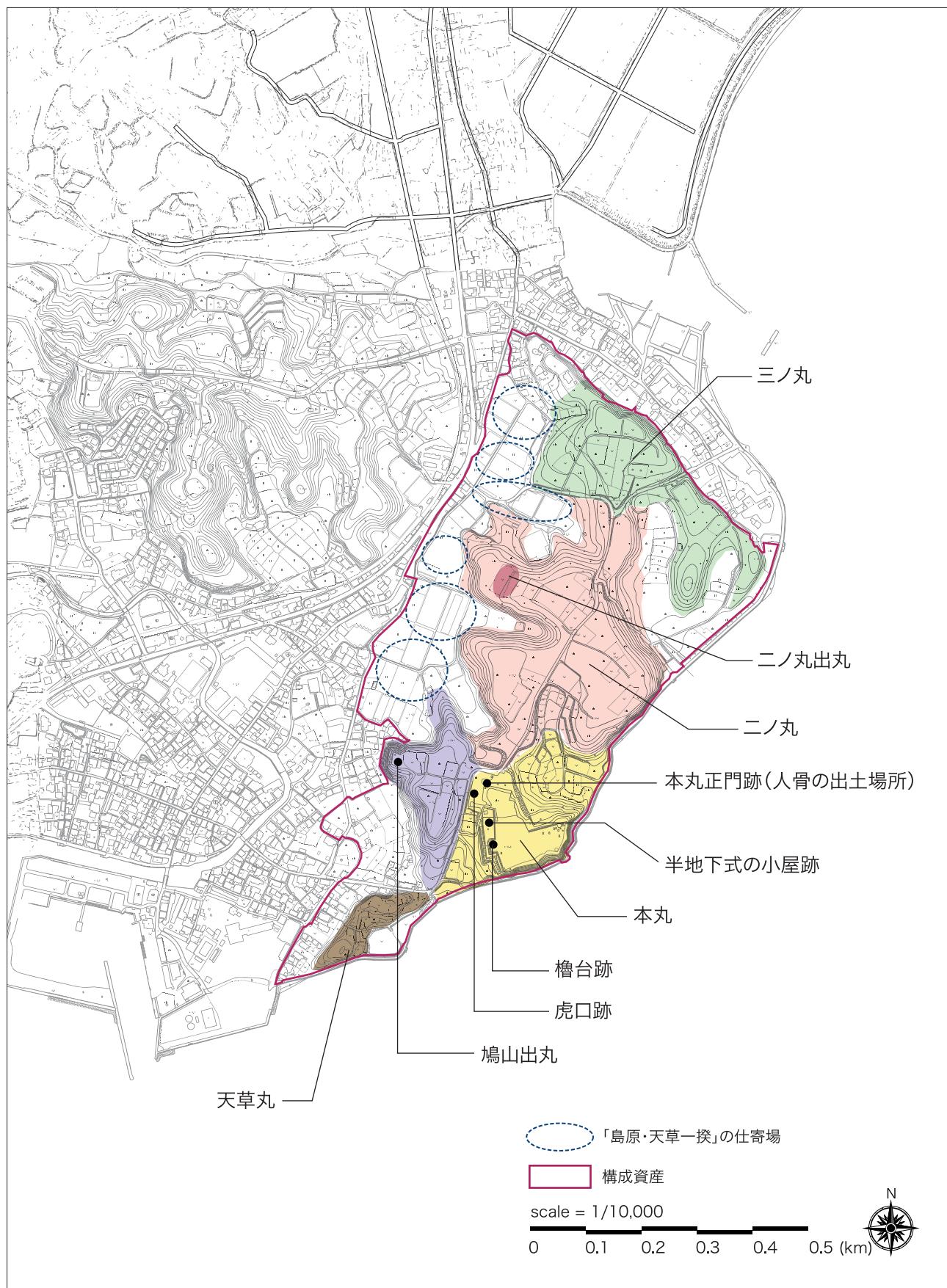


図 1-006 資産拡大図(001 原城跡)

002, 003 平戸の聖地と集落

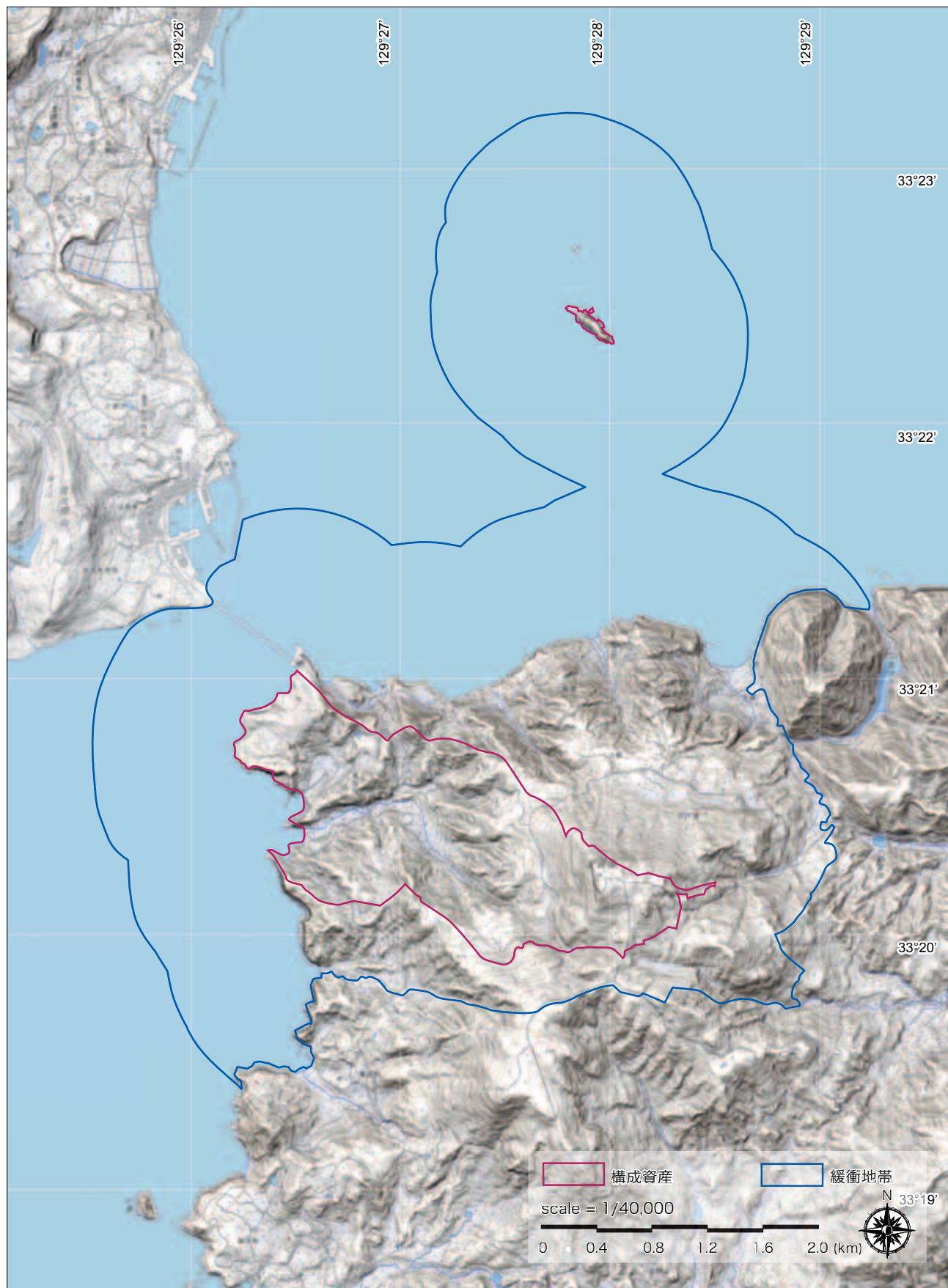


図 1-007 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

002, 003 平戸の聖地と集落

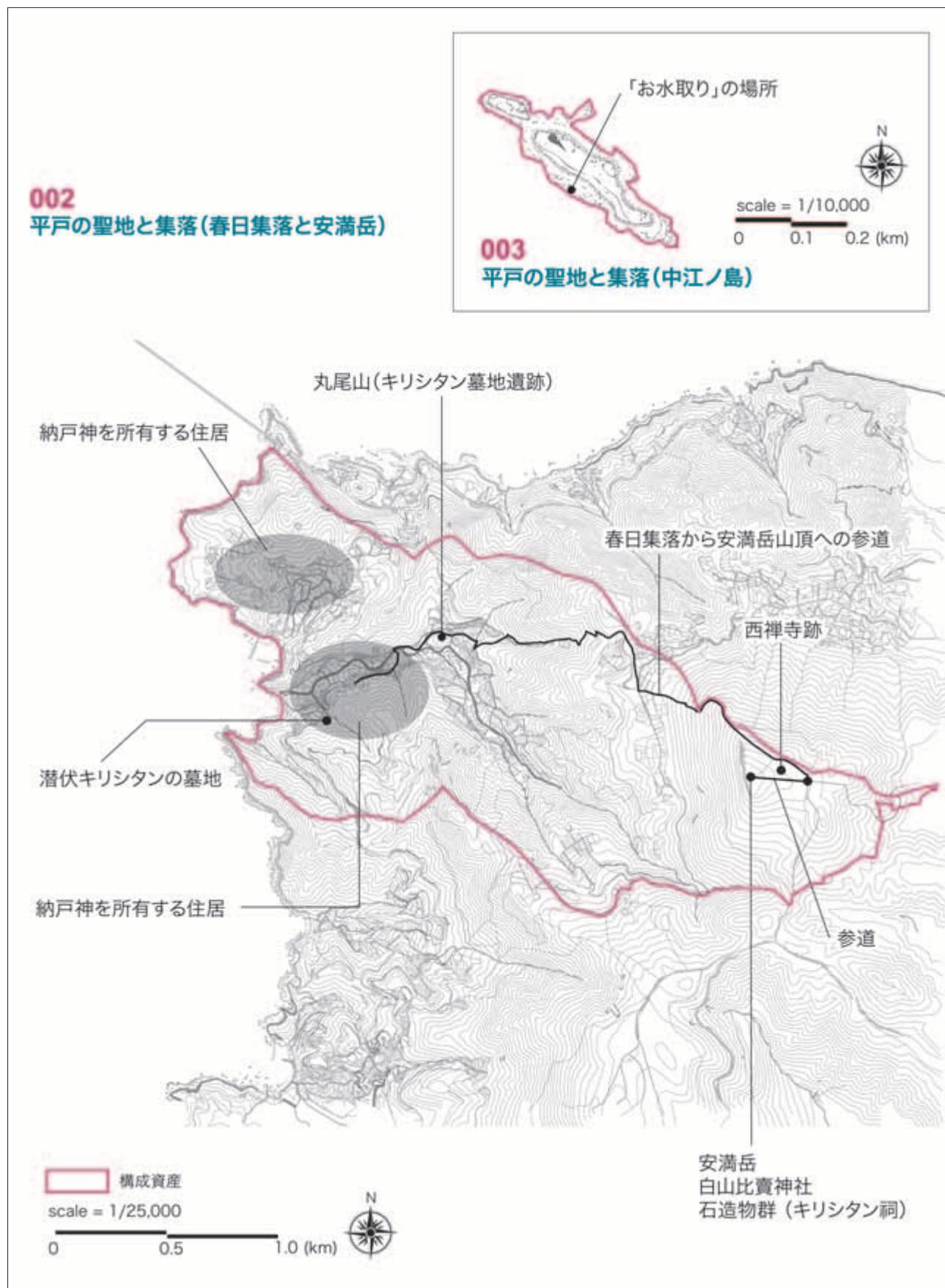


図 1-008 資産拡大図(002, 003 平戸の聖地と集落)

004 天草の崎津集落



図 1-009 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

004 天草の崎津集落

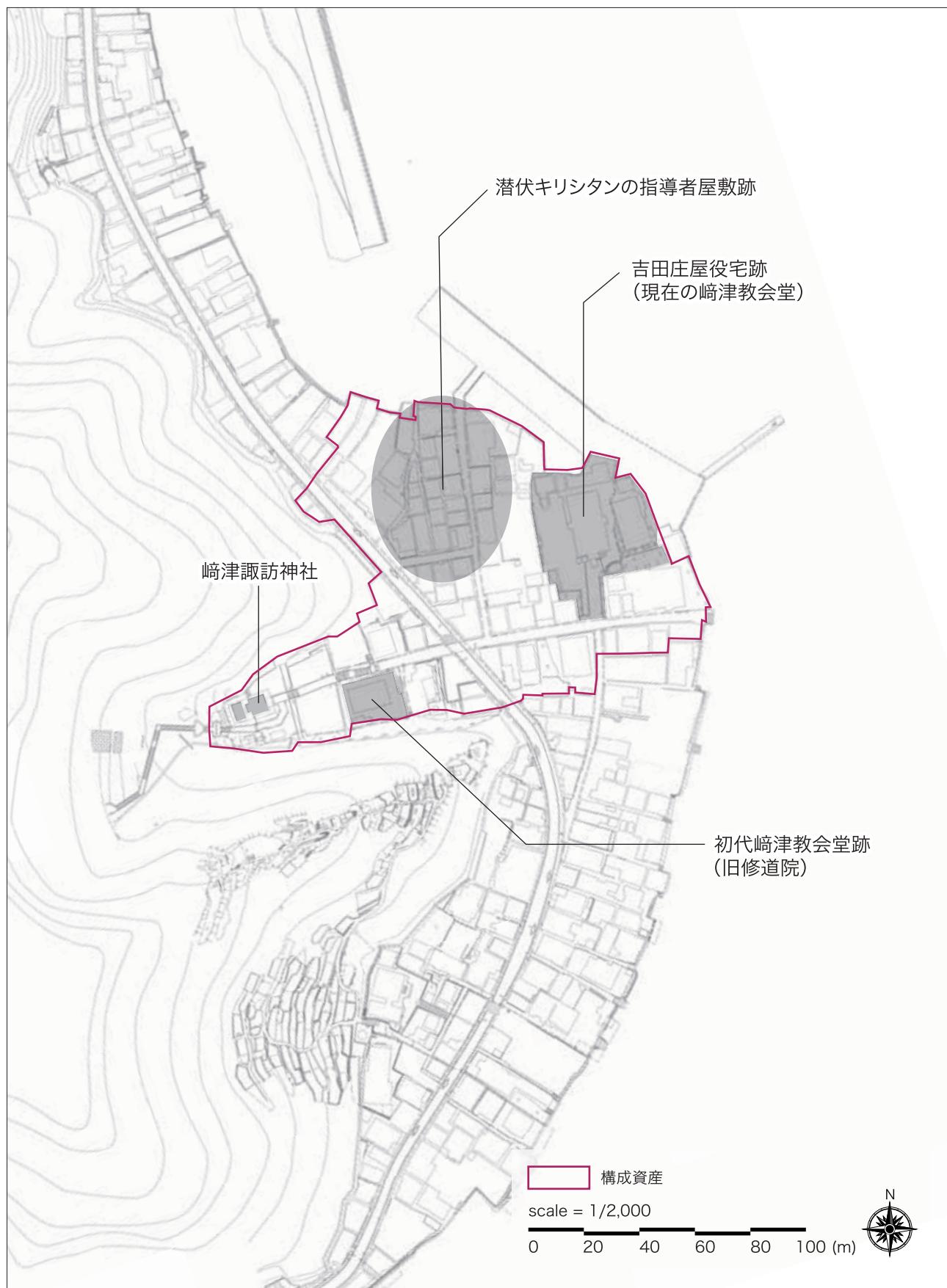


図 1-010 資産拡大図(004 天草の崎津集落)

005 外海の出津集落



図 1-011 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

005 外海の出津集落



図 1-012 資産拡大図(005 外海の出津集落)

006 外海の大野集落



図 1-013 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

006 外海の大野集落



図 1-014 資産拡大図(006 外海の大野集落)

007 黒島の集落



図 1-015 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

007 黒島の集落

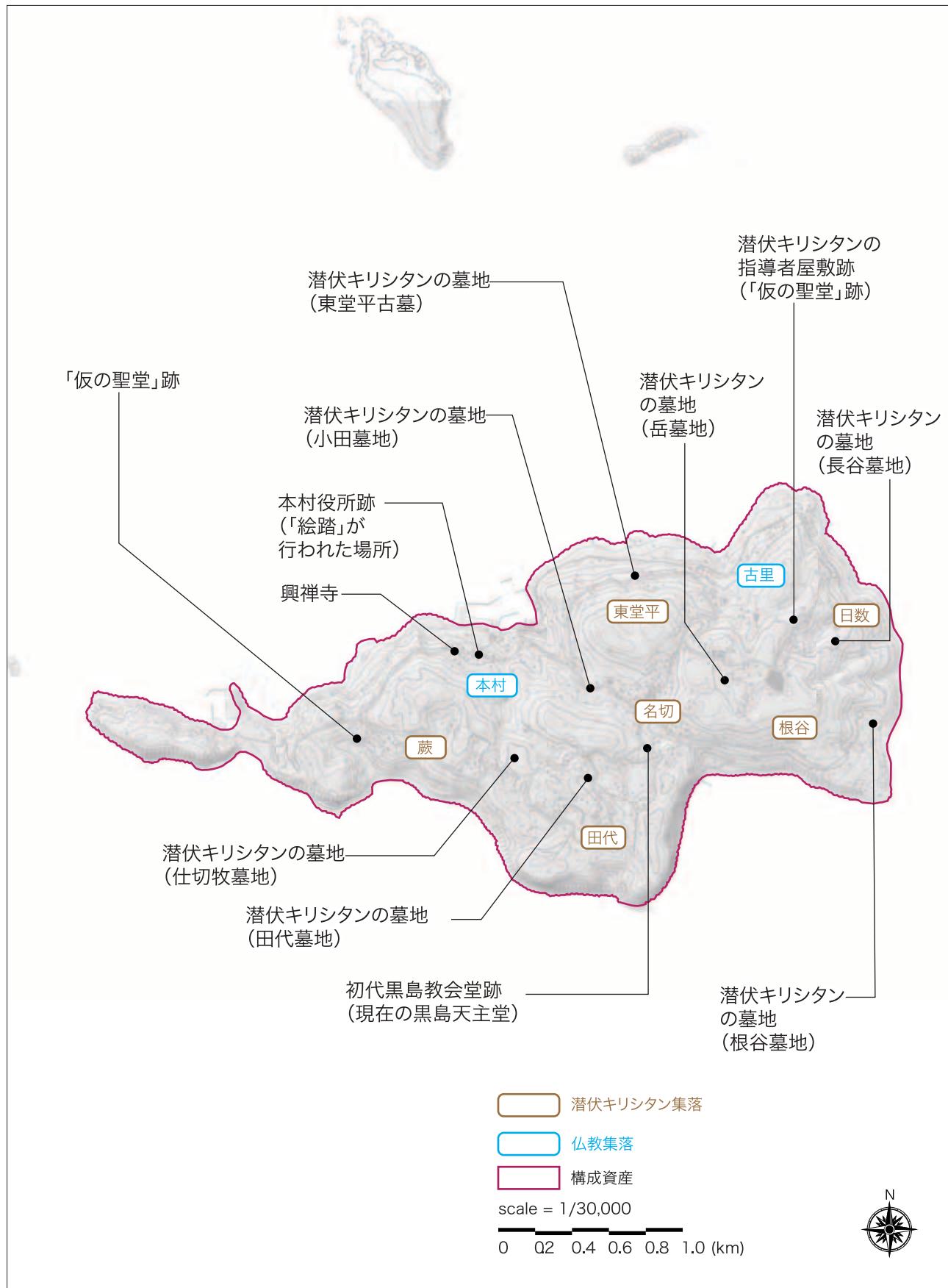


図 1-016 資産拡大図(007 黒島の集落)

008 野崎島の集落跡



図 1-017 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

008 野崎島の集落跡

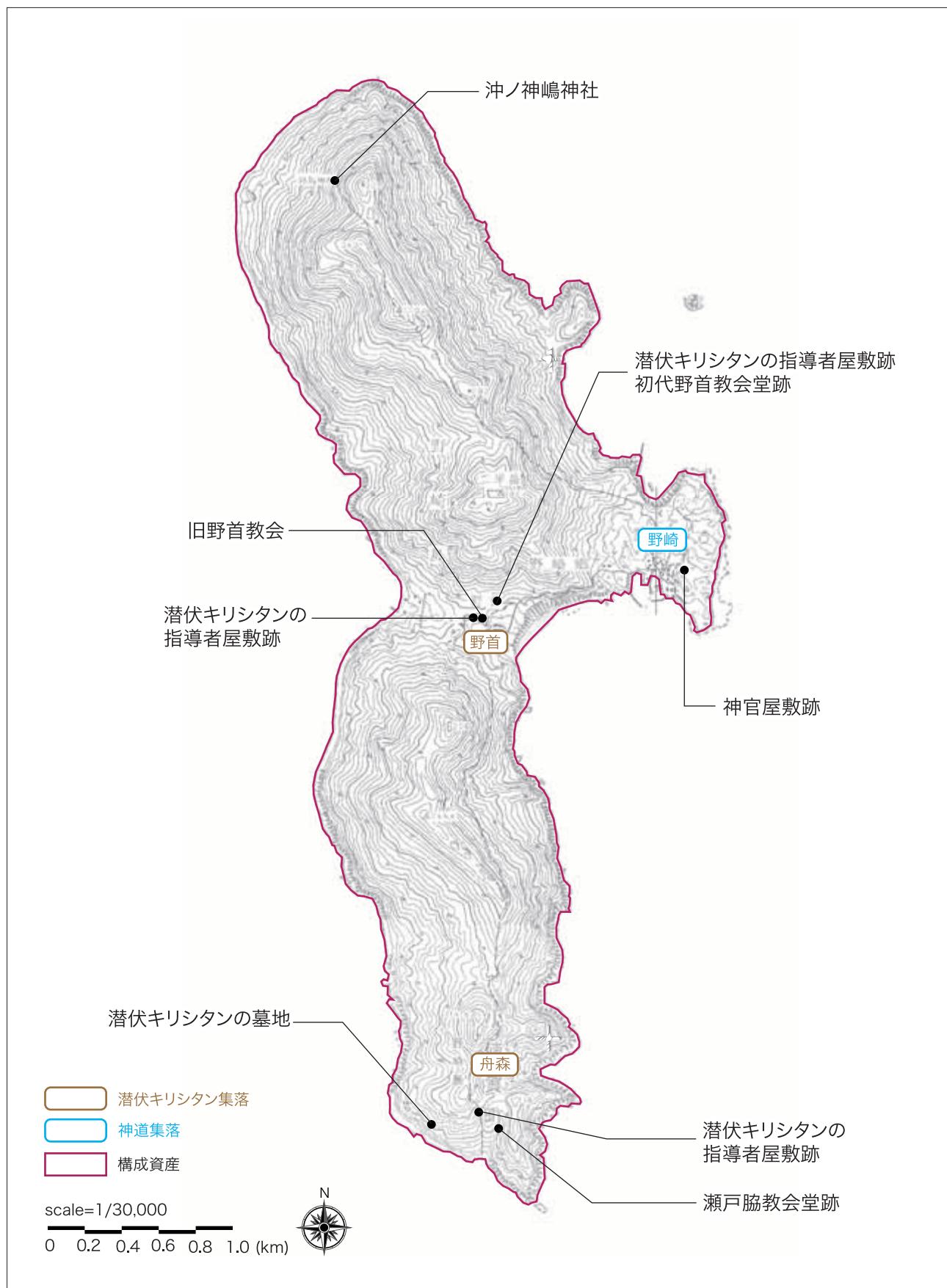


図 1-018 資産拡大図(008 野崎島の集落跡)

009 頭ヶ島の集落

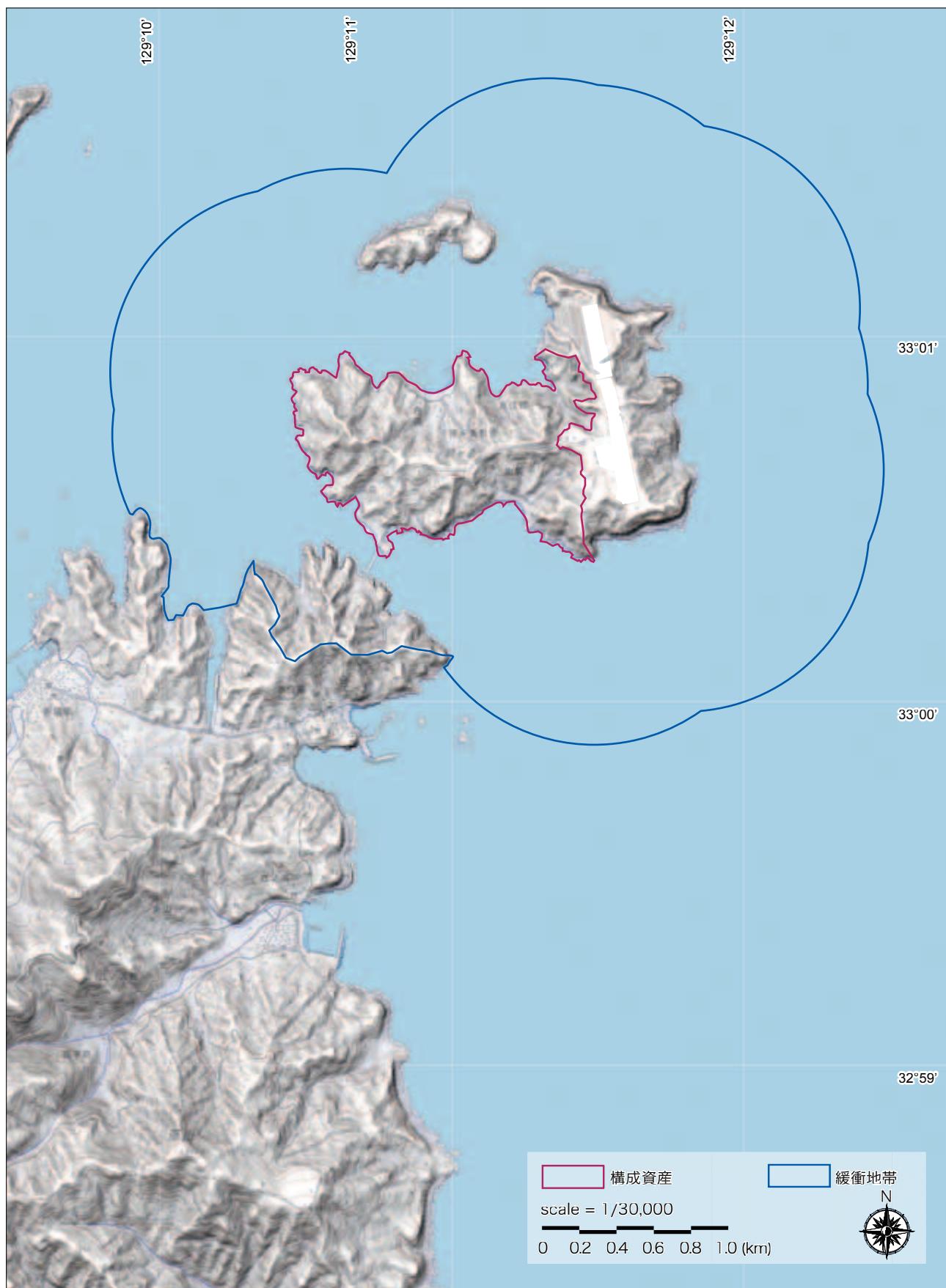


図 1-019 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

009 頭ヶ島の集落

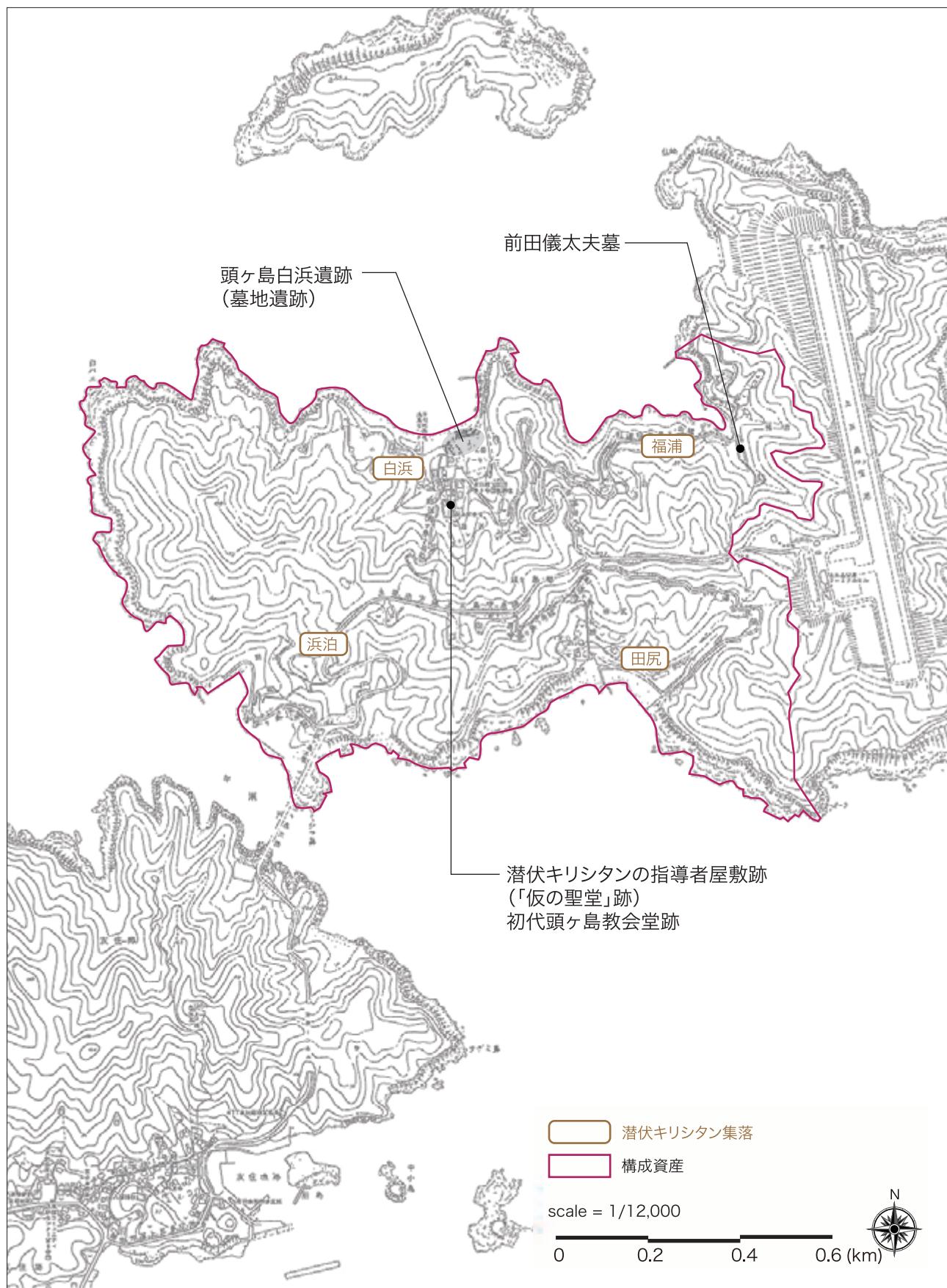


図 1-020 資産拡大図(009 頭ヶ島の集落)

010 久賀島の集落

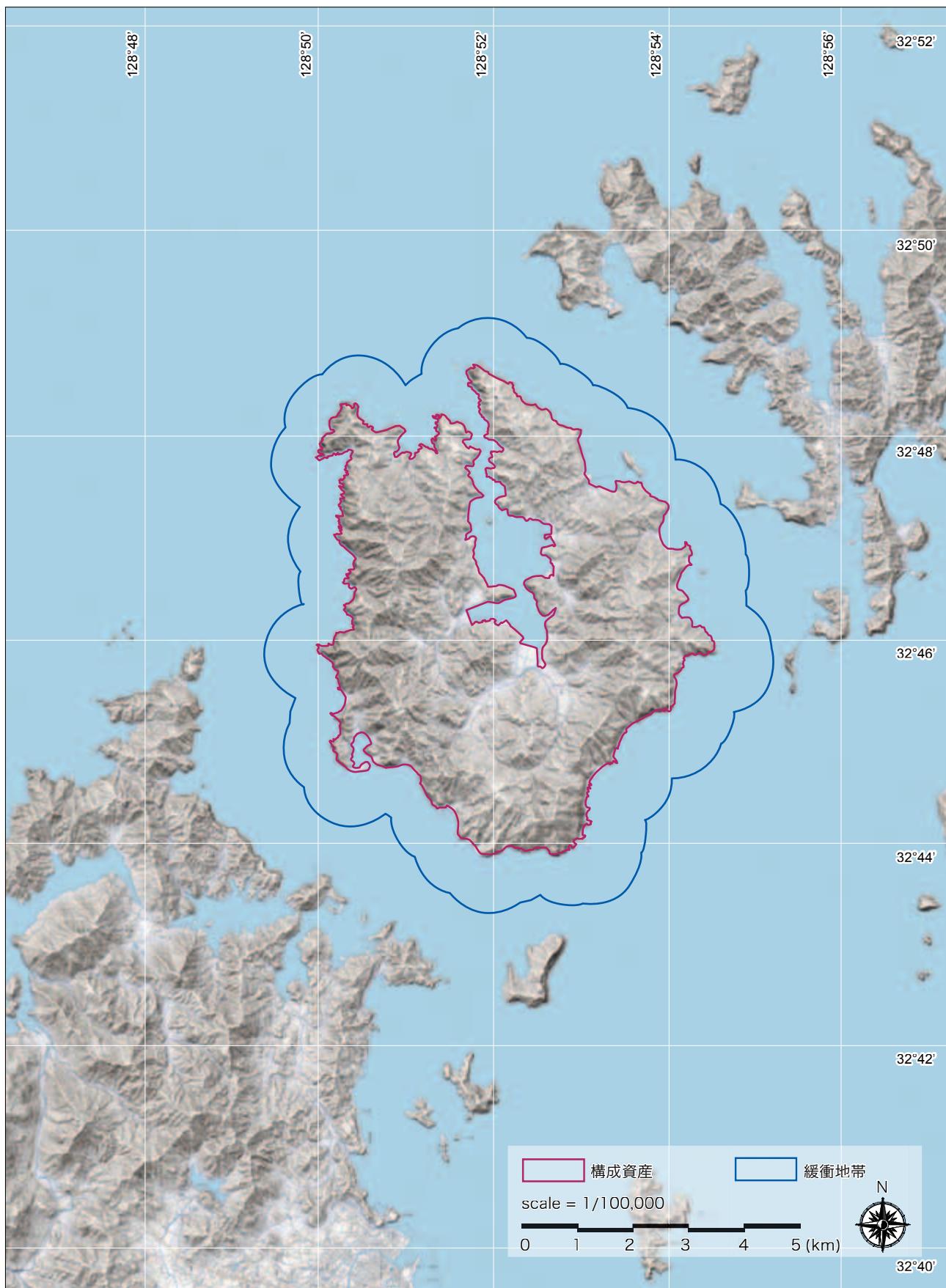


図 1-021 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

010 久賀島の集落

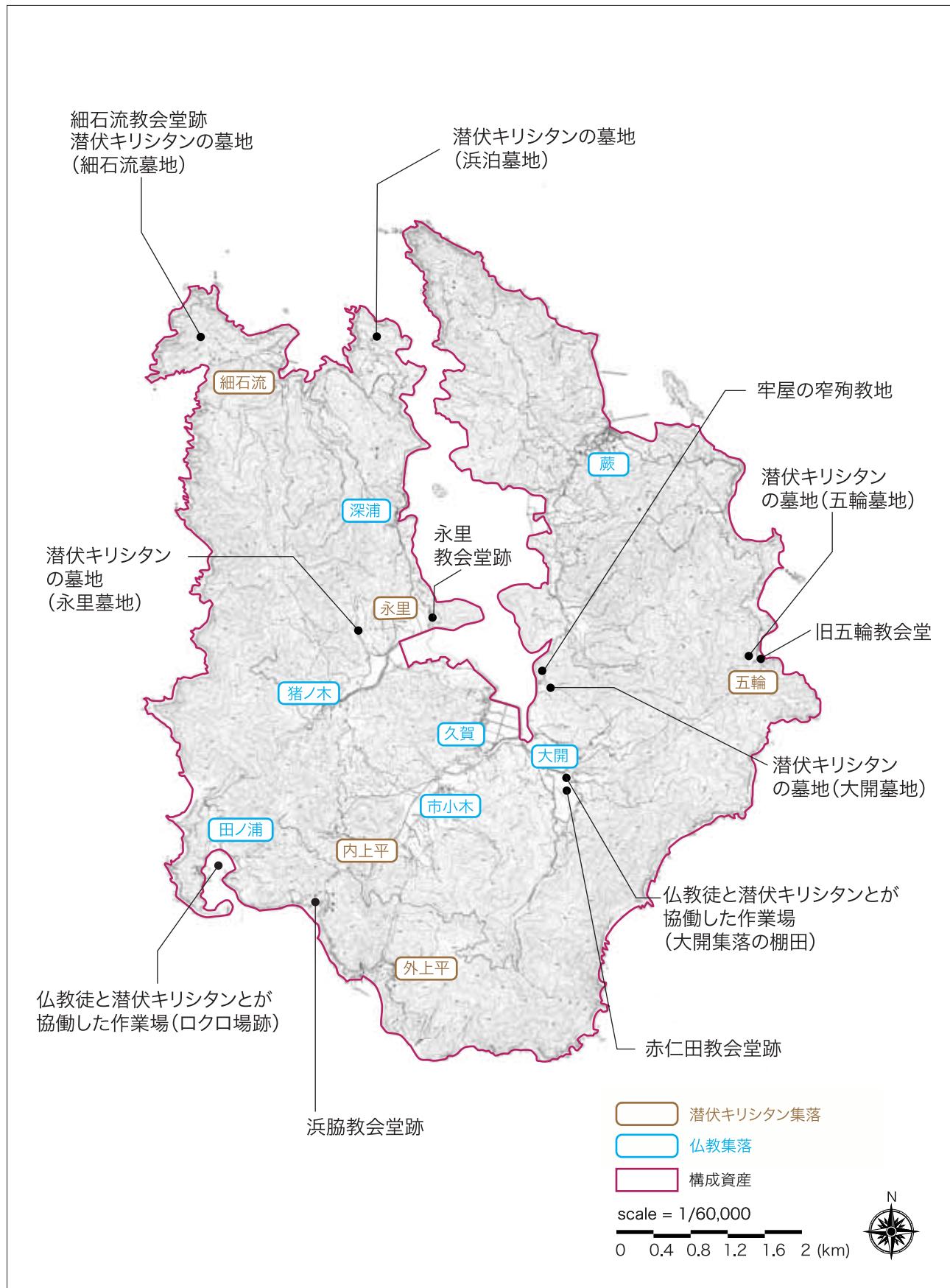


図 1-022 資産拡大図(010 久賀島の集落)

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



図 1-023 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

011 奈留島の江上集落



図 1-024 資産拡大図(011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))

012 大浦天主堂



図 1-025 資産及び緩衝地帯の範囲図(国土交通省国土地理院の数値地図を基に作成)

012 大浦天主堂

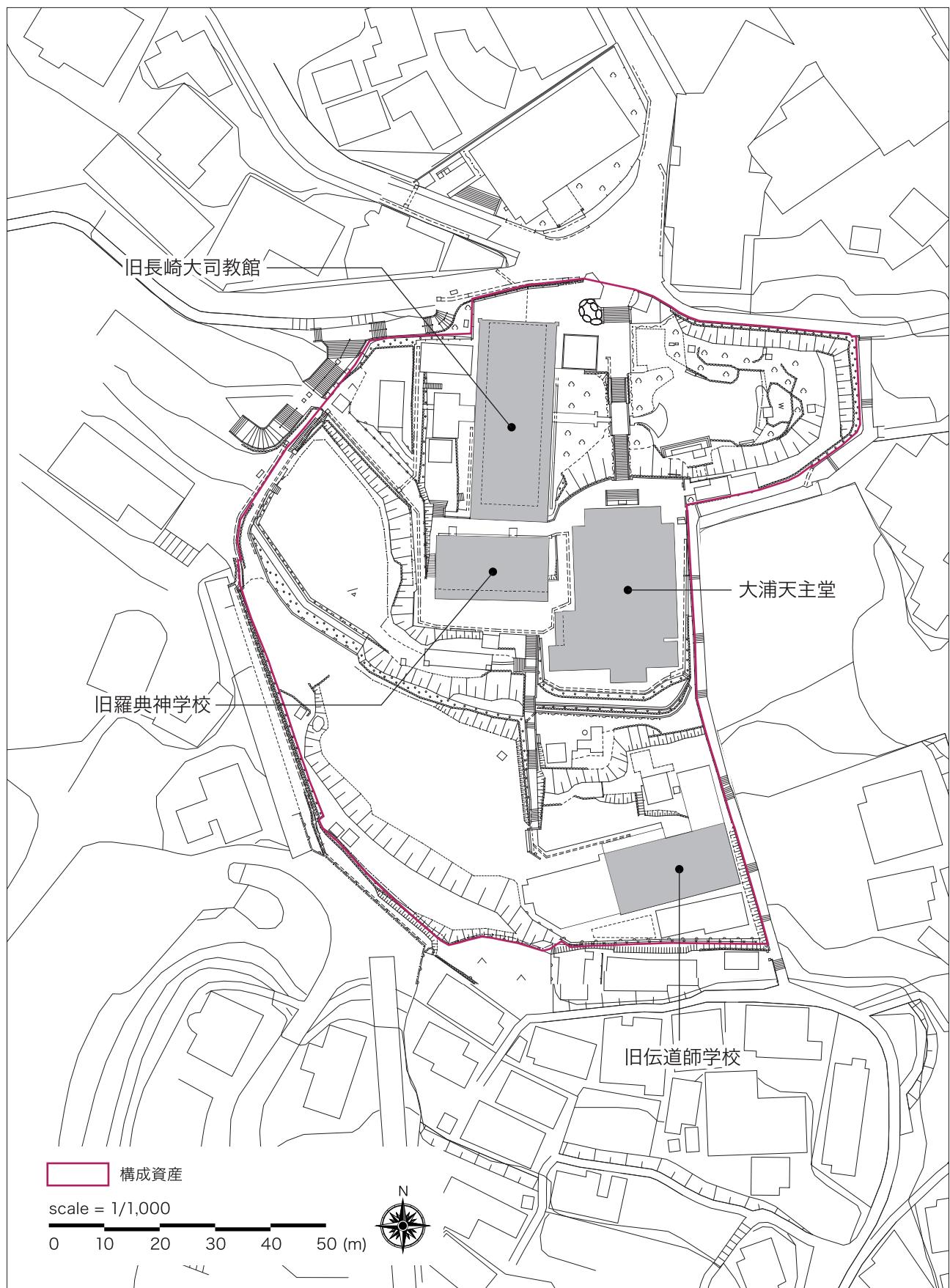


図 1-026 資産拡大図(012 大浦天主堂)

1.f 資産面積及び緩衝地帯の面積

構成資産面積 : 5,569.34 ha

緩衝地帯面積 : 12,152.43 ha

合計 : 17,721.77 ha



第2章

資産の説明

第2章 資産の説明

2.a 資産の説明

本資産は、禁教時代の長崎と天草地方①において、既存の社会・宗教とも関わりつつ信仰を継続した潜伏キリシタン②の伝統の証拠となる遺産群である。それらは、(1)潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統の形成の段階から、(2)その多様な展開及び(3)移住による信仰組織の維持の段階を経て、(4)新たな信仰の局面の到来及び伝統の変容・終焉の段階に至るまでの12の構成資産から成る。

それらは、大航海時代のアジアにおけるキリスト教宣教地の東端である日本列島の中で、最も集中的に宣教が行われた長崎と天草地方の半島部及び島嶼部に点在している。

(I)伝統が始まり形成される契機となった原城跡は、島原半島南部に所在する。(II)潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統の多様な形態を表す4つの集落は、西彼杵半島の外海・平戸島・天草下島に存在する。また、(III)開拓移住を通じて信仰組織の維持を意図した潜伏キリシタンの戦略を表す4つの集落は、黒島から五島列島に至る4つの島嶼に存在する。(IV)江上集落(江上天主堂とその周辺)は五島列島の奈留島に所在し、新たな信仰の局面が到来する舞台となった大浦天主堂は、禁教期を通じて海外との窓口の役割を担った港町長崎にそれぞれ所在する。

1

本推薦書において「長崎と天草地方」とは、日本列島を構成する主要な島である九州島の西側に位置する地域で、現在の長崎県及び瀬戸を挟んで隣接する熊本県天草市にあたる区域を指す。

2

本推薦書では、キリスト教禁教期の日本において密かにキリスト教由来の信仰を継続していた人々のことを指す。なお、16世紀を中心とする禁教期以前のキリスト教徒のことを、同時代の日本ではポルトガル語由來の「キリシタン」と呼んだ。また、禁教が解けた19世紀後半以降、禁教期以来の信仰を継続した人々のことを「かくれキリシタン」と呼ぶ。詳しくは本推薦書P.195を参照されたい。

(I) 「信仰の継続に関わる伝統の開始・形成」の段階とその構成資産

大航海時代を背景として16世紀半ばに来日した宣教師は、貿易による利潤を目当てに宣教師と接触を図ってきた長崎と天草地方の地方領主を最初に改宗させ（以下、「キリスト大名」と呼ぶ。）、その後に彼らの領民を集団で改宗させることによってキリスト教を広めていった。改宗した民衆の間には「慈悲の組」と「コンフラリア」（以下、「組」と呼ぶ。）などの信仰組織がつくられ、それぞれの集落にキリスト教が深く根付いていった。

16世紀末、豊臣秀吉³は日本統一に向けた動きのなかでキリスト教の禁教を開始した。17世紀に入って江戸幕府を開いた徳川家康⁴は、当初キリスト教を黙認したものの、1614年に全国的な禁教令の下に宣教師を国外へと追放し、教会堂の破壊を行った。それに伴い、キリスト大名など、かつてキリスト教を積極的に取り入れた支配階級は棄教して仏教へと改宗した。密かに潜入する宣教師及び彼らを匿った信者には過酷な拷問が加えられて処刑された。このように、一般民衆へのキリスト探索も次第に強化されるようになつた。

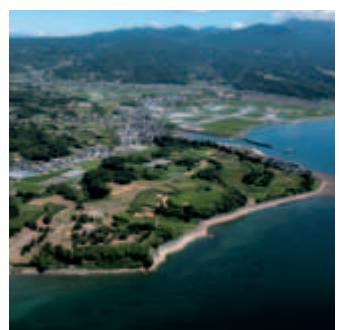
各地で厳しい弾圧が行われる中で、1637年には「島原・天草一揆」が勃発し、2万人を超える百姓が武装蜂起した。一揆勢のほとんどはキリストで、組織的に連携して原城跡（構成資産001）に立て籠もつたが、幕府軍によりほぼ全員が殺され、一揆は鎮圧された。この事件を契機として、江戸幕府は幕府の目を盗んで新たな宣教師が入国する可能性を確実に排除するため、ポルトガル船の来航を禁止する

3

日本において16世紀末に全国を統括した武将。

4

豊臣秀吉の後に将軍として日本を統括した武将。



原城跡（構成資産001）

海禁体制を確立した。その後、1644年に最後の宣教師が殉教すると、ついに日本の国内に宣教師は不在となり、キリスト教は宣教師に導かれることなく自分たち自身で信仰を続けていかなければならなくなつた。

本資産に含まれる原城跡は、このような一連の禁教及び海禁体制確立の契機となった重要な場所であり、信仰の継続に関わる伝統が始まり、形成された段階を表す構成資産である。

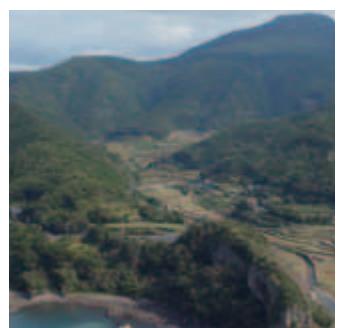
(II) 「信仰の継続に関わる伝統の多様な展開」の段階とその構成資産

日本各地には、宣教師との接触が絶たれた後も、厳しい探索をかいくぐり、潜伏して信仰を続けることを選択した「潜伏キリスト教徒」が存在した。しかし、17世紀後半に日本の各地で「崩れ」と呼ぶ大規模な潜伏キリスト教徒の摘発事件が相次いで発生し、その結果、一部の例外を除き日本各地の潜伏キリスト教徒は途絶えた。その例外となつた地域がかつての宣教拠点であり、他の地域に比べて長期にわたる宣教師の指導の下に組織的な信仰の基盤が整つていた長崎と天草地方であった。従つて、潜伏キリスト教徒が自らの信仰を継続した伝統の証拠となる資産は、長崎と天草地方にのみ存在する。

長崎と天草地方の潜伏キリスト教徒は、16世紀の信徒たちの信仰を強化・維持するために各地に設立された共同体を基盤として、それぞれの集落内に信仰組織を編成し⁵、宣教師に代わつて洗礼を授ける「水方」及び教会暦を司る「帳方」など、役職を担当する指導者を中心として、キリスト教徒の信仰に関わる儀礼・行事などを行つた。

5

信仰組織の構造は集落ごとにひとつずつ存在した場合のみならず、複数の信仰組織から成るひとつのクラスターが各集落単位で存在する場合もあった。このような集落内における信仰組織の在り方については、資産全体の完全性の観点から構成資産の選択及びその範囲を検討する上でも重要な指標とした。(本推薦書 P.212 参照)



平戸の聖地と集落（構成資産002）



平戸の聖地と集落（構成資産003）



天草の崎津集落（構成資産004）

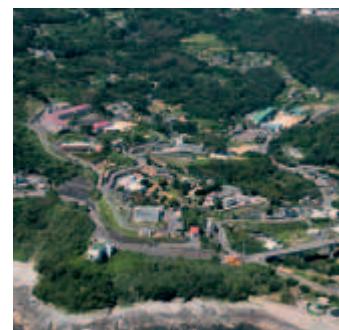
既存の自然崇拜に重ねて山岳やキリストンの処刑の行われた島を崇敬し（平戸の聖地と集落（構成資産002及び003））、生活・生業に根差した身近なものを信心具として代用して崇敬した（天草の崎津集落（構成資産004））ほか、マリア像などの聖画像に対して密かに祈りを捧げ、教会暦・教理書を信仰のよすがとし（外海の出津集落（構成資産005））、既存集落では古来の神社に密かに自分たちの信仰対象を重ねる（外海の大野集落（構成資産006））などして、秘匿を基本とする信仰形態を育んだ。

250年もの長期間にわたって、キリストンが潜伏し、信仰を継続することができた背景には、取締を行う幕府の側に、本人が信仰を表明しない限り密告も処罰もしないなどの「黙認」の姿勢も存在した。潜伏キリストンによる「秘匿」と社会的な「黙認」との微妙な均衡の下に、既存の社会・宗教とも関わりつつ自らの信仰を継続しようとする潜伏キリストンの伝統が育まれたのである。

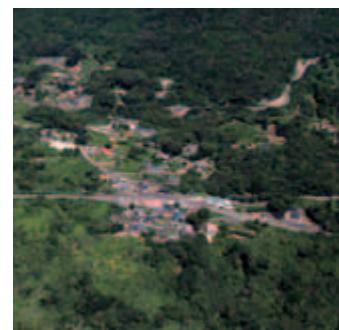
本資産のうち、4つの集落は、いずれも潜伏キリストンの信仰に関わる伝統が多様な展開を遂げた段階を表す集落である。

（III）「移住による信仰組織の維持」の段階とその構成資産

18世紀の終わりになると、大村藩に属する西彼杵半島西岸の外海では人口が増加し⁶、五島藩と大村藩との協定⁷の下に開拓移住が行われた。開拓移住者の中には多くの潜伏キリストンが含まれていたことから、新たに島嶼部各地に潜伏キリストンの集落が形成された。潜伏キリストンは、各島嶼の既存の社会・宗教との折り合いを付けつつ、信仰組織を維持することを意図して、移住先を定めた。例えば、藩



外海の出津集落（構成資産005）



外海の大野集落（構成資産006）

6

外海は斜面地という地形上の制約から農作物の収量が高くなかったが、潜伏キリストンは信仰上の理由で産児制限をしなかったため、集落の人口は増加し、社会問題となった。

7

五島藩と大村藩の間で結ばれた余剰人口の移住に関する協定。五島藩の『公譜別録拾遺』には、「寛政9年(1797)藩主盛運、大村の農民108人を五島に移し、田地を開墾せしむ」と記されている。

の牧場の跡地利用のため再開発の必要があった黒島及び神道の聖地である野崎島へと入ったほか、病人の療養地として忌避された頭ヶ島、藩の政策に乗じて未開地であった久賀島を移住地として選択した。

黒島の集落（構成資産 007）、野崎島の集落跡（構成資産 008）、頭ヶ島の集落（構成資産 009）及び久賀島の集落（構成資産 010）は、潜伏キリシタンの移住による信仰組織の戦略的維持の段階を表す代表的な集落である。

(IV) 「信仰における新たな局面が到来し、信仰の継続に関する伝統が変容・終焉」した段階とその構成資産

1854年、アメリカをはじめとする西欧諸国からの相次ぐ開国の要求を受けて、江戸幕府は下田及び箱館⁸を開港した。長崎も同年に開港し、長崎へと入った宣教師は居留地に住む西洋人のために大浦天主堂を建造した。建造直後の1865年、大浦天主堂にいた神父に対し、密かに信仰を継続してきた潜伏キリシタンたちが信徒であることを告白した（信徒発見）。この衝撃的な出来事により、長崎と天草地方の潜伏キリシタンは新たな局面を迎えることとなった。

各地の潜伏キリシタン集落の指導者は、密かに宣教師との接触を開始した。しかし、それぞれの集落では宣教師の指導下に入るのか、これまでの信仰を続けるのかの判断を迫られ、時には対立事件にまで発展することもあった。1868年当時、キリスト教はまだ解禁されていなかったため、潜伏キリシタンであることを表明した集落には再び厳しい弾圧が加えられた。

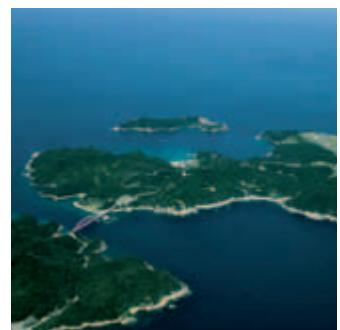
1873年、ついにキリスト教が解禁されると、潜伏キリシタンのうち宣教師の指導下に入ることを決めた者はカトリ



黒島の集落（構成資産 007）



野崎島の集落跡（構成資産 008）



頭ヶ島の集落（構成資産 009）



久賀島の集落（構成資産 010）

ックへと復帰し、かつての指導者の屋敷などを「仮の聖堂」

9として新たな信仰活動を開始した。その一方、宣教師の指導下に入ることを拒んだ者は、引き続き自分たちの信仰形態にとどまった（彼らを「かくれキリストン」と呼ぶ。）。また、在来の神道・仏教へと改宗する者もあった。

解禁から10年が経過した頃から、集落内の「仮の聖堂」などを祈りの場としていたかつての潜伏キリストンは、新たに素朴な教会堂を建造し始めた。これらの教会堂は、カトリックの信仰活動が復活したことを表す存在であったのみならず、2世紀半にも及ぶ禁教の下で、長崎と天草地方の各地に形成された潜伏キリストンの信仰の継続に関する伝統が、当該集落において終焉したことを象徴的に示す存在でもあった。

本資産に含まれる奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）（構成資産011）の江上天主堂は、外海から移住した潜伏キリストンがカトリックへと復帰し、江上の地勢に適応して建造した木造教会堂である。それは当該地域の風土に基づく在来の技術の在り方を示すとともに、潜伏キリストンの信仰の継続に関する伝統が変容・終焉した段階を示す教会堂の代表例である。

大浦天主堂は、日本人の司祭及び伝道師の育成の場として重要な役割を果たした。彼らは長崎と天草地方の各地へ派遣され、潜伏キリストンのカトリックへの復帰を促す重要な原動力の役割も果たすこととなった。大浦天主堂（構成資産012）は、新たな信仰の局面の到来及び潜伏キリストンの伝統の変容・終焉の契機となった「信徒発見」の場所である。

8

現在の静岡県下田市及び北海道函館市。

9

禁教期以来の信仰指導者の屋敷をカトリックの信仰活動の場とした（一般に「家御堂」と呼ばれる）ほか、簡素な小屋を建造して信仰活動の場とした信仰組織もある。

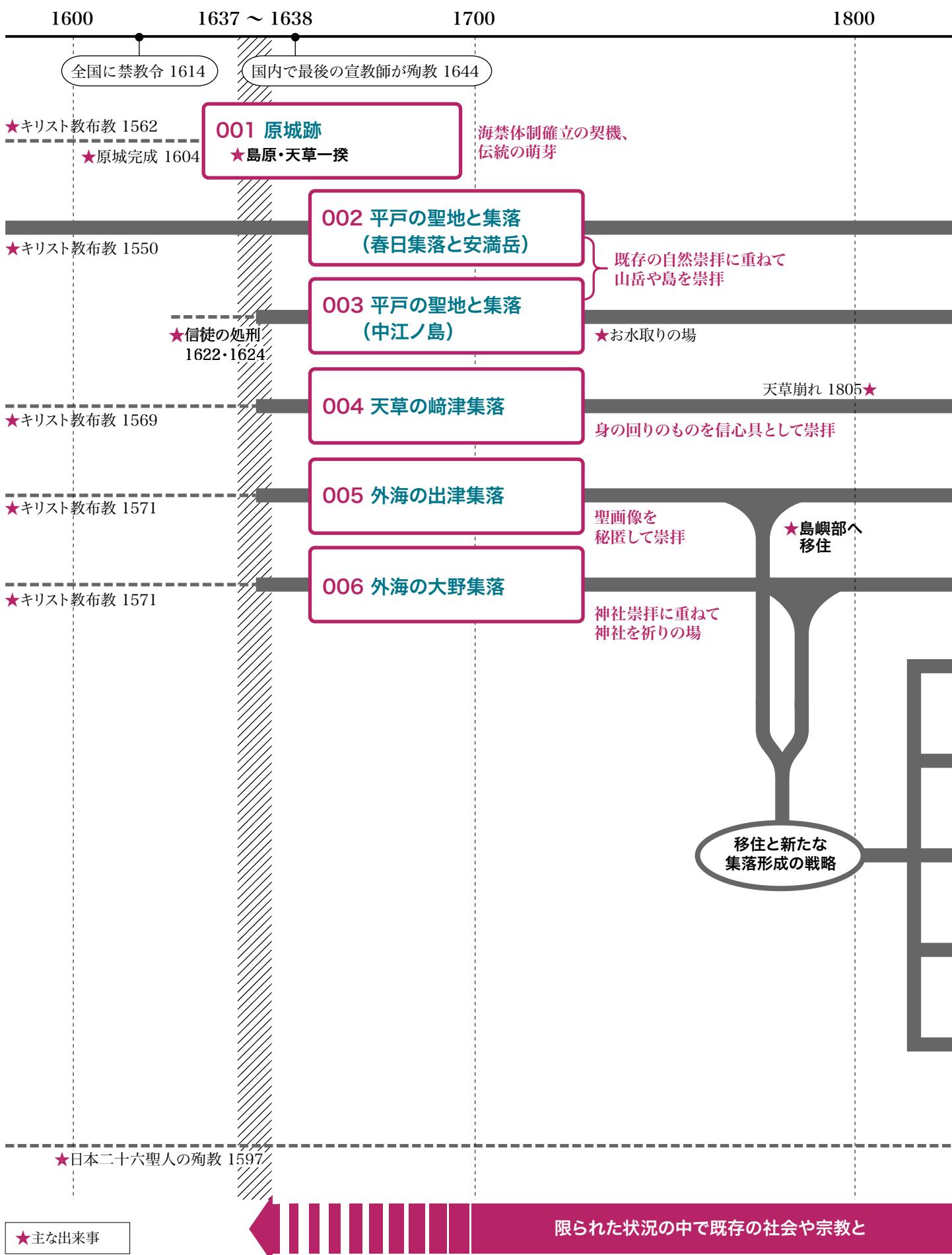


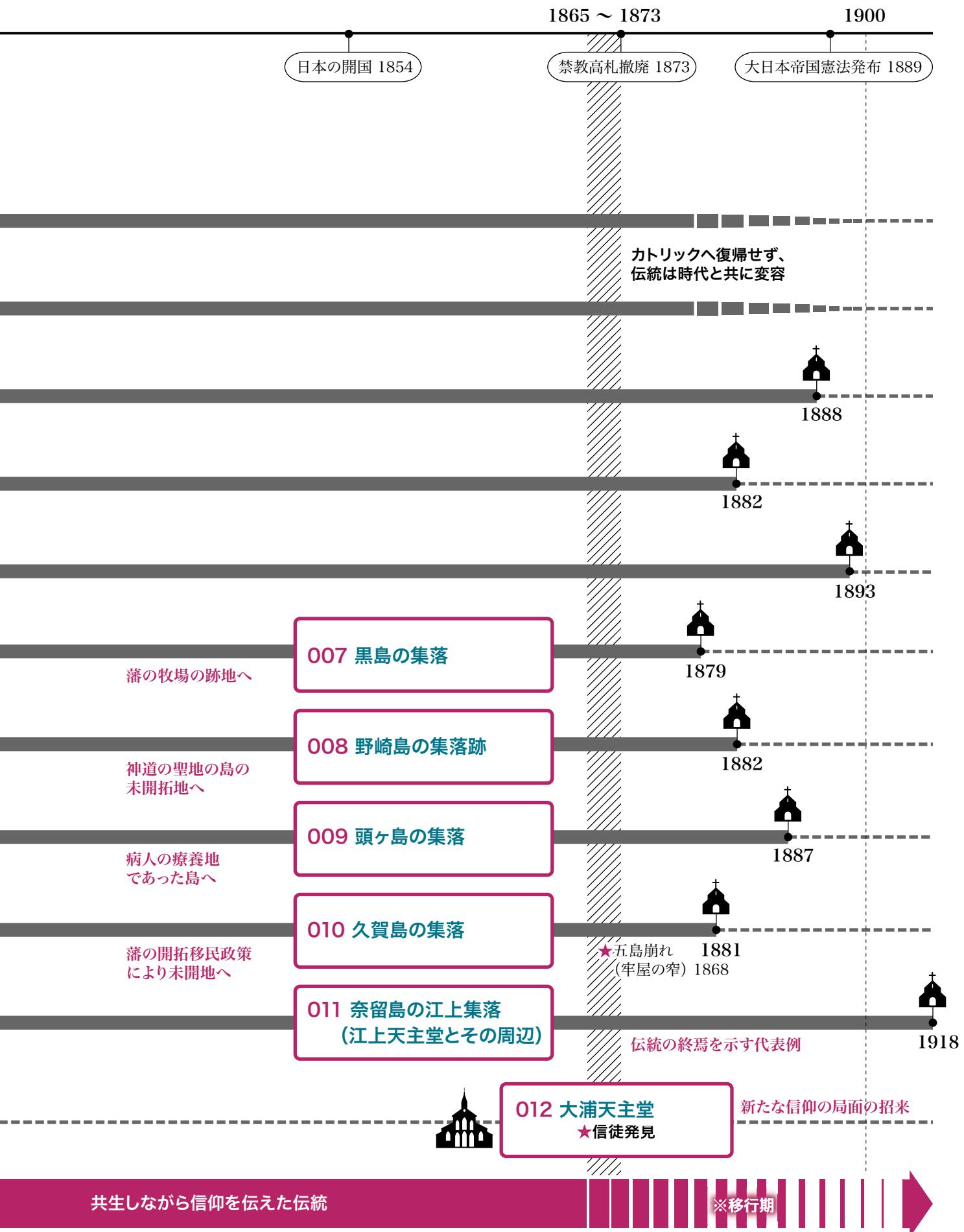
奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）（構成資産011）



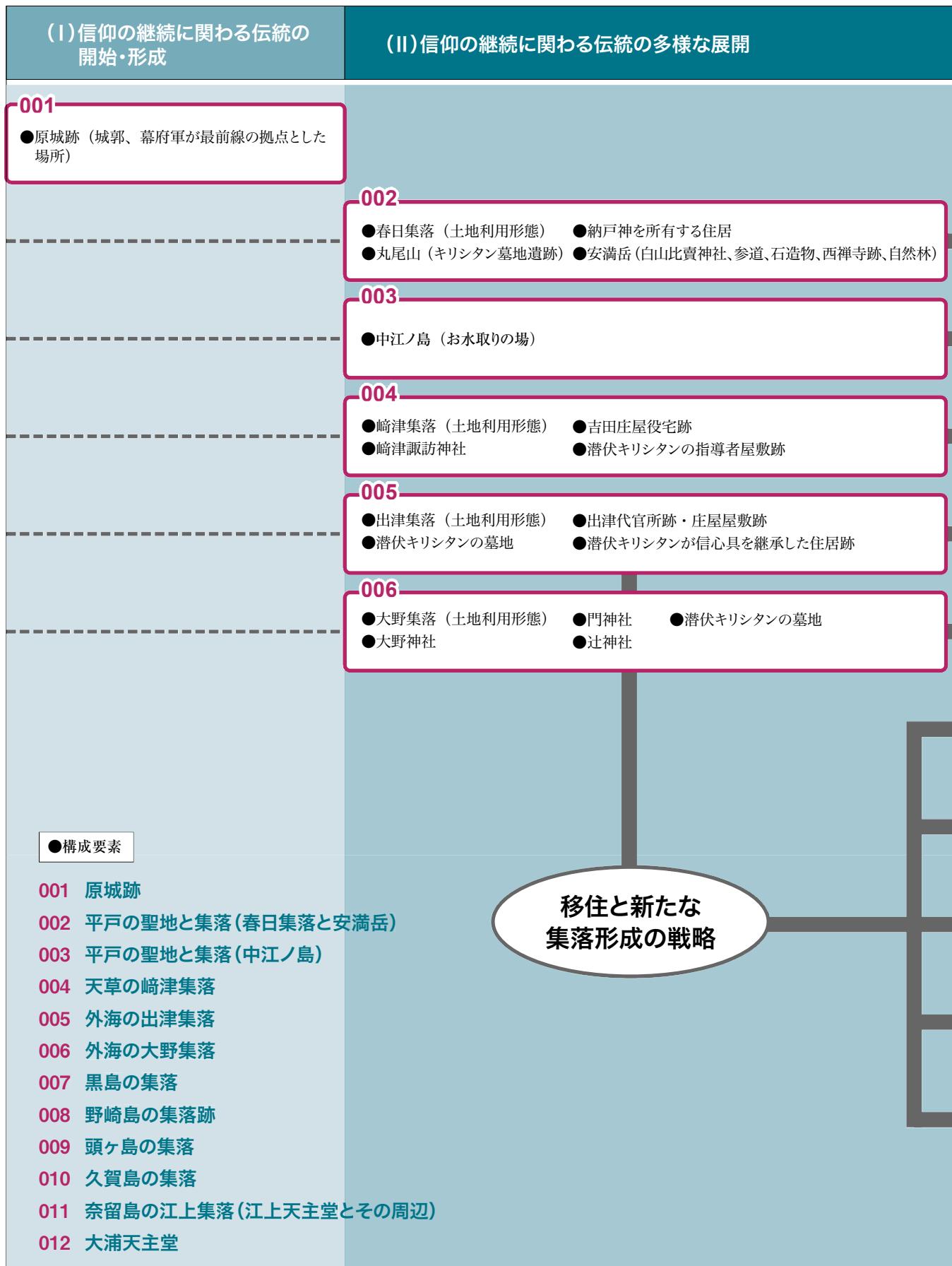
大浦天主堂（構成資産012）

潜伏キリシタンに関連する主な出来事(年表)





各構成資産において OUV に貢献する要素(物的証左)



(3) 移住による信仰組織の戦略的維持

(4) 信仰における新たな局面が到来し、
信仰の継続に関する伝統が変容・終焉

●初代崎津教会堂跡

●小濱浦 ●「仮の聖堂」跡 ●出津教会堂

●大野教会堂

007

●黒島の集落（土地利用形態） ●本村役所跡 ●潜伏キリシタンの指導者屋敷跡 ●初代黒島教会堂跡
●興禪寺 ●潜伏キリシタンの墓地（「仮の聖堂」跡）

008

●野崎島の集落跡（土地利用形態） ●神官屋敷跡 ●潜伏キリシタンの指導者屋敷跡 ●初代野首教会堂跡
●沖ノ神嶋神社 ●潜伏キリシタンの墓地（「仮の聖堂」跡） ●瀬戸脇教会堂跡

009

●頭ヶ島の集落（土地利用形態） ●前田儀太夫墓 ●潜伏キリシタンの指導者屋敷跡 ●初代頭ヶ島教会堂跡
●頭ヶ島白浜遺跡（墓地遺跡） （「仮の聖堂」跡）

010

●久賀島の集落 ●仏教徒と潜伏キリシタンとが協働した作業場（土地利用形態） ●潜伏キリシタンの墓地 ●牢屋の窄殉教地 ●永里教会堂跡 ●赤仁田教会堂跡
●浜脇教会堂跡 ●細石流教会堂跡 ●旧五輪教会堂

011

●集落の地形・地勢 ●初代教会堂跡地及びその立地
●江上天主堂

012

●大浦天主堂及びその境内 ●旧羅典神学校
●旧長崎大司教館 ●旧伝道師学校

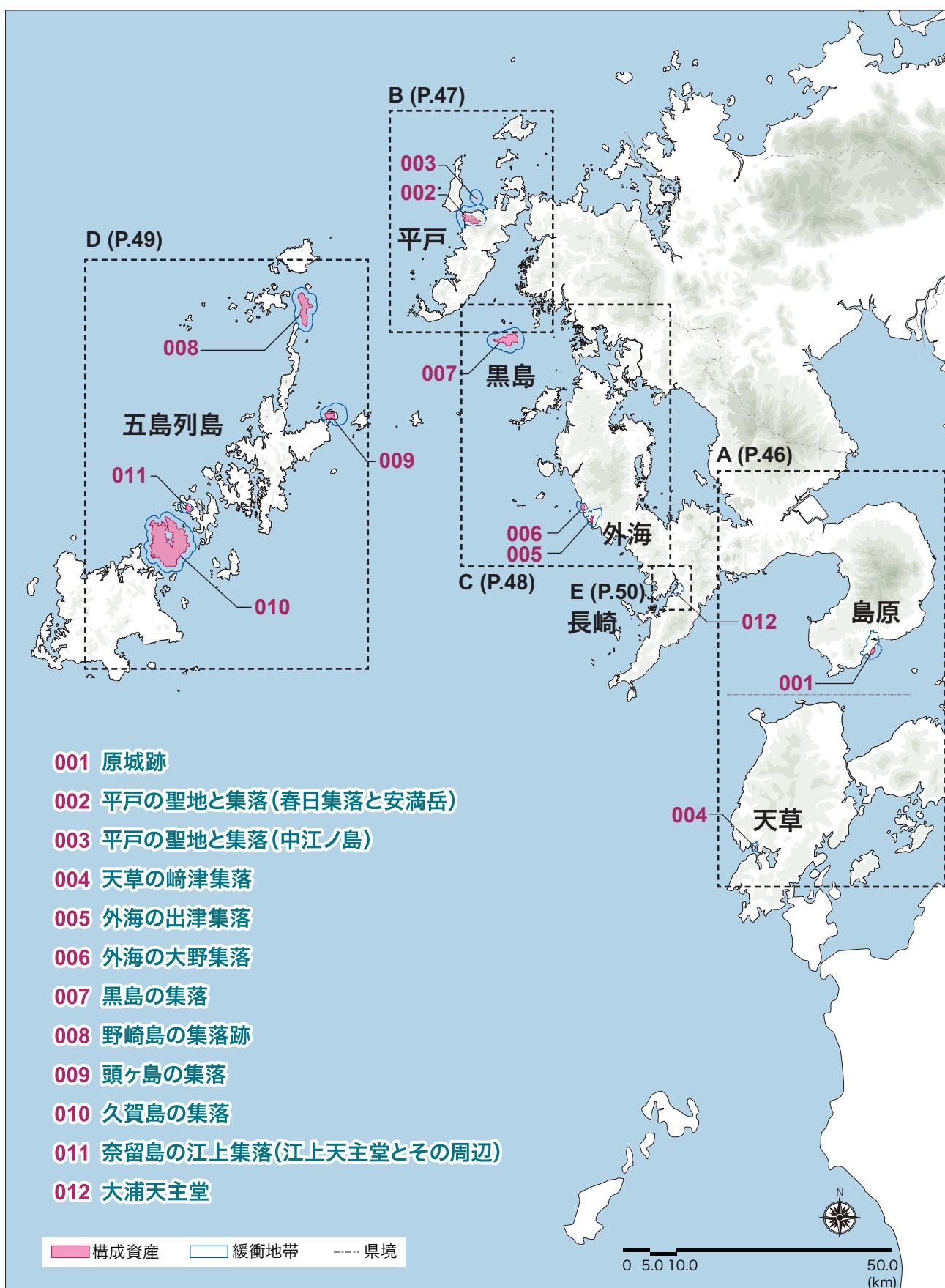


図2-001 構成資産の位置図



図2-002 構成資産の位置図(Map A)

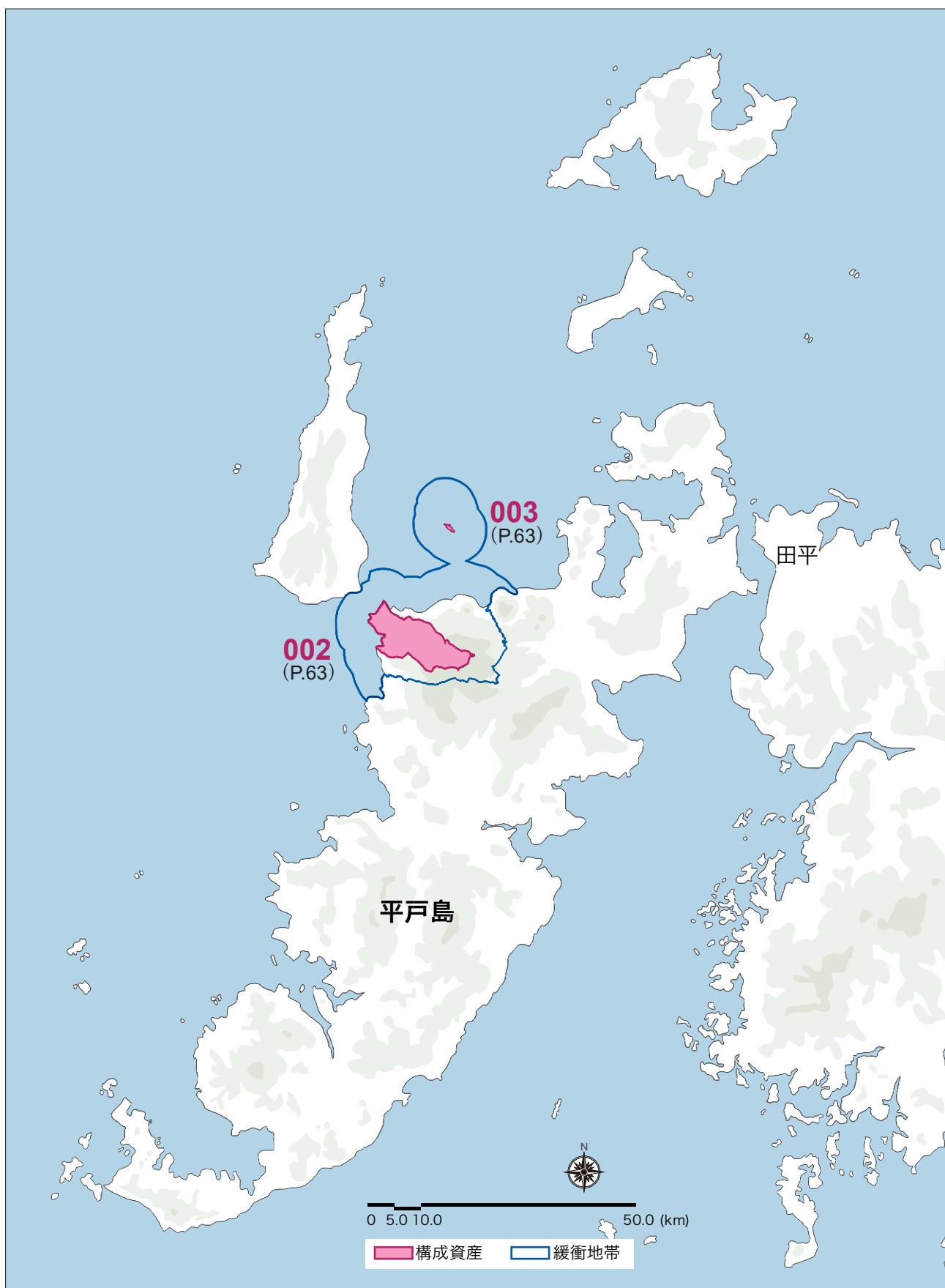


図2-003 構成資産の位置図(Map B)

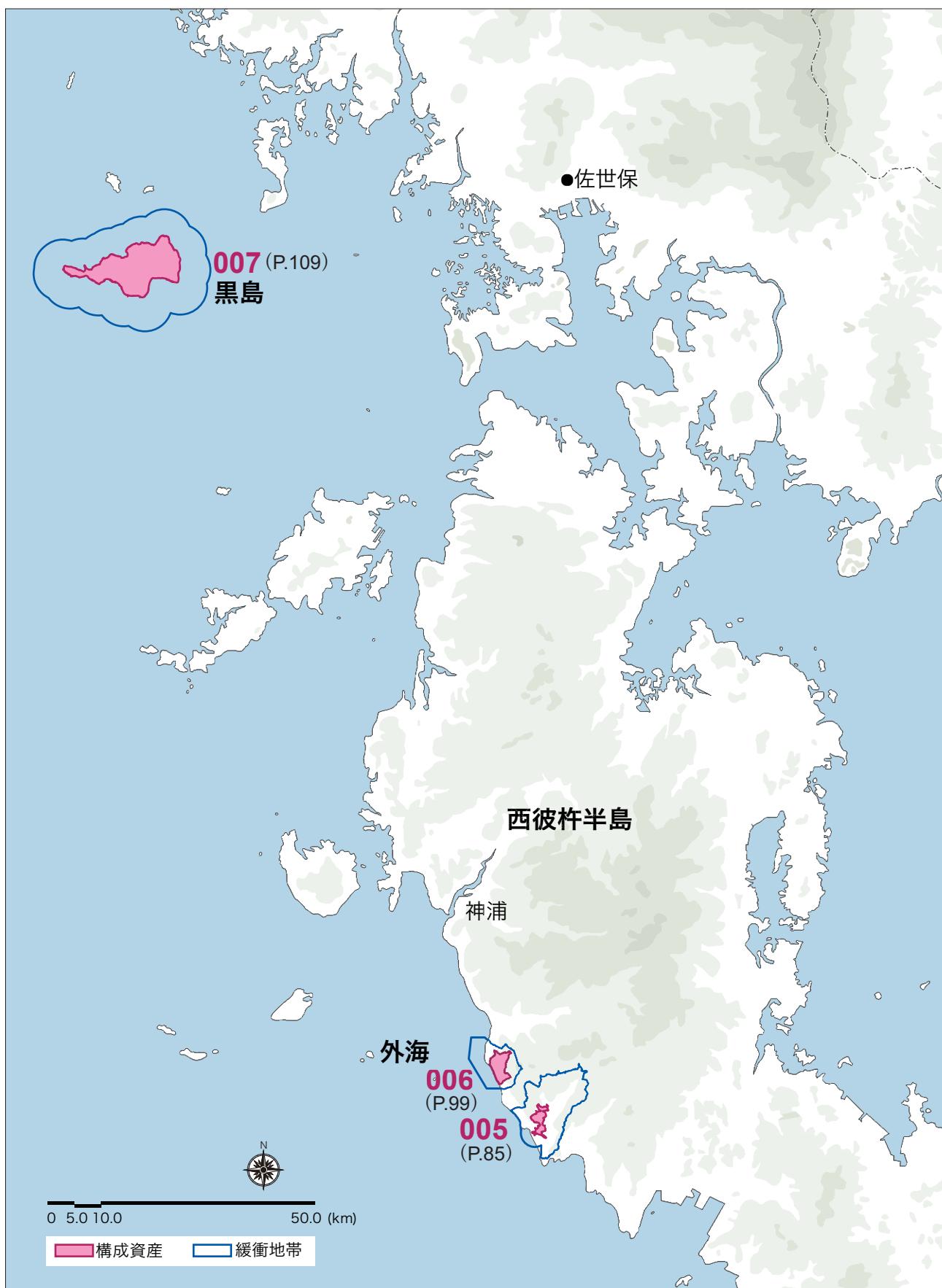


図2-004 構成資産の位置図(Map C)

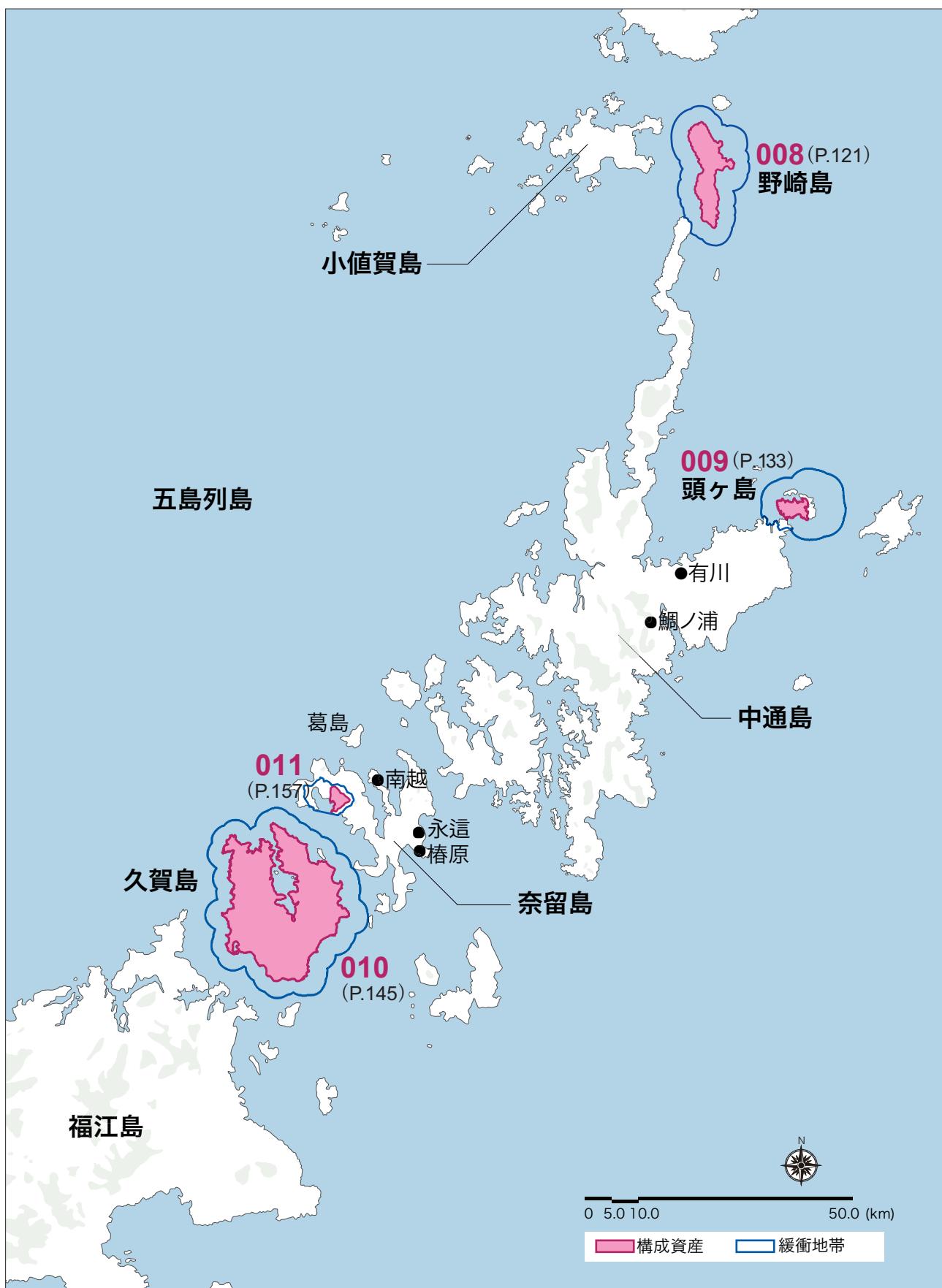


図2-005 構成資産の位置図(Map D)

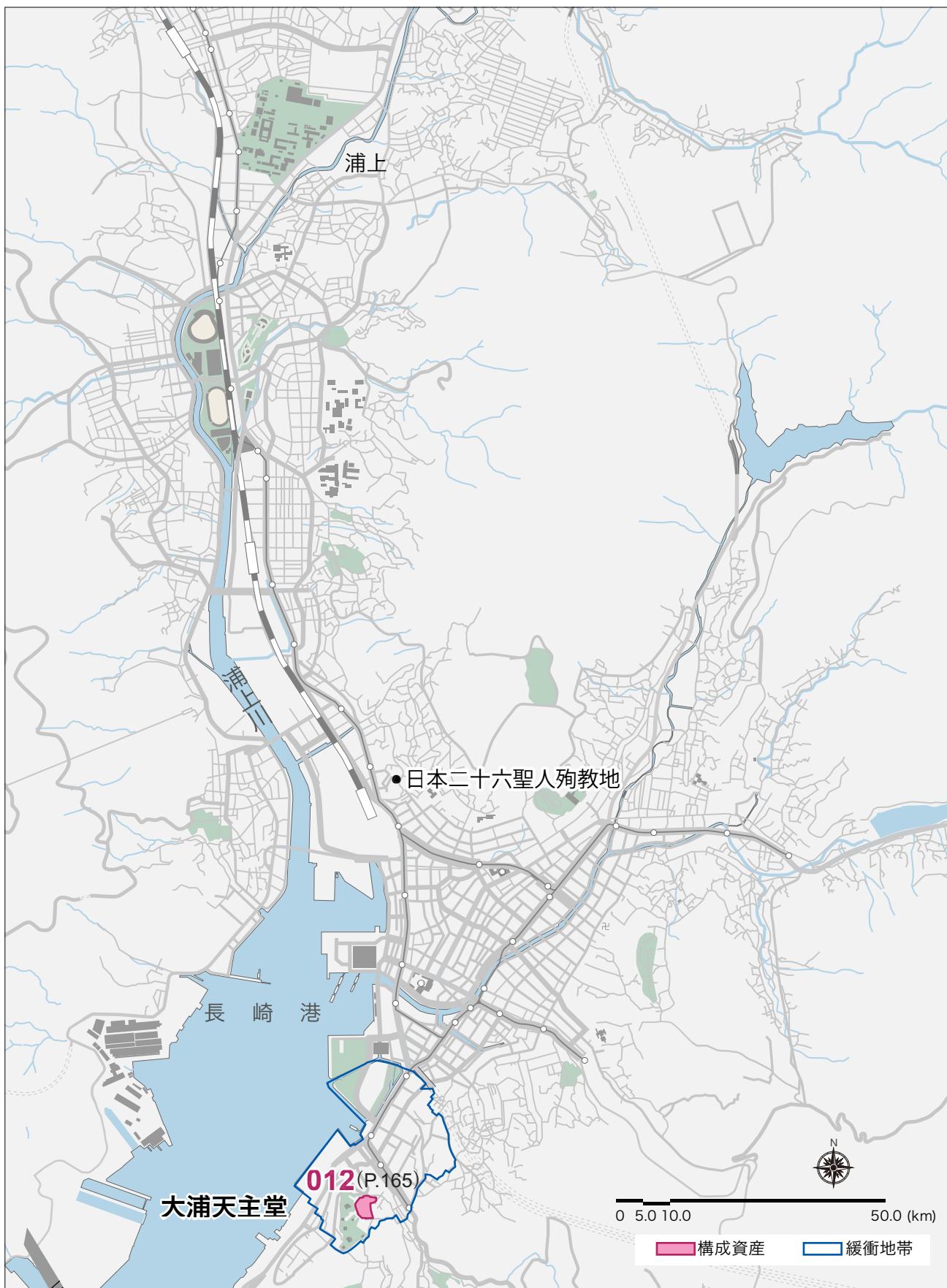


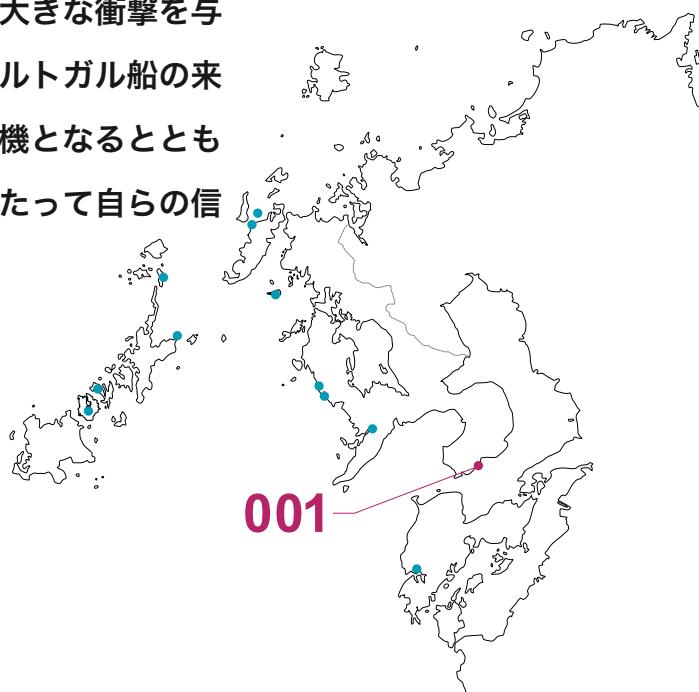
図2-006 構成資産の位置図(Map E)



写真 2-001 原城跡

001 原城跡

原城跡は、禁教初期に有馬領のキリストンが蜂起した「島原・天草一揆」の主戦場となった城跡である。一揆は、全国的に禁教政策が推進される過程で起こった出来事であり、江戸幕府に大きな衝撃を与えた。それは、幕府が宣教師の潜入の可能性のあるポルトガル船の来航を禁止し、2世紀を越える海禁体制を確立する契機となるとともに、宣教師不在の下に潜伏キリストンが長期間にわたって自らの信仰を密かに継続する重要な契機をもたらした。



001 原城跡

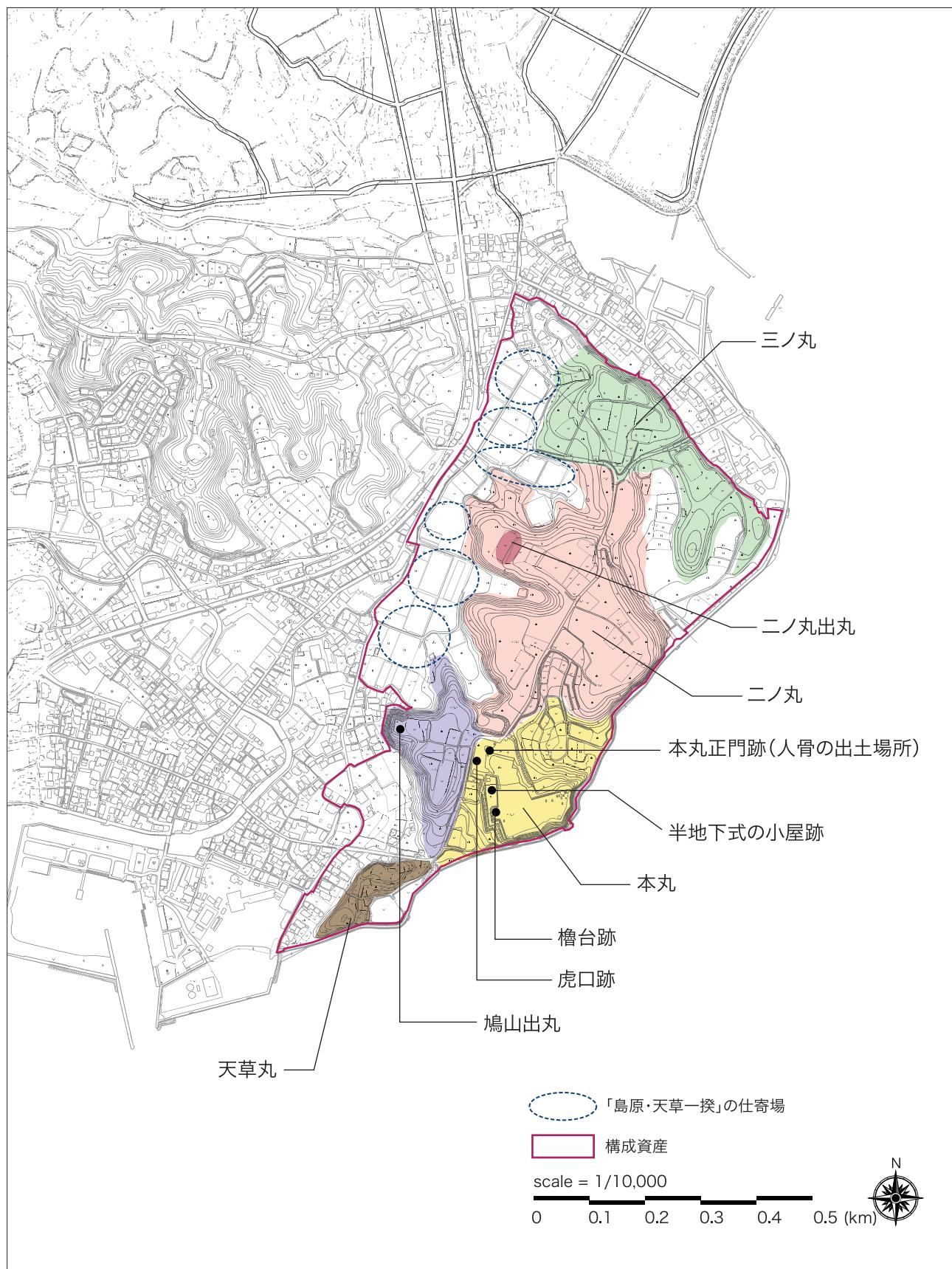


図2-007 要素位置図(001 原城跡)

001 原城跡

原城跡は、長崎地方の南東部、島原半島の南部に所在する地方領主の城跡である（写真2-001）。海に突き出た丘陵を利用して築造された城で、本丸・二ノ丸・二ノ丸出丸・三ノ丸・天草丸・鳩山出丸などの複数の郭から成り、北・東・南の三方を海が取り囲み、西を低湿地に面する要害の地であった（写真2-002、写真2-003）。1637年に起こった「島原・天草一揆」の戦場となり、一揆勢の多数の人骨とともにキリスト教の信心具が出土したほか、彼らが立て籠もった複数の住居跡が確認されるなど、禁教初期の潜伏キリスト教徒が一揆に際して組織的に連携していたことが考古学的な発掘調査により明らかにされている。

イエズス会宣教師たちの報告によると、1598年から1604年にかけてキリスト教徒大名である有馬氏が原城を築いたことが知られる①。その後、有馬氏に代わって松倉氏が有馬領の領主となり、新たに森岳城を築いて居城としたため、1618年に原城は廃城となった。

江戸幕府がキリスト教徒禁制を推進する中、1637年に苛政と飢饉を契機として勃発した「島原・天草一揆」に際して、有馬領及び天草の百姓（農民、漁民、職人など）から成る約2万数千人のキリスト教徒が領主らに対して蜂起した。百姓たちは廃城となっていた原城跡に合流し、益田四郎を総大将として、城内に立て籠もった。

この一揆は、かつてこの地を治めたキリスト教徒大名である有馬晴信及び小西行長の旧家臣で、禁教後に農民となっていたキリスト教徒の庄屋らが農民を率いて起こしたもので

1

「有馬殿が今までに居住していた城は、戦時には有利で安全であるとは考えられていないために、彼はより優れて堅固な別の城を、このためにもっと相応しいと思われた、そこに近い他の場所に築くことを決めた」ジョアン・ロドリゲス・ジラン 1604年11月23日付け「1604年度日本準管区年報」ほか、五野井隆史（2014）『島原の乱とキリスト教』、吉川弘文館、P.13-18.



図2-008 有馬領と天草地方の位置図

001 原城跡

あった。彼らは、禁教後においても潜伏キリストンの信仰組織の単位である「組」の集団の指導者であったことが「コウロス徵収文書」によって知られる²。また彼らが、原城に立て籠もった際、城内に礼拝堂を建て、キリストンの教えを説いていたことが幕府側の記録からうかがえる(写真2-004)³。

幕府軍は約12万人の兵力を動員して一揆勢を攻撃したが、激しい反撃によって8千人以上の死傷者を出した。結局、4ヶ月に及ぶ攻防の末、一揆勢は老若男女の別なくほぼ全員が殺された。

原城跡の発掘調査では、本丸の虎口及び櫓台の石垣などの遺構が確認されたほか、多量の人骨及びキリストンの信心具等が出土した(写真2-005)。信心具の中には、キリスト教の伝来期に宣教師から授かり代々継承されてきたメダイをはじめ、鉄砲玉の原料で自作した十字架などが含まれている(写真2-006)。また、本丸の西側では、規則的に造られた複数の半地下式の小屋跡が確認されている(写真2-007、写真2-008)。これらの遺構は、立て籠もったキリストンが禁教後においても信仰を維持し、家族・集落の単位で組織的に行動していたことを明確に示している。発掘調査では、これらのキリストン関係の遺構・遺物が、破壊された石垣の中に埋め込まれた状況で発見されたことから、再び原城跡を一揆に利用されることを恐れた江戸幕府が、それらを徹底的に破壊したことがわかる(写真2-009)。さらに、一揆勢が原城跡へと持ち込み、陣中旗として利用した「コンフラリア(信心会)」の幟⁴のほか、城内で使用していたラテ

2

「コウロス徵収文書」は、禁教下において日本各地に分断されたキリストンの各信仰共同体の指導者に対して、司牧に挺身していることの証言を求めるためにイエズス会管区長コウロスが作成したものである。1617年8月29日付けで徵収された有馬領内の指導者の名前は以下のとおりである。(松田毅一(1967)「元和3年、イエズス会コーロス徵収文書」『近世初期日本関係南蛮資料の研究』風間書房P.1067-1078.)。

Vocumura Dōca Leão
Masuda Gibunoxō Iacobe
Yezaqi Yatayū Gaspar
Masuda Cazoyenorio Luis
Matcuxima Yayemōnogio
Mathias
Vonaijcu Canzayemōnogiō
Lião
Mayeda Mozayemōnogiō
Mathias
Faximoto Cambiōyenogiō
Thome
Masuda Ienyemōnogiō Gaspar
Nagano Saizō Thome
Yezaqi Qitnay loão
Jtō Gorōzayemōnogiō
Thome
Qitano Ficosaburō Paulo
Araqi Cābiōyengiō Luis
Masuda Chūyemōnogiō
Mathias
Matcuxima Sado Lião
Masuda Sōmi Domingos
Vocumura magoyemōnogiō
Paulo

3

「四郎ハ本丸の内ニ寺を立天守ニ居、すゝめをなし申候由申候事、(寛永14年(1637)12月29日、「熊本藩士志方半兵衛より諏訪猪兵衛宛書状」(志方半兵衛言上覚)、鶴田倉造編(1994)「原史料で綴る天草島原の乱」、P.621)。

001 原城跡

ン語を平仮名に音写した祈祷文⁵が今日に伝わる（写真2-010、写真2-011）。これらは、一揆の鎮圧後に幕府軍の武士が戦利品として持ち帰ったために今日に伝わったものである。

なお、「島原・天草一揆」の出来事は、その後の禁教期を通じて、長崎地方の外海及び浦上など各地の潜伏キリスト教徒集落において、長らく彼らの記憶として伝承された⁶。

推薦資産の範囲は、古文書・絵図及び発掘調査により判明した城郭の全ての場所、「島原・天草一揆」において一揆勢が立て籠もった場所、及び幕府軍が最前線の拠点とした場所の全てを含んでいる。

4

「綸子地著色聖体秘蹟図指物」（天草市立天草キリスト教博物館所蔵）。重要文化財に指定されている。

5

「耶蘇教写經（祈祷文）」（東京国立博物館所蔵）。ラテン語を平仮名に音写した聖歌が記されたもの。寄贈者である片山氏の先祖は、幕府軍上使に随行していた。

6

外海の大野集落に存在する辻神社は、一揆後に逃れてきたキリスト教徒を祭神としている。また、1867年に発生した浦上四番崩れについて高木仙右衛門がまとめた「仙右衛門覚書」には、1637年の一揆のことを指して「天草四郎が乱を起こした」との記載がある。

001 原城跡



写真 2-002 原城跡本丸



写真 2-003 原城跡二ノ丸

001 原城跡



写真 2-004 「十」の字が描かれた建物(「原城攻図」、東京大学史料編纂所所蔵)

001 原城跡



写真 2-005 発掘調査で確認された人骨(発掘調査時の写真)



写真 2-006 発掘調査で出土した信心具(メダイ・十字架、南島原市有馬キリシタン遺産記念館所蔵)

大きさ(縦×横×厚): a. 2.10 x 1.50 cm, 0.20 cm; b. 3.00 x 2.05 cm, 0.20 cm; c. 2.10 x 1.40 cm, 0.10 cm;
d. 2.90 x 2.20 cm, 0.31 cm; e. 2.93 x 2.09 cm, 0.52 cm; f. 2.15 x 2.30 cm, 0.30 cm; g. 2.75 x 2.09
cm, 0.40 cm

001 原城跡



写真 2-007 半地下式の小屋跡(発掘調査時の写真)



写真 2-008 半地下式の小屋が描かれた絵図(「島原陣図屏風」、秋月郷土館所蔵)

001 原城跡



写真 2-009 檜台石垣破却状況(発掘調査時の写真)



写真 2-010 信心会の幟「綸子地著色聖体秘蹟図指物」(通称「天草四郎陣中旗」、天草市立天草キリストン館所蔵)
大きさ(縦×横): 180.60 x 180.60 cm

001 原城跡



写真 2-011 祈祷書(東京国立博物館所蔵)

禁教下においてこのような祈祷書によって信仰を続けていたことを示す。

001 原城跡

過去と現在のエリア比較

過去



写真 2-012 「島原・天草一揆」当時の原城跡本丸（「島原陣図屏風」、秋月郷土館所蔵）

現在



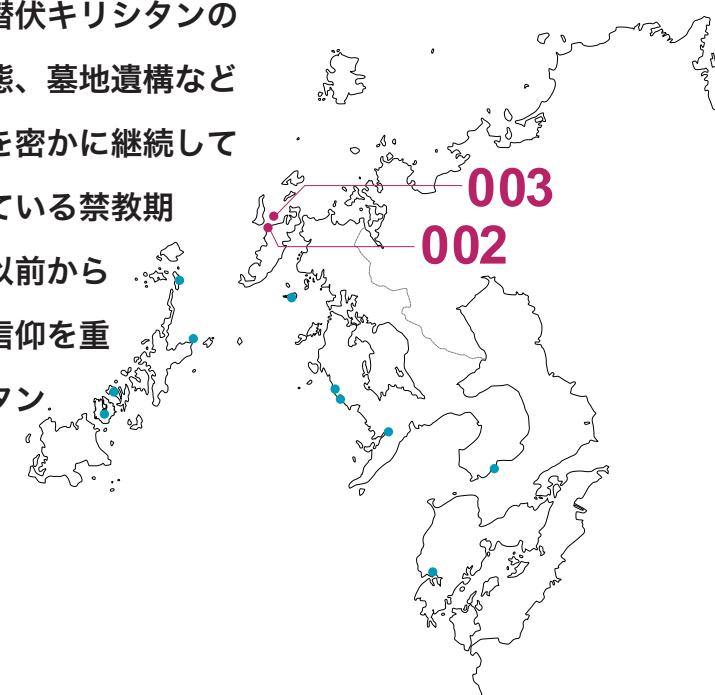
写真 2-013 現在の原城跡本丸



写真 2-014 春日集落と安満岳、中江ノ島

002, 003 平戸の聖地と集落

平戸の聖地と集落は、潜伏キリシタンが古来の自然崇拜思想に重ねて自然の山などを崇敬し、キリシタンの殉教地であった島を聖地とすることにより、自らの信仰を密かに継続した潜伏キリシタンの集落である。聖地の石造物、集落内の土地利用形態、墓地遺構などには、禁教下にあっても聖地及び殉教地への崇敬を密かに継続してきた潜伏キリシタンの信仰に関する伝統が反映している禁教期の春日集落の潜伏キリシタンは、キリスト教伝来以前から山岳信仰の場とされてきた安満岳に対して自らの信仰を重ねて崇拜した。さらに、彼らは禁教初期にキリシタンの処刑が行われた中江ノ島を殉教地として崇敬し、洗礼などに使う聖水採取の場とした。



002, 003 平戸の聖地と集落

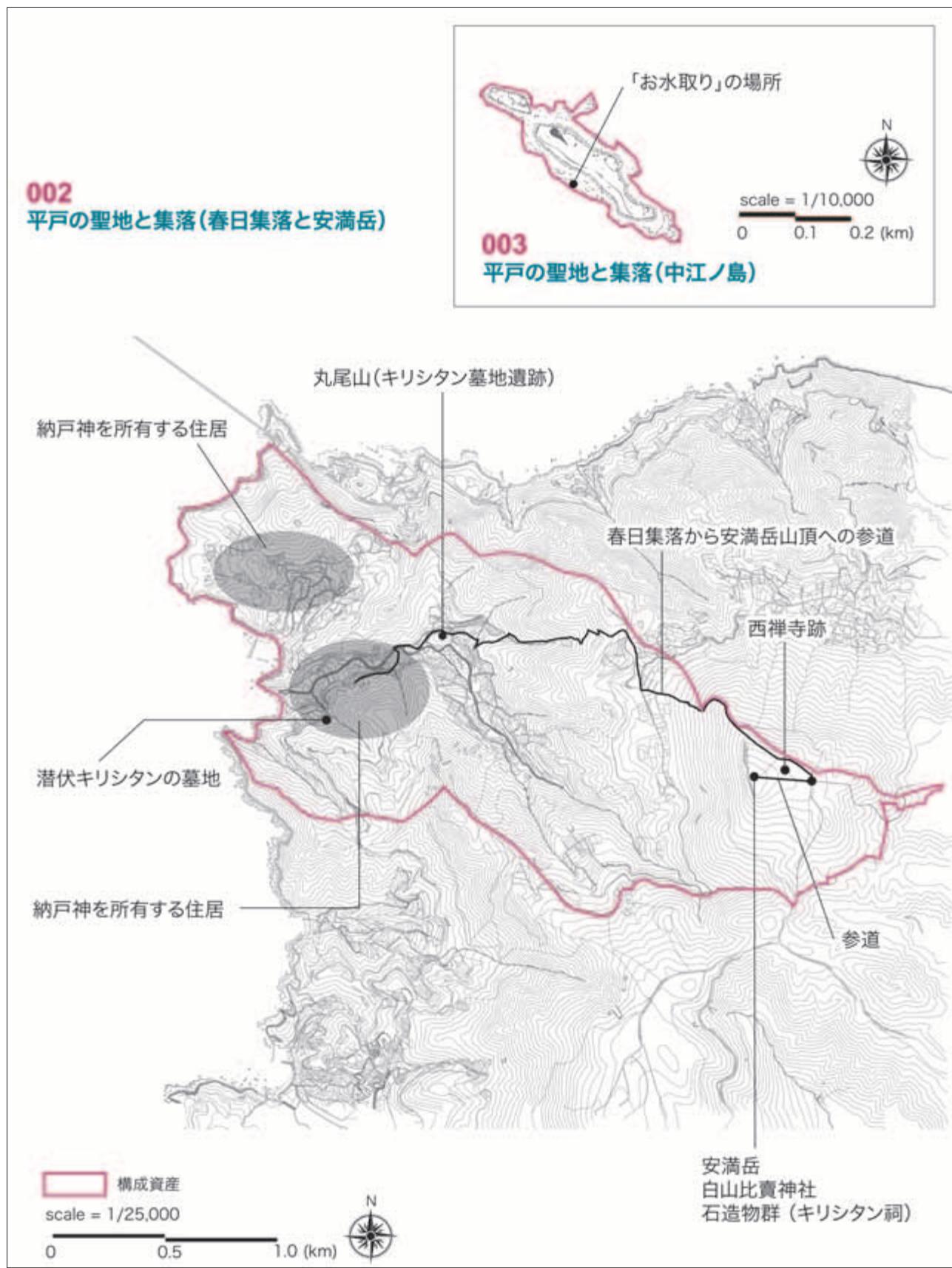


図 2-009 要素位置図(002, 003 平戸の聖地と集落)

002, 003 平戸の聖地と集落

春日集落は平戸島の西岸にあたり、東側の安満岳から伸びる2本の尾根に挟まれた谷状の地形が海岸へと連続する緩傾斜面に位置する（写真2-014）。春日集落は、キリスト教伝来期のキリシタン墓地遺跡が存在する丸尾山をはじめ、潜伏キリシタンの信心具の秘匿の場所となった「納戸」を伴う住居が存在し、禁教期に密かに崇拝した安満岳に隣接している。さらに春日集落が臨む海上には、禁教初期にキリシタンの処刑が行われ、殉教地として崇敬の対象とした中江ノ島がある。

平戸島には1550年にフランシスコ・ザビエルによってキリスト教が伝えられ、平戸島の西岸地域を治めた武士の籠手田氏が改宗したことにより、春日集落にもキリスト教が広まった。1561年にイエズス会宣教師アルメイダがインド管区長ほかへ書き送った書簡には、「春日と称する別のキリシタンの集落へ向かった。春日に到着すると、十字架へ続く道は聖体の行列を待ち受ける時のような有様であった」と記されており、信仰が広まった様子を伝える①。また、1563年の宣教師の書簡からは、キリスト教徒の信仰組織である「組」が春日集落において成立していたことが判明している②。

しかし、その後、平戸島全体の領主であった平戸松浦氏がキリスト教を禁じたため、1599年に籠手田氏は平戸島から退去した③。また、1614年に江戸幕府による全国的な禁教令が出た後も、宣教師はしばらく国内に潜入し、密かに平戸を訪れていた。しかし、1622年にカミロ・コンスタンツオ神父が殉教して以降、この地を訪れる宣教師はいなくなつた④。

1

1561年10月1日付、アルメイダ書簡。

春日集落の丸尾山では発掘調査によってキリシタンの墓地が確認されており、アルメイダの書簡に見える十字架は、集落を見下ろす丸尾山に設置されていたものと考えられている（写真2-015）。

2

1563年4月17日付、フェルナンデス書簡。

3

平戸市教育委員会編（2009）『平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書』。

4

平戸市教育委員会編（2009）『平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書』（P.53）。

002, 003 平戸の聖地と集落

宣教師が不在となる一方で、春日集落では「組」の指導者を中心として信仰組織が維持され、密かに信仰が継続された。

平戸島西岸の沖合2kmに位置する中江ノ島は、東西約400m、南北約50m、標高34.6mの無人島である。この島では、禁教初期に平戸藩によるキリスト教の処刑が行われた記録が残されている。イエズス会宣教師の記録によれば、1622年に五島で逮捕され、平戸島対岸の田平で処刑されたカミロ・コンスタンツオ神父を助けた「宿主ジョアン・スカモト(サカモト)・ゲンザエモンと、逃亡のための船の提供者となったダミアン・インデグチ・ジロエモンは、中江ノ島に連行され斬首された」⁵ことが知られる。また、同年6月8日に「ジョアン・ユキノウラ・ジロエモンは、異教徒の言葉を書いた紙を呑み込むことを拒んだため、中江ノ島で処刑された」こと、1624年にダミアンの家族が「中江ノ島の地獄という所で殺された」こと、などが記録されている⁶。

禁教期の春日集落では、潜伏キリスト教が2つの信仰組織を維持し、指導者を中心として自分たち自身で既存の社会・宗教と共生しつつ信仰を継続する伝統を育んだ（写真2-016、写真2-017）。指導者の住居には、仏壇及び神棚のほか、「納戸」と呼ばれる部屋の中に、潜伏キリスト教の信心具（「納戸神」）が秘匿された（写真2-018、写真2-019）。屋外では、キリスト教伝来以前から山岳信仰の場であった安満岳に対して潜伏キリスト教の信仰を重ね、聖地として崇拜した⁷。

安満岳は春日集落の東側に位置し、標高536mの平戸地方における最高峰である⁸。山域の広い範囲にアカガシの原

5

ローマ・イエズス会文書館
Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap.Sin.60.ff.53v-60v.

6

ローマ・イエズス会文書館
Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap.Sin.60.ff.364-364v.

7

潜伏を経てかくれキリスト教が伝承された「神寄せのオラシヨ」の中では「安満岳の奥の院様」と唱えられた。

長崎県教育委員会編（1999）『長崎県のカクレキリスト教』、P.268。

8

平戸市編（2015）『大陸との接点-平戸の自然誌』、平戸紀要第3号（特集号）。

002, 003 平戸の聖地と集落

生林が残り、山中には白山比賣神社及びその参道、山頂部には石祠、西禪寺跡等が存在する。白山比賣神社は718年に山岳信仰の拠点であった加賀白山宮から勧請したとされ⁹、白山權現とも称した。山頂には、近代に建て替えられた社殿及び江戸期以前に造られた石の参道・鳥居がある（写真2-020）。社殿の後背地には多様な石造物群が見られ、「キリシタン祠」と呼ぶ石祠も存在する（写真2-021）¹⁰。参道に隣接する西禪寺跡は白山比賣神社の勧請の際に創建された寺院の跡で、その境内には建物の礎石をはじめ、池及び石造物などの遺構が残る（写真2-022、写真2-023）。16世紀の宣教師の書簡によると、西禪寺を中心とする山岳仏教勢力が「安満岳」と称して大きな勢力を誇り、宣教師らと敵対していたことが知られる¹¹。しかし禁教期になると、伝統的な神道・仏教に基づく宗教観と潜伏キリシタンの信仰とが重層し、安満岳は神道・仏教・潜伏キリシタンの信仰が並存する聖なる山となった。春日集落からも安満岳山頂に向けて参道が延び、集落全体の住民にとって崇拜の対象となっていた。禁教期から伝わるとされる「神寄せのオラショ」においても、安満岳は「安満岳様」又は「安満岳の奥の院様」として言及されており、安満岳が潜伏キリシタンにとって信仰の対象として重要な存在であったことがわかる。

禁教初期にキリシタンが処刑された中江ノ島は、平戸西海岸の潜伏キリシタンが殉教地として崇敬した場所であった（写真2-024）¹²。また、中江ノ島は、春日集落などの潜伏キリシタンが岩からしみ出す聖水を採取する「お水取り」の儀式を行う重要な聖地となった（写真2-025）。潜伏キリシ

9

平戸市教育委員会編（2009）『平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書』（P.282）。

10

東京大学先端科学技術研究センター編（2013）『平戸島西海岸地域の景観保全に関する研究』。

11

1564年10月3日付、フロイス書簡。

12

「神寄せのオラショ」の中では「中江ノ島のサンジワン様」と唱えられた。

長崎県教育委員会編（1999）『長崎県のカクレキリシタン』、P.268。

002, 003 平戸の聖地と集落

タンによる安満岳及び中江ノ島の聖地への崇拜及び崇敬は、外見的には伝統的な在来信仰及び民俗の儀礼として行われ、内面での信仰は秘匿され続けた。

1865年の大浦天主堂での「信徒発見」の知らせは、直ちに平戸へもたらされ¹³、春日集落の潜伏キリシタンに新たな信仰の局面が到来する契機となった。春日集落の納戸神の中に、19世紀に海外で制作されたカトリックの信心具が加わっていることから、集落内の潜伏キリシタンとパリ外国宣教会宣教師との接触があったことがうかがえる。しかし、春日集落の潜伏キリシタンは、キリスト教解禁後もカトリックに復帰することなく、禁教期以来の信仰形態を維持し続けた。やがて20世紀になると禁教期の信仰形態は次第に失われ、現在ではほぼ消滅している。

春日集落は、江戸時代（1868年以前）及び明治期（1868年～1912年）の絵図及び文献との照合により、潜伏キリシタンが生活を営んで形成した集落構造の全体像が、ともに16世紀から禁教期を経て現在に至るまでほぼ変わらずに維持されてきた稀有な集落であることが判明している。潜伏キリシタンが関わった歴史的な土地利用の痕跡が残る範囲をはじめ、禁教期に聖地として崇拜した安満岳、白山比賣神社とその参道、石祠、西禪寺跡及び禁教期に管理されていた山頂の自然林の範囲を推薦資産の範囲としている。中江ノ島は、無人島であり、禁教期の様相をほぼ留めている。潜伏キリシタンから聖地とされた島の全体を推薦資産の範囲としている。

13

1865年12月に平戸の指導者が密かに大浦を訪れたことが判明している。

F. マルナス、久野桂一郎訳（1985）『日本キリスト教復活史』、みすず書房、P.263.

002, 003 平戸の聖地と集落



写真 2-015 丸尾山



写真 2-016 春日集落

002, 003 平戸の聖地と集落



写真 2-017 春日集落の潜伏キリシタン墓地



写真 2-018 信心具(オテンパンシャ、個人所蔵)

写真 2-019 左から神棚と信心具を収蔵した箱(個人所蔵)
納戸部屋の天井付近に設置されている。

002, 003 平戸の聖地と集落



写真 2-020 安満岳山頂にある石の参道と鳥居

002, 003 平戸の聖地と集落



写真 2-021 安満岳山頂の石造物群



写真 2-022 下方街道図絵(1806年から1841年の間、松浦史料博物館所蔵)

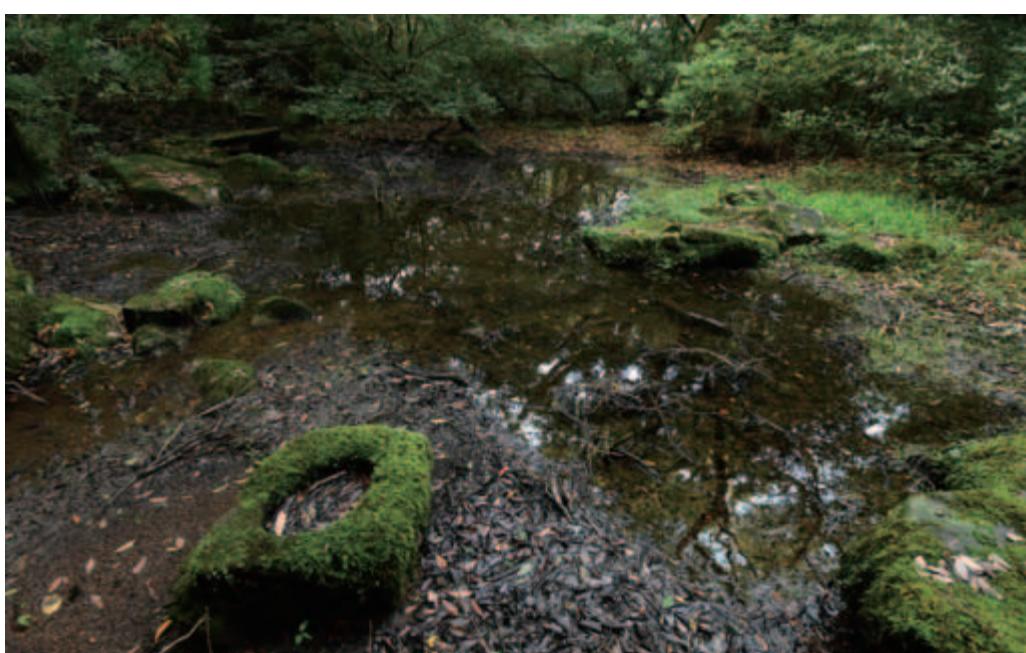


写真 2-023 西禅寺跡

002, 003 平戸の聖地と集落



写真 2-024 中江ノ島(構成資産003)



写真 2-025 中江ノ島での「お水取り」

002, 003 平戸の聖地と集落

過去と現在のエリア比較

過去

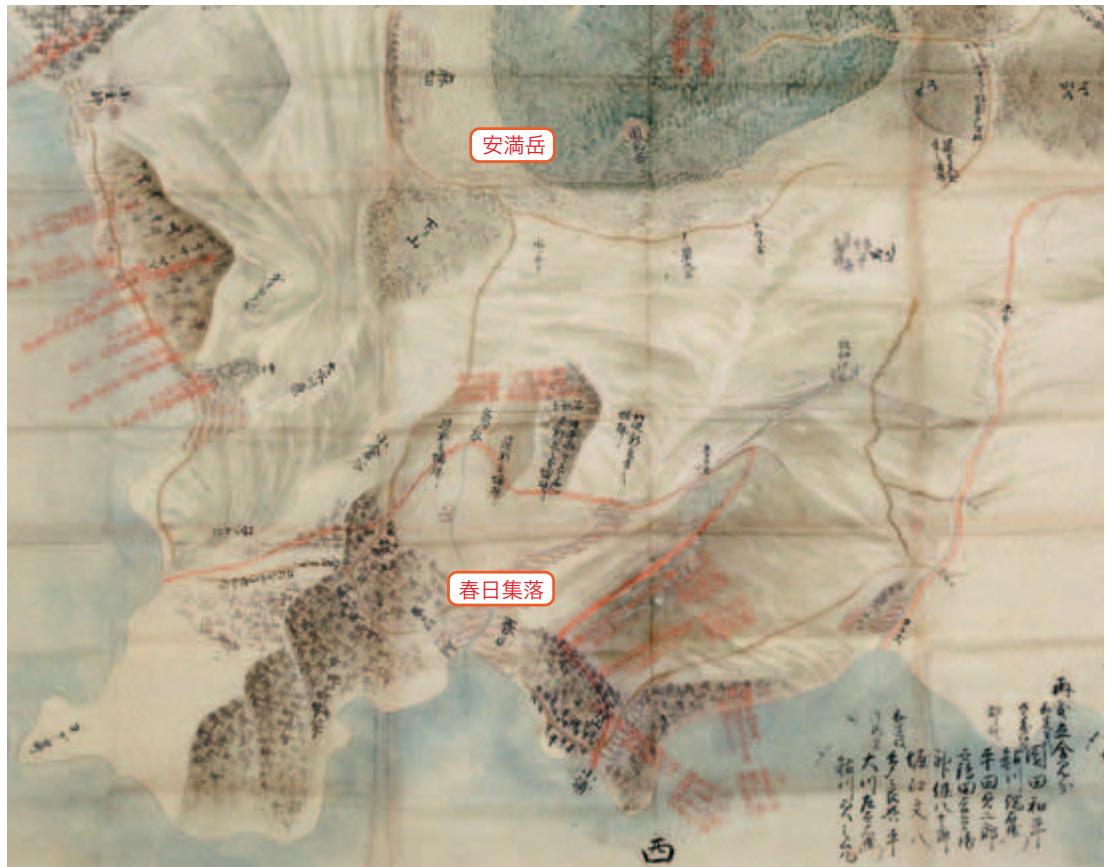


写真 2-026 春日牧図(1866年、松浦史料博物館所蔵)

現在



写真 2-027 現在の春日集落と安満岳



写真 2-028 崎津集落

004 天草の崎津集落

天草の崎津集落は、生業に根差した身近なものをキリストの信心具として代用することにより、自らの信仰を密かに継続しようとした潜伏キリストの集落である。禁教期の崎津集落では、指導者を中心として自分たち自身で密かに信仰を続ける過程で、大黒天及び恵比須神をキリスト教の唯一神であるデウスとして崇拝し、アワビの貝殻の模様を聖母マリアに見立てるなど、漁村独特の信仰形態が育まれた。キリスト教解禁後、崎津集落の潜伏キリストはカトリックへと復帰し、禁教期に密かに祈りを捧げた神社の隣接地に教会堂を建てた。



004 天草の崎津集落

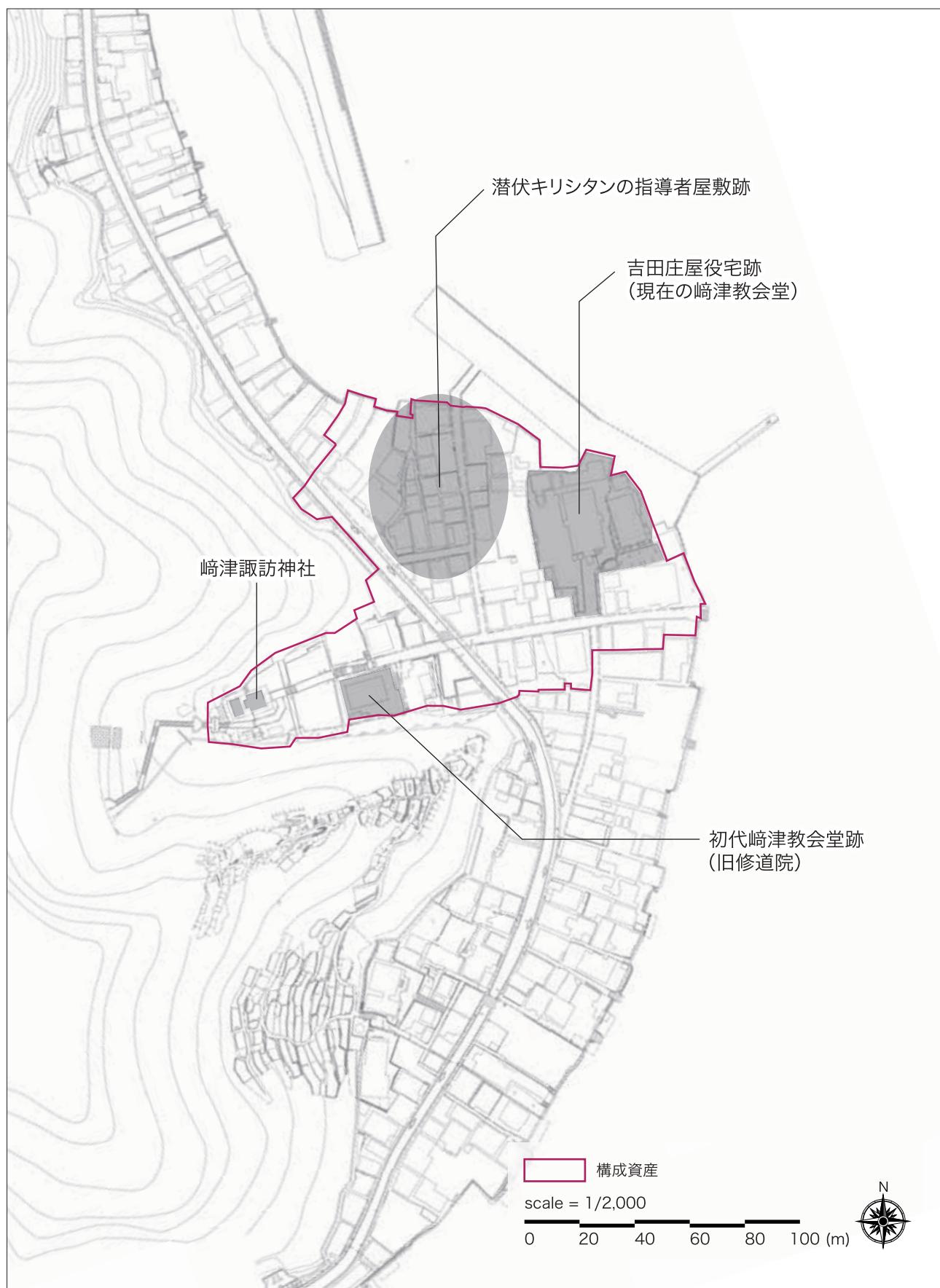


図 2-010 要素位置図(004 天草の崎津集落)

004 天草の崎津集落

天草の崎津集落は、天草下島の西部に位置する漁村集落で、禁教期に潜伏キリストンが密かに祈りに用いた信心具を今日に伝える水方屋敷跡、密かにオラショを唱えた崎津諏訪神社境内、絵踏❶が行われた吉田庄屋役宅跡、解禁後にカトリックに復帰して崎津諏訪神社の隣接地に建てられた旧崎津教会堂跡から成る（**写真 2-028**）。

崎津集落は、15世紀には既に集落として成立しており、1569年にイエズス会のアルメイダ宣教師によって宣教が開始されると、崎津集落にもキリスト教が広まり多くのキリストン信心具が伝來した。

キリスト教が禁教になると、崎津集落では毎年、吉田庄屋役宅において潜伏キリストン探索のための「絵踏」が行われるようになった。村人はキリスト又は聖母マリアの像を踏むことを強制され、「宗門改帳」により宗旨及び所属する寺院が管理された。同時に崎津集落の潜伏キリストンは、在来の信仰を装うために表向きは崎津諏訪神社の氏子となつた。崎津諏訪神社は1647年の創建以来、豊漁・海上安全を祈願する集落の守り神として今日まで存続している（**写真 2-029、写真 2-030**）。

集落内には、禁教期の崎津集落の信仰組織において洗礼を司った指導者である水方の屋敷跡が存在する。崎津集落では、禁教期においても16世紀以来のコンフラリアの末端組織である「小組」が密かに存続しており、「水方」と呼ばれる信仰指導者が洗礼を授け、葬送儀礼をはじめ日繰りをもとに儀礼・行事などを行った。

❶

本推薦書P.187の写真2-142を参照されたい。

004 天草の崎津集落

崎津集落では、生業である漁業と信仰とが密接に結び付いていた。豊漁の神様である大黒天又は恵比須神をキリスト教の唯一神であるデウスとして崇拝し、アワビ・タイラギの貝殻内側の模様を聖母マリアに見立てて崇敬した²。また、白蝶貝を加工してメダイも製作した。水方屋敷跡に建つ現在の住居には、潜伏キリシタンの信心具としてのメダイのほか、海に関わる信心具が保管されている(写真2-031)。1805年に崎津集落の潜伏キリシタンの信仰が発覚する「天草崩れ」が起こった際には、代官所は潜伏キリシタンが所有する信心具を崎津諫訪神社に差し出すよう指示したが³、幕府側では「心得違い」として彼らの信仰を黙認した。

19世紀後半の宣教師の来日後、崎津集落の潜伏キリシタン達は改めて洗礼を受け、カトリックへと復帰した。そして1888年、かつて水方を務めた信者の土地であり、禁教期に信者が密かにオラショを唱えた崎津諫訪神社の隣地において、最初の崎津教会堂が建てられた(写真2-032)。この時に建てられた木造の教会堂は、その後、老朽化したため移転・新築された。跡地には修道院の建物が建造され、今日に至っている(写真2-033)。

現在の教会堂は、絵踏が行われた禁教期の吉田庄屋役宅跡地に1934年に建てられた(写真2-034)。これは、絵踏が行われた場所にカトリック復活の象徴となる教会堂を建てたいというフランス人ハルブ神父の強い願いによるものであった。教会堂は、神父の私財、崎津住民の寄付金、信者たちの労働奉仕により完成した。教会堂の内部は建造当初

2

天草市教育委員会編(2013)
『崎津・今富の集落調査報告書』
史料編。(原典は崎津教会所蔵
「フェリエ神父の報告書」。)

3

その際、取り調べを受けた信者は「あんめんりゆす」と述べたとの記録が残り、密かにオラショを唱えていたことが判明している。「あんめんりゆす」とは、「アーメン・デウス」の意味であることが明らかとなっている。

天草市教育委員会編(2013)
『崎津・今富の集落調査報告書』
史料編。(原典は上田家所蔵「上田家文書」。)

004 天草の崎津集落

から畳敷きとされ、祭壇はかつて絵踏が行われた場所を選んで設置されたとの言い伝えが残る（**写真2-035**）。

崎津集落は、禁教期以来の主要な道及び宅地など、骨格となる集落構造を今日まで良好な状態で継承している潜伏キリシタンの集落である。推薦資産の範囲は、禁教期の信仰組織である最小の単位（小組）が成立した範囲であり、密かに祈りを捧げた神社の境内、水方屋敷跡、絵踏が行われた庄屋役宅跡（現在の崎津教会堂の敷地）をはじめ、解禁後に最初に建てられた初代崎津教会堂跡地とその周辺の範囲としている。

004 天草の崎津集落



写真 2-029 崎津諏訪神社



写真 2-030 崎津諏訪神社の大祭

004 天草の崎津集落



写真 2-031 信心具 (a 大黒天像、b 恵比寿像、c アワビ貝、d,e 白蝶貝メダイ、f,g 和鏡、全て個人所蔵)
 大きさ(縦×横×厚); a 2.55 x 1.3 cm、0.95 cm; b 2.0 x 1.5 cm、0.85 cm; c 9.7 x 12.4 cm、2.9 cm; d 2.5 x 1.5 cm、0.1 cm; e 5.1 x 4.5 cm、0.2 cm; f 10.8 x 10.8 cm、1.0 cm; g 8.1 x 1.8 cm、0.3 cm

004 天草の崎津集落



写真 2-032 最初の崎津教会堂
教会堂の横に立っている人物は、パリ外国宣教会のハルブ神父である。

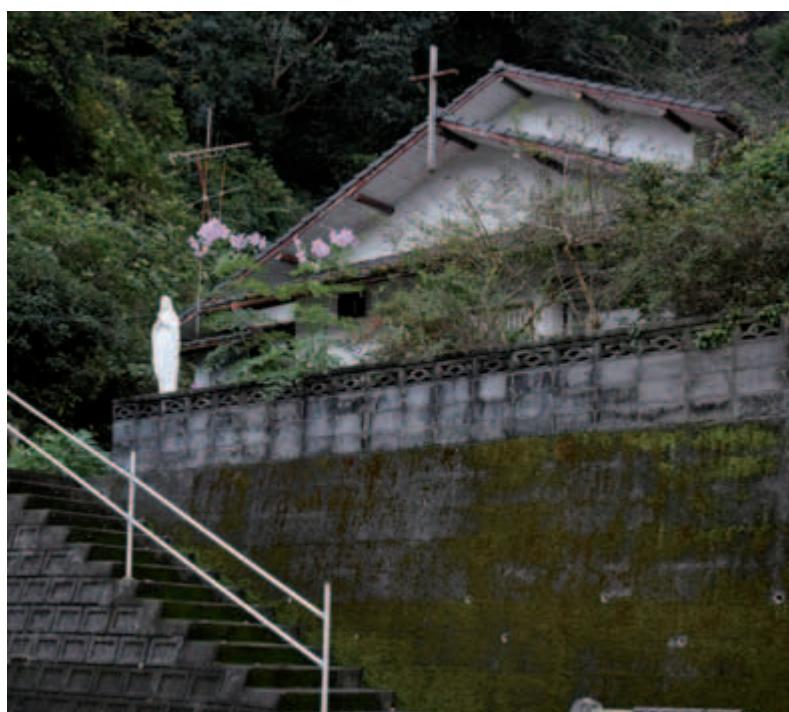


写真 2-033 崎津諏訪神社の側に建つ修道院

004 天草の崎津集落



写真 2-034 崎津庄屋役宅跡(現在の崎津教会堂)



写真 2-035 置敷きの崎津教会堂内部

004 天草の崎津集落

過去と現在のエリア比較

過去



写真 2-036 崎津村絵図(1842年以降、天草コレジヨ館所蔵)

現在



写真 2-037 現在の崎津集落



写真 2-038 出津集落

005 外海の出津集落

外海の出津集落は、小規模な潜伏キリシタン集落が連帯し、聖画像を秘匿して祈りを捧げ、教理書及び教会暦などを伝承して自らの信仰を継続しようとした集落である。禁教期には多くの外海地域出身の潜伏キリシタンが五島列島など島嶼部へと移住し、潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統が離島の各地へと拡がり、移住先において継続することとなった。解禁後、潜伏キリシタンは段階的にカトリックへと復帰し、集落を望む高台に教会堂を建てた。



005 外海の出津集落

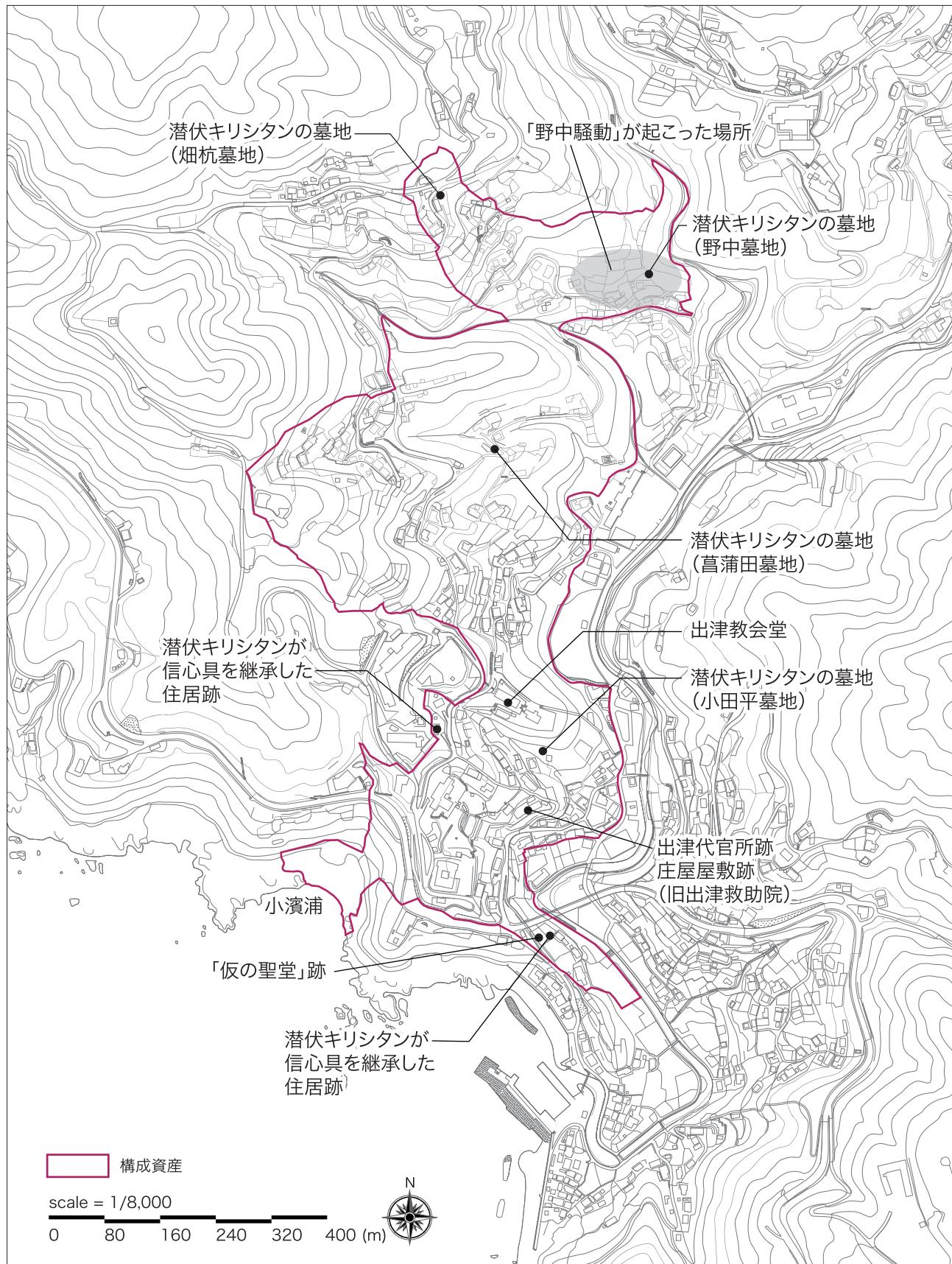


図 2-011 要素位置図(005 外海の出津集落)

005 外海の出津集落

外海の出津集落は、西彼杵半島の西岸にあたる外海地域に位置し、東シナ海に注ぐ出津川の流域に存在する（写真2-038）。潜伏キリスト教徒が、禁教期に密かに祈りを捧げるために聖画像を秘匿していた屋敷の跡、潜伏キリスト教徒の墓地、禁教期に集落を管轄した代官所の跡、「信徒発見」後に宣教師が上陸した浜辺、解禁後に建てられた教会堂から成る。

外海地域では、1571年にイエズス会の宣教師が宣教活動を行い①、キリスト教が伝わった。それに伴って多くの者が洗礼を受けたのをはじめ、1592年には外海北部の神浦地区に宣教師の住居としてレジデンシアが置かれるなど、宣教が進んだ②。

1614年に日本の全土にわたって禁教令が出されたが、出津集落は比較的取り締りが緩やかな佐賀藩の領域に属し、庄屋をはじめとする村役も潜伏キリスト教徒であった。潜伏キリスト教徒は、表向きは出津代官所③の管轄の下で仏教寺院に属し、宣教師に代わる指導者を中心として組織的に信仰を継続した。

出津集落の信仰組織は、「お帳」④と呼ぶ禁教初期に伝えられた教会暦を所有する複数の小さな「組」から成り、これらを統括する「ジヒサマ」（正・副・弟子の3名から構成）と呼ぶ出津集落全体の「組」の指導者を役員会において選出した。16世紀の「ミゼリコルディア」（慈悲の会）の「慈悲役」に由来する「ジヒサマ」は、集落内の洗礼・葬儀などの儀礼を司り、「ご誕生」（クリスマス）にはジヒサマの家で夜を徹して祈りが捧げられた。

また、集落内には、16世紀にヨーロッパから伝わったとされる聖母マリアを象った青銅製の大型メダル「無原罪のプラケット」⑤をはじめ、中国由来と推測される銅製の仙人像

1

1571年10月16日付のベルショール・デ・フィゲイレド書簡には、外海の中でも出津に隣接する神浦での布教の記録が見える。

松田毅一監訳(1998)『16・17世紀イエズス会日本報告集』、同朋舎、P.112.

2

ペドロ・ゴメス(1594)『日本年報』。

3

出津代官所は、佐賀藩が出津集落を管理するために設置した出先機関であった。『彼杵郡三重図賤津村・黒崎村・永田村』では、集落の他の建物が瓦葺屋根として描かれているのに対し、代官所だけ瓦葺きの建物として描かれており、身分・格式の差が示されている。禁教期の末期には、代官所において住民が潜伏キリスト教徒か否かを判別するために、「白・黒」（信者の場合は黒）の色のいずれかを選ばせて確認したことが伝わる。出津代官所跡地にはキリスト教解禁後に授産施設である出津救助院の建物が建てられたが、2010年に実施した建物の保存修理に伴う地下調査では、代官所の建物が建造された当時の石垣・瓦、陶磁器類が出土しており、『彼杵郡三重図賤津村・黒崎村・永田村』に描かれたとおり瓦葺きの建物であったことを裏付けている。

4

それぞれの小さな「組」に伝わる「お帳」は、禁教初期に宣教師に代わってこの地域で活動した日本人伝道士のバスチャンが残したとされる1634年の教会暦の写しである。

005 外海の出津集落

をイエズス会創始者のイグナティウス・デ・ロヨラに見立てた「イナッショさま」⁶、日本人が描いた「聖ミカエル」⁷及び「十五玄義」⁸などの複数の聖画像が秘匿され、密かに祈りが捧げられていた（写真2-039、写真2-040、写真2-041、写真2-042）⁹。

さらに、1603年に編纂された「こんちりさんのりやく」（罪を報いて赦しを求める祈り）の写しなどの日本語の教理書も伝承されていた（写真2-045）¹⁰。出津集落の潜伏キリストンは、祈りの言葉であるオラショを口承で伝えており、日常的に各自が無音か小声で唱えた。

出津集落の潜伏キリストンの墓は、一見すると仏教徒の墓とは区別がつかない外観である。しかし、潜伏キリストンが死者を埋葬する際には、仏教徒のような「座棺」ではなく、膝を曲げて身体を横にする「寝棺」の方式を採り、頭部を南に向けて埋葬した（写真2-046）。棺内には、禁教期の外海の潜伏キリストンの間で神聖視されたツバキの木片も副葬されたことが判明している¹¹。

禁教期の出津集落では、斜面地に石積みを築いて段々畑を造成し、サツマイモ栽培を中心とする農業を営んでいた（写真2-047）。そのため、家屋・畑地・墓地をひとつの単位とする集落構造が形成された（写真2-048、写真2-049）。貧しい土地ながらも人口が多かった外海地域では、五島藩と大村藩との協定によって18世紀末から五島への開拓移住が行われ、出津集落もその拠点のひとつとなつた。

1865年9月に出津集落に大浦天主堂での「信徒発見」の知らせが伝わると、出津集落の潜伏キリストン指導者は密かに大浦天主堂の宣教師と接触し、信仰を告白するとともに教理の指導を受け、密かに宣教師を集落へと招いた¹²。出

5

「無原罪のプラケット」は、外海地域の主任司祭であったド・ロ神父が、禁教時代に外海で伝承されたものとして保管していたメダルである。

6

「イナッショさま」は、キリストンであった庄屋の屋敷に伝来した像である。正月には、村人たちがこの像にお酒を供え、祈りを捧げたという。

7

「聖ミカエル」は、禁教期に信仰組織に所属していた〇家に伝来した聖画像である。原本は焼失し、写本（長崎歴史文化博物館所蔵）が残る。

8

「十五玄義」は、禁教期以来〇家に伝来した聖画像である。原本は焼失し、写本（長崎歴史文化博物館所蔵）が残る。

9

上記の3点のほか、伝来の経緯が特定されてはいないが、出津集落を含む外海地域に伝世したと考えられる絵画「雪のサンタ・マリア」（日本二十六聖人記念館所蔵）のほか、もともと出津集落に所在し、パリ外国宣教会の神父を経てフランスへと渡ったが、近年再び長崎に戻った絵画「無原罪の聖母像」（カトリック長崎大司教区所蔵）がある（写真2-043、写真2-044）。

10

「こんちりさんのりやく」の写しは、1869年にブティジヤン神父が、伝本に漢文を加えた補訂版を石版刷りとして秘密出版したものである。

005 外海の出津集落

津集落の潜伏キリシタンは、最終的にカトリックに復帰する者と禁教期の信仰形態を継続する者（かくれキリシタン）に分岐した¹³。

カトリックへと復帰した潜伏キリシタンは、キリスト教が解禁された1873年に、禁教期以来の聖画像を所有していたキリシタンの屋敷の隣に仮聖堂を建てた。その後、1882年には、パリ外国宣教会の所属の宣教師であったド・ロ神父が集落を見下ろす高台に出津教会堂を建造した（写真2-051）。出津教会堂には、海からの強風を避けるために低い屋根・天井を採用し、1891年及び1909年の増築に伴って前後にふたつの塔が建つなど、外観上の特質が見られる（写真2-052、写真2-053）。ド・ロ神父は、村民の貧しい生活を改善するために、教会堂に隣接して授産施設である救助院の建物も建造した（写真2-054）。

出津集落において、解禁直後にカトリックへと復帰した人々が約3,000人であったのに対し、引き続き禁教期の信仰形態を継続したかくれキリシタンの人々は約5,000人であった。しかし、その後カトリックに帰依する人々は徐々に増加し、20世紀中頃にはカトリック信者とかくれキリシタンとの人数の割合はほぼ等しくなった。現在では、かくれキリシタンの多くは仏教徒又はカトリック信徒へと移行している。

出津集落は、潜伏キリシタンが聖画像・教会暦・教理書を秘匿しつつ密かに信仰を続けた集落の様相を良く留めている。集落を管轄した代官所跡、聖画像を所有していた屋敷跡、墓地、生業空間などの禁教期以来の土地利用の在り方が大きく変わることなく残されており、これらを含む範囲を推薦資産の範囲としている。

11

長崎県編（2013）『長崎県内の多様な集落が形成する文化的景観保存調査報告書』長崎県文化財調査報告書第210集、P.328。

12

小濱浦は、ブティジャン神父の最初の上陸地であった（写真2-050）。

13

出津集落では、宣教師との接触後にも、その指導下に入るか否かについて意見の相違があり、伝承してきた聖画像の所有を巡る対立にまで発展した。これは「野中騒動」と呼ばれている。

005 外海の出津集落



写真 2-039 無原罪のプラケット（長崎市ド・ロ
神父記念館所蔵）
大きさ（縦×横）: 11.0 x 7.0 cm



写真 2-040 イナッショさま（長崎市外海歴史民
俗資料館所蔵）
密かに保管されていた木箱内には、紙のこよりで
結ばれたロザリオの珠も収められていた。
大きさ（縦×横）: 12.0 x 7.5 cm



写真 2-041 聖ミカエル（写本、長崎歴史
文化博物館所蔵）



写真 2-042 十五玄義（写本）（長崎歴史文化博物館
所蔵）

※上記のものはすべて同じスケールで表示されているわけではありません。

005 外海の出津集落



写真 2-043 雪のサンタマリア

禁教期に外海地域に伝わった聖画で、禁教令の前後に日本で描かれたものと考えられ、日本独特の軸装（掛け軸とするための布を用いた加工）である。



写真 2-044 サンタマリアの御絵(仮)

※上記のものはすべて同じスケールで表示されているわけではありません。

005 外海の出津集落



写真 2-045 こんちりさんりやく(長崎市外海歴史民俗資料館所蔵)

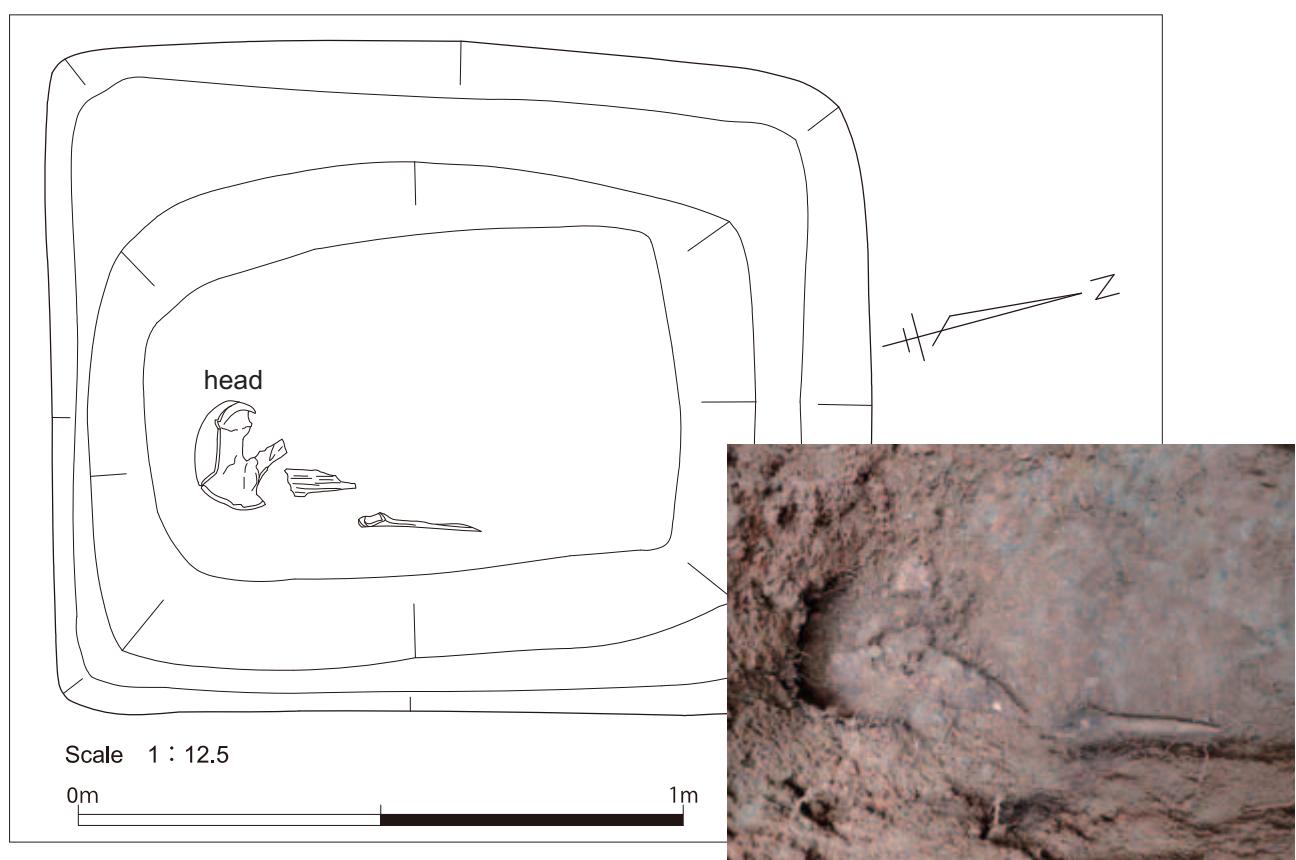


写真 2-046 発掘調査で確認された人骨(発掘調査時の写真)

005 外海の出津集落



写真 2-047 出津集落(19世紀後半から20世紀初頭に撮影)



写真 2-048 野中集落

005 外海の出津集落



写真 2-049 菖蒲田墓地



写真 2-050 小濱浦

005 外海の出津集落



写真 2-051 高台に建つ出津教会堂



写真 2-052 低い屋根と天井の出津教会堂

005 外海の出津集落



写真 2-053 前後にふたつの塔をもつ出津教会堂



写真 2-054 出津代官所跡に建つ旧出津救助院

005 外海の出津集落

過去と現在のエリア比較

過去



写真 2-055 出津集落古図(1862年)(彼杵郡三重図賤津村・黒崎村・永田村／文久2年壬戌夏仕立、長崎歴史文化博物館所蔵)

005 外海の出津集落

現在



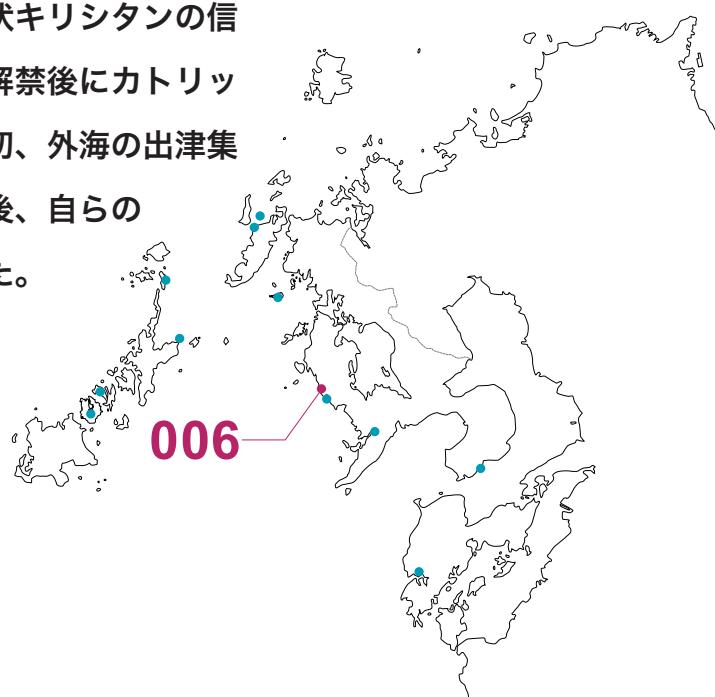
写真 2-056 現在の出津集落



写真 2-057 大野集落

006 外海の大野集落

外海の大野集落は、潜伏キリシタンが自らの信仰を装うために仏教徒や集落内の神社の氏子となり、神社に自らの信仰対象を密かに祀り、在来宗教である神道における祭祀の場と潜伏キリシタンの信仰における祈りの場とを共存させた集落である。解禁後にカトリックへと復帰した大野集落の潜伏キリシタンは、当初、外海の出津集落に所在する出津教会堂へと通っていたが、その後、自らの集落の中心に大野教会堂を建造して祈りの場とした。



006 外海の大野集落



図 2-012 要素位置図(006 外海の大野集落)

006 外海の大野集落

外海の大野集落は、西彼杵半島の西岸にあたり、東シナ海に面する急傾斜地に展開している（写真2-057）。潜伏キリシタンが信仰を装うために氏子となり、潜伏キリシタンとしての信仰対象を密かに祀った神社、潜伏キリシタンの墓地、解禁後に建造された教会堂から成る。

大野集落の一帯では、1571年にイエズス会の宣教師が宣教活動を行い、キリスト教が伝わった①。大野集落は、大村藩に属する神浦地区の一部であり、多くの者が洗礼を受け、出津集落と同様に宣教が進んだ②。

1614年に全国に禁教令が出され、大村藩でも藩主が棄教した。大村領内ではキリシタンに対する弾圧が行われたが、禁教初期に作成された大村領内の迫害及びドミニコ会士の活動を証言したキリシタン指導者らの署名文書（「徵収文書」）によると、大野集落の潜伏キリシタンは密かに信仰を継続していたことがわかる③。禁教が進み、宣教師が不在となる一方、大野集落の潜伏キリシタンは表向き仏教寺院に所属しつつ、集落内の3つの神社（大野神社・門神社・辻神社）の氏子としても振る舞い④、組織的に潜伏キリシタンとしての信仰を継続した。

集落の南部に位置する大野神社は、3つの神社の中でも集落全体の守り神として最も社格が高く、代々庄屋⑤が神主を務めた神社であり、その氏子は集落民の大多数を占めた（写真2-058）。そのため、大野集落の潜伏キリシタンも同神社の氏子として神道の信者であることを装った。また、潜伏キリシタンは、より身近な存在であった門神社又は辻神社を

1

1571年10月16日付のベルショール・デ・フィゲイレド書簡には、大野集落に隣接する神浦集落での宣教の記録が見える。松田毅一監訳（1998）『16・17世紀イエズス会日本報告集』、同朋舎、P.112.

2

ペドロ・ゴメス（1594）『日本年報』。

3

1615年にドミニコ会のコリヤードが作成した徵収文書の中には、大野集落のキリシタンとして、「大野村 山口吉右衛門尉とめい」との記述がある。

松田毅一（1967）『元和元年、ドミニコ会士コリヤード徵収文書』『近世初期日本関係 南蛮資料の研究』、風間書房、P.1187.

4

禁教期の日本では「寺請制」により仏教寺院への所属が強制されるとともに、集落の守り神である神社にも「氏子」として所属していた。

5

1661年に大野集落は大村藩家臣の知行地となり、1697年に庄屋が設置された。1789年から1814年までの間に製作されたと考えられる『大村管内絵図』には大村藩領の全体像が平面図として描かれている、その中には、大野集落の知行地の範囲が朱線で示されており、現在の集落の範囲と一致していることがわかる。

006 外海の大野集落

潜伏キリストンの信仰の場として利用し、自らの信仰の対象を密かに祭神として祀り、祈りを捧げた。

集落の南西に位置する門神社⑥には、もともと様々な神が祀られていたが、その中に「島原・天草一揆」の際に大野に逃ってきた「本田敏光」というキリストンも含まれていたと伝わる（写真2-059）。大野集落の潜伏キリストンは、この祭神を禁教初期に外海地域一帯で活動したとされるポルトガル宣教師と同名の「サンジュワン」と呼称し⑦、密かに崇拜の対象とした。

一方、集落の東端に位置する辻神社は古来の自然信仰に基づく山の神を祀った神社であったが、潜伏キリストンはその祭神を門神社と同様に「サンジュワン様」と呼び、密かに信仰の対象とした（写真2-060）。

さらに、辻神社から北東方山域へと連続する傾斜面には、潜伏キリストンの積石墓が今も残っている（写真2-061）⑧。

大野集落では、大野岳から海浜部に至る急斜面に石積みを築いて耕作地とし、サツマイモ栽培を主体とする農業を営んでいた（写真2-062）。18世紀末には五島藩と大村藩の協定により外海地域から五島への開拓移住が行われ、それに伴って大野集落からも五島への移住が行われた⑨。

19世紀半ばに日本の開国に伴って宣教師が来日すると、外海地域の潜伏キリストンは大浦天主堂の宣教師と接触を図り、大野集落の南に位置する出津集落に密かに宣教師が来訪した。これにより大野集落の潜伏キリストンも宣教師と接触し、解禁後の1877年頃から多くの村人たちが洗礼を

⑥

大野集落の潜伏キリストンの各家では、信仰の対象として祠及び石などが祀られていたが、そのうちのいくつかは解禁後に門神社へと合祀された。

⑦

外海地域一帯には、禁教期の初期に長崎周辺で活躍したサンジュワンの洗礼名を持つポルトガル人宣教師の伝承があり、門神社及び辻神社の祭神の呼称と重なったものと考えられる。この宣教師はバヌチャーンという日本人伝道士に日繰りなどを教えたとされ、潜伏キリストンの信仰継続の拠り所となっていた。

⑧

片岡瑠美子（2012）『キリストン墓碑の調査研究-その源流と形式分類のための再調査-』長崎純心大学、P.50.

⑨

『五島青方村天主堂御水帳』（立教大学海老沢有道文庫）。

006 外海の大野集落

受け、カトリックへと復帰した。

当初、大野集落のキリストンは、約3km離れた出津集落の出津教会堂へと通っていた。しかし、1893年には洗礼を受けた村人が200名を超えた。また、離れた場所にあるため、出津教会堂には通えない26戸の信者が教会堂へと通えるようにする必要もあった。そのため、1893年には、集落の中心に出津教会堂の巡回教会として大野教会堂が建造された。

大野集落では、1912年までにさらに200名を超える多くの村人が洗礼を受けた。しかし、その後の変遷により、現在ではカトリック信者の世帯数が数戸にまで減少し、集落民の大半は仏教徒となっている。

大野集落には、潜伏キリストンが氏子となり、神道に基づく本来の祭神をキリスト教に由来する祭神として密かに祈った神社をはじめ、潜伏キリストンの墓を含む墓地、集落の地割など、禁教期以来の土地利用形態が大きく変わることなく残されており、解禁後に建造された教会堂を含め、それらの全てを推薦資産の範囲に含めている。

006 外海の大野集落



写真 2-058 大野神社



写真 2-059 門神社

一見すると一般的な神社であるが、潜伏キリストンの信仰対象を祭神としており、大野集落では神道を装って信仰を続けていた。



写真 2-060 達神社

006 外海の大野集落



写真 2-061 潜伏キリシタンの墓地



写真 2-062 大野集落

006 外海の大野集落



写真 2-063 大野教会堂

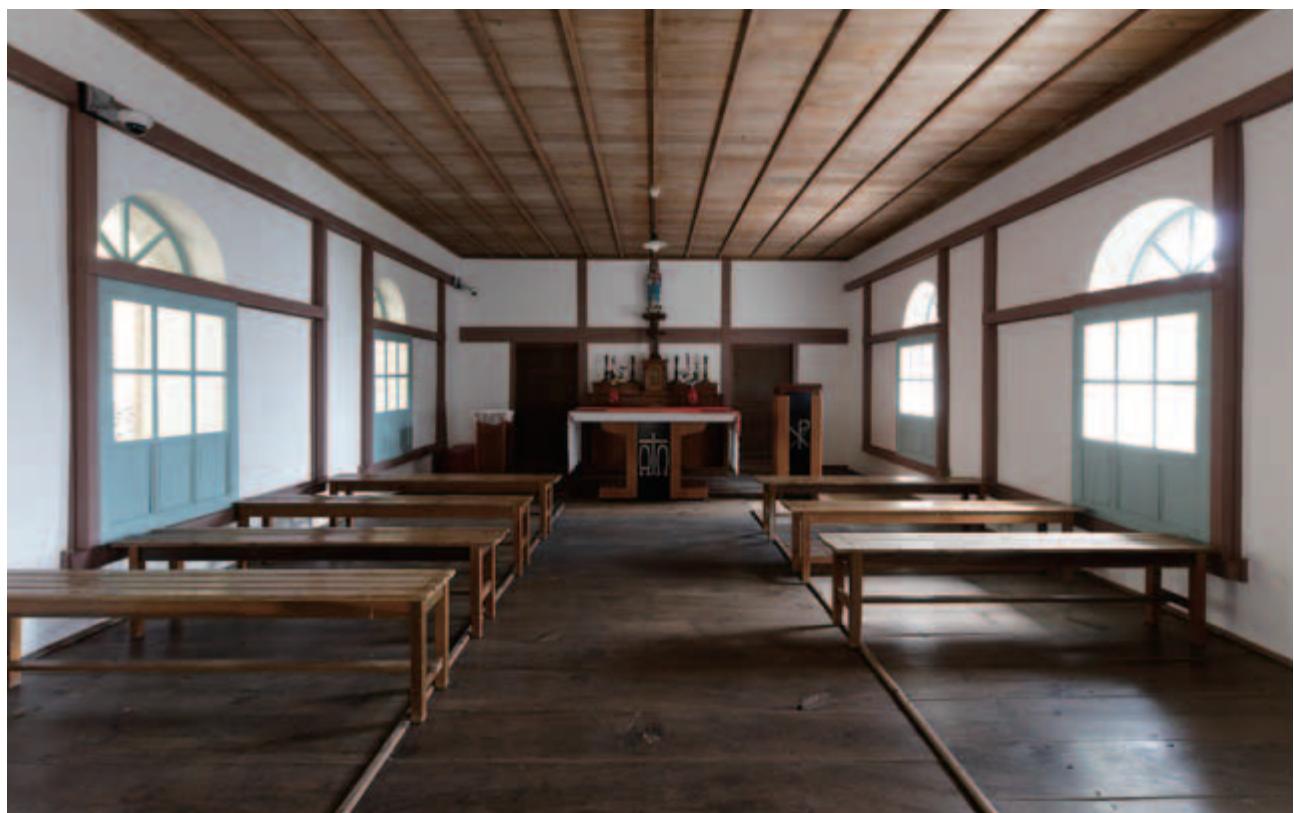


写真 2-064 大野教会堂の内観

006 外海の大野集落

過去と現在のエリア比較

過去

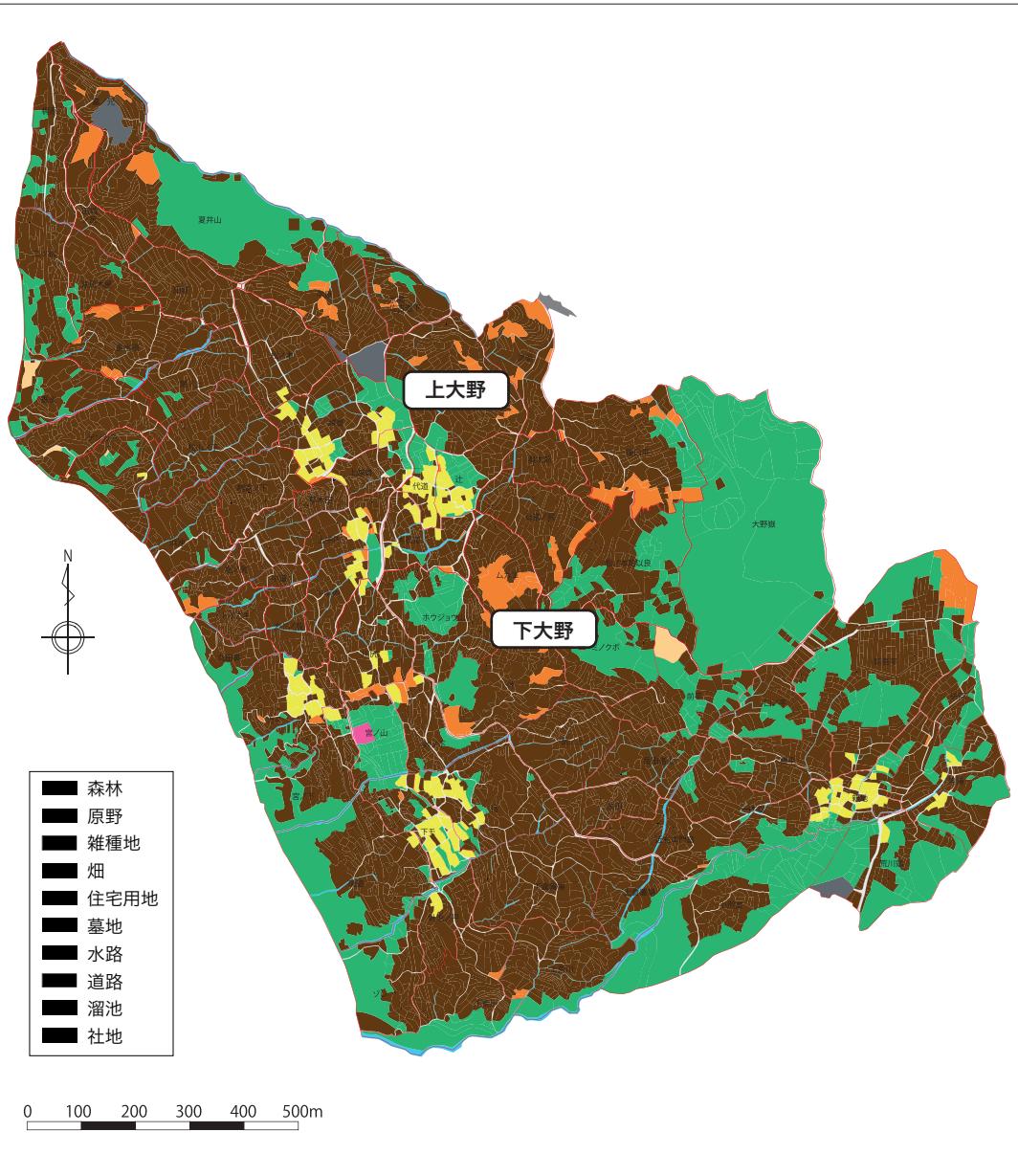


図 2-013 大野集落の土地利用図(明治期)

006 外海の大野集落

現在

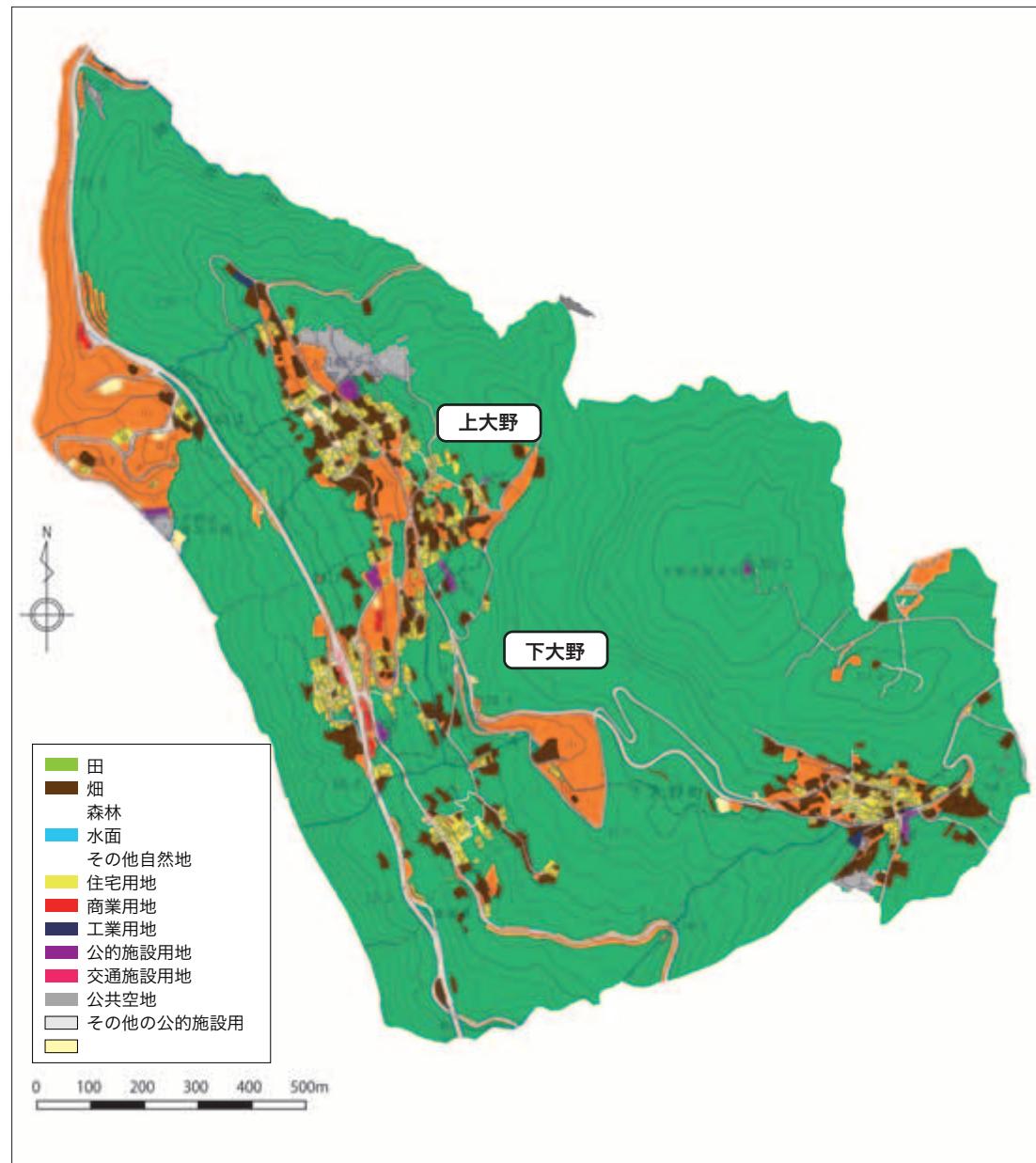


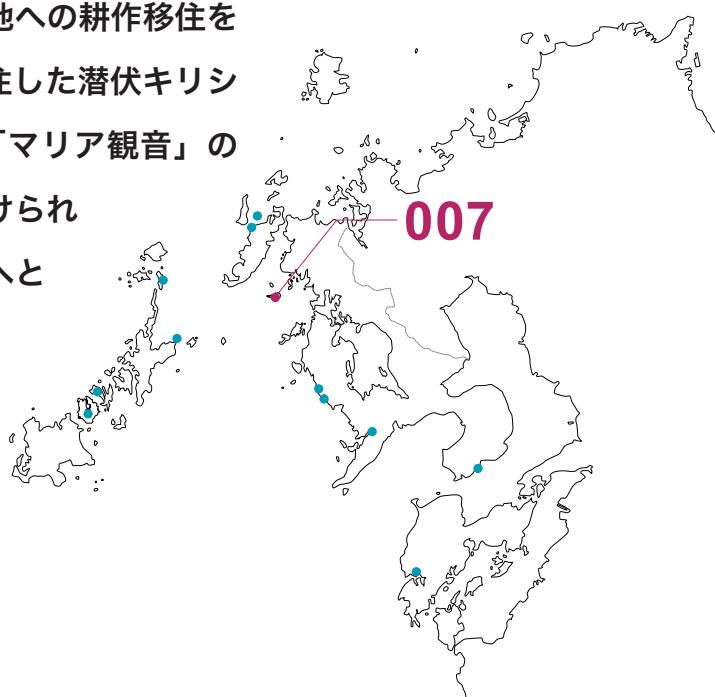
図 2-014 大野集落の土地利用図(現在)



写真 2-065 黒島

007 黒島の集落

黒島の集落は、19世紀半ばに潜伏キリシタンが藩の牧場跡の再開発地となっていた場所へと移住し、信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落である。平戸藩が黒島の牧場跡地への耕作移住を奨励した❶のに応じて、島外各地から黒島へと移住した潜伏キリシタンは、表向き所属していた仏教寺院で密かに「マリア観音」の像に祈りを捧げ、既存の仏教集落の非干渉にも助けられて、自らの信仰を継続した。解禁後はカトリックへと復帰し、かつての水方屋敷を「仮の聖堂」とした後、島の中心部に教会堂を建造した。



007 黒島の集落

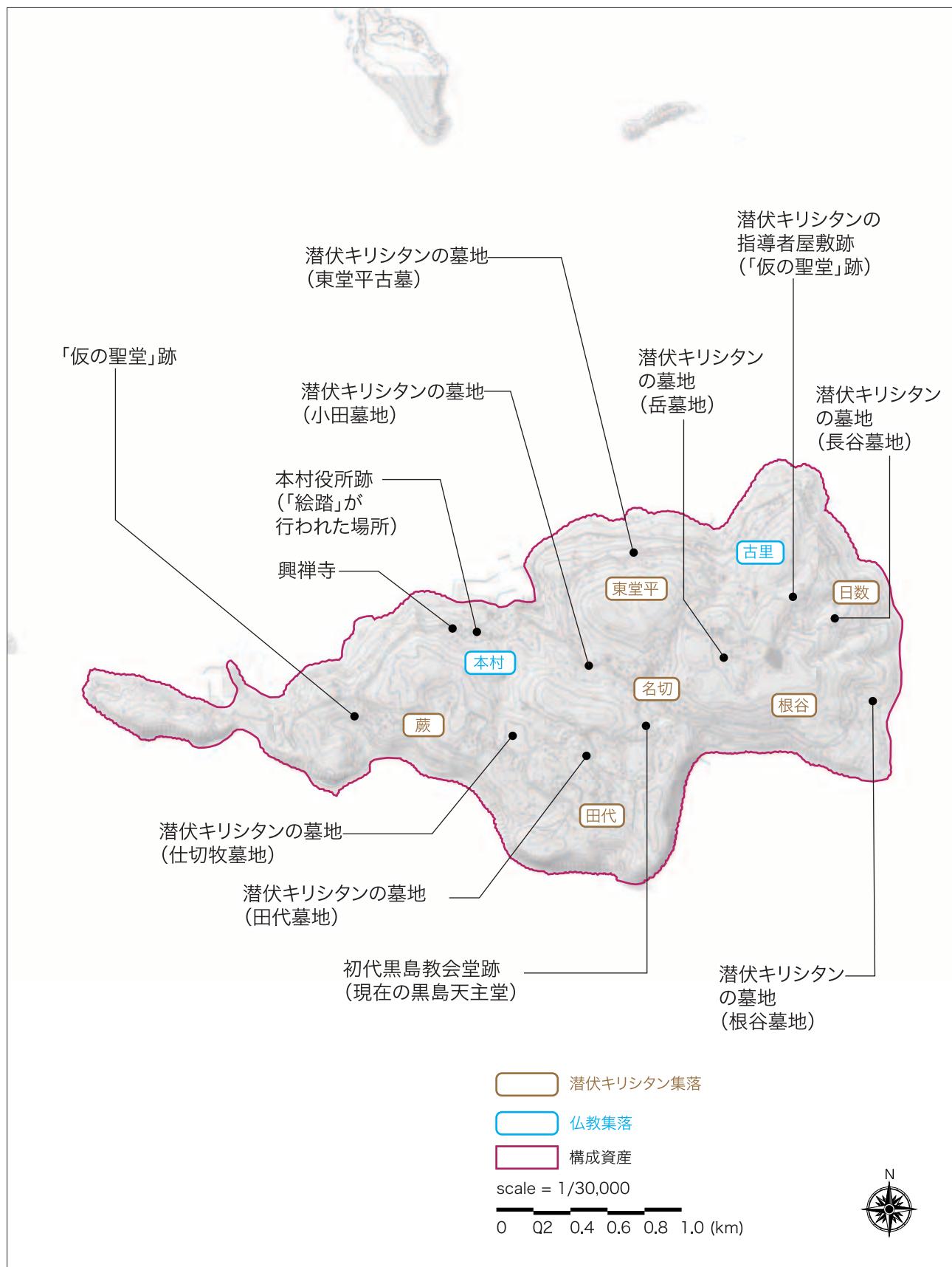


図 2-015 要素位置図(007 黒島の集落)

007 黒島の集落

黒島は、九州北西部の佐世保市の西方海上に浮かぶ周囲約12kmの小島である(写真2-065)。外海地域から移住した潜伏キリシタンが再開拓して畠地とした牧場跡、隠れ蓑として所属しつつも、密かにマリア観音を安置し礼拝した仏教寺院、潜伏キリシタンの信仰組織の指導者の家屋跡、墓地、絵踏が行わられた役所跡、解禁後に建造された教会堂跡から成る。

黒島の名称は、古く13世紀頃の文献史料に初出する2。15世紀頃から北方の平戸島の勢力下に入り、島の北辺部に本村集落が形成された(写真2-066)。16世紀後半に黒島で宣教師が活動した記録が存在しないことから、黒島への直接的なキリスト教の伝来はなかったものとみられる。

17世紀になると黒島には平戸藩の牧場が設置されたが3、19世紀初頭に廃止された4。その後、牧場跡の再開発を企図した平戸藩は開拓民の誘致政策を進めたため、それに応じて外海地域などから黒島へと移住した開拓民が、19世紀中頃にかけて新たに7つの集落を島内に形成した。これらの開拓移住民の中には外海地域などを出身地とする多くの潜伏キリシタンが含まれており、新しく形成された7つの集落のうち6つ(日数・根谷・名切・田代・蕨・東堂平)

は潜伏キリシタン集落であった(写真2-067、写真2-068)

5。

黒島に移住した潜伏キリシタンたちは、移住により島内人口が増加したのに伴い、19世紀初頭に造営された本村集落の興禪寺に所属し、表向きは仏教徒として振る舞った6。

1

外海地域から五島への移住が大村藩と五島藩との協定に基づき実施されたのに対し、平戸藩領である黒島への移住は、平戸藩領内から藩主導で行われた。このほか、大村藩領から五島藩領へ向かう移民のうち黒島へ移住を希望した者に平戸藩が許可を与えており、協定に基づかずに行われた移住があった。

2

『青方文書』文永8年(1271)の条には、峯湛(たたう、後の平戸松浦氏)が、南黒島の地頭職を安堵された記事が見える。ただし、峯湛が実効支配したこと示す史料は存在しない。

3

『西家旧記集』の元禄3年(1690)及び宝永2年(1705)の各条には、黒島牧の設置に関する記事が見られる。ただし設置された場所を正確に示す記録はない。

4

『家世伝』及び『家世伝草稿』には、享和2年(1802)に黒島牧が廃止されたことを記す。

5

7つの集落のうち、6つの潜伏キリシタン集落以外の古里集落は仏教集落であった。

007 黒島の集落

黒島では、毎年、本村集落の本村役所（黒島を管轄する平戸藩の出先の役所とされていた庄屋屋敷）において潜伏キリシタンの取締が行われ、潜伏キリシタンはキリスト又は聖母マリアの像を踏むこと（絵踏）を余儀なくされた（写真2-069）⁷。

興禪寺の本堂には、観音菩薩立像を聖母マリア像に見立てた「マリア観音」の像を密かに安置し⁸、寺院に参拝することを装いつつ、実際にはマリア像に祈りを捧げていた（写真2-070、写真2-071）。黒島の潜伏キリシタンが表向きは仏教徒を装いつつ、指導者を中心として組織的に自らの信仰を継続したことは、一見すると仏教徒のもののように見えるが、実は墓石の向き及び埋葬の方法が仏式とは全く異なる独特の墓地が形成されたことにも表れている（写真2-072）。

19世紀に宣教師が来日すると、黒島の潜伏キリシタンの指導者は密かに大浦天主堂の宣教師と接触し、自らの信仰を告白した。禁教下の黒島で行われてきた洗礼の方法は無効である旨が宣教師から告げられたことから、改めて教理の指導を受けることとなり、禁教が解かれる直前の1872年に黒島の潜伏キリシタンは全てカトリックへと復帰した⁹。

復帰の当初は、かつての指導者の家など島内の2ヶ所を「仮の聖堂」とした。そのうちの1ヶ所は、日数集落において代々「水方」を務めた出口家の屋敷であった（写真2-073）¹⁰。やがて新たな教会堂の建造に対する機運が強まり、1880年に各集落から利便の良い島の中央部に初代の黒島教会堂

6

宝亀道聰の調査によると、興禪寺の過去帳に記載された檀家の数は以下のように変遷することが判明している（宝亀道聰（1971）「合同史跡探訪記 黒島」『郷土研究』創刊号、佐世保郷土研究所、P.76.）。

文久2年（1862）	20人
明治3年（1870）	16人
明治4年（1871）	14人
明治5年（1872）	6人
明治6年（1873）	5人

上記の調査成果によると、1872年以降は記載者が激減していることがわかる。これは、1865年の大浦天主堂における「信徒発見」の後、黒島の潜伏キリシタンが1873年の禁教高札の撤廃を待たずに自らの信仰を表明したことを示している。同時に、禁教期の黒島の潜伏キリシタンが表向きは仏教寺院に所属していたことも裏付けている。

7

黒島天主堂では、現在でも禁教期の絵踏を贖罪する祈りが毎週行われている。本村役所跡は、黒島における禁教の記憶が今なお継承されている場所である。

8

潜伏キリシタンが祈りを捧げたマリア観音像は、一般的に中国の白磁製である場合が多かったが、興禪寺のマリア観音像は長崎近郊で造られた陶器製のものであったという（岡崎幸枝（1977）「黒島とマリア観音について」『郷土研究』4号、佐世保郷土研究所、P.53-55.）。

残念ながら、現在はその所在が確認されていない。

007 黒島の集落

が建造された（写真2-074）。その後、信徒の増加に伴い教会堂の建て替えが企図され、海岸沿いから建築資材を運ぶなど信徒全員の労働奉仕及び費用負担の下に、1902年に新築された教会堂が現在の黒島天主堂である。黒島天主堂では、今なお往時の絵踏を贖罪する祈りが毎週捧げられ、禁教期の記憶が確実に伝えられている（写真2-075）。

黒島には19世紀前半に移住した潜伏キリシタンに起源をもつ6つの集落が分布し、指導者の屋敷跡、墓地、生業に関わる土地利用形態が大きく変わることなく残されている。19世紀後半の新たな信仰の局面を迎えた後に建てられた「仮の聖堂」の跡をはじめ、初代の教会堂跡も良好に遺存している。潜伏キリシタンに対して非干渉の姿勢を取り続けた仏教集落内に位置し、潜伏キリシタンが密かにマリア観音像を安置して祈りを捧げた仏教寺院及び絵踏が行われた代官所跡も良好な保存状態にある。それらは、黒島の牧場跡地へと移住することにより、移住先の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰組織を維持しようとした潜伏キリシタンの戦略を表している。これらの遺跡とともに、禁教期の潜伏キリシタンと仏教徒との関係を示す8つの集落を含む黒島の全域を推薦資産の範囲としている。

9

早稲田大学所蔵の『在崎日記第十六号』によれば、黒島在住の184戸（およそ1,000人）がカトリックに入信したとの記述がみられる。長崎県編（2013）『長崎県内の多様な集落が形成する文化的景観保存調査報告書』長崎県文化財調査報告書第210集、P.657。

なお、この記述は前掲注6の宝亀道聰の調査報告とも符号する。

10

今ひとつ「仮の聖堂」は、島内の交通の便を考慮して蕨集落に設けられた。

007 黒島の集落



写真 2-066 本村集落



写真 2-067 根谷集落

007 黒島の集落



写真 2-068 蕨集落



写真 2-069 本村役所跡

007 黒島の集落



写真 2-070 興禪寺と梵鐘

1814年に造られたこの梵鐘には、寄進者として潜伏キリストンの名がみえ、寺と潜伏キリストンの密接な関係がうかがわれる。



写真 2-071 興禪寺のマリア観音(現存しない)

007 黒島の集落



写真 2-072 仕切牧墓地

仕切牧墓地にある仏教形式の潜伏キリシタン墓の多くは、通常の仏教墓が西向きであるのに対し、東向きである。



写真 2-073 出口家の屋敷跡

007 黒島の集落



写真 2-074 初代黒島教会堂の跡地に建つ現在の黒島天主堂



写真 2-075 賴罪の祈り

007 黒島の集落

過去と現在のエリア比較

過去

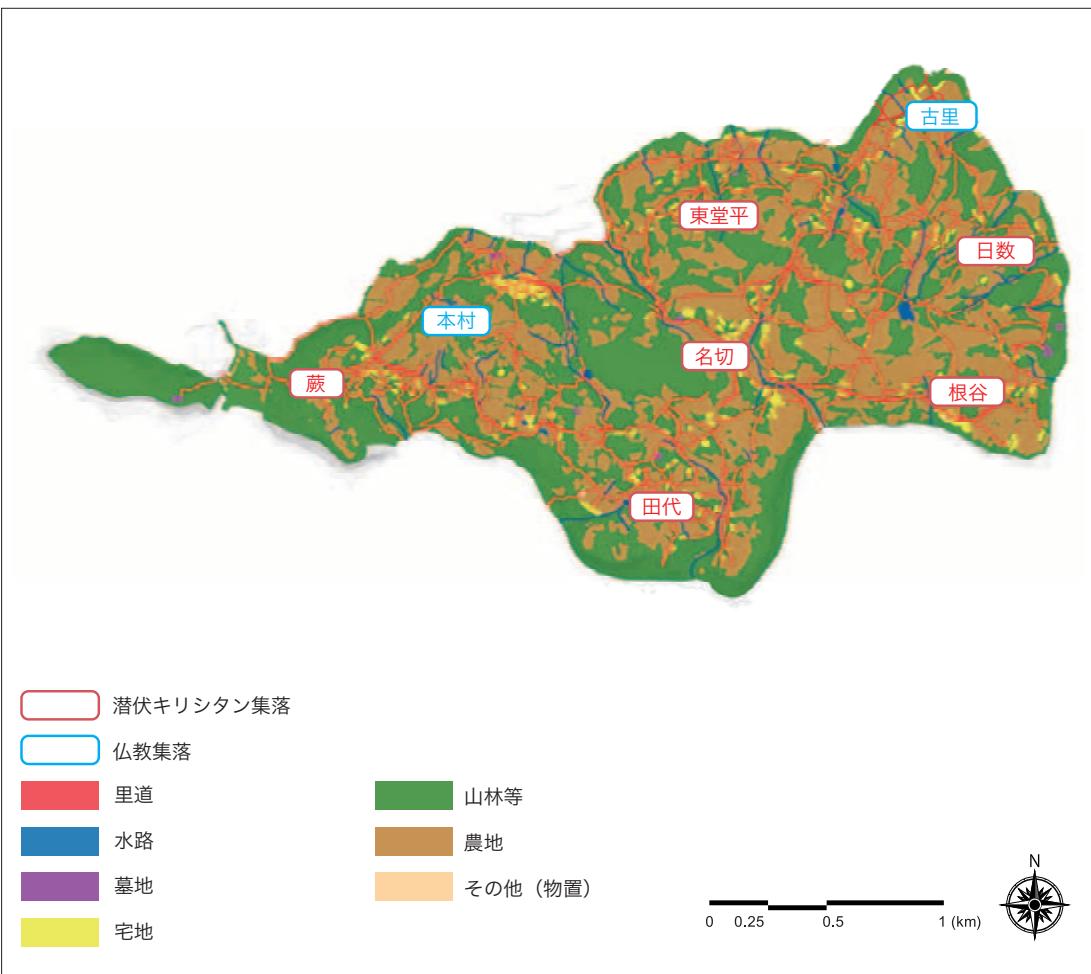


図 2-016 黒島の土地利用図(明治 10 年代)

007 黒島の集落

現在

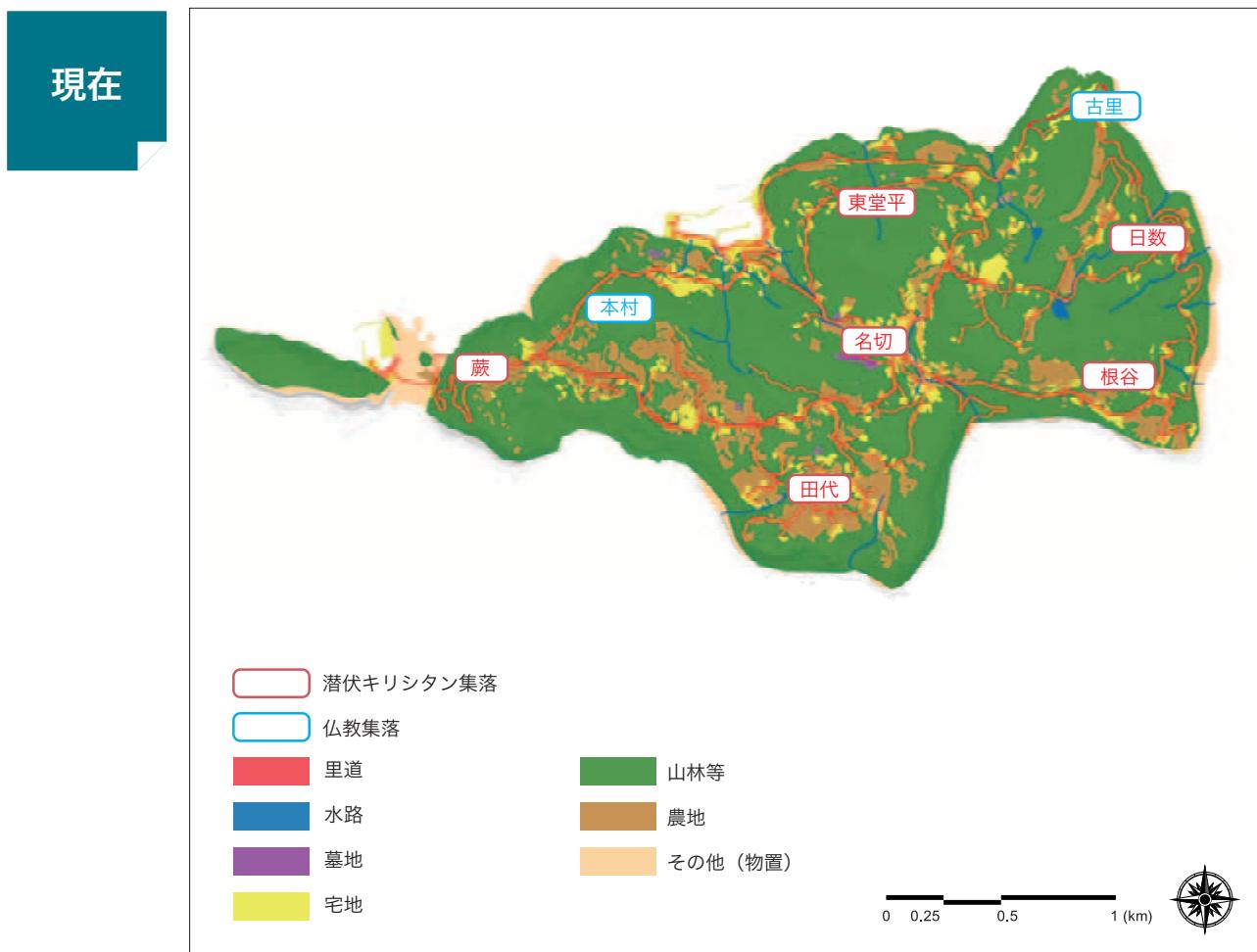


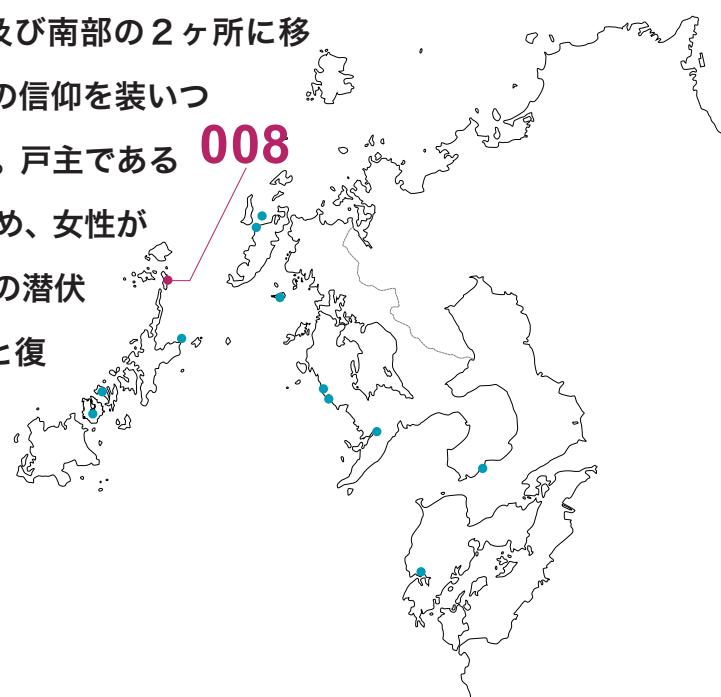
図 2-017 黒島の土地利用図(現在)



写真 2-076 野崎島

008 野崎島の集落跡

野崎島の集落跡は、19世紀以降に潜伏キリシタンが神道の聖地へと移住することにより、自らの信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落の遺跡である。外海地域から海を渡った潜伏キリシタンは、五島列島一円から崇敬を集めていた沖ノ神嶋神社の神官の居住地のほかは未開地となっていた野崎島の中央部及び南部の2ヶ所に移住し、神社の氏子となることにより在来の神道への信仰を装いつつ、密かに潜伏キリシタンとしての信仰を続けた。戸主である男性は氏子としての役職を務める必要があったため、女性が潜伏キリシタンの信仰の指導者となった。野崎島の潜伏キリシタンは、キリスト教解禁後にカトリックへと復帰し、2つの集落のそれぞれに教会堂を建てた。



008 野崎島の集落跡

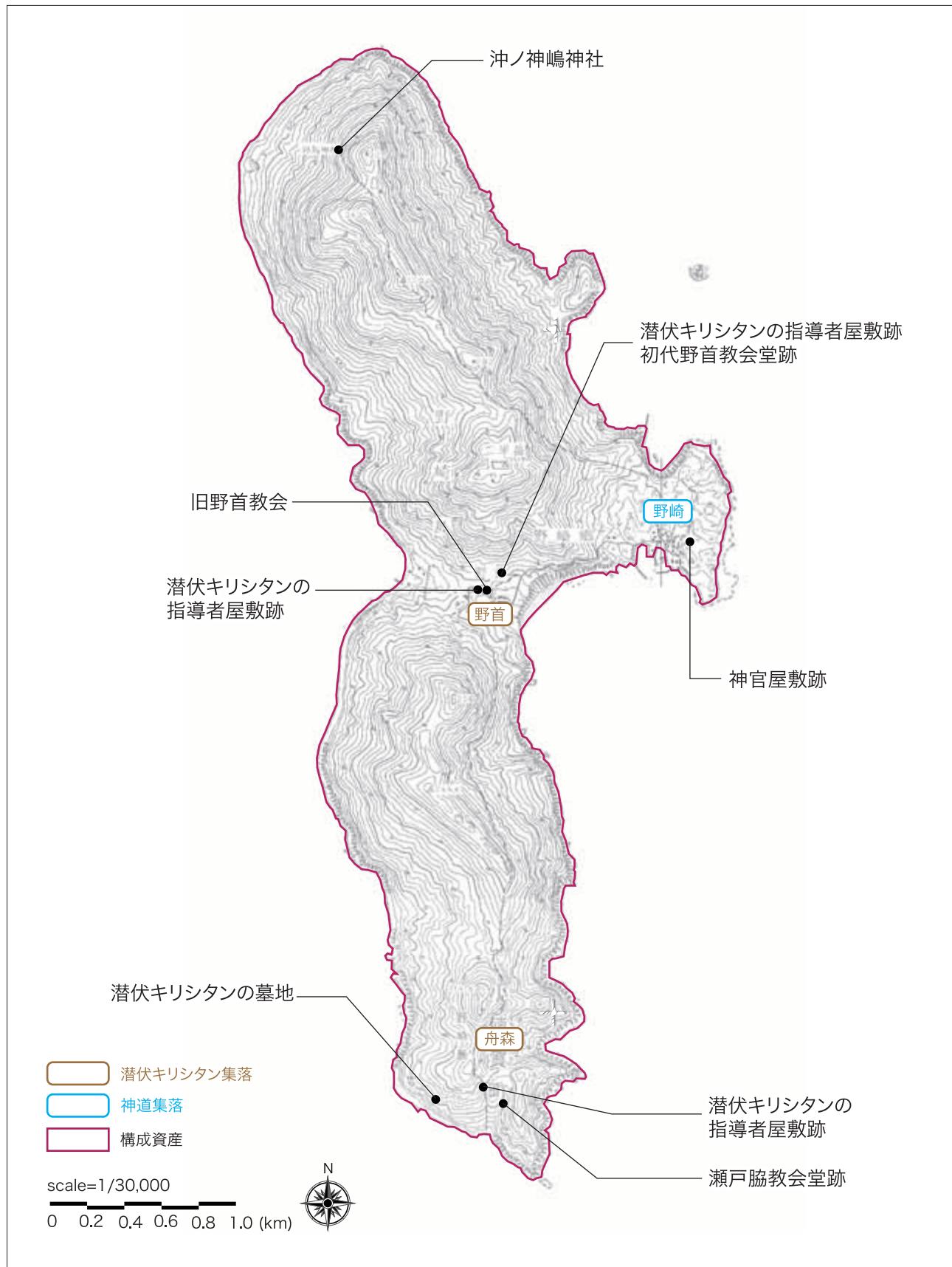


図 2-018 要素位置図(008 野崎島の集落跡)

008 野崎島の集落跡

野崎島は、五島列島の北部に位置する南北約6km、東西約1.5kmの細長い島で、島の中央部のなだらかな傾斜面を除き、周囲を急峻な断崖絶壁が取り囲む険阻な地形から成る（写真2-076）。潜伏キリストンが、信仰を装って氏子となつた沖ノ神嶋神社及びそれを管理した神官屋敷跡、潜伏キリストンが耕作した石積み等を伴う畠地跡、解禁後に建てられた初代野首教会堂跡及び瀬戸脇教会堂跡から成る。

島の中央部の野首地区及び東部の野崎地区付近では、考古学的な調査によって縄文時代以来の生活の痕跡が明らかとなっている。島の北部には沖ノ神嶋神社が祀られている。社殿の背後には高さ約24m、幅約12mの溶結凝灰岩から成る2本の石柱状の巨石が立ち、これらの頂部に長さ約5.3m、幅約3m、高さ1.2mの「王位石」と呼ぶ今ひとつ巨石が載っている（写真2-077）。これらの巨石群を含む沖ノ神嶋神社の社殿と境内は古来の聖地であるとされ、海上交通の守り神として五島列島一円から崇敬を集めてきた1。このように、野崎島は神道の靈地として一般の人々が容易に生活を営むことができない島であった。

野崎島は海岸線に沿って急峻な断崖が連続する小さな島であり、19世紀までの間に人間が居住していたのは、島の中央部東岸沿いの野崎地区のみであった（写真2-078）。野崎地区には、神官の屋敷地を含め約20戸から成る集落（野崎集落）が存在した（写真2-079）。神官は、平戸藩の役人も兼ねており、実質的に島全体を統括していた。沖ノ神嶋神社の文献史料によると、野崎島では19世紀中頃に戸数が倍増しており、この頃に潜伏キリストンによる入植が行われたことがうかがえる2。

1

沖ノ神嶋神社旧蔵『氏子帳』によれば、沖ノ神嶋神社の氏子は五島列島のほぼ全域に分布している。

2

天保年間（1830-44）には野崎島の戸数は21戸（『小値賀覚書』）であったが、文久元年には（1861）48戸（沖ノ神嶋神社旧蔵『氏子帳』）へと倍増したことが知られる。外海から五島列島への移住は18世紀の終わり頃から始まったが、転住を繰り返す事例も多かった。小値賀島への移住は五島列島の北部を経由して行われたことから、その時期はやや遅れて19世紀に入るるものと見られている。

008 野崎島の集落跡

19世紀に野崎島へと移住した潜伏キリストンは、沖ノ神嶋神社の氏子となり、野崎集落の神官屋敷内に併設された神社への遙拝所において、各種の神事に参加した。彼らは、小値賀本島の仏教寺院にも所属し、代官所で定期的に行われた「絵踏」に従うことにより③、潜伏キリストンとしての自らの信仰を秘匿した。

潜伏キリストンの移住先は、島の中で無人であった中央部の野首地区（野首集落）及び南端の舟森地区（舟森集落）であった（写真2-080、写真2-081、写真2-082）。そこでは、権利関係から樹木を薪として伐採する権利も与えられず、急傾斜面を成す荒地に石垣を築いてわずかな平坦地を造成し、居住地及びイモ・ムギの栽培農地を切り開いた④。

野首集落では、キリストン信仰を秘匿するために、戸主である男性が沖ノ神嶋神社の神事に携わり、代わって女性が潜伏キリストンの指導者を担うという信仰上の独特的役割分担も行われた⑤。

日本の開国により来日した宣教師が、1865年に大浦天主堂で潜伏キリストンと出会ったいわゆる「信徒発見」を契機として、各地の潜伏キリストンの指導者が密かに大浦天主堂の宣教師と接触を開始した。これに伴い、野崎島の潜伏キリストンも宣教師との接触を図ったものとみられる⑥。1868年に始まった五島での弾圧の際には、野崎島の潜伏キリストンも一時平戸島へと連行された⑦。

しかし、1873年にキリスト教が解禁されると、野崎島の潜伏キリストンは全てカトリックへと復帰した。復帰の当初は禁教期の指導者の屋敷を「仮の聖堂」として信仰活動を継続していたが、舟森集落には1881年に、野首集落には

③

「絵踏」が行われた場所は、小値賀本島の代官所であったと考えられる。

④

明治10年代の製作と考えられる『野崎郷字図』には、居住地・農地の地割が描かれている。

⑤

男女の役割分担に関する記録は、『瀬戸脇教会お水帳』（1870頃。原本所在不明。複写は長崎市外海歴史民俗資料館蔵。）に見られる。

⑥

1865年12月には、五島列島北部の潜伏キリストンの指導者が密かに大浦天主堂を訪れたことが知られている。

F. マルナス、久野桂一郎訳（1985）『日本キリスト教復活史』、みすず書房。

⑦

野崎島の潜伏キリストンが平戸島へと連行されたのは、1869年11月のことであった。

F. マルナス、久野桂一郎訳（1985）『日本キリスト教復活史』、みすず書房。

008 野崎島の集落跡

1882年に、それぞれ最初の木造教会堂（瀬戸脇教会堂及び野首教会堂）を建造した。野首集落では、その後、2回の建て替えを経て、1908年にかつての帳方屋敷に隣接して現存する教会堂（旧野首教会堂）を建造した（**写真2-083、写真2-084**）。

なお、舟森集落に建造した瀬戸脇教会堂は、1966年に舟森集落の住民が集団離村した際に廃絶したため、現在ではその跡地を残すのみである（**写真2-085、写真2-086**）。しかし、教会堂に附隨する司祭館の建物は、教会堂の廃絶に伴って小値賀本島へと移築され現存している。

野崎島は、2001年に野崎集落に住んでいた最後の住民が離村したことにより、現在は無人島となっている。しかし、潜伏キリストンの移住の背景となった沖ノ神嶋神社の社殿とその背後の巨岩群をはじめ、移住以前から在住した野崎地区の神官屋敷、移住によって形成された野首及び舟森の2つの潜伏キリストン集落跡、指導者の屋敷跡、墓地、住戸の痕跡及びそれらの周辺の農地の痕跡を示す石積み等の地割、解禁後に建造した教会堂又はその跡など、潜伏キリストンに関わる多様な遺跡が良好に残されている。それらは、神道の聖地であったために未開拓地となっていた野崎島へと移住することにより、移住先の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰組織を維持しようとした潜伏キリストンの戦略を表している。潜伏キリストンの移住の対象となった島の険阻な地形をはじめ、移住の背景及び経過を物語る全ての信仰関連の痕跡を含め、全島を推薦資産の範囲としている。

008 野崎島の集落跡



写真 2-077 沖ノ神嶋神社



写真 2-078 野崎集落跡(1978年)

008 野崎島の集落跡



写真 2-079 神官屋敷跡



写真 2-080 野首集落跡

008 野崎島の集落跡



写真 2-081 舟森集落跡



写真 2-082 舟森集落跡における指導者の屋敷跡

008 野崎島の集落跡



写真 2-083 帳方屋敷の側に建つ旧野首教会堂(1935年頃)



写真 2-084 旧野首教会堂

008 野崎島の集落跡



写真 2-085 濑戸脇教会堂(1967年以前)

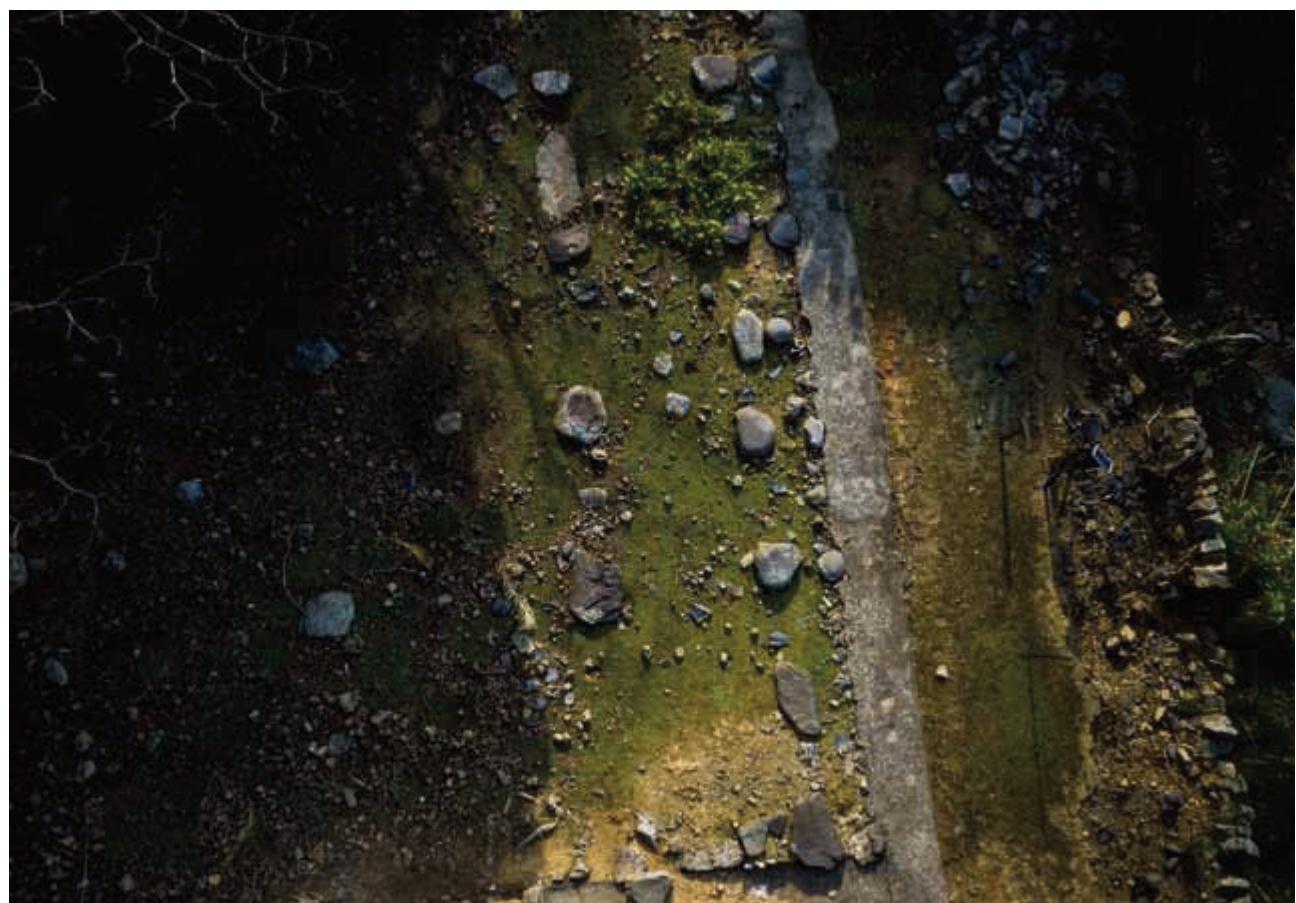


写真 2-086 濑戸脇教会堂の礎石跡

008 野崎島の集落跡

過去と現在のエリア比較

過去



写真 2-087 野崎郷字図(1877年頃、小値賀町所蔵)

008 野崎島の集落跡

現在



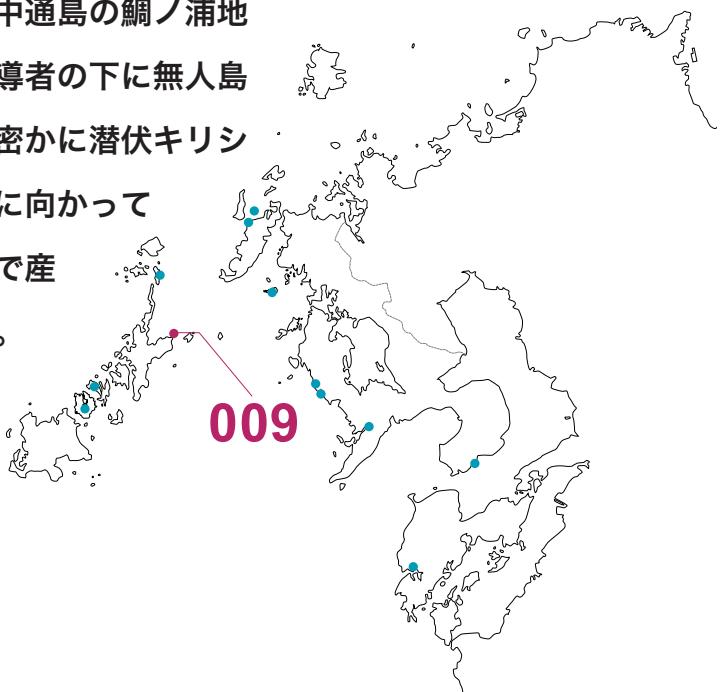
写真 2-088 現在の野崎島



写真 2-089 頭ヶ島

009 頭ヶ島の集落

頭ヶ島の集落は、禁教期の潜伏キリシタンが病人の療養地として忌避された島へと移住することにより、密かに信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落である。外海地域から中通島の鯛ノ浦地区へと渡った潜伏キリシタンは、仏教徒の開拓指導者の下に無人島であった頭ヶ島へと入植し、閉ざされた環境下で密かに潜伏キリシタンとしての信仰を継続した。信徒発見後は、海に向かって開けた谷間の奥に「仮の聖堂」を建てた後、地元で産出する砂岩を多用した教会堂へと建て替えられた。



009 頭ヶ島の集落



図 2-019 要素位置図(009 頭ヶ島の集落)

009 頭ヶ島の集落

頭ヶ島は、五島列島北部に所在する周囲約8kmの小さな島である（写真2-089）。外海の潜伏キリシタンがあえて移住先として選んだ病人の療養地であったことを示す墓地遺跡、移住に当たって開拓を指導した仏教徒の墓、信徒発見後に建てられた「仮の聖堂」跡及び教会堂跡から成る。

隣接する五島列島北部（「上五島」と呼ばれる。）の主要な島である中通島とは、激しい潮流が行き交う幅約150mの海峡によって隔てられている①。山がちな地形を成す島の周囲には急峻な岩壁が連続し、島の北辺部にわずかな砂浜海岸が開けるのみである。考古学的な発掘調査によれば、これらの砂浜海岸の周辺で縄文時代の生活の痕跡が確認されている。しかし、険阻な地形及び隣接する島との間の激しい潮流は人間の上陸を阻み、縄文時代以降の時代における人の生活痕跡は確認されておらず、長らく無人島であったものと考えられる。19世紀中頃の文献史料②には疱瘡患者③を隔離したとの記録がみられ、頭ヶ島北辺部の白浜集落の海岸における発掘調査では隔離された人々のものと考えられる墓地が発見された（写真2-090）④。頭ヶ島は、近世においても漁業等で一時的に利用される程度の孤立した無人島であった。

1858年、頭ヶ島の開拓を目的として、中通島の有川集落から仏教徒の前田儀太夫が移住し、島の北辺海岸の福浦集落に住居を構えた。福浦集落は頭ヶ島の中では比較的風が弱く、水量は少ないながらも川が流れ、築港にも適するなど、島内では最も生活条件の良い場所であった（写真2-091）。儀太夫は、海岸近くに屋敷を構え、その背後に守り神として神社を祀り、後年には隣接して一族の墓地も造成さ

1

現在、頭ヶ島と中通島は1981年に建造された鋼鉄製の橋梁によって結ばれている。

2

19世紀後半の頭ヶ島の様子を記録した「万延式年 公私用留記」（江崎文書2。新上五島町「鯨賓館ミュージアム」所蔵）には、疱瘡患者の隔離に関する記録が見られる。

3

疱瘡は日本の江戸時代における天然痘の呼称である。1980年に天然痘を撲滅したことが世界保健機構により宣言された。

4

長崎県教育委員会編（1996）『頭ヶ島白浜遺跡』有川町文化財調査報告書第1集。

009 頭ヶ島の集落

れた（写真2-092）⁵。1859年には、開拓のために儀太夫が募った数家族が、中通島の鯛ノ浦集落から頭ヶ島へと移住した⁶。これらの移住者は、大村藩と五島藩との協定により外海地域から中通島へと移住した⁷潜伏キリシタンであつた⁸。彼らは、仏教徒であった頭ヶ島の開拓指導者と行動とともにすることにより、表向きは仏教徒を装いつつ、先住の仏教徒との軋轢を避けて、さらに安住の地である無人島の頭ヶ島を再移住先に選んだものと考えられる。

頭ヶ島北部の白浜海岸へと移住した潜伏キリシタンは、海岸の背後から山域にかけての斜面に石積みを駆使して耕作地を開拓し、イモ作を主体とする農業を営んだ（写真2-095）。さらに、時間の経過とともに、南海岸の田尻地区及び西海岸の浜泊地区など島内の他地域にも移住し、集落及び農地を展開していった（写真2-096）。彼らは、表向きは中通島に所在する仏教寺院に属して仏教徒を装う一方、潜伏キリシタン信仰の指導者を中心として自らの信仰を継続した。

19世紀後半の日本の開国により宣教師が来日すると、上五島の潜伏キリシタンの指導者たちは密かに大浦天主堂の宣教師と接触し、長らく秘匿し続けてきた自らの信仰を告白するとともに、上五島への宣教師の派遣を要請した。このとき、頭ヶ島の潜伏キリシタンもカトリックへと復帰した。

1867年には、外海において水方役を務めた人物を実父とし、上五島地域の潜伏キリシタンの頭目であったドミンゴ松次郎が頭ヶ島へと移住した。彼は頭ヶ島の白浜に居を構えて「仮の聖堂」とした後、大浦天主堂から宣教師を迎えた（写真2-097）。信徒は1887年、「仮の聖堂」の近くに木造

5

儀太夫の墓に向かって右に息子の長平の墓、左にカトリックに改宗した孫の正義の墓が並んでいる。儀太夫の墓碑には、息子の長平が儀太夫による頭ヶ島の開拓の歴史を刻んでいる（写真2-093、写真2-094）。儀太夫は、仏教徒であったにもかかわらず潜伏キリシタンへの理解を示し、頭ヶ島における潜伏キリシタンの集落形成に重要な契機をもたらした。この墓地は、そのような儀太夫の姿勢のみならず、仏教徒との関係を利用しつつ禁教期に頭ヶ島へと密かに移住した潜伏キリシタンの戦略をも象徴的に表している。

6

前田家の墓石にある（1895）『頭ヶ島由来記』による。

7

五島藩の『公譜別録拾遺』には、「寛政9年（1797）藩主盛運、大村の農民108人を五島に移し、田地を開墾せしむ」と記されている。

8

明治期の『洗礼台帳』又は『お水帳』などの記録からは、移住者の家系が出津及び大野など外海の集落の出身者により構成されていたことがわかる。

009 頭ヶ島の集落

教会堂を建造し、1914年まで使用した。1919年には、松次郎の「仮の聖堂」が存在した場所に10年の歳月をかけて現在の頭ヶ島天主堂を建造した（写真2-098）。天主堂の建造には信徒自らも加わり、近傍で産出する砂岩を用いた。また、白浜集落の海岸近くには、カトリックに復帰した人々が墓地を形成した（写真2-099）⁹。

頭ヶ島には、病人の隔離地であったことを示す近世の墓地、仏教徒であったにもかかわらず、潜伏キリストンの移住に助力した開拓指導者の屋敷跡及びその墓地、潜伏キリストンが営んだ禁教期以来の農地等の土地利用に関する地割、「仮の聖堂」跡及び解禁後に建造された教会堂、潜伏キリストンに起源する墓地などの遺跡が良好に残されている。それらは、病人の隔離地へと移住することにより、自らの信仰組織を維持しようとした潜伏キリストンの戦略を表している。潜伏キリストンの移住の対象となった島の険阻な地形をはじめ、彼らの移住の背景及び経過を物語る全ての信仰関連の痕跡を含む範囲を推薦資産の範囲としている。

9

これらの墓地の中には、明治初年の『異宗信仰之者調帳』、『異宗徒改宗帳』、『改宗人数血判状』などに記された潜伏キリストンと同名の墓碑が含まれている。

009 頭ヶ島の集落



写真 2-090 白浜集落の発掘写真(1995)

白浜の海岸部に形成された近世墓で、発掘調査により 45 体の人骨が出土した。副葬品から 18 世紀頃のものとみられ、文献との対比から疱瘡患者として頭ヶ島に隔離された人々の墓であると考えられる。潜伏キリストンの移住前の頭ヶ島を物語る物証である。

009 頭ヶ島の集落



写真 2-091 福浦集落



写真 2-092 前田家の墓

009 頭ヶ島の集落

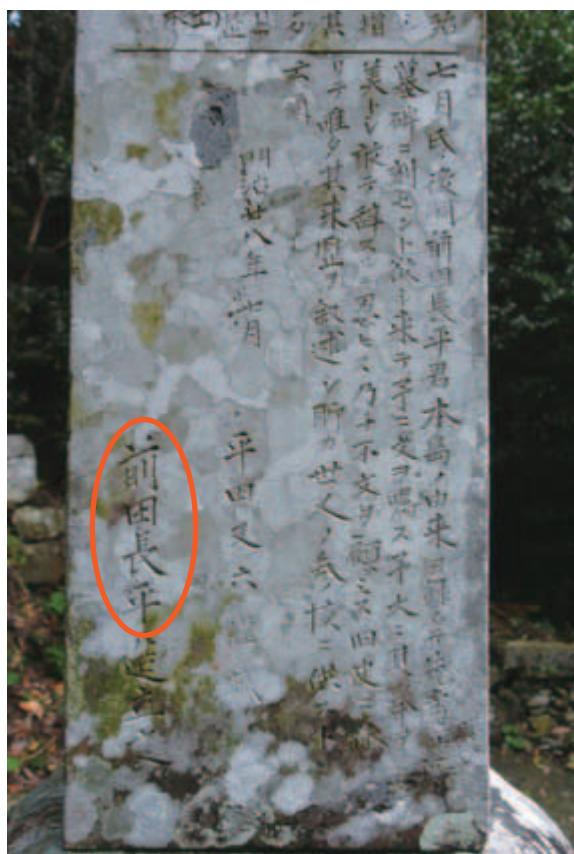


写真 2-093 前田長平の名が刻まれた墓碑



写真 2-094 「頭ヶ島由来記」が刻まれた墓碑



写真 2-095 白浜集落

009 頭ヶ島の集落



写真 2-096 田尻集落の石積みを伴う耕作地



写真 2-097 「仮の聖堂」跡を示す石碑

009 頭ヶ島の集落

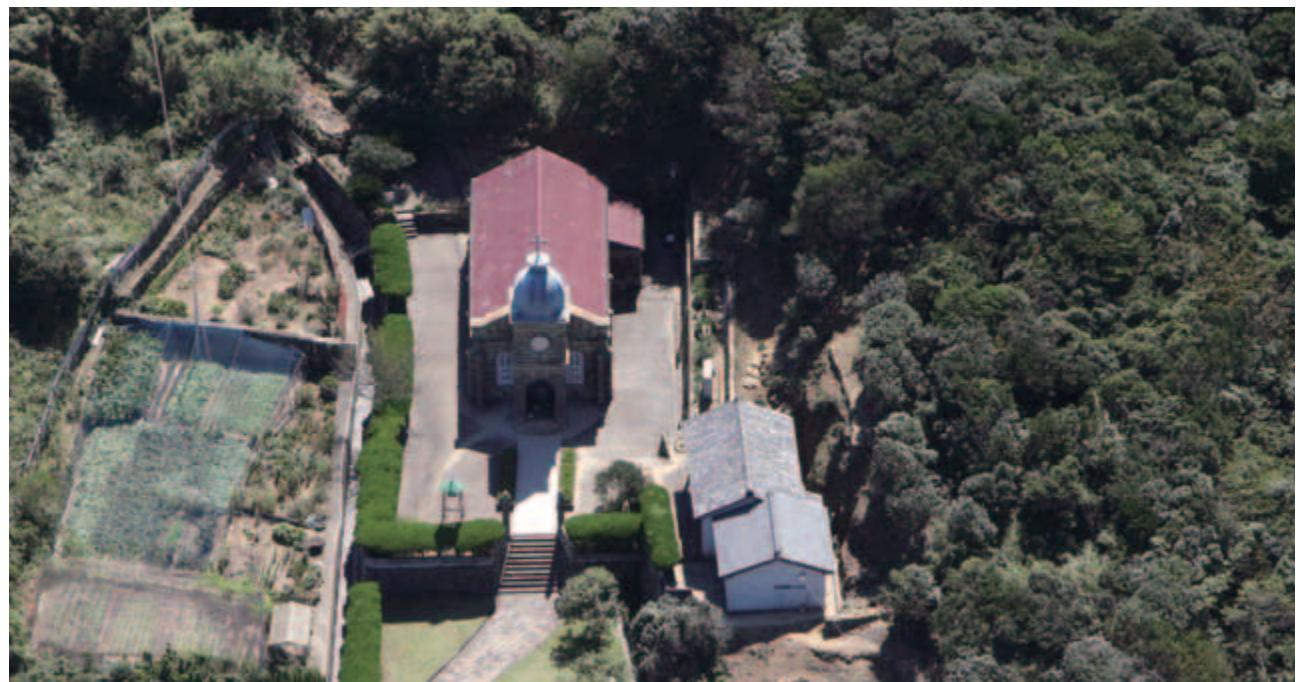


写真 2-098 頭ヶ島天主堂



写真 2-099 カトリックに復帰した人々の墓地

009 頭ヶ島の集落

過去と現在のエリア比較

過去

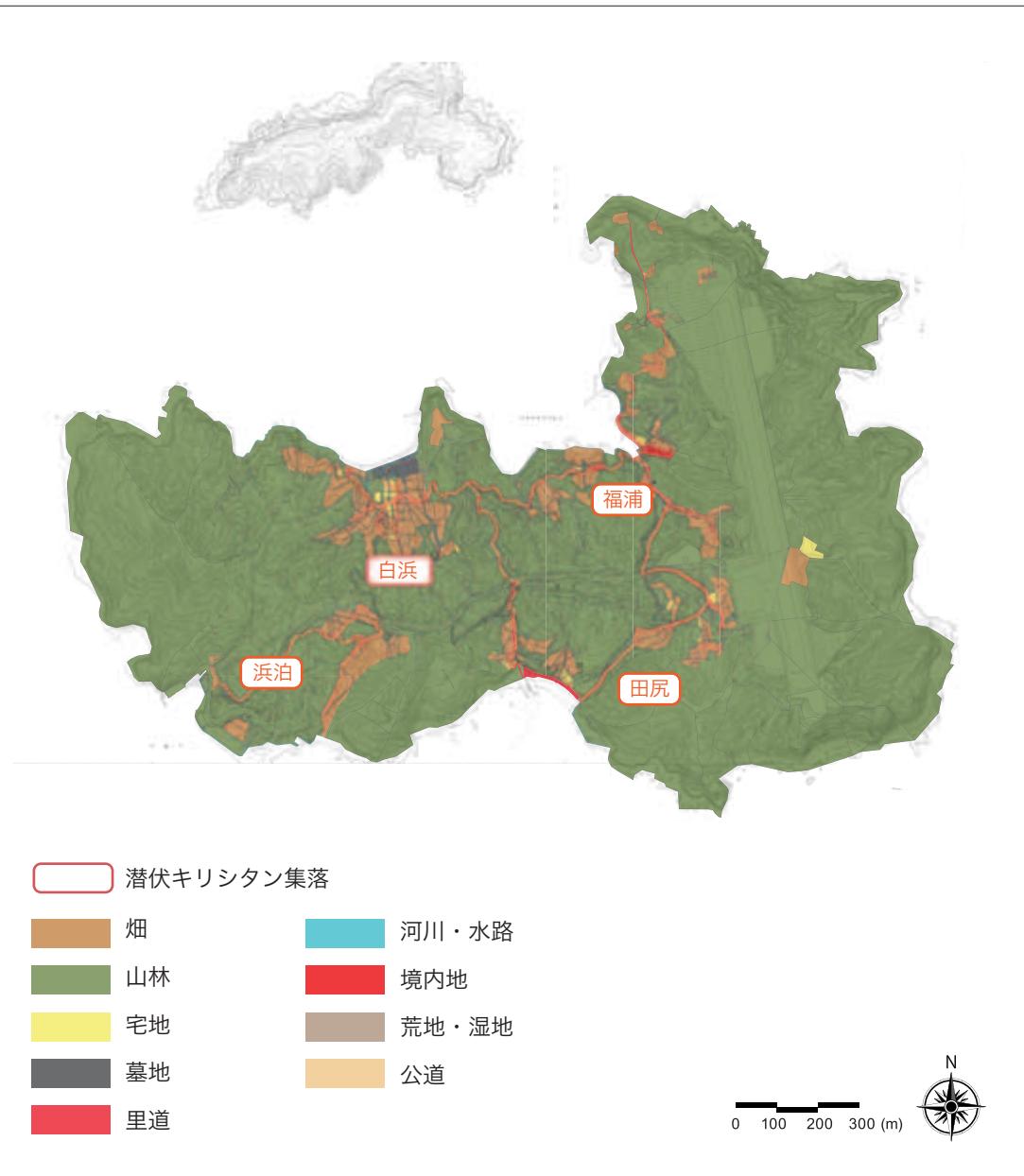


図 2-020 頭ヶ島の土地利用図(明治期)

009 頭ヶ島の集落

現在

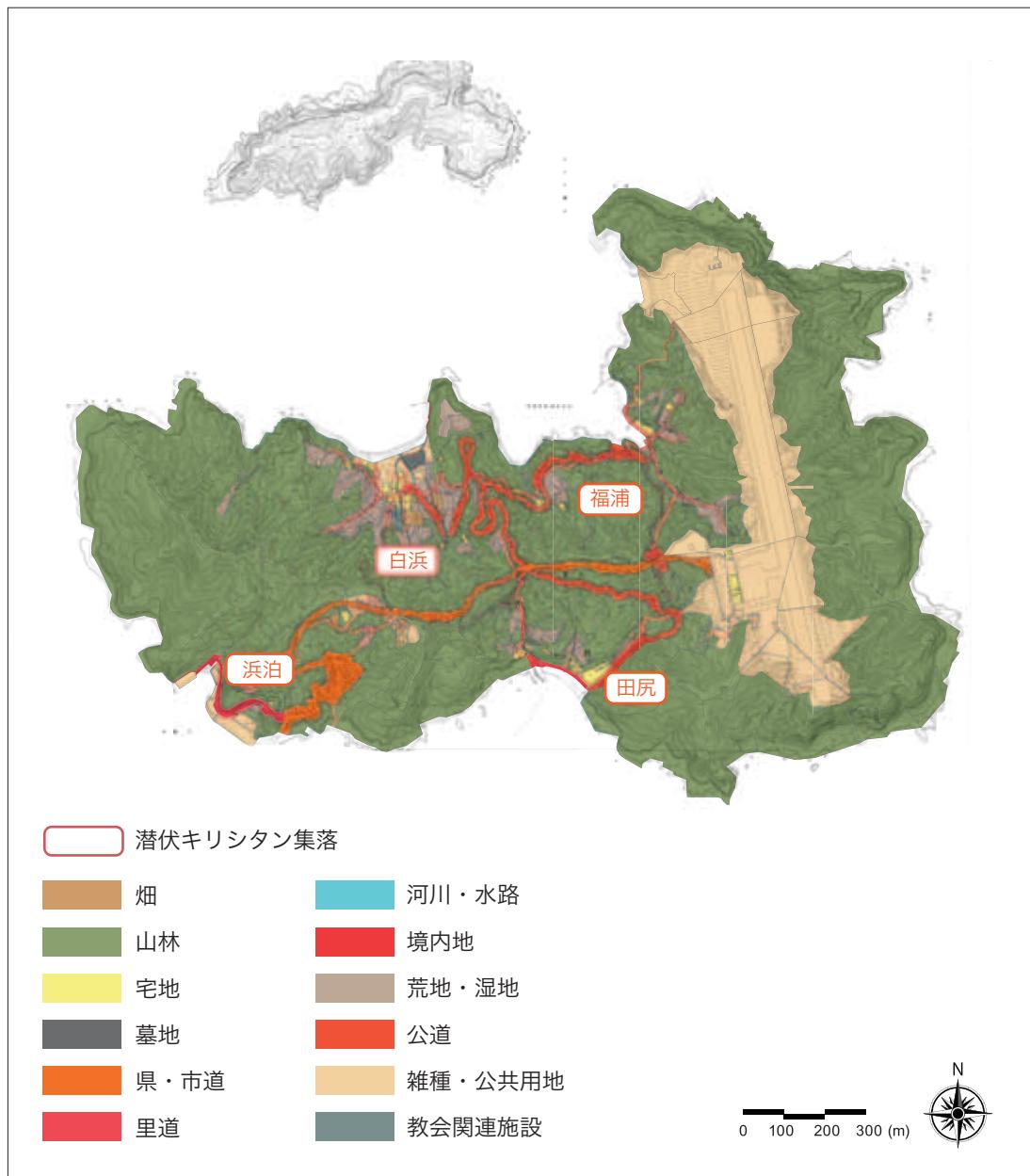


図 2-021 頭ヶ島の土地利用図(現在)



写真 2-100 久賀島

010 久賀島の集落

久賀島の集落は、潜伏キリシタンが藩の開拓移民政策に従い、未開拓地に移住して自らの信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの集落である。外海地域から久賀島へと移住した潜伏キリシタンは在来の仏教集落から離れた場所に集落を形成する一方、漁業又は農業に伴う作業をともに行うことで仏教集落の住民とも互助関係を築き、密かに潜伏キリシタンとしての信仰を継続した。

1865年の大浦天主堂における「信徒発見」の後、久賀島の潜伏キリシタンは最後の弾圧を乗り越えてカトリックへと復帰し、各集落に新たに教会堂を建造した。



010 久賀島の集落

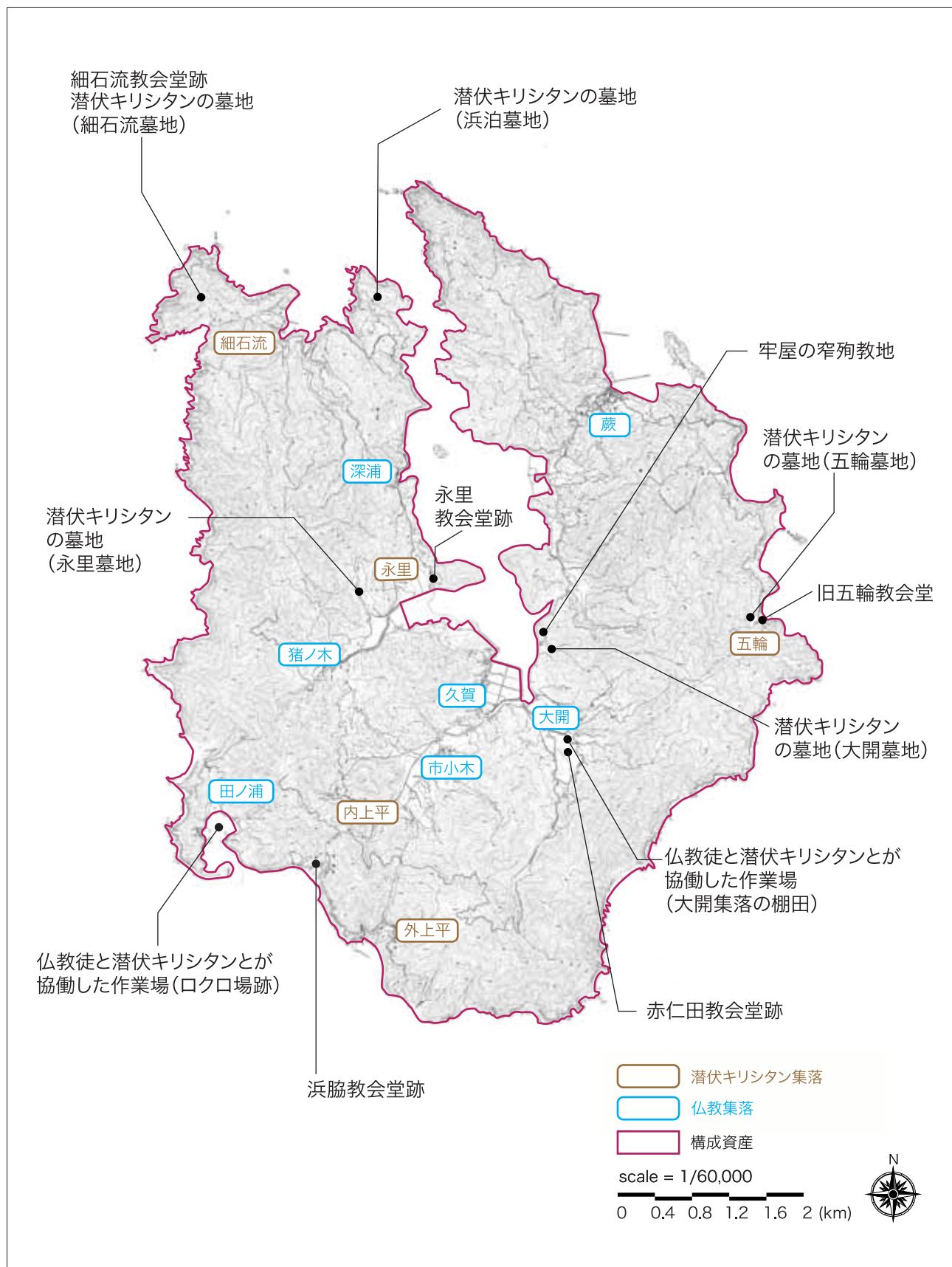


図 2-022 要素位置図(010 久賀島の集落)

010 久賀島の集落

久賀島は、五島列島の南部に位置し、北側から中央部に向かって湾入する久賀湾を中心として、その周囲に山がちの地形が馬蹄形に取り囲む周囲約52kmの島である（写真2-100）。潜伏キリシタンが、開拓移民政策に従って開拓した水田、仏教徒と協働で行う漁網の巻き揚げ作業の場となつたロクロ場跡、潜伏キリシタンの墓地、「信徒発見」後の弾圧の場、解禁後に建造された教会堂及びその跡から成る。

五島列島における本格的なキリスト教の宣教は、1566年にイエズス会宣教師アルメイダにより久賀島の南側に隣接する福江島において始まった①。久賀島での宣教を直接的に示す記録はないが、北側に隣接する奈留島には17世紀初頭に既にキリシタンがいたことを示す記録があることから③、16世紀後半から17世紀初頭にかけて福江島と奈留島に挟まれた久賀島にもキリスト教が伝わった可能性が高い。

しかし、18世紀頃には、徹底した禁教政策により五島列島におけるキリシタンはいったん姿を消したものと考えられている。五島藩の記録『青方文書』（安永4年（1775））のうち、「久賀島人附帳」には当時の久賀島の人口が456人であったことが記されているほか、久賀・大開・猪之木・市小木・蕨などの既存の集落名が記されている。これらは、全て農業に適した平地に立地する集落であった。一方、海浜には島の玄関口であった田ノ浦のほか、塩作りを行う窯百姓がいた深浦などの漁村集落があった。これらの集落の住民は全て仏教徒であり、田ノ浦集落に置かれた藩の代官所の管轄下にあった。

大村藩から五島藩への百姓の移住協定が成立した1797年以降④、五島列島の各地に「居付」と呼ぶ開拓農民の集落

1

9世紀半ばに編纂された日本の正史のひとつである『日本後紀』には、日本から中国大陸へと向かう船の寄港地として久賀島の集落名「田浦」が標記されており、現在の田ノ浦と想定される。16世紀の中国の書物である『籌海図編』にも「久賀島」の名が見える。

2

1566年10月20日付け「アルメイダ書簡」（村上直次郎（1969）『イエズス会士日本通信』下、雄松堂、P.82-117。）

3

1617年に五島列島でコウロスが徴収した署名の中に奈留島の夏井に比定される「なつい」が見える。

松田毅一（1967）『近世初期日本関係 南蛮資料の研究』、風間書房、P.1095。

4

五島藩の『公譜別録拾遺』には、寛政9年（1797）に藩主の五島盛運が大村の農民108人を五島に移し、田地の開墾を命じたと記されている。

010 久賀島の集落

が形成されたが⁵、その多くは潜伏キリシタンの集落であった。久賀島では、代官所の容認の下に、既存の仏教集落の縁辺部(永里・内上平・外上平)又は仏教集落から隔絶した場所(五輪・細石流)に潜伏キリシタンの移住集落が形成された。

潜伏キリシタンの移住先は、全て農業に適さない土地であり、自力で開墾するには移住者の数が不足していた。そのため、潜伏キリシタンは仏教徒の水田の隣に新たな水田を開いたり、又は仏教徒が行う農漁業などに伴う各種の作業を協働で行ったりするなど、仏教徒である島民との間に何らかの互助関係を築く必要があった(写真2-101)⁶。

久賀島の生業については、島民からの聞き取り調査により、仏教集落である田ノ浦集落の住民と潜伏キリシタン集落である上ノ平集落の住民が相互に協力して漁業を行い、特に漁網を巻き上げるロクロ(回転台)場では協働作業を行ったとの伝承⁷が明らかとなっている(写真2-102、写真2-103)。

このように、久賀島に移住した潜伏キリシタンは、移住先の仏教集落の住民と互助関係を築く一方で、集落ごとに指導者を中心とする信仰組織を維持し、密かに潜伏キリシタンとしての信仰を継続した。島の中央部に位置する竹山神社は潜伏キリシタンが密かに祈りを捧げた場所とされたほか、永里集落では潜伏キリシタンの指導者が代々継承した中国製の白磁の観音像をマリアに見立て(マリア観音)、密かに祈りを捧げた(写真2-104)。

19世紀後半に宣教師が来日すると、久賀島の潜伏キリシタンの指導者は密かに大浦天主堂の宣教師と接触し、信仰

5

『青方文書』の久賀掛の人別改帳によれば、安永4年(1775)の移住者は91戸456人であったが、明治2年(1869)の五島藩の戸口調査は334戸1581人と3倍以上に増加している。これは、移住に直接起因する人口増のみならず、その後の生活安定による人口の自然増の両方を示しているものと考えられる。また、同年の異宗徒人員帳には、久賀島における異宗徒(潜伏キリシタン)は、あくまで露見した数として「七十九軒三百七十五人」であったことが報告されている。

6

久賀島の集落における農作物の収穫量を記録した『御領分正御高辻郷村帳』のうち、享和3年(1803)の新地改めに関する記事の中には「久賀村ニ拾ニ石五斗三升二合、蕨村ニ石六斗六升九合」とあり、久賀村・蕨村の双方において移住者が新たに水田を開発したことが確認できる。さらに『青方文書』の「新田畑并荒帰高辻目録」のうち、文化3年(1806)の米の収穫量に関する記事の中には「大開分九斗九升七合二勺、同居付十石九斗九升一合」とあり、大開集落では従来の農民による収穫のみならず居付(移住者)による収穫もあったこと、さらには潜伏キリシタンが仏教徒の水田に隣接して新たに水田を開いたことなどがわかる。

なお、天保8年(1837)の新地改めの記録には、久賀島における新地田畑の記事が見られないことから、この頃には移住者が減少したものと推測できる。

7

長崎県五島市(2011)『五島市久賀島の文化的景観保存計画』。

010 久賀島の集落

を告白するとともに教理の指導を受けた。宣教師との接触を契機として、久賀島の潜伏キリシタンは公然と自らの信仰を表明するようになった。しかし、1868年に五島列島の一円で弾圧が行われ（五島崩れ）、その一環として狭い牢屋に多数の信徒が監禁され⁸、多くの死者が出た（牢屋の窄事件）。久賀島は解禁の直前に潜伏キリシタンへ弾圧が加えられた最後の弾圧の現場となった。

解禁後、牢屋の窄事件が起こった場所には殉教者を弔うための教会堂と記念碑が建てられ、カトリックへと復帰した久賀島のキリスト教信者にとって今なお禁教期の記憶の場所となっている（写真2-105）。1873年のキリスト教解禁の後、カトリックへと復帰した浜脇、永里、細石流、赤仁田の各集落に次々と教会堂が建造された⁹。また、永里、細石流、大開、浜泊、五輪の各集落には、禁教期から続く潜伏キリシタンの墓地も残されている（写真2-110）。

これらの一連の教会堂、教会堂の跡、墓地は、藩の政策に乗じて久賀島の未開拓地へと移住することにより、移住先の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰組織を維持しようとした潜伏キリシタンの伝統とその終焉を表している。

久賀島では、潜伏キリシタンが移住によって形成した集落及び彼らが互助関係を結んだ仏教徒の集落が島内の全域にわたって分布し、両者の互助関係を示す生業の土地利用形態は現在も良好に継承されている。さらに、19世紀後半の新たな信仰の局面を迎えて建造された教会堂及びその跡、禁教期以来の潜伏キリシタンの墓地も全島に点在しているため、島内全域を推薦資産の範囲としている。

8

面積が6坪（20m²弱）の狭隘な空間に、約200人ものキリシタンが詰め込まれたとされる。

F.マルナス、久野桂一郎訳（1985）『日本キリスト教復活史』、みすず書房。

9

1881年に浜脇集落、1918年に永里集落、1921年に細石流集落、1926年に赤仁田集落に、それぞれ教会堂が建造された。また、最初に建造された浜脇集落の教会堂は、1931年に現在の教会堂へと建て替えられる際に、久賀島東岸の五輪集落へと移築され現存している（写真2-106、写真2-107、写真2-108、写真2-109）。

010 久賀島の集落



写真 2-101 大開集落



写真 2-102 口クロ場跡



写真 2-103 口クロ場の参考図(「五島に於ける鯨捕沿革図説」、長崎歴史文化博物館所蔵)

漁網を巻き取る口クロ(回転台)を回す様子が描かれている。

010 久賀島の集落



※上記のものはすべて同じスケールで表示されているわけではありません。

写真 2-104 永里集落のマリア観音(堂崎天主堂キリスト教資料館所蔵)



写真 2-105 牢屋の窄殉教地

010 久賀島の集落



写真 2-106 旧五輪教会堂



写真 2-107 五輪集落

010 久賀島の集落



写真 2-108 浜脇教会堂(1931年以前)



写真 2-109 現在の浜脇教会堂

010 久賀島の集落



写真 2-110 五輪墓地

010 久賀島の集落

過去と現在のエリア比較

過去



写真 2-111 久賀島古図(1822年、「伊能図・九州全図」、松浦史料館所蔵)

010 久賀島の集落

現在



写真 2-112 現在の久賀島の集落



写真 2-113 江上集落

011 奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)

江上天主堂とその周辺を含む奈留島の江上集落は、潜伏キリシタンが禁教下の移住という過酷な条件の中で移住先の社会・宗教とも関わりつつ自らの信仰を継続した潜伏キリシタンの集落である。江上地区に移住した潜伏キリシタンは、既存の集落から離れた海に近い谷間に居を構え、僅かな農地及び漁業で生計を営みつつ、自らの信仰を組織的に継続した。キリスト教の解禁後、彼らはカトリックへと復帰し、湧水に恵まれ防風に優れた場所に、湿度及び風通しにも配慮した在来技術を用いて木造の教会堂を建造した。それは、江上地区に固有の迫地形及び在来の建築意匠・工法に基づく風土的特徴とカトリック教会としての西洋的特徴との融合がもたらした教会堂の代表例である。



011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



図 2-023 要素位置図(011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

奈留島は、五島列島の中部に位置する島で、複雑な海岸線と急斜面の山腹から成る。江上集落は、奈留島の北西部の西海岸にわずかに開けた迫地形に立地し、江上天主堂は迫地形の南斜面に平坦地を造成して建造された（写真2-113）。

付近の海域は8世紀から16世紀にかけて日本と大陸とを結ぶ貿易船の通過経路上にあたり、奈留島もその寄港地となっていた可能性がある。13世紀頃からは地方豪族の奈留氏が島を支配したが、15世紀初頭には奈留島を含む五島列島の全域が他の豪族の宇久氏の勢力下に入り、奈留氏は奈留島の代官¹となった。

17世紀初頭には奈留島にキリスト教がいたことを示す記録が残っていることから²、16世紀後半～17世紀初頭の時期にキリスト教が伝わった可能性が高い。17世紀初頭に江戸幕府が開かれ五島藩が発足し、禁教令が出されて五島藩内の潜伏キリスト教徒にも弾圧が加えられ、18世紀頃には五島列島から潜伏キリスト教徒が姿を消したものと考えられている³。

外海地域から奈留島への潜伏キリスト教徒の移住は、18世紀末から19世紀にかけて段階的に行われた。まず、無人島であった葛島^{かずらしま}に入り、その後に奈留島内の永這^{ながばえ}・椿原^{つばきはら}・南越^{なんこし}などの地へと移住した⁴。江上地区には東松浦及び西彼杵から4戸が入植したとされている⁵。これらの移住先の多くは既存の仏教徒の集落から隔絶した小規模な沖積地に位置し、移住者は平地を稻作地として開墾するとともに、斜面地を僅かに開削して家屋を構え、集落を形成した。

潜伏キリスト教徒の移住者は「居付」と呼ばれ、19世紀に行われた土地改の記録から彼らが行った新田開発の実態がう

1

五島藩の支所の役人のこと。

2

1617年に五島列島でコウロスが徴収した署名の中に、キリスト教徒の居住地として奈留島の「夏井」に比定される「なつい」の地名が見える。

松田毅一（1967）『近世初期日本関係 南蛮資料の研究』、風間書房、P.1095.

3

寛政4年（1792）に幕府の西国巡査使が五島において作成した『上使御下向御答書』には、「右切支丹の者は段々に相果て、以て只今は一人も存命不仕候」と記されている。

4

奈留町郷土誌編纂委員会編（2004）『奈留町郷土誌』、奈留町、P.343.

5

奈留町編（1973）『郷土奈留』（改定版）。

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

かがえる**6**。

潜伏キリシタンは、移住先の迫地形の地勢にも適応しつつ、信仰の指導者を中心として自らの信仰を密かにかつ組織的に継続した。禁教期の江上集落には、移住の系譜から複数の信仰組織が存在したことが知られる。

キリスト教の解禁後、江上集落はカトリックへと復帰し、かつての信仰の指導者の屋敷を「仮の聖堂」として信仰の場とした。集落単位でカトリックに復帰した場合、禁教期に複数存在した信仰組織がひとつに集約されることが多かったが、江上集落の場合には集落内に複数の「仮の聖堂」が構えられたことから、禁教期の信仰組織の単位がそのまま維持されたことがわかる。また、それぞれの信仰組織の単位で墓地もつくられた。個々の墓石に刻まれた文字からは、信仰を秘匿する必要がなくなった潜伏キリシタンが、どのように信仰形態を変容させていったのかを端的にうかがい知ることができる。

江上天主堂は、潜伏キリシタンがキビナゴ漁によって蓄えた資金を元手として、谷間に開けたわずかな平地を利用して1918年に建造された(写真2-114、写真2-115、写真2-116)。付近の湧水による湿気を意識して床を高く上げ、軒裏には装飾を兼ねた通風口を設けるなど、集落内の民家とも共通する独特の意匠及び構造が特徴である(写真2-117、写真2-118、写真2-119)。江上天主堂は、19世紀以降の長崎地方において建造された数々の木造教会堂の中でも最も整った意匠・構造を持つとされている**7**。

江上天主堂は、潜伏キリシタンが移住先として選んだ江上に固有の迫地形及び禁教期にまで遡る在来の建築意匠・

6

『五島編年史』に収録する「文化三年 新地改」の記録には、移住先の新たな開拓地からの収穫量が「居付分」として示されており、五島に移住した潜伏キリシタンによる新田開拓の実態を裏付ける。

文化三年(1806) 新地改

奈留村奈留村分

10石1升4合6勺

同 居付

8石8升3合6勺

船廻村船廻村分

14石1斗1升合1勺

同 居付

1石3斗4升7合6勺

大串村大串村分

1石7斗9升7合4勺

同 居付

1斗5升7合

夏井村

5石1斗7升2号5勺

7

川上秀人(1985)「長崎県を中心とした教会堂建築の発展過程に関する研究」(九州大学提出学位請求論文)

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

工法の双方に基づく風土的特徴と、信徒たちがカトリック教会堂として希求した西洋的特徴とが融合している⑧という点において、長崎と天草地方に建造された教会堂の中でも、潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統が変容・終焉したことを最も端的に表す教会堂である。

江上天主堂とその周辺を含む奈留島の江上集落は、五島列島において潜伏キリシタンが移住先として選択した地勢の典型例である迫地形、及びそれに適応して建造された江上天主堂を含む範囲を資産範囲としている。

⑧

江上天主堂をはじめ各地の教会堂建造に携わった人物として、鉄川与助(1879-1976)が挙げられる。鉄川は長崎県上五島出身の棟梁、建築家であり、ド・ロ神父に教会建築の指導を受け、後に独自に数多くの教会堂の建築に携わった。

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



写真 2-114 谷間に開けたわずかな平地に建つ江上天主堂

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



写真 2-115 江上天主堂

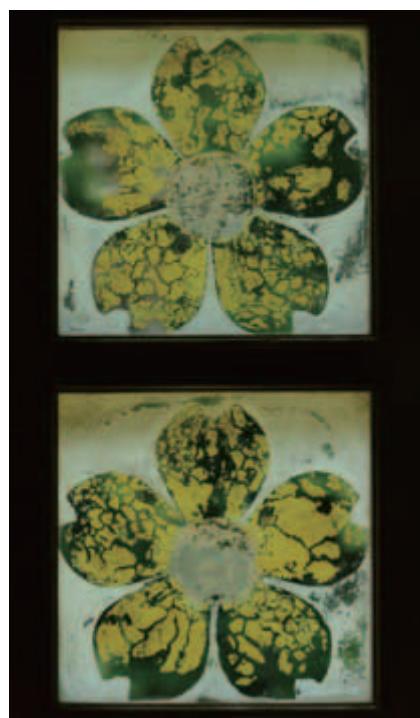


写真 2-116 江上天主堂の内観
3廊式平面で、アーケード・擬似トリフォリウム・壁付アーチを伴い、天井はリブ・ヴォールトである。

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



写真 2-117 江上天主堂裏の水路



写真 2-118 床を高く上げた様子



写真 2-119 軒裏の装飾を兼ねた通風口



写真 2-120 大浦天主堂

012 大浦天主堂

大浦天主堂は、潜伏キリシタンが新たな信仰の局面を迎える契機となった「信徒発見」の場所である。それは自由に信仰を表明することのできなかった潜伏キリシタンが既存の社会・宗教と関わりつつ自らの信仰を継続することにより育んだ伝統が変容し、終焉を迎える契機となった場所である。大浦天主堂は、19世紀後半の日本の開国により来日した宣教師が1864年に建造した教会堂であり、16世紀に長崎において殉教した日本二十六聖人に捧げられた。

献堂の直後、長崎近郊の潜伏キリシタンが密かに訪れ、自分たちの信仰を宣教師に告白した「信徒発見」の舞台である。その後に続く大浦天主堂の宣教師と各地の潜伏キリシタン集落の指導者との接触は、それぞれの集落において新たな信仰の局面をもたらした。



012 大浦天主堂

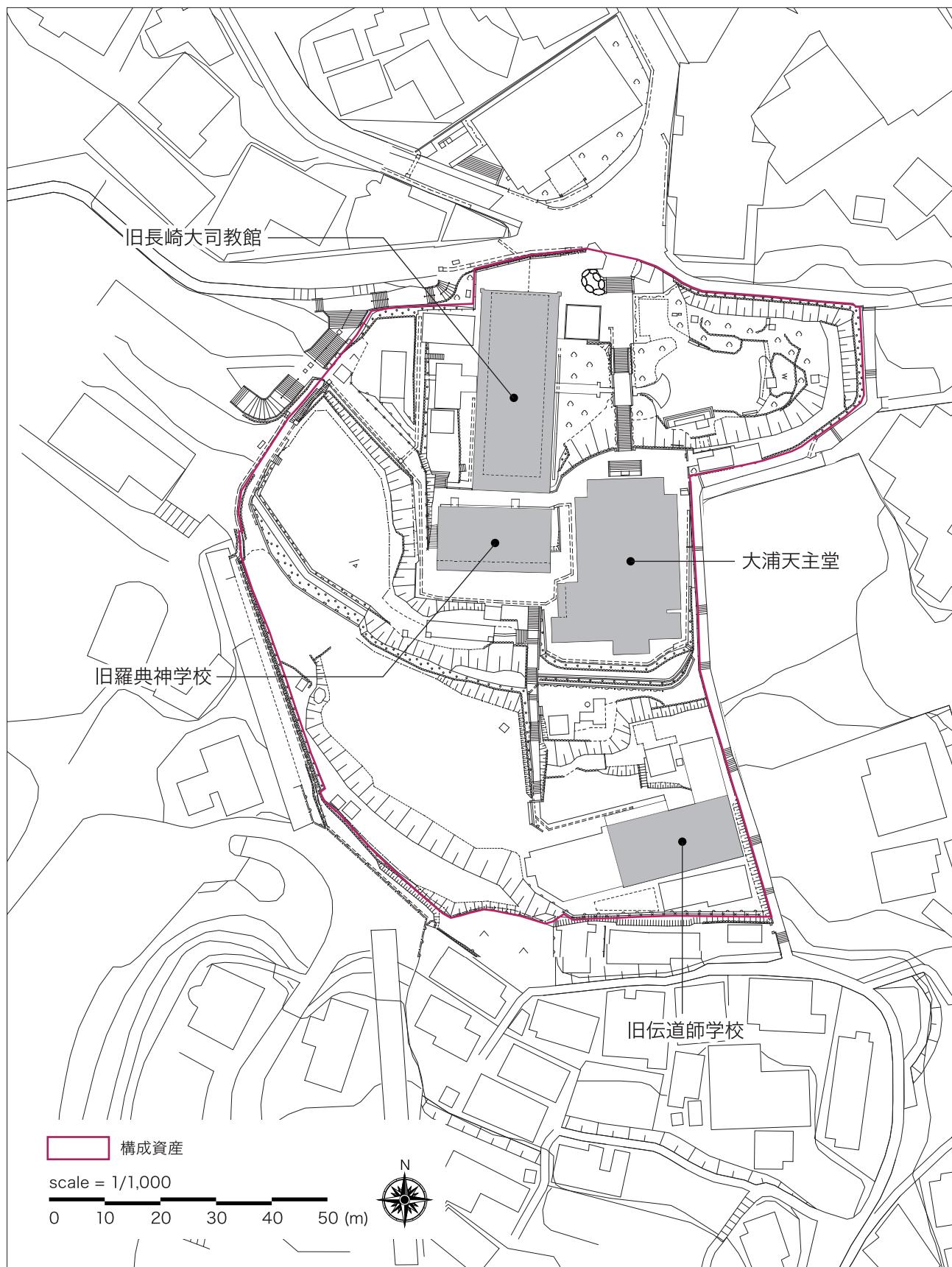


図 2-024 要素位置図(012 大浦天主堂)

012 大浦天主堂

大浦天主堂は、長崎地方の南部、長崎港に面した高台に所在し、歴代神父が居住した司祭館、当初居留地の外国人のために建てられた大浦天主堂、解禁後の布教のために建てられた神学校及び伝道師学校の一群の建築物から成る（写真2-120）。この地はかつての大浦地区の外国人居留地内であり、開国に伴って1862年にパリ外国宣教会のフューレ神父が長崎における宣教拠点と定めた場所である（写真2-121）。

境内地には、まず1863年に神父が居住する司教館が建造され1、続いて1864年に大浦天主堂が建造された（写真2-122）。3つの塔のあるゴシック風の外観で、正面上部には仏教寺院の扁額にみられるような「天主堂」の文字が記され、内部は3廊式の構造であった（写真2-123、写真2-124）。天主堂は、16世紀に長崎で殉教し1862年に列聖された26人のキリストを顕彰するために、彼らの殉教地である西坂の方角に向けて建造された（写真2-125）。

1865年の落成式の直後に、長崎・浦上村の潜伏キリストン十数人が大浦天主堂を訪れ、その中の一人がプティジョン神父に「ここにおります私どもは、あなた様と同じ心の者です」、「サンタ・マリアの御像はどこ？」と尋ねて自分たちの信仰を告白した。いわゆる「信徒発見」と呼ばれるこの歴史的な出来事は直ちに長崎と天草地方の潜伏キリストンへと伝わり、各地の潜伏キリストンの指導者は相次いで大浦天主堂を来訪し、宣教師との接触を開始した（写真2-126、写真2-127）²。

宣教師との接触は、潜伏キリストン集落に新たな信仰の

1

当初の司教館は、老朽化により、1915年に現在の建物に建て替えられた（旧長崎大司教館）。

2

1866～1867年の間に潜伏キリストンの指導者が相次いで大浦天主堂を訪れ、宣教師と接触した。

F.マルナス、久野桂一郎訳（1985）『日本キリスト教復活史』、みすず書房。

012 大浦天主堂

局面をもたらし、様々な反応を引き起こした。宣教師の指導下に入ることを選んだ人々は、公然と信仰を表明するようになった。そのため、1867年に江戸幕府は浦上村のキリストンを捕え、禁教政策を引き継いだ明治政府も3,000人以上のキリストンを国内の20藩に配流するとともに、信仰を捨てるよう拷問した（浦上四番崩れ）。五島においても信仰を表明した潜伏キリストンを捕らえたほか（五島崩れ）、久賀島では約200人の潜伏キリストンをわずか6坪の牢屋に投獄し、多くの死者を出した（牢屋の窄事件）。これらの弾圧に対して、大浦天主堂の宣教師は在日領事に迫害の停止を働きかけた。1873年、諸外国による抗議を背景として明治政府はついに禁教を解いたため、日本におけるキリスト教徒への弾圧政策は終わった。

キリスト教の解禁によって、潜伏キリストンは、①宣教師の指導下に入ってカトリックへと復帰する者、②宣教師の指導下に入らずに引き続き禁教期の信仰形態を続ける者（かくれキリストン）、③神道・仏教へと改宗する者へとそれぞれ分化した。

キリスト教の解禁後、大浦天主堂の宣教師は、潜伏キリストンが16世紀以来の信仰とともに継承してきたラテン語及びポルトガル語由来の「キリストン用語」をはじめ、潜伏キリストンが伝写してきた教理書などを重視し、カトリックへと復帰した信者への手厚い指導を行った（写真2-128）

③。また、新たにキリスト教布教のための彩色版画なども製作された（写真2-129）④。その一方で、潜伏キリストンが独自に信仰を継続してきた伝統に対しては、カトリックとし

3

大浦天主堂の境内では、宣教師の指導方針の典拠となった書籍の「ブティジヤン版」が1883年まで何種類も印刷された。横浜などにおいては、潜伏キリストンを起源としない一般日本人への布教は漢籍を基本とする中國式の方法が採られた。

4

「ド・ロ版大木版画」と通称され、1875年から1877年の間に10種類の画像が製作された。（大浦天主堂旧羅典神学校キリストン資料室所蔵）

012 大浦天主堂

ての修正が図られていった。

大浦天主堂では、解禁後に増加する信徒に対応するため増築が行われ⁵、1879年に現在の規模及び形姿が完成した(図2-025)。境内には日本人の司祭及び伝道師の育成の場として、それぞれ羅典神学校及び伝道師学校が建造された(写真2-130、写真2-131)。羅典神学校は1875年に創設され、1879年に初の卒業生を送り出した。卒業生は日本人司祭として長崎と天草地方のかつての潜伏キリスト教徒へ派遣された。伝道師学校は、宣教師が各地の集落を広く巡回することが困難であったため、宣教師に代わって教理を伝える「伝道師」の養成学校として1883年頃に創設されたものである。1892年までの間に多くの日本人伝道師を輩出し、教理指導のために長崎と天草地方の集落などへ派遣された。羅典神学校及び伝道師学校は、新たな信仰の局面を迎えた潜伏キリスト教徒のカトリックへの復帰を促す原動力となった。

パリ外国宣教会による日本布教は、解禁後の1876年、南北の代牧区⁶に分かれ、初め南緯代牧区の司教座は大阪とされたが、1880年に長崎へと移され、大浦天主堂が司教座聖堂と定められた⁷。1891年には、日本のカトリックは東京・函館・大阪・長崎の4つの司教区となり、東京を大司教区として他はこれに属することとなった。1904年の信徒数をみると、東京が9,178人、大阪が4,000人、函館が4,235人であったのに対し、長崎は41,458人と他を圧倒しており⁸、禁教期における潜伏キリスト教徒の中心的な舞台となつた長崎が実質的には主要な位置を占めていたことがわかる。

5

1875年及び1879年に増改築が行われ、5廊式の構造へと拡張・変更された。

6

代牧区は、カトリック教会の教区となる前段階の呼び名のひとつである。知牧区から代牧区となり、その後に昇格して教区となる。

7

1962年、大浦天主堂は浦上教会に司教座聖堂の座を譲った。

8

長崎市編(2012)『大浦天主堂及び教会施設調査報告書』、P.31.

012 大浦天主堂

1862年以来、長くフランス人宣教師が主導して來た大浦天主堂であったが、1927年に初めて日本人司教が誕生し、邦人の司教座教会となつた（**写真2-132**）。

大浦天主堂は潜伏キリシタンが新たな信仰の局面を迎え、既存の社会・宗教と共生しつつ自らの信仰を継続することにより育んだ伝統が変容・終焉する契機となつた場所である。天主堂のみならず、宣教師が居住した司教館（旧長崎大司教館）、潜伏キリシタンのカトリックへの復帰を促す原動力となつた場としての旧羅典神学校、旧伝道師学校などを含め、境内の全域を推薦資産の範囲としている。

012 大浦天主堂



写真 2-121 大浦天主堂を遠くに望む居留地古写真(1864年、長崎大学附属図書館所蔵)



写真 2-122 旧長崎大司教館

012 大浦天主堂



写真 2-123 創建当時の大浦天主堂

012 大浦天主堂



写真 2-124 創建当時の大浦天主堂設計図(パリ外国宣教会所蔵)



写真 2-125 日本二十六聖人殉教地の方角を向く大浦天主堂

012 大浦天主堂

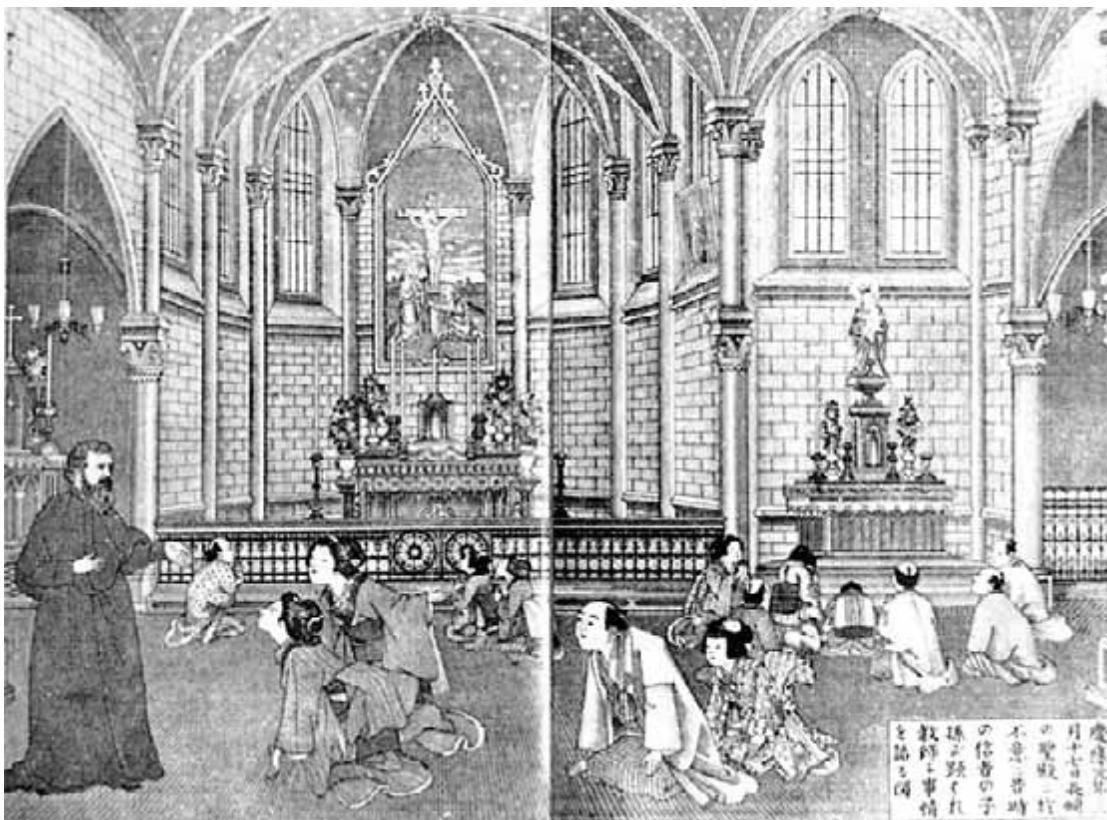


写真 2-126 「信徒発見」を描いた挿画(ヴィリヨン著「日本聖人鮮血遺書」)



写真 2-127 現在の大浦天主堂内観

012 大浦天主堂

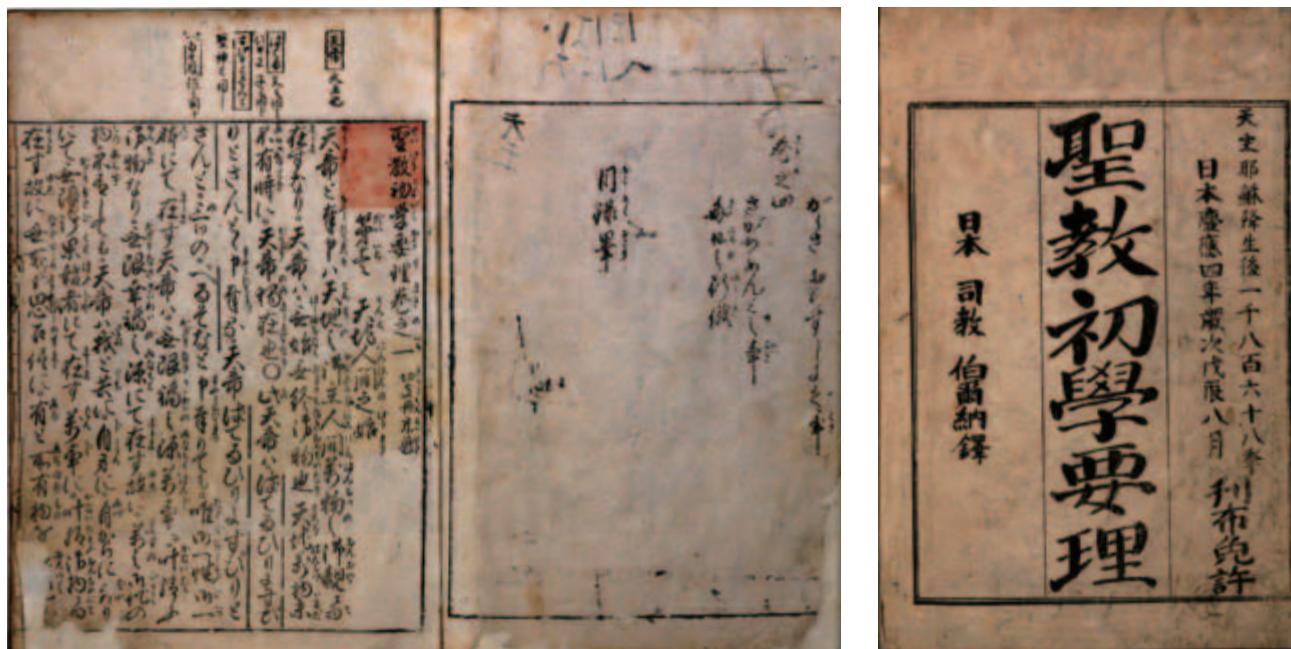


写真 2-128 プティジヤン版(長崎歴史文化博物館所蔵)

かつて潜伏キリストンであった長崎と天草地方の信徒のために刊行された教理書などの書籍で、禁教期に引き継がれていたポルトガル語由来のキリストンの言葉が、あえて用いられている。



写真 2-129 ド・口版大木版画(お告げのマリア修道会所蔵)

012 大浦天主堂

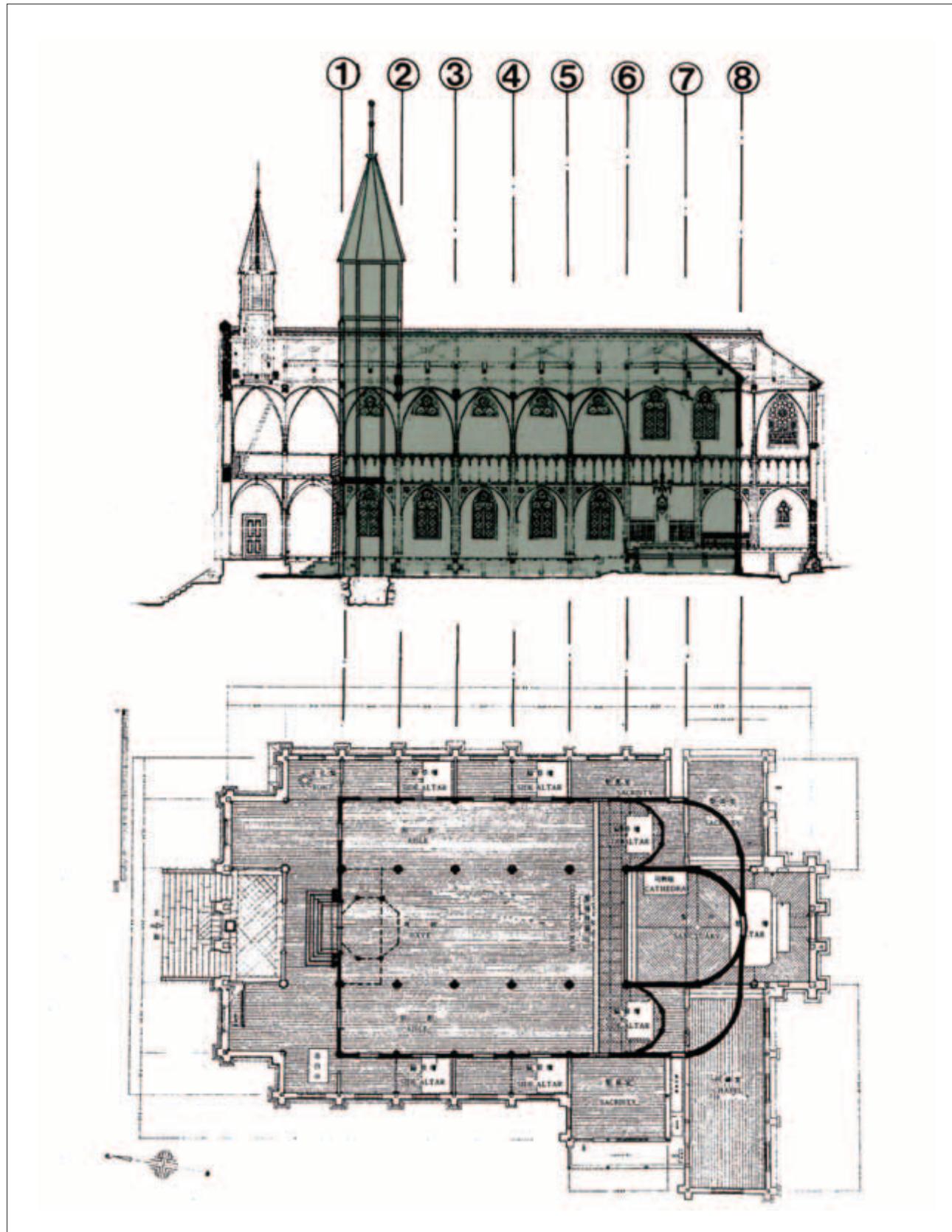


図 2-025 大浦天主堂の創建時と現状の比較(林一馬氏作成)

012 大浦天主堂



写真 2-130 旧羅典神学校



写真 2-131 旧伝道師学校(1960年代以前)

012 大浦天主堂



写真 2-132 大浦天主堂におけるミサ(信徒発見150周年記念ミサ)

2.b 歴史と発展

(I) 信仰の継続に関わる伝統の開始・形成

キリスト教の伝播・普及

15世紀半ばに始まるポルトガルの世界進出は、15世紀末にアジアへと到達した。アジアに進出したポルトガル国王の要請を受けて、イエズス会宣教師による宣教活動も活発となり、その活動はインドを拠点として展開した。1549年、イエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルは中国船に便乗して日本の鹿児島へと上陸し、日本にキリスト教を伝えた。その後、ザビエルに続いて宣教師が次々と来日してキリスト教を広めた。

宣教師は、キリスト教を広めるに当たって、まず領主（大名）に教えを説き、仏教からキリスト教へと改宗させたのち、彼らを介してその家臣及び領民もキリスト教へ改宗させるという方法をとった。領主が改宗しない場合には、礼物を持参し貿易を斡旋するなどの方法を通じて、大名の家臣及び領民に対してキリスト教を布教する許可を得て宣教活動を行った。このような方法を採ることにより、彼らは短期間のうちに多くの改宗者を得ることができた。九州地方の領主（大名）の多くは、ポルトガル船との貿易（南蛮貿易）の利益を求めて

宣教師による布教を受け入れた。領主（大名）の中にはキリスト教に改宗し、次第にキリスト教の信仰に深く帰依する者も現れた。彼らは「キリスト大名」と呼ばれ、キリスト教を保護し宣教師による布教活動を助けた。九州地方の主なキリスト大名には、大村純忠、有馬晴信（後に「原城」を築いた）、大友宗麟らが知られている。1588年に天草地方の領主となった小西行長も、キリスト大名のひとりであった。

宣教師たちは、九州・山口地方に継いで畿内地方を中心に宣教活動を行い、日本のキリストが自らの力で信仰を続けていくための組織をつくった。それらは、キリスト教宣教の初期において、不足する宣教師に代わって布教を主導し、キリストの信仰を強化・維持する助けとなつた。それらはキリスト大名の領地であった有馬・大村・天草の各地に設立された。これらの信仰組織が宣教地域の集落に定着したことが、のちに宣教師及び日本人司祭が不在となる中で潜伏キリストが信仰を継続する重要な基盤となつた。

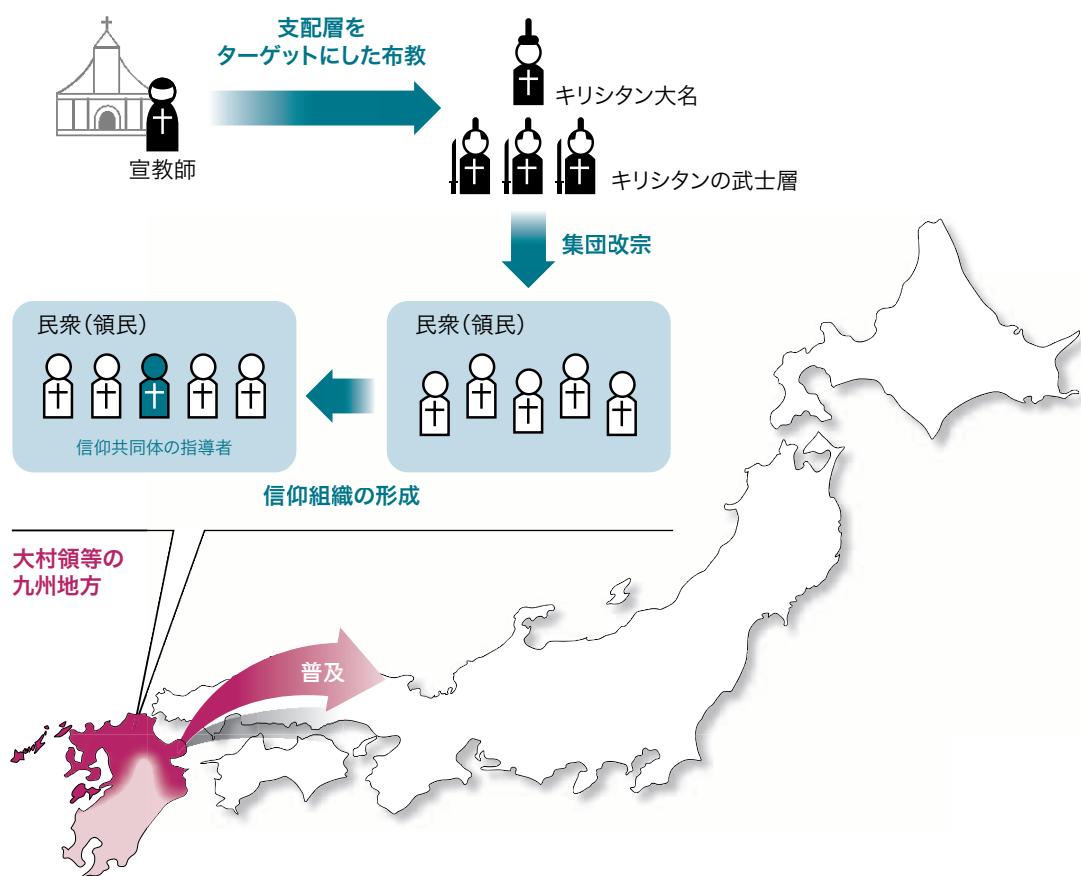


図 2-026 伝播・普及期におけるキリスト教宣教の概念図



写真 2-133 「世界図」(オルテリウス、1570年、長崎歴史文化博物館所蔵)



写真 2-134 フランシスコ・ザビエル像
(神戸市立博物館所蔵)



写真 2-135 南蛮図屏風(16世紀後期、神戸市立博物館所蔵)



写真 2-136 有馬晴信像(南島原市有馬キリストン記念館
所蔵)

九州・山口地方及び畿内地方を中心として宣教が進む一方、戦乱の中で日本を統一した豊臣秀吉は1587年に博多(福岡)で「伴天連追放令」を発令し、イエズス会に寄進されていた長崎を没収して自らの直轄地とした。秀吉は布教を禁止する方針を出したものの、他方で貿易による利潤の獲得を重視して南蛮貿易を推進したため、「伴天連追放令」は徹底されなかった。しかし1596年に起こったサン・フェリペ号事件

①を契機として、宣教師がスペインの領土拡大の一端を担っているとの報告を受けた秀吉は激怒し、1597年に畿内地方に居住していたフランシスコ会の6名の修道士を含む計26名のキリストンを捕らえて同地で処刑した(日本二十六聖人の殉教)。

秀吉の死後、当初から来日していたイエズス会の修道士(宣教師)に加え、1602年にはドミニコ会及びアウグスチノ会の修道士(宣教師)が来日し、日本における宣教活動に対する修道会間の活動が過熱していた。秀吉の死後に政権を握り、1603年に江戸幕府を開いた徳川家康は、当初はポルトガル・スペインとの貿易を継続するため、宣教師によるキリスト教の宣教活動及び日本人によるキリスト

教への信仰を黙認した。そのため、キリストンは増加し、信者数は最盛期(17世紀初頭)で37万人以上に達したとされる②。

1

マニラからメキシコを目指していたスペイン船「サン・フェリペ号」が台風のため日本の土佐国に漂着し、その乗組員の発言・讒言により豊臣秀吉はスペインが日本を征服しようとしているとの疑念を抱き、キリストンを迫害するようになった。

2

五野井隆史(1990)『日本キリスト教史』、吉川弘文館、P.206.



写真2-137 豊臣秀吉定書(伴天連追放令の書状、1589年、松浦史料博物館所蔵)



写真2-138 日本二十六聖人像

禁教の本格化から潜伏へ

1614年、江戸幕府は政権の完全掌握を賭けた大坂の豊臣氏との戦いを前に、幕府内部の権力争いを排除し、徳川氏中心の封建体制を確立するために、全国的なキリスト教禁教令を発した。宣教師はマカオ又はマニラへと追放され、教会堂は破壊された。国内のキリスト教徒のうち大名は全てキリスト教への信仰を捨てて再び仏教へと改宗し、処刑の対象となつた大名の配下の武士たちも、キリスト教徒であることが幕府へと密告されると相次いで棄教した。しかし、宣教師の中には国内に潜伏する者をはじめ、追放後に再度日本へと潜入し、日本のキリスト教徒の指導を行う者などが後を絶たなかつた。

そのため、江戸幕府は宣教師が潜入していることを幕府へ密告した者に褒賞を与える、さらに宣教師が捕らえられた場合には、彼らを匿つた者も含めて拷問の末に処刑した。1622年には長崎において拘禁されていた司祭及び修道士、彼らを匿つた日本人キリスト教徒など合計55名が火刑に処され、斬首された（元和の大殉教）。

一般の民衆は密告の対象とされていなかつたものの、幕府は密告の対象を徐々に拡大するとともに探索を強化し、キリスト教としての信仰が露見した者に対しては

激しい拷問を加え、棄教を強制した。

かつての宣教拠点であり、民衆のほとんどがキリスト教徒であった長崎市中では、一部の者を除いて信仰の規制はなかつたが、1626年に長崎奉行に着任した水野守信、続いて1629年に着任した竹中采女正^{うねめのしょう}が住民に対して残酷な拷問を伴う禁教を徹底し、住民のほとんどが棄教又は殉教を余儀なくされた。

このように、禁教令の発令以降の日本では、江戸幕府の強制の下に、かつてキリスト教を積極的に取り入れた全国の大名及びその配下にあった武士などの支配者層が最初に棄教し、続いて一般民衆が棄教していった。その一方で、かつての宣教拠点であった長崎の周辺部及びかつてキリスト教徒が隆盛した日本各地の集落では、民衆レベルで密かにキリスト教徒の信仰を継続するための信仰組織が維持された。

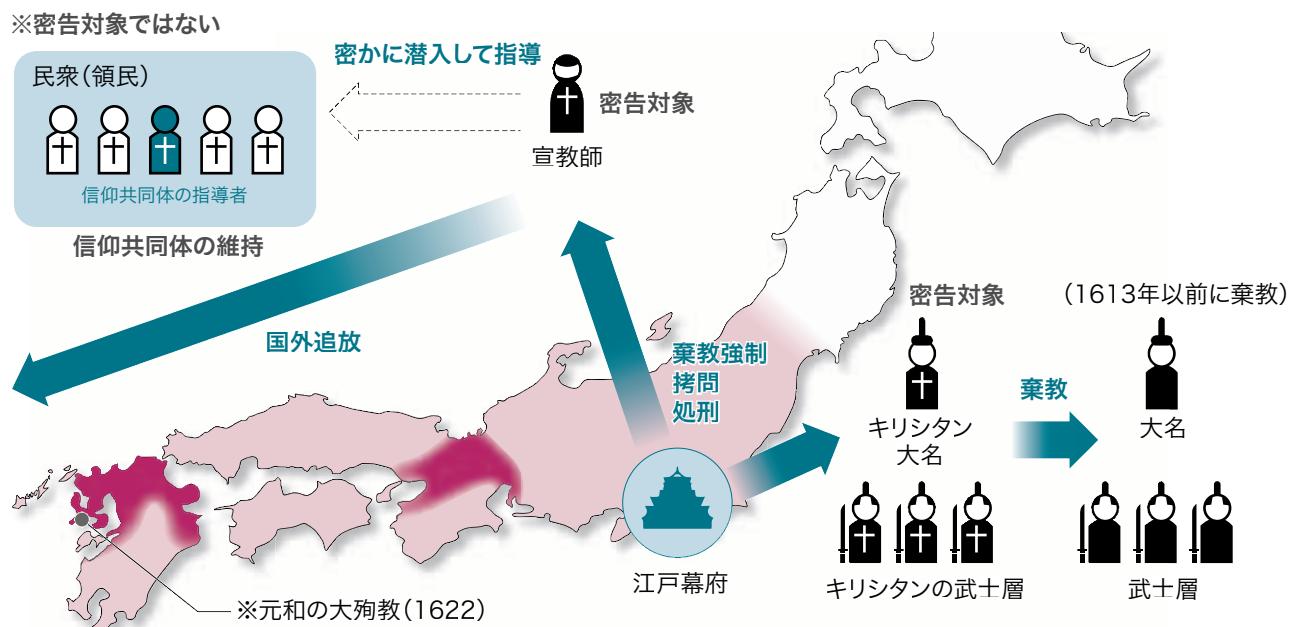


図 2-027 禁教令 (1614) ~島原・天草一揆 (1637) における信仰維持の推定図



写真 2-139 元和8年(1622)、長崎大殉教図(ジェズ教会所蔵)

海禁体制の確立及び信仰組織の崩壊、長崎と天草地方での継続

各地で厳しい禁教政策が実施される中、領主の苛政と飢饉を契機として、1637年には有馬領及び天草地方の民衆による「島原・天草一揆」が勃発した。有馬領は、かつてキリスト教が栄えた島原地方の南部に位置していた。領主であったキリスト教徒の大名の有馬晴信が贈収賄事件で流罪となつた後に死罪となり、その嫡子の有馬直純が日向に転封となつた際に、多くのキリスト教徒が有馬領内に土着し、領民たちとともにキリスト教としての信仰を継続していた。有馬氏の旧家臣のみならず、かつて天草地方を領有していたキリスト教徒の大名の小西行長の旧家臣にも率いられて、密かにキリスト教への信仰を継続していた島原・天草地方の約2万数千人の百姓が蜂起し³、当時既に廃城となつていた原城跡（構成資産001）に立て籠もつた。4ヶ月に及ぶ攻防の末、幕府軍により一揆勢はほぼ全員が殺され、鎮圧された。この一揆の後、原城跡が再び一揆又は反乱などの拠点となることを恐れた幕府は徹底的に城跡を破壊した。

キリスト教による「島原・天草一揆」を通じてキリスト教を大きな脅威と見做した江戸幕府は、1639年に宣教師が潜入して密入国を図る可能性のあるポルトガル

船の来航を禁止し、1世紀近く続いたポルトガル人との貿易関係を絶つた（いわゆる「鎖国」と呼ばれる海禁政策）。これにより、ヨーロッパとの交易は宣教師による宣教活動の懸念がないプロテスタントのオランダにのみ限定され、その窓口も平戸から長崎に造られた人工の島「出島」へと移された。

禁教政策の下に潜伏キリスト教徒の探索は一段と厳しくなり、江戸幕府は聖画像及びメダイなどの信心具を踏ませ（絵踏）、五人組制⁴を導入して密告対象を一般民衆にまで広げて潜伏キリスト教徒の摘発に努めた。また、全ての民衆に仏教への帰依を強制し、寺院の檀家として「宗門改帳」に宗旨及び所属寺院を記載した上で、彼らを寺院の管理下に置いた（寺請制）。その結果、1617年から1644年までの間に75人の宣教師が処刑され、1,000人以上の潜伏キリスト教徒が殉教した。

1642年及び1643年には、2手に分かれて日本に密入国しようとした宣教師10人が逮捕されるなど、江戸幕府による宣教師

³

中村質（1988）『近世長崎貿易史の研究』、吉川弘文館、P.165。

⁴

五人組制とは、都市及び農漁村の社会において、連帯責任・相互監察・相互扶助を目的として設置された末端の組織。

の排除は着実に進み、1644年にはついに最後の宣教師小西マンショが殉教した。これによって日本の宣教師は不在となり、それ以降、潜伏キリストンは約2世紀半にわたり自らの信仰を密かに継続することを余儀なくされた。

このような厳しい探索及び弾圧の中にあっても、17世紀半ばまでは潜伏することを選択した潜伏キリストンの民衆が日本各地に残っていた。このことは、17世紀後半に相次いで「(大村)郡崩れ⁵」、「豊後崩れ」、「濃尾崩れ」と呼ばれる大規模な潜伏キリストンの摘発事件が発生したことからもうかがえる。多くの地域では潜伏キリストンが途絶えることとなつたが、一部

の地域を除き18世紀に入つても集落ごとに潜伏キリストンの組織が継続して残つた地域があつた。それが、かつての宣教拠点及びその周辺地域として、長期間にわたり宣教師の指導を受けたことにより、各集落の組織的な信仰の基盤が整つていた長崎と天草地方であった⁶。

5

明暦3年(1657)、大村藩の郡地方(現在の長崎県大村市)を中心に608名の潜伏キリストンが検挙された事件。

6

長崎と天草地方のほかに、筑後地方(現在の福岡県の一部)の今村、摂津地方(現在の大坂府の一部及び兵庫県の一部)の茨木では、それぞれ集落ごとに小規模な信仰組織が維持されていた。この点については、第3章の比較研究の節を参照されたい。

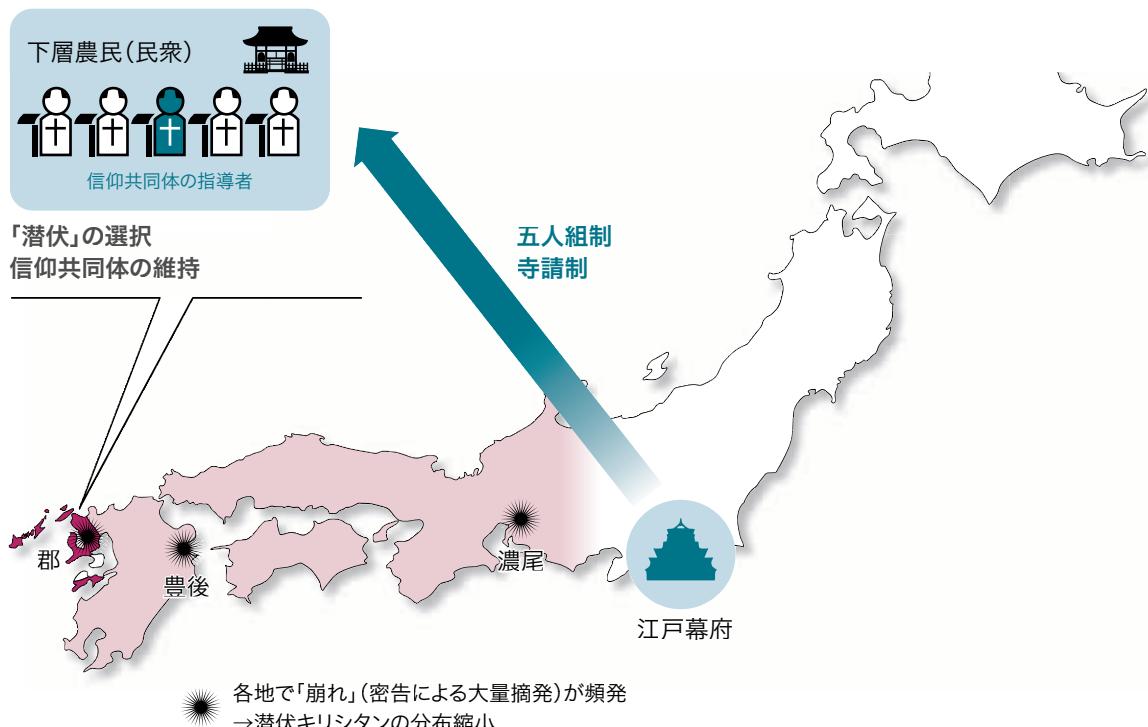


図2-028 「島原・天草一揆」後(1638)～17世紀末頃までの禁教の概念図



写真 2-140 「長崎図」ベルラン(1763年、九州国立博物館所蔵)



写真 2-142 「絵踏」の様子(川原慶賀、ライデン国立民族学博物館所蔵)



写真 2-141 踏絵(東京国立博物館所蔵)



(II) 信仰の継続に関わる伝統の多様な展開

18世紀の長崎と天草地方の潜伏キリストンは、16世紀以来、集落ごとに根付いた信仰組織を起源とする「組」などを維持しつつ、自らの信仰を継続できるよう信仰組織内の仕組みを変容させていった。それは、宣教師に代わって洗礼を授ける「水方」をはじめ、教会暦を司る「帳方」などの役職を担当する「指導者」を中心として、キリスト教由来の儀礼・行事等を執り行う仕組みへの変容であった。

潜伏キリストンは、これらの儀礼・行事、信仰に伴う日々の祈りなどを行う際に、一般の仏教徒に潜伏キリストンであることが発覚しないよう秘匿することを基本とする信仰形態を育んだ。具体的には、信仰が露見しないように、在来の神道・仏教においても聖地とされた山岳・島を崇敬し（平戸の聖地と集落（構成資産002・003））、一見ありふれた身の回りの日常品を信心具として崇敬したほか（天草の崎津集落（構成資産004））、マリア像などキリスト教由来の信心具を隠し持ち（外海の出津集落（構成資産005））、在来の神社に密かにキリストンを祀って崇敬する（外海の大野集落（構成資産006））などの手法を採った。18世紀になると、以前のような大規

模な摘発事件（崩れ）が見られなくなったが、それは長崎と天草地方の潜伏キリストンが上記の信仰形態の下に信仰の秘匿に成功し、それ以前と比較して安定的に信仰を継続する方法を確立したことを示している。

また、約100年にも及ぶ長い安定期を経て、1790年に起こった「浦上一番崩れ」の際には、江戸幕府も大村崩れ又は郡崩れのような深刻な事態が発生するのを回避するため、浦上の民衆の中に潜伏キリストンが存在することを公式に認めず、1805年の「天草崩れ」の際にも、崎津の民衆の信仰を「異宗」であるとして潜伏キリストンの信仰ではないとの判断を示した。このことから、18世紀には潜伏キリストンが自らの信仰を表明しても、そのこと自体が社会秩序を乱さない限り処罰しないという半ば「黙認」の姿勢が採られたことがわかる。このように、潜伏キリストンの密かな信仰活動と為政者側の黙認の姿勢との微妙な均衡が保たれることにより、潜伏キリストンは既存の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰を継続するための伝統を形成していった。

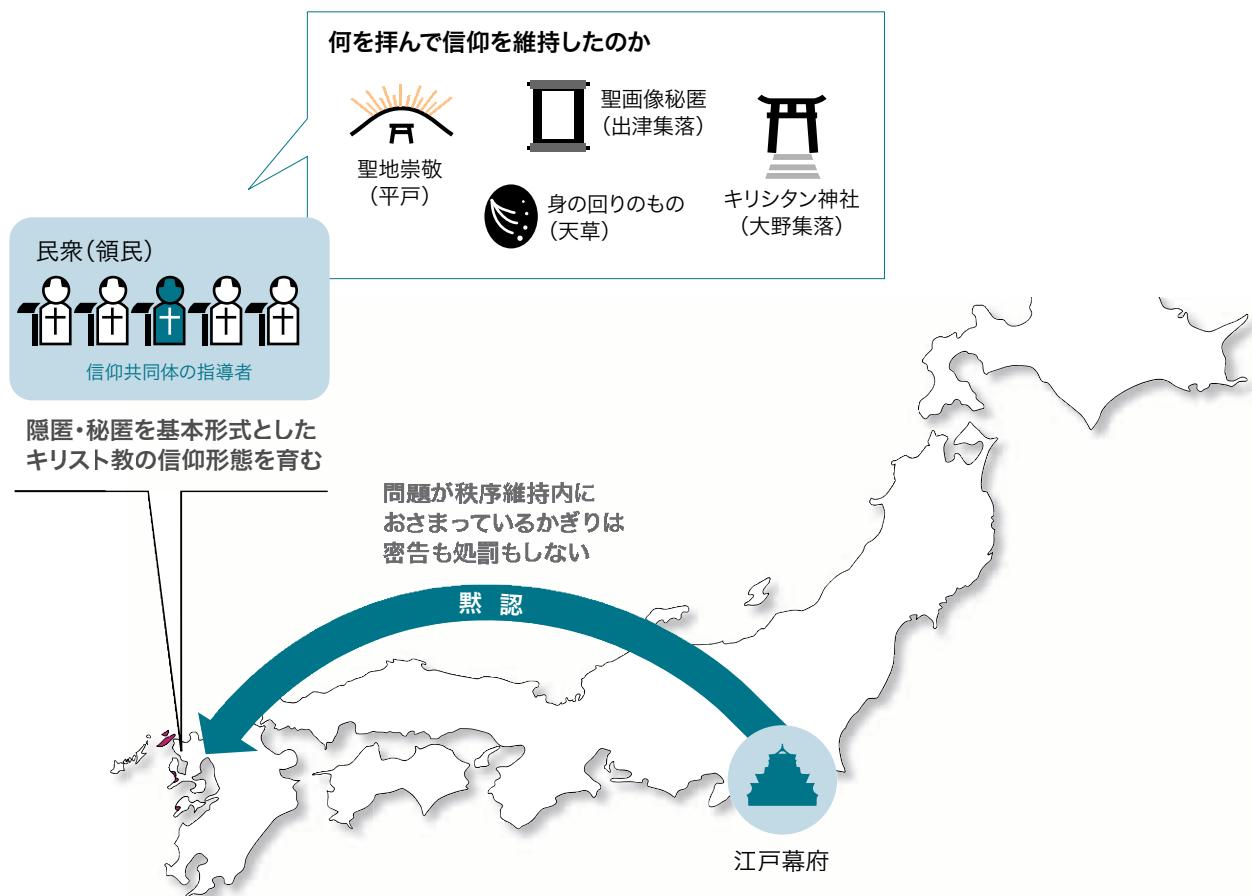


図 2-029 18世紀における密かな信仰の継承の概念図

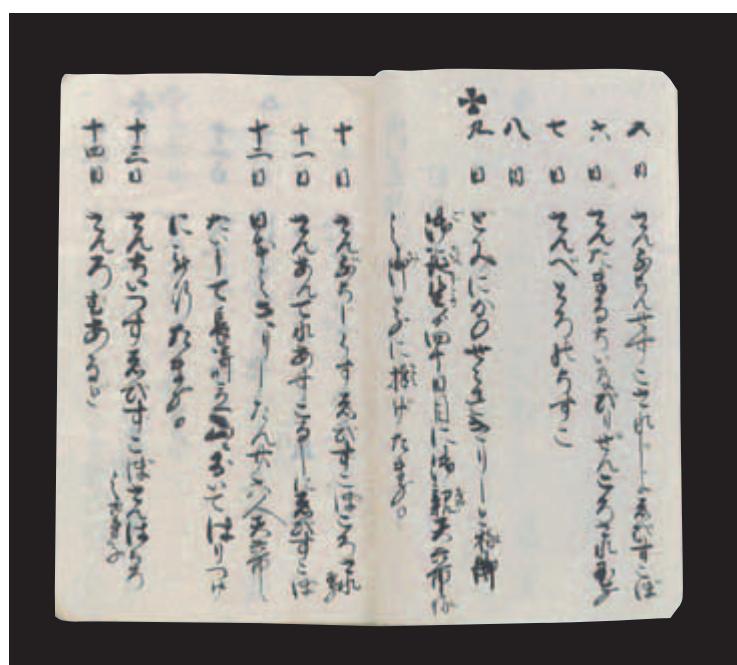


写真 2-143 日繰り帳(外海地方)(長崎歴史文化博物館所蔵)



写真 2-144 無原罪のプラケット(長崎市ド・ロ神父記念館所蔵)(構成資産005に関するもの)



写真 2-145 春日集落と安満岳(構成資産002)



写真 2-146 中江ノ島(構成資産003)



写真 2-147 和鏡(構成資産004に関連するもの)



写真 2-148 辻神社(構成資産006の要素)

(III) 移住による信仰組織の戦略的維持

周囲の社会・宗教とも共生しつつ自らの信仰を継続しようとする伝統が形成されたことにより、潜伏キリシタンは18世紀を通じて比較的安定した生活を営んでいた。

しかし、18世紀の終わり頃になると、西彼杵半島西岸の大村藩領の外海地域では、斜面地という地形上の制約から農作物の収量が高くなかったにもかかわらず、産児制限をしない潜伏キリシタン特有の事情により集落の人口が増加し、大きな社会問題となつた。そのような状況下にあって、1797年には人口が少ないと耕作民を求めていた五島藩が対岸の大村藩と協定を結び、外海地域からの開拓移民を募る政策を開始した。これに基づき外海地域から多くの民衆が五島列島へと渡ることとなつたが、その中には潜伏キリシタンが多く含まれていた。彼らは移住を繰り返しつつ、五島列島の各地に潜伏キリシタンの集落を形成していった。

外海地域に出自を持つ潜伏キリシタンは五島列島へと移住するに当たり、移住先の社会・宗教との折り合いのつけ方を考慮して移住地の選択を行つた。藩の牧場の跡地利用のため再開発の必要があった島

(黒島の集落（構成資産007）へと入植したのをはじめ、神道の聖地であった島（野崎島の集落跡（構成資産008））、病人の療養地であった島（頭ヶ島の集落（構成資産009））、藩の政策に従つて未開拓地（久賀島の集落（構成資産010））にも移住した。これらの島々へと移住した潜伏キリシタンは、移住先の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰組織の下に信仰を継続しようとする伝統を育んだ。

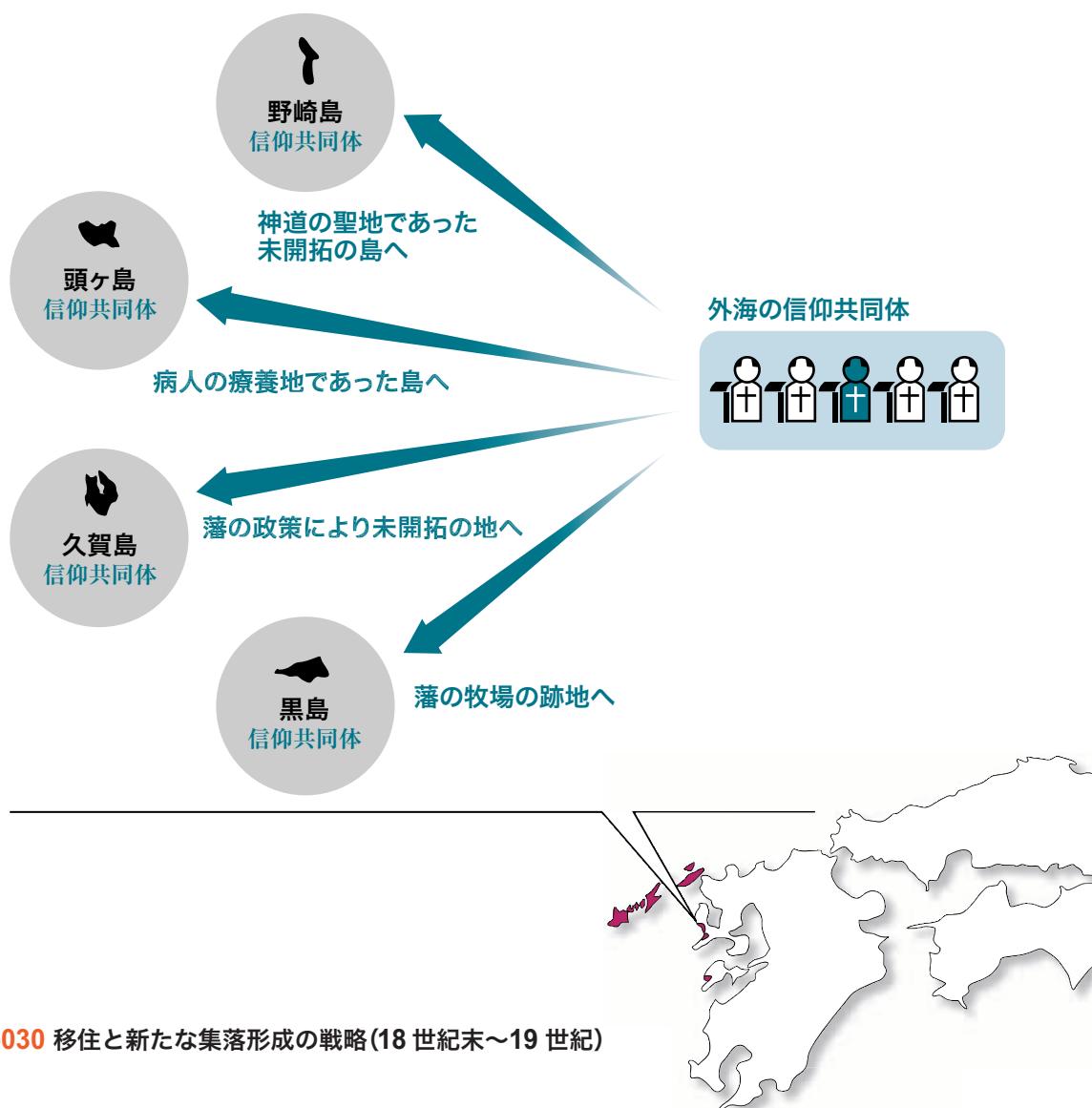


図 2-030 移住と新たな集落形成の戦略(18世紀末~19世紀)



写真 2-149 根谷集落(構成資産007の要素)

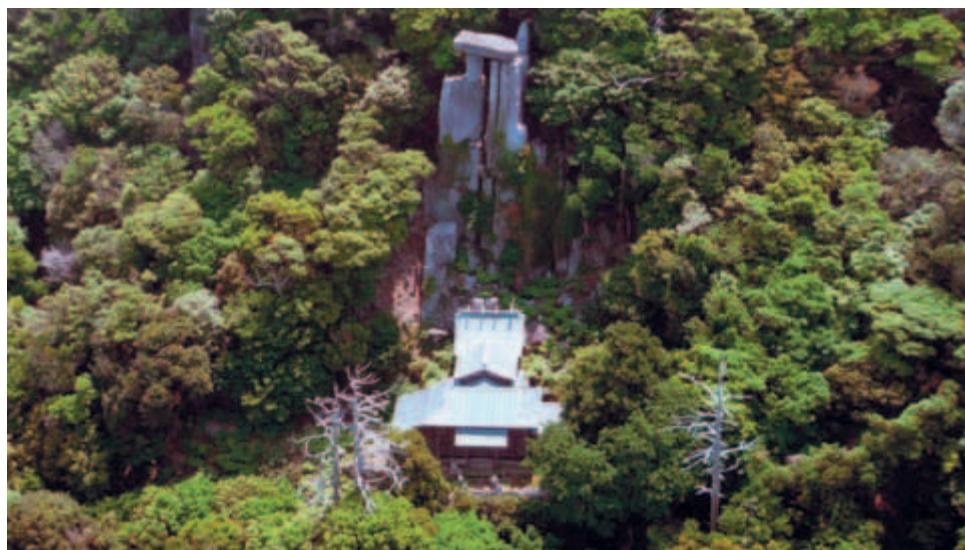


写真 2-150 沖ノ神嶋神社(構成資産008の要素)



写真 2-151 白浜集落(構成資産009の要素)



写真 2-152 大開集落(構成資産010の要素)

(IV) 「信仰における新たな局面が到来し、信仰の継続に関する伝統が変容・終焉

長崎と天草地方の潜伏キリシタンは、日本の開国に伴って来日した宣教師が長崎に建造した大浦天主堂において、宣教師と再会した。1865年に長崎・浦上村の潜伏キリシタン10数人が大浦天主堂（構成資産012）を訪れ、そのうちの一人が神父に自らの信仰を告白したのであった（信徒発見）。この衝撃的な出来事により、潜伏キリシタンは新たな信仰の局面を迎えることとなった。

各地の潜伏キリシタンの指導者は密かに大浦天主堂を訪れて宣教師と接触し、宣教師不在の中で自分たちが授けてきた洗礼の有効性及び教理の正当性について確認を行った。各集落では、宣教師の指導下に入るのか、約2世紀半に渡り継続し続けてきた信仰の在り方をそのまま継続するのかについて選択を迫られる事態となり、同一の集落内で潜伏キリシタン同士が対立する事件も起こった（出津集落の「野中騒動」）。

宣教師の指導下に入ることを決めた人々は、江戸幕府の方針を継承した明治政府が禁教政策を継続していたにも関わらず、自らの潜伏キリシタンの信仰を公然と表明するようになり、取り締まりを担当す

る政府も黙認の姿勢を取り続けることが困難となった。その結果、再び潜伏キリシタンへの弾圧が強化され、摘発が相次いで発生した（「浦上四番崩れ」及び「五島崩れ」）。しかし、明治政府による潜伏キリシタンへの弾圧に対して西洋諸国は強く抗議したため、1873年にはついに日本においてキリスト教が解禁されることとなつた⁷。

これにより、潜伏キリシタンは①宣教師の指導の下にカトリックに復帰しようとする者、②宣教師の指導下に入ることを拒み、引き続き集落内の信仰指導者を中心に従来どおり自らの潜伏キリシタン由来の信仰を続けようとする者（かくれキリシタ

7

1873年にキリスト教が解禁された時点で、長崎と天草地方に2~3万人の潜伏キリシタンが存在したと推定されている。宮崎賢太郎（2001）『カクレキリシタン』、長崎新聞社、P.44.

8

1950年代の調査によると、解禁当時、浦上などの長崎近郊及び天草地方では大多数がカトリックへと復帰したが、生月では大多数がかくれキリシタンとして継続し、外海地域ではカトリックとかくれキリシタンとの割合が半々、五島列島ではカトリックとかくれキリシタンとの割合が3:1となっていたことが判明している。しかし現在では、かくれキリシタンは生月島・平戸島西海岸・外海地域・五島列島の一部にわずかに残るのみである。

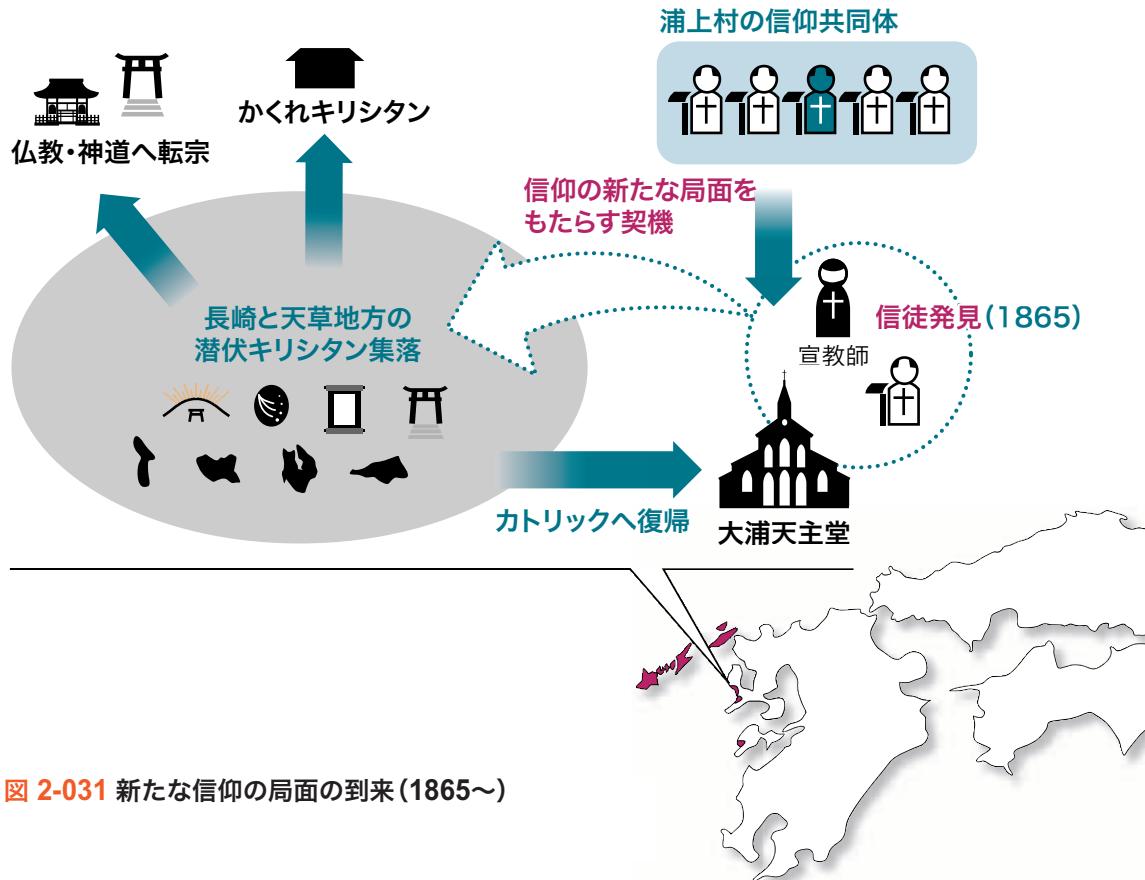
ン) ❸、③カトリックに復帰するか又は従来の信仰を続けるかという葛藤の末に、それまでの信仰から離れて神道・仏教に転宗しようとする者、へとそれぞれ分岐した。

カトリックに復帰して宣教師の指導下に入ったかつての潜伏キリシタンは、各々の集落において、かつての信仰指導者の屋敷などを「仮の聖堂」として祈りの場とした。ほとんどの集落では、禁教期に複数存在した信仰組織がひとつに統合され、集落ごとに1人の信仰指導者の下にひとつずつ設けた「仮の聖堂」において、祈りを捧げるようになった。他方で、集落の中に複数存在した「仮の聖堂」の在り方などから、「組」など禁教期の信仰組織の単位を引継

ぎ、ひとつの集落内に含まれる複数の単位ごとにカトリックの教えに従う集落が存在したことも明らかとなっている。

1865年の外国人宣教師との出会いは、潜伏キリシタンにとってカトリックへの復帰のみならず、それまでの信仰形態の継続、神道・仏教への転宗など、複数の選択肢の中から異なる方向性を見つけ出すという信仰の新たな局面をもたらした。こうして、既存の社会・宗教とも共生しつつ、自らの信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの伝統は変容への転機を迎えることとなった。

1873年のキリスト教解禁後、カトリックに復帰して「仮の聖堂」などを祈りの場



としていたかつての潜伏キリシタンは、1880年代半ば頃から各集落に素朴な木造教会堂を建造し始めた。これらの教会堂は、信仰の復活を表す存在であると同時に、約250年間にわたる禁教下において形成・拡散した潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統が終焉したことを象徴的に表す証拠でもある。多くの教会堂は、宣教師の指導の下に集落の中心地又は殉教等の記念地に建造されたり、レンガ造又はコンクリート造など西洋由来の建築資材及び工法を用いて建造されたりした。他方で、奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）（構成資産011）の江上天主堂のように、禁教期に起源を持つ在来の材料・工法を用いることにより、湿気を防ぐのみならず西からの強い季節風をも防ぐなど、当該地域の風土に適応して建造された教会堂も存在した。

このように、禁教期に潜伏キリシタンが育んだ信仰の継続に関わる伝統は、ある日（例えば、「信徒発見」の日、禁教の高札撤廃の日など。）突然にその終焉を迎えたのではなく、徐々に変容しつつ最終的に終焉に至ったのであり、一定の期間の「移行期」を伴ったと考えることが適当である。大浦天主堂における「信徒発見」の知らせが各集落の信仰組織に伝わったときが変容の

開始点（移行期の始点）であり、宣教師又は宣教師の指導を受けた者が「仮の聖堂」においてミサ・洗礼などの宗教儀礼を継続的に行うことにより徐々に変容が進行し、やがてカトリックへと復帰した集落の信仰組織が集落内に新たに教会堂を建造する時点で変容の過程は終焉を迎えた（移行期の終点）。このような観点から、潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統が終焉した時期は、各集落の信仰組織の在り方によって異なっていたと言つてよい。



写真 2-153 江上天主堂(構成資産011の要素)



写真 2-154 大浦天主堂(構成資産012の要素)



写真 2-155 崎津教会堂



写真 2-156 旧野首教会堂



写真 2-157 黒島天主堂



写真 2-158 旧五輪教会堂



写真 2-159 出津教会堂



写真 2-160 大野教会堂



写真 2-161 頭ヶ島天主堂

※構成資産の範囲内に建つ教会堂

小結：禁教期の伝統を背景に形成された遺産

禁教期に育まれた潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統を背景として、長崎と天草地方には世界的にも類例をみない独特の遺産が現在に継承された。これまでの調査研究により、この地域には 200 を超える禁教期の潜伏キリシタン集落（又はその跡）が確認されている。これらの集落（又はその跡）は、16 世紀に起源する信仰組織の下に潜伏キリシタンが自らの信仰を密かに継続しつつ生活を営んだ場所である。そこには、信仰指導者の屋敷跡、墓地、密かに祈りの場とした聖地・神社、所属することを強制された仏教寺院、生業の場となつた農地・林地・海域など、既存の社会・宗教とも共生しつつ信仰を継続しようとした潜伏キリシタンの伝統の証拠となる場所を含むのみならず、解禁後に伝統が変容してカトリックへと移行したことを示す「仮の聖堂」の跡、そして潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統が終焉したことを象徴的に表す教会堂などの諸要素が含まれている。

なお、長崎と天草地方には、これらの集落から派生し、潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統の名残をとどめるものとして、カトリックには復帰しなかった「か

くれキリシタン」の遺産が継承されている。しかし、それらはいずれも 20 世紀以降に大きく変容を遂げた宗教及び習俗に関わる無形の所産である。そのため、禁教期の伝統を示す不動産として代表的な事例とはなり得ないが、本推薦資産の顕著な普遍的価値を説明する上で多くの有用な情報を含んでいることから、本推薦書の作成に当たっては逐次参考とした。

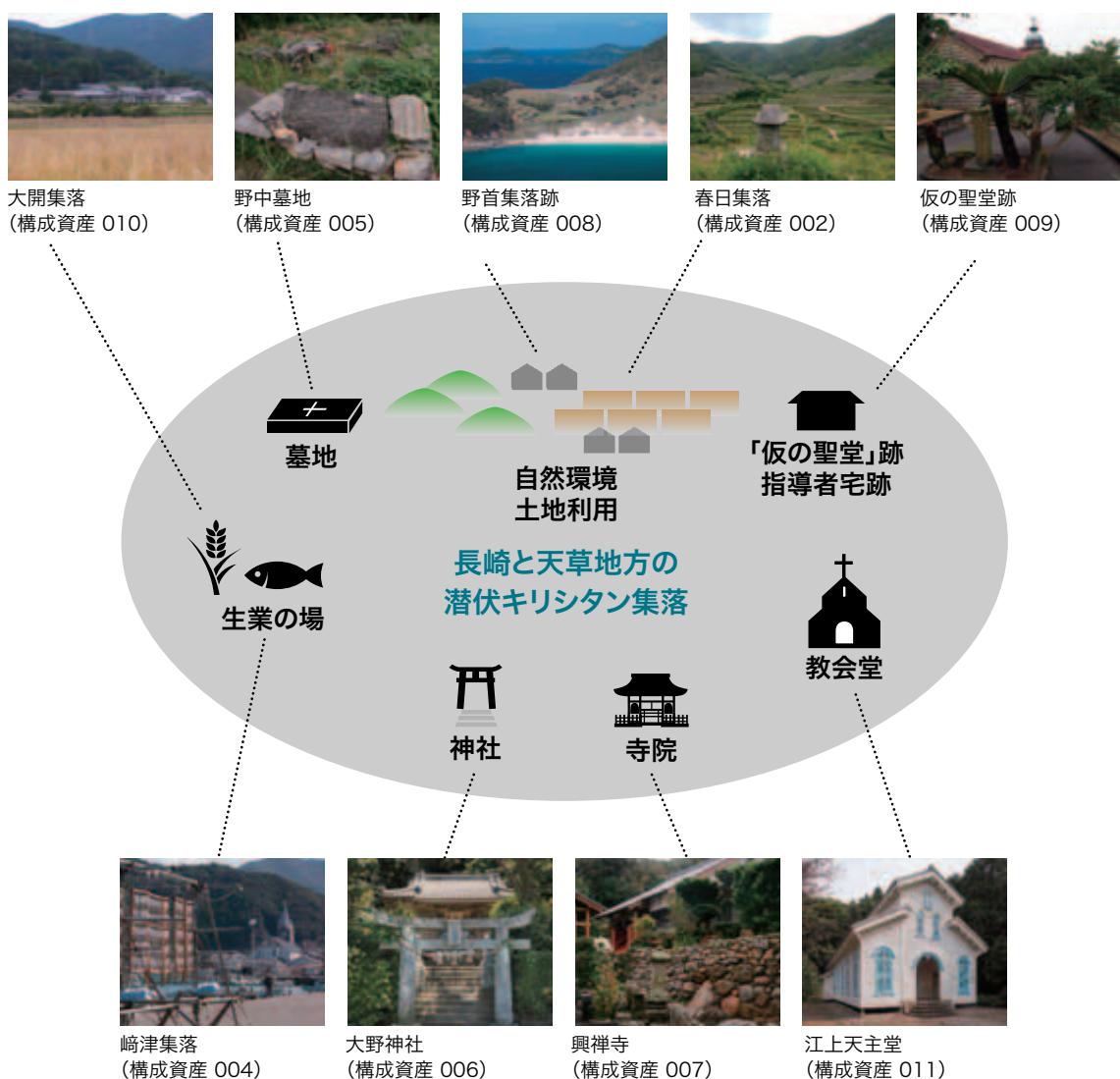


図 2-032 禁教期の伝統を背景に形成された「集落」の概念図 (1873~現在)

表 2-001 潜伏キリスト教に関する主な出来事（年表）

1498	ヴァスコ・ダ・ガマ、インドに到達
1511	ポルトガル、マラッカ占領
1549	フランシスコ・ザビエル、日本へキリスト教を伝える
1550	ザビエル、平戸にて布教
1562	平戸の春日に「慈悲の組」設立
1563	大村純忠、洗礼を受ける（日本初のキリスト教大名） 同年、領内で集団改宗が行われる
1580	島原半島南部の領主である有馬晴信、洗礼を受ける
1587	豊臣秀吉、伴天連追放令を発布
1597	捕らえられた宣教師、信者ら 26 名が長崎で処刑される（日本二十六聖人の殉教）
1603	江戸幕府が成立
1604	有馬晴信、原城を完成させる
1614	全国に禁教令発布
1622	元和の大殉教
1627	「絵踏」の開始
1635	寺請制、全国で実施
1637	島原・天草一揆
1641	オランダ東インド会社の商館、平戸から長崎の出島に移転 海禁体制の確立（いわゆる鎖国）
1642	五人組制によるキリスト教禁制開始
1644	最後の神父が殉教
1657	大村での郡崩れ
1650s-80 年代	豊後崩れ
1660 年代	濃尾崩れ
1790 年代	浦上一番崩れ
1797	大村領外海から五島列島へ移住開始（全体で約 3,000 人）
1805	天草崩れ
1838	教皇庁、日本での宣教をパリ外国宣教会に委託
1842-73	約 15 年おきに浦上で崩れが発生（浦上二番崩れ、浦上三番崩れ、浦上四番崩れ） パリ外国宣教会の宣教師が来日
1859	長崎が開港
1862	日本二十六聖人の列聖
1864	大浦天主堂完成
1865	「信徒発見」
1868	明治政府が発足 五島崩れ
1873	禁教令の撤廃（キリスト教の默認）
1889	大日本帝国憲法（信教の自由を明記）
1918	江上天主堂完成

日本のカトリック信仰に関する見解

16世紀に世界に宣教されたキリスト教と日本の特異性

大航海時代に世界各地へと進出したポルトガル及びスペインは、進出先においてキリスト教の宣教活動を行った。進出先でのキリスト教の受容の在り方は、これらの2国によって植民地化された地域と植民地化されなかった地域との間で、それぞれの社会構成を階層的に見た場合に大きな違いが見られる。

植民地化された地域では、キリスト教徒である外来の支配者層の下に、在来宗教からキリスト教への改宗を強制された被支配者層が位置するという二元的な構造が見られる。これに対して、植民地化されなかった地域の代表例である日本の場合には、次のような特徴が見られる。日本でのキリスト教の伝来期においては、本文179ページで示すとおり、外国人宣教師はまず地域の日本人の支配者層をキリスト教へと改宗させ、宣教活動の許可を得ることにより被支配者層の日本人を集団的に改宗へと導いた。しかし、中央政権そのものを改宗させるには至らず、非キリスト教徒が社会を支配する構造には搖るぎがなかった。禁教

が開始した後の17世紀から19世紀にかけての時期には、非キリスト教徒の中央政権を頂点として次に上位被支配者層（禁教期の初期に棄教したキリシタン大名及び武士の一部を含む。）が存在し、さらにその下に仏教徒から成る下位被支配者層の民衆が存在した。この下位被支配者層の中には、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが含まれていた。

このように、大航海時代の列強諸国の中の植民地とはならなかった日本では、キリスト教が主体的に受容された後に、キリスト教を植民地化の脅威と見なしてその排除を行う中央政権の政策の下に民衆の間で密かに継続した点で、植民地となつた他の地域におけるキリスト教受容の在り方と大きく異なっている。とりわけ日本の禁教期における潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる伝統は、信仰が発覚しないよう秘匿することを基本としてきたのが特徴であり、地域に固有の文化との融合（シンクレティズム）を生み出した植民地におけるキリスト教とは、その性質が全く異なっている。

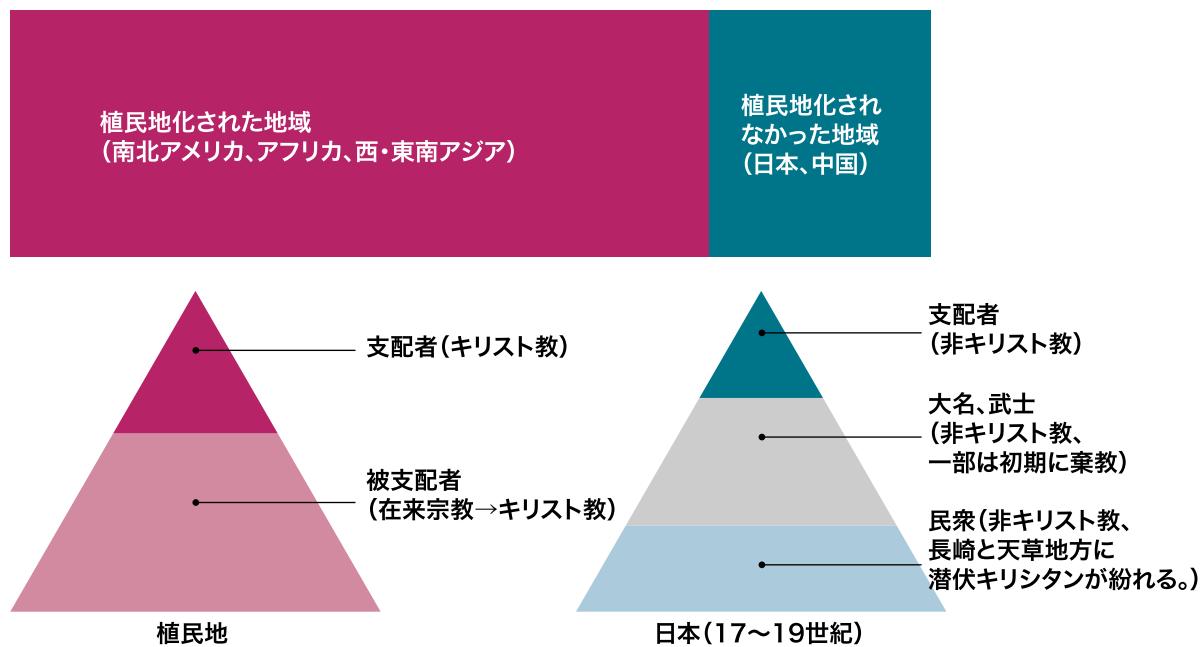


図 2-033 宗教階層の比較



写真 2-162 ゴアの教会群と修道院群(インド)



写真 2-163 チロエの教会群(チリ)

‘blank page’

第3章

記載のための
価値証明



第3章 記載のための価値証明

3.1.a 総合的所見

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、我が国の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた人々の歴史を物語る他に例を見ない証拠である。本資産は、日本の最西端に位置する離島を含む地において潜伏キリシタンがどのようにして既存の社会・宗教と関わりつつ信仰を継続していったのか、そして禁教が解かれた後、どのように彼らの宗教的伝統が徐々に変容・終焉し、近代を迎えていったのかを示している。

本資産は、大航海時代にキリスト教が伝わったアジアの中で最も東端にあたる日本列島の中で、その最西端に位置する長崎と天草地方に位置する。資産はその海岸部及び禁教期に潜伏キリシタンが移住した離島に所在する12の資産から成る。潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となった歴史的出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが様々な方法で信仰を継続したことを示す、密かな信仰対象を有する集落（平戸の聖地と集落、天草の崎津集落、外海の出津集落、外海の大野集落）、潜伏キリシタンが離島に移住し、現地に適応できる環境を選ぶことによって彼らの共同体を維持したことを示す集落（黒島の集落、野崎島の集落跡、頭ヶ島の集落、久賀島の集落）、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、それゆえ各地の潜

伏キリシタン集落との密接な関係を持った大浦天主堂、そして在来の風土的特徴とカトリックに復帰した信徒が希求した西洋的特徴とが融合した教会堂の意匠に潜伏キリシタンの伝統の変容・終焉が投影されている奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）から成る。

16世紀後半、長崎と天草地方は海外との交流の窓口であり、この地に宣教師が定住したため、この地域の人々は指導を直接的かつ長期間にわたって受けることができた。その結果、キリスト大名の保護下にあったこともあり、長崎と天草地方の民衆の間には、他の地域に比べて強固な信仰組織が形成された。17世紀になると日本では江戸幕府によって禁教政策が採られ、また原城跡を舞台とする「島原・天草一揆」を契機として国家的な海禁政策が確立した。これによって日本国内から全ての宣

教師が不在となり、長崎と天草地方のキリストンは、表向きは仏教・神道の信徒として振る舞い、地域の神社に参拝しつつ、小規模な信仰組織を維持して密かに自らのための信仰を継続した。2世紀を越える長期の禁教の中で、それぞれの集落では一見すると日本の在来宗教のようにみえ、しかしキリスト教に根を置く固有の信仰形態が育まれた。

これらの潜伏キリストン集落では、宣教師に代わる指導者が生まれ、指導者を中心構造的な組織が形成された。指導者は洗礼・葬儀のほか、教会暦による宗教儀礼を司った。主に宗教儀礼が行われた指導者の家屋内には、キリスト教を起源とする聖画像が密かに祀られ、独特の信心具及び日本語による教義書・教会暦などが伝承された。これらの集落には、外見は仏式としつつも、潜伏キリストンに独特的な埋葬方法を採る墓地が形成された。教会堂の代わりにキリストンの処刑地を殉教の聖地として密かに崇敬するとともに、神社・寺院・山岳など在来宗教の信仰の場を自らの信仰の場としても共有し、キリストンとしての祈りを捧げた。

18世紀末になると、人口増加を背景として、これらの潜伏キリストン集落から島

嶼部への移住が行われた。彼らは苛酷な環境の中で土地を拓き既存の仏教・神道を宗旨とする住民たちとの間で互助又は黙認の関係を築くことにより、密かに固有の信仰形態を継続した。

19世紀後半、潜伏キリストンは開国によって来日した宣教師と大浦天主堂で密かに接触した（信徒発見）。1873年、キリスト教の禁教が解かれた後、長崎と天草地方の潜伏キリストン集落では、宣教師の指導下に入ってカトリックに帰依する者が現れた一方、それまで続けてきた信仰形態を変えることを拒む者（かくれキリストン）、神道・仏教へと転宗する者も存在した。カトリックに帰依した集落では、指導者の屋敷跡など禁教期の記憶が残る場所をはじめ、移住先のわずかな平地又は海からの眺望の良い場所などに、信仰組織の労働奉仕によって新たに教会堂が建造された。

このように、本資産は、禁教政策下において形成された潜伏キリストンの信仰の継続に関わる独特的な伝統を表す稀有な証拠である。長期にわたる禁教政策の下で育まれたこの独特的な伝統は世界的に稀なものであり、従って、その始まり・形成・変容・終焉の在り方を示す本資産は顕著な普遍的価値を持つ。

3.1.b 評価基準への適合性の証明

評価基準(iii)：現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明(の存在)を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

本資産は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を継続する中で育んだ独特の伝統を物語る証拠である。

禁教期の潜伏キリシタンが自らの信仰を密かに継続する中で育んだ固有の信仰形態を物語る証拠

日本の西端に位置し、16世紀からポルトガル船が寄港するようになった長崎は、フランシスコ・ザビエルに続く宣教師が定住して宣教の拠点となり、宣教師の指導を直接的に長く受けことができた場所である。そのため、長崎と天草地方の民衆には他の地域に比べてキリシタンの信仰が深く定着していた。

16世紀末に始まる日本のキリスト教禁教は、17世紀になると徹底的なものとなり、宣教師は国外へと追放され、教会堂は全て破却された。密かに活動する宣教師及び棄教しないキリシタンには拷問などの弾圧が加えられ、多くのキリシタンが殉教又は棄教を余儀なくされた。1637年から翌年にかけてキリシタンが原城跡に立て籠もった「島原・天草一揆」により、密かにキリスト教の信仰を継続する者が根強

く存在することが知られることになった。この事件を契機として、江戸幕府は宣教師が潜入して入国を謀る可能性のあるポルトガル船の日本への来航を禁じ、海禁体制を確立させた。1644年に日本にいた最後の宣教師が殉教して以降、残されたキリシタンは密かに自らの信仰を継続していくことを余儀なくされた。

長崎と天草地方の潜伏キリシタン集落では、「組」の指導者らが中心となって、禁教以前からの信仰組織を密かに維持した。「帳方」又は「水方」などと呼ぶ指導者が、宣教師に代わって儀式・教理・教会暦などを司り、洗礼の秘跡を授け、死を迎える人に祈りの言葉を唱える「送り」を執り行った。「お水授け」と呼ぶ洗礼は、潔斎した複数の指導者がラテン語の経文を唱えつつ、聖地と見なされた場所などから特別に採取した「聖水」を用いて行われた。死者が出た際には、表向きには所属する仏教寺院の僧侶を呼んで仏式の葬儀を行い、その

後に指導者が仏教の経文を無効とする潜伏キリシタンの祈りを密かに唱えた。墓石の外観は仏教式であったが、顔や胴の向き・姿勢が仏教徒とは異なる独自の方法で埋葬した。

さらに、潜伏キリシタンは、それぞれの集落において一見すると日本の在来宗教における信仰の仕方のように見える方法で、自分たちの信仰を継承する手法を戦略的に採った。平戸では、指導者の家屋に仏壇や神棚と共に「納戸神」と呼ぶ潜伏キリシタンの祭壇を祀った。キリスト教伝来以前から神道・仏教の靈地であった山岳を潜伏キリシタンとしても聖地と見なしたほか、禁教期以前のキリシタンの墓地を聖地として、禁教初期に信徒が処刑された島を、殉教地として密かに崇敬した。天草では、貝の内面の模様をマリアの姿に見立て祈りに用いたアワビなど漁村に独特の信心具が指導者の家屋に継承され、村の守り神である神社に参拝する際にも密かに潜伏キリシタンの祈りを唱えた。外海では、指導者は日本語による教義書・教会暦及び日本人が描いたマリア像などを伝承した。

18世紀末になると、藩の取りかわしにより人口が増加した外海から離島への移住が政策的に進められ、その結果、潜伏キ

リシタンが島嶼部に分布することとなつた。移住した潜伏キリシタンは、移住先の既存宗教である神道・仏教の集落との間で互助又は黙認の関係を築いて、潜伏の隠れ蓑とした。久賀島では、既存の仏教集落との間で生業（農漁業）において互助関係を築き、潜伏の隠れ蓑とした。無人島であった頭ヶ島では、仏教徒であった開拓者の指導により入植が始まり、その後潜伏キリシタンの集落が形成された。野崎島は神道の靈地であったため、移住した潜伏キリシタンは神社の氏子となって神道の信徒を装った。黒島では、移住した潜伏キリシタンは仏教集落に干渉されず、また仏教寺院の中でマリアに見立てた観音像に対して密かに祈りを捧げることができた。

このように、潜伏キリシタンの密かな崇敬地、在来宗教の信徒と信仰の場を共有した神社・寺院、神道・仏教の集落との関係を示す集落の立地又は互助の場、信仰組織の存在を示す墓地、密かに設けた祭壇及び信心具が伝承される指導者の家屋等から成る潜伏キリシタンの集落は、一見すると日本の在来宗教のように見える潜伏キリシタンに固有の信仰形態を表す証拠である。

新たな信仰の局面及び固有の信仰形態の変容・終焉

19世紀後半に日本が開国すると、外国人居留地が形成され、2世紀半ぶりに宣教師が来日した。1863年にパリ外国宣教会の宣教師が潜伏キリストンの探索を念頭に長崎を訪れ、1597年に殉教し1862年に列聖された「日本二十六聖人」に捧げるために、1864年に長崎居留地の一角に大浦天主堂を建造した。献堂の直後、密かに潜伏キリストンが大浦天主堂を訪れ、宣教師に信仰を告白するという出来事（信徒発見）が起こった。この出来事はまたたく間に各地の潜伏キリストン集落へと伝わった。その後、信仰組織の指導者は密かに大浦天主堂を訪れ、自分たちが継続してきた信仰を宣教師へ説明するとともに、改めて教理・秘蹟の指導を受け、それぞれの集落へと伝えた。

この2世紀半ぶりの宣教師との接触は、各地の潜伏キリストン集落に様々な反応を引き起こした。速やかに宣教師の指導下に入った集落もあったが、中には禁教下にもかかわらず信仰を表明したために役人に捕らえられ厳しい弾圧が加えられた集落もあった。また宣教師と接触しつつもそれまで続けてきた信仰形態を変えることに躊躇する集落も存在した。このような新

たな状況において集落内でも立場が分かれ、集落で伝承してきた信心具の継承を巡って対立が生じることもあった。開国後に行われた明治政府による潜伏キリストンへの弾圧は、欧米から大きな非難が寄せられ、これを受けた政府は1873年に禁教の高札を撤廃した。

宣教師の指導下に入った集落はカトリックへと帰依し、かつての指導者の屋敷又は新たに簡素な建物を建てて「仮の聖堂」とした。これらの教会堂が建てられた場所の多くは、禁教下の指導者の屋敷跡又は信仰を装った神社の隣地など、禁教期の記憶が残る特別な意味を持つ場所であった。また、丘陵に囲まれた谷地形のわずかな平地、海からの眺望及び船の乗り付けの良い場所など、教会堂の立地に関して自然環境も考慮された。このような集落では、やがて建物の老朽化及び信徒の増加に伴い、より本格的な教会堂が必要となつたため、キリストンは厳しい生活を送りつつも漁業などの生業で得た収入を蓄え、新たな教会堂の建造資金に充てた。教会堂の設計は宣教師又はその指導を受けた日本人が行い、建造に当たっては地元の材料を用い、信徒自らが労働奉仕も行った。このような小規模な教会堂は、「信徒発見」により新局面を迎えた潜伏キリストン固有の信仰形態が

変容・終焉したことを象徴的に表す存在である。

一方、解禁後も宣教師の指導下に入ることを拒んだ集落では、引き続き指導を中心として禁教期以来の信仰を継続した。彼らは「かくれキリシタン」と呼ばれる。長年の間に潜伏期の伝統は変容し、また「かくれキリシタン」自体も現在では希少な存在となっている。さらに、解禁後に神道・

仏教に転宗した集落もあった。これらの集落は、潜伏キリシタンの固有の信仰形態が終焉したことを表す今ひとつの存在である。

3.1.c 完全性の言明

本資産は、(I)潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統の開始・形成の段階から、(II)その多様な展開の段階、及び(III)移住による信仰組織の維持の段階を経て、(IV)新たな信仰の局面が到来し、伝統が変容・終焉した段階に至るまで、長崎と天草地方における潜伏キリシタンの伝統の歴史を語る上で必要不可欠の12の構成資産から成る。それらは、厳正な比較研究に基づき選択されたものである。これらの一群の構成資産は、資産の顕著な普遍的価値を過不足なく表すものであり、かつ価値証明に必要な全ての要素を含んでいる。その範囲は適切に設定され、いずれも保存状態は良好である。

資産全体の価値を表す全ての要素を含んでいること

本資産は、潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統の歴史を語る上で必要不可欠のものとして、比較研究により厳選された12の構成資産から成る。

それらは、潜伏キリシタンの伝統形成の契機となった「島原・天草一揆」の舞台である原城跡、信仰の継続の様々な形態を表す4つの集落、移住による信仰組織の維持を表す4つの集落、新たな信仰の局面が到来する舞台となった大浦天主堂、伝統の変容・終焉を端的に表す奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)である。

集落には、禁教期における潜伏キリシタ

ンの指導者の屋敷跡をはじめ、潜伏キリストンの墓を含む集落の墓地、巧みな潜伏の戦略を表す場所、密かな信仰対象など禁教期における固有の信仰形態を表す物証、及び禁教期の固有の信仰形態を象徴的に表す記憶の場、移住先の独特の立地の下に建造された教会堂を含む。いずれの場合にも、禁教期以来の土地利用が残された集落の範囲を含めており、潜伏キリストンの信仰に関わる独特の伝統を十分に示している。

「島原・天草一揆」の舞台である原城跡は、城郭の規模、城郭としての特質を表す曲輪群、一揆の際の防御施設など、16世紀から17世紀にかけての遺構・遺物が現在も残され、一部は地中に埋蔵されている。これらは、学術的な調査により価値が明らかとなったものである。

潜伏キリストンが2世紀半に及んで継続した信仰を宣教師に告白した舞台である大浦天主堂は、教会堂のみならず相互に関連性を持つ境内の建造物及び境内の遺構・遺物の全てが構成資産の範囲に含まれている。

さらに、奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）は、潜伏キリストンの信仰に関する伝統の変容・終焉の在り方を最も端的に表しており、特に江上天主堂は、立

地・意匠・構造の観点から在来技術に見る風土的特徴、及びカトリックに復帰した信徒たちが希求した西洋的特徴の双方を良好に残している。

各集落、城跡、大浦天主堂及び奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）は、全体として顕著な普遍的価値の証明に寄与している。

無傷であり、その脅威が見られないこと

構成資産のほとんどは、離島又は都市周辺の農村などに存在し、現時点では開発による直接の影響は見られない。いずれの構成資産においても適切な保存管理が行われており、管理放棄による負の影響は受けていない。各構成資産は周辺環境とともに良好に保全されている。

いずれの構成資産には、個々の構成資産からの視認周囲を基本とする適切な範囲の緩衝地帯が設定されている。特に島嶼部の構成資産については、開発が見込まれる海域を含む適切な範囲の緩衝地帯に囲まれている。大浦天主堂の周辺は、観光地化が進んでいるものの、景観法及び都市計画法を中心とする法的規制によって望ましい周辺環境が維持されている。いずれの構成資産の緩衝地帯におい

ても、保全環境に負の影響を与える可能性のある行為に対して適切な法的規制を行うとともに、「包括的保存管理計画」(附属資料6a)の下に保全又は改善のための対策を明示している。

表 3-001

何がきっかけで（伝統が）始まったのか [海禁体制確立、固有の信仰形態萌芽]	「島原・天草一揆」の舞台	原城跡	
限られた状況の中で既存の社会や宗教と共生しながら信仰を伝えた伝統 [どのようにして信仰を伝えたか]	信仰維持の多様な形態 [どのようにして潜伏していたのか]	既存の自然崇拜に重ねて山岳や島を崇拜した集落	平戸の聖地と集落
		生活・生業に根差した身近なものを信心具として代用し崇敬した集落	天草の崎津集落
		聖画像を密かに拝むことで信仰を秘匿し、教会暦や教理書をよそに信仰を伝承した集落	外海の出津集落
		既存集落では一般的に見られる神社に、密かに自分たちの信仰対象を重ねることによって信仰を秘匿した集落	外海の大野集落
	移住によるコミュニティ維持の多様な形態 [どのような土地に移住したのか]	藩の牧場跡の再開発地として空白地となっていた場へ移住することによって信仰を継承した集落	黒島の集落
		神道の聖地として未開拓であった地へ移住することによって信仰を継承した集落	野崎島の集落跡
		病人の療養地として忌避の場であった島へ移住することによって信仰を継承した集落	頭ヶ島の集落
		藩の開拓移民政策に従い、集落が形成されていなかった未開地に移住して信仰を継承した集落	久賀島の集落
何がきっかけで（伝統が）終わったのか [新たな信仰の局面の到来]	「信徒発見」の舞台	大浦天主堂	
何が（伝統の終焉を）可視的に示しているか [どのように伝統を変容させ、終わらせたのか]	移住先の地勢に適応した教会堂の建造によって、伝統の終焉を迎えるプロセスを示す代表的集落	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	

3.1.d 真実性の言明

本資産の構成資産は、いずれも高い水準の真実性を維持している。「世界遺産条約履行のための作業指針」第82項に示されている文化遺産に適用すべき8つの属性のうち、本資産において適用すべき属性は、以下の5つ又は6つである。

精神・感性

最も重視すべき「精神・感性」の属性については、その属性の性質上、一見しただけではその歴史的背景を読みとりにくい構成資産がいくつかあるものの、それぞれの場所が持つ信仰上・歴史上の背景を確実に伝えている。

用途・機能

現在はほぼ無人島となった野崎島の集落跡がその機能を失っていることを除けば、いずれの構成資産においても当初の機能が保持されており、高い真実性を保持している。原城跡は「島原・天草一揆」で破壊されたこと自身が顕著な普遍的価値に貢献しており、機能を失っていることに意義がある。現在、原城跡は当時の状況を伝える史跡として保存・活用されている。

位置・環境

それぞれの構成資産が置かれた「位置・環境」も往時の様相を良好に伝えており、総体としての場所の重要性とともに、高い真実性を保持している。

形状・意匠及び材料・材質

構成資産の大部分が当初の材料をそのまま残しており、「形状・意匠」及び「材料・材質」の属性に関する高い真実性を保持している。経年変化によるやむを得ない取替部分については、慎重な検討を経て最低限度に留め、詳細な記録を作成することとしている。各集落では、これまでの生活・生業の営みの中で更新してきた住居もあるが、歴史的な土地利用形態が継続され、集落又は周辺の景観全体を表す地形・地割、その他要素の同一性は保持されており、真実性には影響を与えていない。さらに、このような高い真実性を有する状態を将来にわたって維持し続けるために必要な法制度及び技術的・専門的支援体制も確立されている。

伝統・技能・管理体制

構成資産を良好に維持・継承するため必要な修理等が行われてきたが、いず

れも伝統的な技法を用いて実施されており、伝統・技能の真実性は担保されている。また、全ての構成資産は保存管理計画において修理修繕のガイドライン等を定めており、管理体制に係る真実性も担保されている。

各構成資産の真実性について、本資産の顕著な普遍的価値に関連する属性に基づき、以下に記述する。

原城跡の真実性

原城跡（構成資産 001）は遺跡であるため「用途・機能」の属性については失われているが、以下の 5 つの属性に基づく真実性を保持している。

形状・意匠

原城跡は、当時の地形及び石垣等の配置を損なうことなく保持している。長年にわたる発掘調査等により、17世紀初頭の意匠をそのまま残していることが明らかとなっている。今後の復旧及び整備にあたっては、考古学的な発掘調査の成果に基づき、形状・意匠を損なうことなく適切に実施することとしている。したがって、形状・意匠に関する真実性の保持に問題はない。

材料・材質

原城跡の構成資産の範囲内に存在する遺構・遺物の材料・材質は、地下に埋蔵されているものも含め、安定した状態で保存されている。また、学術的調査に基づき遺構を復旧した場合にも、最小限の改変に留めるように配慮している。石垣の一部は後年に改修されているが、当初の石材が利用されており、材料・材質の真実性に問題はない。

伝統・技能・管理体制

17世紀初頭から存続する石垣については、今日に至るまで旧来どおりの伝統的な技法を用いて修理を実施しており、伝統・技能に関する真実性は保持されている。

位置・環境

現状は17世紀初頭の建物配置及び周辺環境との位置関係を良好に保持していることが、発掘調査等によって明らかとなっており、位置・環境に関する真実性は保持されている。

精神性・感性

2世紀を越える海禁体制及び禁教体制確立の契機となった歴史的な場所として、現在も「島原・天草一揆」で亡く

なった人々を追悼するミサが城内で行われており、城跡が持つ精神性・感性に関する真実性は保持されている。

集落の真実性

平戸の聖地と集落（構成資産002・003）、天草の崎津集落（構成資産004）、外海の出津集落（構成資産005）、外海の大野集落（構成資産006）、黒島の集落（構成資産007）、野崎島の集落跡（構成資産008）、頭ヶ島の集落（構成資産009）、久賀島の集落（構成資産010）から成る「集落」については、以下の5つの属性に基づく真実性を保持している。

形状・意匠

文献資料などとの比較調査から、自然環境、道、家屋などで構成される基本的な集落構造を当初から維持していることが明らかとなっている。

用途・機能

集落を構成する棚田、家屋、信仰の場などの用途・機能は、文献資料と現在の土地利用との比較によって、現在もなお同一性が保たれていることが明らかとなっている。野崎島の集落跡については、集団移転により無人島となっている

ためその機能が失われているが、土地利用の在り方及びその景観は歴史的・伝統的価値を持つ文化的景観として良好に保存されている。

伝統・技能・管理体制

必要な修理が継続的に行われているが、いずれも各集落の歴史的背景や生業を踏まえた伝統的な技法が用いられている。

また、集落の歴史的・伝統的価値が損なわれることがないように、あらかじめ保存管理計画に修理修繕の際のガイドラインを定め、これに基づいた行為の誘導を図るため、今後の管理体制にも問題はない。

位置・環境

文献資料及び土地利用の分析などから、集落を構成する農地、宅地、道などの配置、自然環境を構成する地形や川などの同一性が保持されていることが明らかとなっている。

精神性・感性

それぞれの集落には、禁教期の潜伏キリストンの伝統を表す信仰の場や土地利用などが残され、現在も維持されてい

る。現在でも神道・仏教・キリスト教の共存が多くの集落で見られ、禁教期の精神的な有り様を伝えている。解禁後に集落に建てられた教会堂の多くは、禁教期以来の記憶の場に立ち、又は禁教期の厳しい環境での生活を想起させるような特徴的な場所に立ち、歴史的背景を現在に伝えている。

奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）の真実性

奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）（構成資産011）については、以下の6つの属性に基づく真実性を保持している。

形状・意匠

江上天主堂については、調査研究によって建造当初の状況が明らかになっており、当時の形状及び意匠を保持していることが確認されている。天主堂の周辺環境についても、文献調査などとの比較研究から、禁教期の潜伏キリストンが移住した当時の地勢を保持していることが明らかになっている。

材料・材質

江上天主堂については、これまで維持のために必要な修理が行われてきたが、

その際に後補材の撤去又は欠損した部材の復旧が適切に行われている。

用途・機能

江上集落を構成する農地・家屋・信仰の場、地勢などの自然環境は、文献史料と現在の土地利用との比較によって、現在も同一性が保たれていることが明らかとなっている。江上天主堂は現在も地元の信徒に利用されている。

伝統・技能・管理体制

江上天主堂の維持のため必要な修理が継続的に行われているが、旧来どおりの伝統的な技法が用いられている。また、継続的な修理を通して伝統及び技能を受け継ぐ技術者が育成されており、今後の管理体制に問題はない。

また、禁教期の地勢が損なわれることがないように、あらかじめ集落内で行われる改変行為についてガイドラインを定めており、今後の管理体制に問題はない。

位置・セッティング

江上天主堂については、創建以来の位置を変えずに存続している。江上集落の地勢についても、文献史料及び土地利用の分析などから、禁教期からの同一性が

保持されていることが明らかとなつて
いる。

精神・感性

江上天主堂は、潜伏キリシタンの伝統
が終焉を迎えたことを象徴しており、現
在もカトリックの教会堂として利用さ
れている。江上集落は、潜伏キリシタン
の移住先における地勢の典型例として、
歴史的背景を現在に伝えている。

大浦天主堂の真実性

大浦天主堂（構成資産012）については、
以下の6つの属性に基づく真実性を保持
している。

形状・意匠

調査研究によって建造当初の状況が
明らかになっており、当時の形状及び意
匠を保持していることが確認されてい
る。一部増改築が行われているが、その
改変の過程は修理の際に実施した学術
調査により明らかにされている。

材料・材質

これまで天主堂の維持のため必要な
修理が行なわれてきたが、その際に後補
材の撤去や欠損した部材の復旧が適切

に行われている。

用途・機能

今日も「信徒発見」の記念ミサ及びク
リスマスなど宗教儀礼を行う場として
用いられており、建造当初の機能を保持
している。

伝統・技能・管理体制

天主堂の維持のため必要な修理が繼
続的に行われているが、旧来どおりの伝
統的な技法が用いられている。また、繼
続的な修理を通して伝統及び技能を受
け継ぐ技術者が育成されており、今後の
管理体制にも問題はない。

位置・環境

創建以来の位置を変えずに存続して
いる。また、周辺と一体となった良好な
環境が保存されている。

精神・感性

キリスト教の宗教儀礼を執り行う空
間として、又は地域の人々が伝えた信仰
の力を表すシンボルとして重要な存在
となっている。また、日本のカトリック
信者の精神的な拠り所であり、構成資産
の持つ宗教的・歴史的背景を今もなお
伝えている。

3.1.e 保護と管理に必要な措置

構成資産は、全て文化財保護法等により良好に保護されている。また、緩衝地帯においては、文化財保護法・景観法・自然公園法をはじめとする諸法令により、適切な保全措置が講じられている。構成資産の保存管理の具体的方法及び整備活用の方針を示した個別の計画（保存管理計画）が策定され、これをもとに構成資産の所有者又は管理者が適切に施策を実施することとしている。また、関係地方公共団体は、資産全体が有する顕著な普遍的価値を一体的に保護する観点から「包括的保存管理計画」（附属資料6a）を策定し、その実行体制として、所有者等とともに「世界遺産保存活用協議会」を設置した。この協議会は、資産の適切な保存・活用について情報を共有し、協議を通じて統一的な合意形成を行うことを目的とする。また、この協議会は、文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁のほか、イコモス会員を含む「長崎世界遺産学術委員会」の専門家による指導・助言を受ける。

1. 資産の保護

構成資産の保護は、文化財保護法に基づき適切かつ厳格に実施することを基本方針とする。現在、個々の構成資産は良好な状態で保全されているが、将来にわたって、顕著な普遍的価値が損なわれることがないよう定期的かつ体系的なモニタリングを行う。また、史跡の整備又は建造物の修理を行う場合には、学術的な裏付け調査の成果に基づくこととしている。構成資産ごとに策定した保存管理計画では、世界遺産としての顕著な普遍的価値を保護するための基本方針をはじめ、構成資産の現状を踏まえた管理及び整備活用の方法が示され、所有者等はこれに基づき構成資産の適切な保存管理を実施する。自然災害等に備えて危機管理体制が確保されており、異常事態が発生した場合には関係者間で速やかに情報共有し、適切に対応することとしている。

2. 緩衝地帯における保全

世界遺産としての保存環境を確実にするために、各構成資産の周囲に緩衝地帯を設定した。設定に当たっては、構成資産からの視覚的一体性及び構成資産の価値と関連する歴史的背景を考慮した。緩衝地帯においては、文化財保護法・景観法・都市計画法等により、資産周辺の良好な自然環境・景観が保全されている。これらの法令を根拠として、構成資産の保護に負の影響を及ぼしかねない開発等の脅威を抑制するとともに、構成資産と一体となった良好な景観形成を図ることとしている。

想される来訪者に対しては、行政・所有者・N P O 法人・地域住民等が連携して、適切な受入体制を構築しつつ、適正な来訪者数を視野に入れた来訪者管理を実施する。また、地域振興を促進する諸施策と連携して定住人口の増加を促し、構成資産の保存管理に寄与することを目指す。

3. 長期的な課題への戦略

わが国全体として、農山漁村における人口減少及び高齢化は喫緊の課題であるが、構成資産の所在する地域では特にこのような現象が顕著に生じており、構成資産の維持及び地域の存続への影響が懸念される。そのため、今後それぞれの地域の経済及び社会を活性化させ、地域社会の基盤を強める諸施策を実施していくこととしている。世界遺産登録を契機として増加が予

3.2 比較研究

本節では、推薦資産と成立背景や性質が類似する国内外の文化遺産との比較を行い、推薦資産がそれらのいずれとも異なる独自の価値を持ち、適切な資産構成であることを示すとともに、世界遺産一覧表に記載することの合理性を導き出すこととする。

比較研究に際しては、推薦資産の価値証明及び世界遺産一覧表における本資産の位置付けを補強するために、以下の5点に基づき分析を行った。

- A. 同種の世界遺産（特に宗教弾圧と直接関連するもの）との比較
- B. アジア諸国のキリスト教受容の歴史に関する比較
- C. 17世紀後半から19世紀前半の日本国内の潜伏キリシタン関連遺産との比較
- D. 長崎と天草地方の潜伏キリシタン集落との比較
- E. 信仰の伝統の移行期において、長崎と天草地方の潜伏キリシタンの各集落に建造されたカトリック教会堂に関する比較

A. 同種の世界遺産（特に宗教弾圧と直接関連するもの）との比較

本資産は、日本におけるキリスト教への弾圧下の密かな継続をテーマにしているが、異なる宗教が接触することにより顕著な軋轢が生じたり、政治的又は思想的な観点から弾圧が発生したりした事例は世界の歴史の中で多く見られる。そのため、世界遺産一覧表に記載されている計1052件（2016年10月時点）の資産の中から、宗教への弾圧を直接のテーマとする資産の事例又は間接的に関わりのある資産の事例など、表3-002に示す10件を抽出し比較研究を行う。

A-1. 世界各地に所在する宗教弾圧と直接関連する世界遺産との比較研究

ローマの歴史地区（イタリア及びバチカン市国）

バチカン市国（バチカン市国）

これら2つの資産は、ローマ・カトリック成立の最初期からのキリスト教の歴史を背景としている。その中には、1世紀のパウロやペテロの殉教をはじめ、4世紀にローマ帝国でキリスト教が公認・国教化さ

れるまでに断続的に行われたキリスト教徒への迫害も含まれている。ネロ、ドミティアヌス、デキウス、ディオクレティアヌスといった皇帝の治世下で迫害が行われたとされ、その期間は長崎と天草地方と同様に長期間にわたっている。しかし、ディオクレティアヌス帝による迫害さえ大規模であったかは疑問とされる。また、迫害の目的がキリスト教の根絶であることは稀であったため、ローマ帝国内で使徒又は宣教師による布教が途絶えることなく行われ、313年にミラノ勅令により公認されるまでに勢力が拡大した。

一方、日本の禁教の場合には、江戸幕府が明確にキリスト教の排斥を目指して海外との交流を制限したため、国内において宣教師は不在となり、個々のキリスト教の信仰組織間のつながりも次第に減少し、長崎と天草地方に独特的な潜伏キリスト教の信仰の継続に関する伝統が形成されるに至った。そのため、アジアの最東端に位置する日本の長崎と天草地方におけるキリスト教の信仰の継続に関する伝統を表す資産と、ローマなどキリスト教の中心地となつた他の地域におけるキリスト教の関連資産との間には、歴史的な背景・展開の明らかな違いがある。

ペーチの初期キリスト教墓所(ハンガリー)

ペーチの考古遺跡は、4世紀にローマ帝国でキリスト教が公認された頃から造営された初期キリスト教の性質が見られる墓所であり、カタコンベに描かれた聖書をモチーフとする壁画は芸術的価値が高いと評価されている。4世紀末に始まる異民族の流入や西ローマ帝国の崩壊などの激動の時代にあっても、8世紀末のカール大帝によるアヴァール討伐までキリスト教の信仰が連綿と継続した歴史を物語っている。

数世紀にわたる困難な状況下において信仰が継続したという点では長崎と天草地方の事例と共通するとも考えられるが、ハンガリーの場合は商業を通じた人の往来があったため、信徒や聖職者の間の接触も途絶えなかつたと考えられる。また、当地を支配した異民族もキリスト教の根絶を意図したわけではなかつたため、長崎と天草地方とは背景が異なる。

カディーシャ渓谷と神の杉の森(レバノン)

カディーシャ渓谷は切り立つ崖や洞窟から成る天然の要害であり、キリスト教史の初期から人里離れた場所を求める人々が隠棲していた。7世紀にマロン派の

人々は、シリアでのビザンツ帝国との対立やアラブ人の侵入から逃れて当地に移り住んだ。彼らはその後のイスラム諸王朝からの圧迫にもかかわらず、現在まで独自の信仰を継続してきた。

困難な状況の中で信仰を守ったという点では長崎と天草地方の事例と共通するとの見方もできるが、マロン派の場合は聖職者が集住したためこの渓谷を中心として発展し、15世紀に当地に総大司教座が置かれるなど重要な地位を占めた。一方、幕府の外交政策によりバチカンとの直接的な接触が絶たれた長崎と天草地方の場合は、一般的の信徒たちが宣教師不在のなか独自の文化的伝統を形成しており、カディーシャ渓谷の事例とは本質的に異なる。加えて、マロン派がイスラム勢力からの攻撃を避けるために渓谷内の洞窟に居住したのに対し、長崎と天草地方の場合は禁教下でも他宗教とその信仰組織との折り合いをつけつつ共存しており、この点でも歴史的背景が異なる。

ギョレメ国立公園とカッパドキアの岩石群（トルコ）

カッパドキアは、アナトリア台地に位置し、侵食を受けた特徴的な地形を持つ。4世紀にキリスト教徒がこの地の洞窟に移り

住み、岩を穿って住居を形成した。その後、アラブ人の攻撃を受けるようになると、洞窟同士を連結した町を形成して隠れ住んだ。

カッパドキアの場合も困難な状況の中で信仰を継続した事例ではあるが、信仰組織の中に聖職者がおり、地理的に近いコンスタンチノープルなどとの接触が保たれたと考えられ、一般的の信徒たちが神父不在のなかで独自に信仰を継続した長崎と天草地方の事例とは異なる。また、カッパドキアの場合は他宗教のコミュニティからの攻撃を物理的に防ぐために洞窟に隠れ住んだが、長崎と天草地方の場合は禁教下でも他宗教の信仰組織との折り合いを付けつつ共存しており、この点でも歴史的背景が異なる。

ヴァルトブルク城（ドイツ）

マルティン・ルターが新約聖書のドイツ語への翻訳を行った場所として有名な城である。当時ルターは教皇に破門されたのみならず、神聖ローマ皇帝からも異端視され、カトリック勢力の迫害を逃れるために、この城に匿わっていた。16世紀末には生前のルターを慕って多くの人が巡礼に訪れるようになるなど、宗教的・文化的に重要な城である。カトリック勢力との対立

の中でルター派が生まれたという重要な出来事を示す場所ではあるが、城そのものは18世紀末までにほとんど廃墟と化した。

長崎と天草地方の事例も16世紀以来のキリスト教をテーマとし、宗教的迫害を背景としているが、著名な人物の功績ではなく民衆による信仰の継続に特質がある点で異なる。

ヤヴォルとシフィドニツアの平和教会（ポーランド）

シュレジエン地方に建つルター派の教会である。ウェストファリア条約で認められた原則に基づき、当地を治めていたハプスブルグ家が信奉するカトリックを領民も信仰しなければならず、プロテスタント信者は迫害を受けていた。1651年から52年にかけて例外的にプロテスタント信者も教会堂を建造することが許されたが、立地・材質・工期に関して厳しい制限を受けた。こうした背景の下に平和教会はなるべく目立たないように建てられ、信仰の自由が統治体制からの黙認という形でしか得られなかつた少数派にとって避難先となつた。

宗教的な迫害と政治的な制限の中で信仰を守つたことは、長崎と天草地方の事例

と類似する。しかし、長崎と天草地方の潜伏キリストンは信仰の自由を統治体制から黙認という形でも得ることはかなわなかつたのであり、教会堂や宣教師との接触がまったく無い状況下で2世紀以上にもわたり信仰を継続した点で、長崎と天草地方の事例は平和教会と大きく異なる。

ハイファと西ガリラヤのバハイ教聖所群（イスラエル）

バハイ教は19世紀イランの預言者バーブとその信奉者バハーウッラーに始まる。イスラム教の若者の間で急速に広ましたが、ガージャール朝により厳しく弾圧された。バーブは1850年に処刑され、バハーウッラーは国外に追放された。西ガリラヤは、バハーウッラーが1868年に訪れ、亡くなるまでの24年間を過ごした場所であり、バハイ教にとっての精神的な中心地として今日では数百万人を数える世界中の信仰組織の中心地へと発展した。

「バハイ教聖所群」は、国家による厳しい弾圧を受けた歴史を有する点に長崎と天草地方のキリスト教徒との類似点がある。しかし、バハイ教がバハーウッラーにゆかりのあるハイファや西ガリラヤにおいて指導者を中心として、主要な世界宗教の一つとなるまでに発展したのに対し、長崎と

天草地方の潜伏キリシタンは宣教師との接触を完全に絶たれた中で2世紀以上にもわたり宗教的には少数派として信仰を継続してきたのであり、本質的に異なる。

マサダ要塞（イスラエル）

紀元前1世紀にユダヤ王国のヘロデ王が築いた離宮兼要塞の跡である。紀元66年にユダヤ人がローマ帝国の支配に対して反乱を起こすと、ゼロテ派の一団がこの要塞を占拠した。70年に首都エルサレムが陥落し神殿が破壊された後、残存する反乱軍はこの要塞に集結した。ローマ帝国の大軍に攻めたてられた約1,000人のユダヤ人は、ローマへの隸属よりも集団自決することを選んだ。陥落以降、この要塞はローマ帝国の管理下に戻り、ユダヤ人たちはディアスボラと呼ばれる困難な状況におかれた。

このようにマサダ要塞は、ユダヤ人への弾圧とその後の離散を物語る資産であり、原城跡における「島原・天草一揆」の際に徹底的な鎮圧を受け、その後は各地で潜伏を強いられた長崎と天草地方のキリスト教徒と類似点がある。しかし、マサダ要塞が反乱の鎮圧までの歴史に関連する場所である一方、長崎と天草地方の資産は「島原・天草一揆」以降の2世紀以上にもわた

る信仰の継続をも物語る資産が含まれる点で大きく異なる。

アウシュヴィッツ・ビルケナウ・ナチス・ドイツの強制絶滅収容所（ポーランド）

ナチス・ドイツが、民族差別主義や反ユダヤ主義の考えのもと、多数のユダヤ人や劣っていると見なす人々を虐殺した施設である。人間の尊厳に反する残虐で組織的な企み、及びそれに抗した人間の精神の強さを物語るものとして世界遺産一覧表に記載されている。

精神的な強さが資産で表されているという点では長崎と天草地方の事例とも類似する。しかし、長崎と天草地方の資産の場合においては、外来の宗教であるキリスト教の排斥が目指されていた一方で、ナチス・ドイツはユダヤ人をはじめとする民族の抹殺及び根絶という極端なイデオロギーに基づいていた点で全く異なる。

表3-002 比較対象として抽出した世界遺産の事例

番号	資産名	評価基準	所在国	弾圧を受けた宗教的人物・コミュニティ	宗教的弾圧の期間	宗教的指導者と信徒の接触	宗教的弾圧の激しさ	迫害を受けた宗教的コミュニティの潜伏
1	ローマの歴史地区	(i) (ii) (iii) (iv) (vi)	イタリア及びバチカン市国	キリスト教徒	1世紀から313年まで	保持	断続的	なし
2	バチカン市国	(i) (ii) (iv) (vi)	バチカン市国	キリスト教徒	1世紀から313年まで	保持	断続的	なし
3	ペーチの初期キリスト教墓所	(iii) (iv)	ハンガリー	キリスト教徒	4世紀から8世紀	保持	特定の宗教の弾圧ではなく異民族との対立	なし
4	カディーシャ渓谷と神の杉	(iii) (iv)	レバノン	マロン派	7世紀末以降	保持	弾圧のためシリアから	洞窟内に物理的に潜伏
5	ギョレメ国立公園とカッパドキアの岩石群	(i) (iii) (v) (vii)	トルコ	キリスト教徒	7世紀以降	保持	特定の宗教の弾圧ではなく異民族との対立	洞窟内に物理的に潜伏
6	ヴァルトブルク城	(iii) (vi)	ドイツ	マルティン・ルター	1521年から1年余り	バチカンから破門された	法的保護の外に置かれた	城が亡命先となつた
7	ヤヴォルとシフィドニツアの平和教会	(iii) (iv) (vi)	ポーランド	プロテスタント	1648年以降	保持	消極的な黙認	なし

番号	資産名	評価基準	所在国	弾圧を受けた宗教的人物・コミュニティ	宗教的弾圧の期間	宗教的指導者と信徒の接触	宗教的弾圧の激しさ	迫害を受けた宗教的コミュニティの潜伏
8	ハイファと西ガリラヤのバハイ教聖所群	(iii) (vi)	イスラエル	バハイ教徒	19世紀半ば以降	指導者は1908年まで投獄	弾圧のためイランから逃避	なし
9	マサダ要塞	(iii) (iv) (vi)	イスラエル	ユダヤ人	第1次ユダヤ戦争(66~73年)	反乱軍はマサダに篭城	特定の宗教の弾圧ではなく反乱の鎮圧	なし
10	アウシュヴィッツ・ビルケナウ - ナチス・ドイツの強制絶滅収容所	(vi)	ポーランド	ユダヤ人など	1942年から1944年	収容者は厳しく監視されていた	約3年にわたる虐殺	なし
	長崎	(iii)	日本	キリスト教徒	16世紀末から1873年	2世紀以上にわたり断絶	2世紀以上にわたる徹底した禁教	キリスト教徒でないふりをして社会的に潜伏

A-2 アジア地域におけるキリスト教関連の世界遺産

地域的な観点からキリスト教の要素が見られるものとしては「ゴアの聖堂と修道院」(インド)、「ゴールの旧市街とその要塞」(スリランカ)、「マカオの歴史地区」(中国)、「メラカとジョージ・タウン：マラッカ海峡の歴史都市」(マレーシア)、「フィリピンのバロック様式の聖堂群」(フィリピン)がある。

しかし、いずれもヨーロッパのキリスト教国の植民地支配下で建てられたものであり、キリスト教への弾圧は見られない。植民地支配はないものの、厳しい禁教政策が行われた長崎と天草地方の事例とは歴史的背景が明らかに異なる。

A-3 アジア諸国の暫定一覧表におけるキリスト教関連の資産

東アジアから南アジアにかけての地域の国々の暫定リスト(2016年1月時点)を検証したところ、「泉州の歴史遺産」(中国)及び「フィリピンのバロック様式の聖堂群(拡張)」(フィリピン)がキリスト教との関連を持つことが判明した。「泉州の歴史遺産」は基準(vi)でネストリウス派の中国南部への伝播に言及しているが、中心的なテーマは海上交易ネットワークとなつて

おり、キリスト教との関連性は限定的であると理解される。「フィリピンのバロック様式の聖堂群(拡張)」は既に世界遺産一覧表に記載されている教会堂と同様にスペイン統治下に建てられたものであり、宗教弾圧をテーマとしているわけではない。

なお、以下の国々の暫定一覧表にはキリスト教関連の資産が含まれていない(本推薦資産を除く)。

日本・韓国・北朝鮮・モンゴル・ベトナム・ラオス・カンボジア・タイ・マレーシア・ブルネイ・シンガポール・インドネシア・ミャンマー・バングラデシュ・ブータン・ネパール・パキスタン・インド・スリランカ。

比較項目Aの小結

比較した資産の成立背景は、全て長崎と天草地方の場合とは異なる。その中で、「カディーシャ渓谷と神の杉の森」(レバノン)及び「ギョレメ国立公園とカッパドキアの岩石群」(トルコ)は、外圧に対して隠れて信仰を継続した点などに長崎と天草地方の資産との類似性が認められる。しかし、長崎と天草地方の場合は物理的ではなく社会的に潜伏していた点で本質的に異なる。従って、世界遺産一覧表及び比較対象とした国々の暫定一覧表の中には、長崎と

天草地方と類似する資産は存在しない。

B. アジア諸国のキリスト教受容の歴史に関する比較

次に、推薦資産が所在するアジアにおいてキリスト教がどのように伝播し、どのような反応を経て受容されたのかについて比較研究を行う。具体的には、東アジアの日本・中国・朝鮮（李氏）、東南アジアのベトナム・マレーシアにおいて、

- キリスト教の宣教がいつ開始したのか
- どのような弾圧及び潜伏の状況であったのか

という2つの比較項目を設定して分析を行う。なお、現在のアジアにおいては、フィリピンが最もキリスト教の盛んな国であるが、これは過去にスペインの植民地となつた結果であり、受容の過程そのものが他のアジアの国々とは大きく異なる。

中国

8世紀以来、中国には断続的にキリスト教が伝えられたが、本格的な宣教は、日本よりやや遅れて1580年代以降、マテオ・リッチライエズス会宣教師が行った。イエズス会は北京（中央政府）との繋がりを重

視し、天文台長や曆作成の要務を担い、儒教の典礼を容認したが、これに対して主に地方部での宣教を行つた他のキリスト教の修道会はイエズス会の方針を批判した。この対立は、教皇クレメンス11世による中国式儀礼の否定と清朝皇帝によるキリスト教の禁教という「典礼問題」にまで発展した。この後、中国では18世紀前半から19世紀半ばまでの約1世紀にわたりキリスト教の禁教が行われたが、広大な国土の中国ではキリスト教に対する取締が徹底されず、1810年代までは刑罰も緩やかであった。また、禁教期であつても北京には宣教師が常駐しており、彼らが密かに中国人司祭等を地方に派遣しつつ教会組織を維持した。

これに対し、日本では17世紀から2世紀半にわたる厳しい禁教により、宣教師は国外に追放され、指導する宣教師も不在となつたが、長崎と天草地方においては、潜伏キリスト教徒たちが独自に信仰組織を維持して信仰を継続した点で異なる。

朝鮮（李氏）

朝鮮には16世紀の日本や17世紀の中国からキリスト教に関する情報や書籍が伝來したが、宣教師による宣教活動が行われることはなかつた。1784年、中国で洗礼

を受けた李承薰が朝鮮初の礼拝所を設立した。つまり、朝鮮におけるキリスト教の普及は、中国を通じて西洋の学間に触れた朝鮮人知識層（両班階級）が自発的に行つたものであり、日本や中国のように宣教師による直接宣教を契機とするものではなかった。朝鮮におけるキリスト教への弾圧は、1801年に始まった。禁教が解かれる19世紀末までに四度の大きな弾圧が行われ、約1万人の殉教者を出すなど、弾圧の苛烈さという点では日本との共通点がある。

しかし、朝鮮では禁教の期間が日本よりも短く、またその期間においてもパリ外国宣教会の宣教師や朝鮮人の宣教師による宣教が行なわれていた。この点で、2世紀以上にわたる宣教師不在の中で信徒自らが信仰を継続し、独自の文化的伝統を形成した長崎と天草地方の資産とは異なる。

ベトナム

ベトナムにおけるキリスト教の本格的な宣教は、16世紀の後半にフィリピンから来たフランシスコ会士によって行われた。イエズス会も、禁教及び海禁によって宣教が困難となった日本に代わる宣教地として、1615年にコーチシナに、1626年にトンキンに、それぞれマカオから日本人

又はヨーロッパ人の宣教師を派遣した。その後、17世紀後半にはパリ外国宣教会も宣教を開始した。キリスト教の宣教活動は、ベトナムの社会に大きな変化をもたらした。例えば、宣教師によって考案されたベトナム語のアルファベット表記法「クオックグー」は、現在、正式な国語表記法として採用されている。また、阮朝によるキリスト教の弾圧はフランスの軍事介入を招き、その結果、19世紀後半にベトナムはフランスの植民地となった。ベトナム及び日本には、宣教が行なわれた歴史的文脈に密接な関連があるが、大きく異なる点もある。どちらの国でもキリスト教への弾圧があったものの、ベトナムの場合は宣教師の不在期間は30年と短い。また19世紀のフランスによる植民地化が、その後の教会堂建造に与えた影響も大きい。一方、日本の潜伏キリシタンは自分たちだけで2世紀以上にわたり信仰を継続し、解禁後に彼らがそれぞれの集落に教会堂を建てており、その独自の在り方が推薦資産で示されている。

マレーシア

7世紀にはアラビア半島からキリスト教徒の商人が来ていたとされるが、本格的な宣教活動は1511年にマラッカを征服した

ポルトガルの下で行われた。ポルトガルにより教会堂が建てられ、フランシスコ・ザビエルも1545年にマラッカを訪れて宣教活動を行った。その後もポルトガルによる宣教が行われたが、マラッカ征服から100年が経った17世紀初めでもキリスト教への改宗者は8千人を超えたとされる。1641年にポルトガルを下してマラッカを支配したオランダは、宗教よりも貿易に関心をもっていた。しかし、オランダの支配下でもキリスト教は広まり続け、カトリック及びプロテstantの教会堂が建てられた。18世紀末にオランダ本国がフランスに敗れ、オランダ王家がイギリスに保護を求めたため、オランダの海外領土もイギリスが支配した。イギリスは徐々にマレー半島での支配を広げ、その動きに合わせてヨーロッパからの宣教師によってキリスト教がさらに広められた。

ヨーロッパ諸国による支配下でキリスト教が広められた一方で、様々な民族が集住し、それぞれの伝統を継続することが許された。こうした歴史背景の下に、マレー人の文化とヨーロッパ・中国・インドの文化とが交流し、特徴のある多文化的な町並みが形成された。

キリスト教とアジアの他宗教が共存する状況は、長崎と天草地方の場合と類似す

る。一方で、マレーシアの場合にはヨーロッパ諸国による支配及びその保護によりキリスト教が広められており、キリスト教徒がヨーロッパの宣教師との接触が無い中で信仰を継続した長崎と天草地方の場合とは大きく異なる。

比較項目Bの小結

ここでは、キリスト教の伝播及びそれが社会に与えた影響について、アジア諸国との比較研究を行った。ヨーロッパ諸国の支配下でキリスト教が広められたフィリピン及びマレーシアを除けば、いずれの国においても禁教政策がとられており、アジア諸国キリスト教に対する一般的な反応であったことがわかる。しかし、禁教の程度及びその期間は地域によって不規則であり、2世紀を越える日本の事例が最も長く厳しく、宣教師不在の中で何世代にもわたって密かに信仰を継続したのは日本のみである。

C 17世紀後半から19世紀前半の日本国内の潜伏キリシタン関連遺産との比較

1867～73年： 浦上四番崩れ（〃）
 1868年： 五島崩れ（現・長崎県五島市）

ここでは、日本国内のキリスト教関連遺産の中から、なぜ長崎と天草地方に所在する本推薦資産で代表されるのかを明らかにするため、国内の類似遺産との比較研究を行う。

禁教期、江戸幕府主導でキリスト教に対する徹底的な弾圧が行われ、日本各地におけるキリスト教組織の崩壊の様子は、「崩れ」と呼ばれる大規模な摘発事件の推移からうかがうことができる。記録が残る「崩れ」としては、以下の事例が知られる。

1657年： 郡崩れ（現・長崎県大村市）

1650～80年代： 豊後崩れ（現・大分県）

1660年： 濃尾崩れ（現・岐阜県、愛知県）

1790年： 浦上一番崩れ（現・長崎県長崎市浦上）

1805年： 天草崩れ（現・熊本県天草市崎津）

1842年： 浦上二番崩れ（現・長崎県長崎市浦上）

1856年： 浦上三番崩れ（〃）

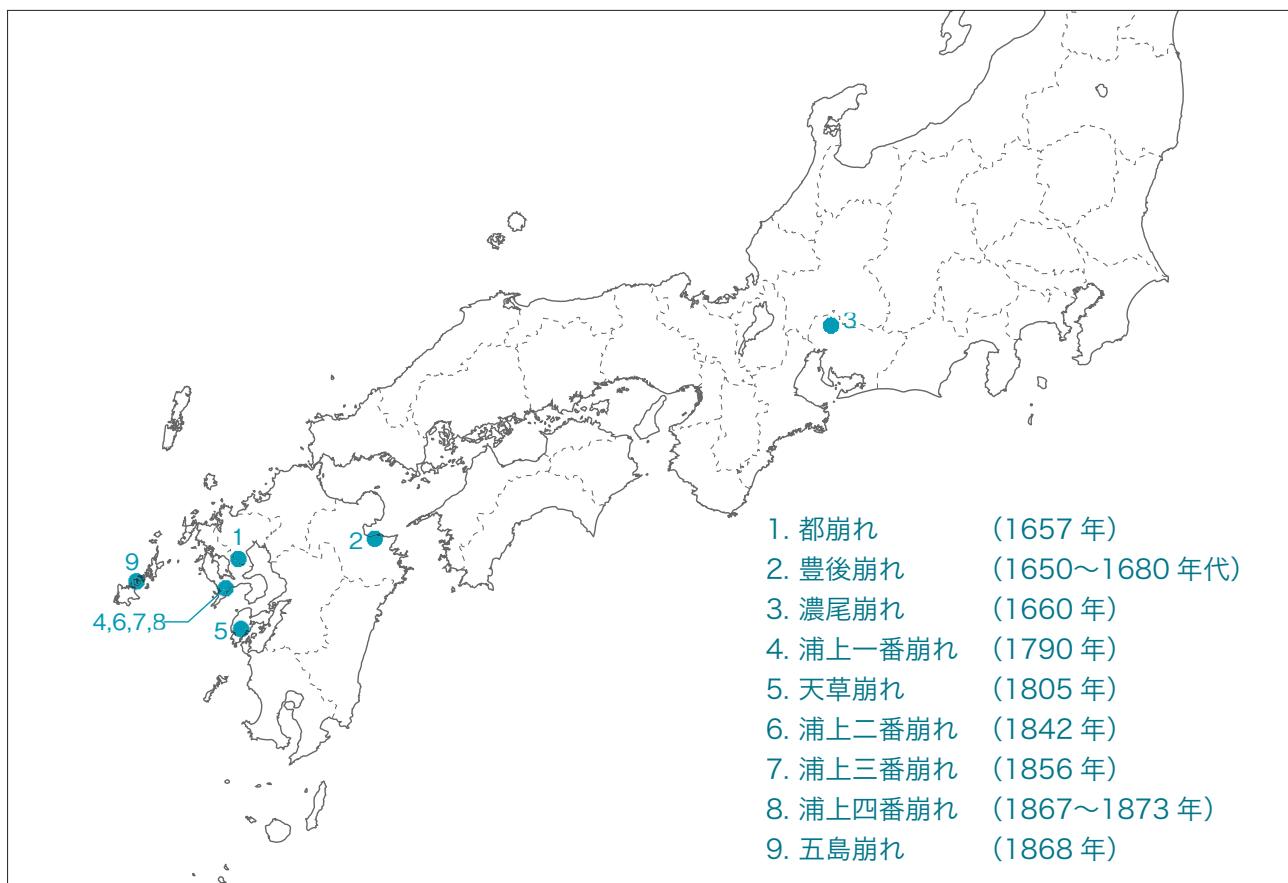
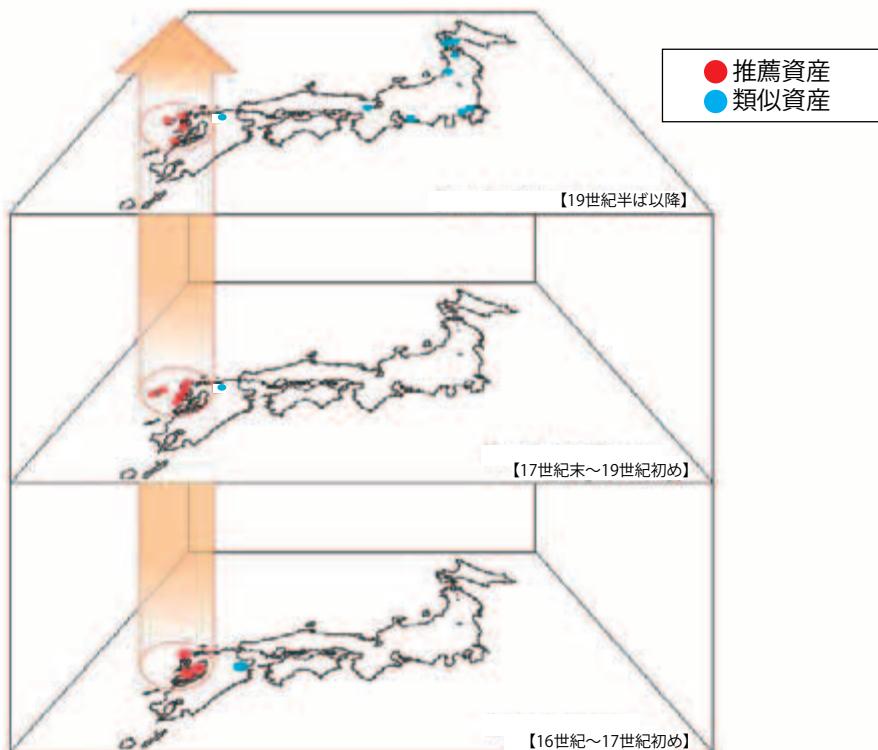


図3-001 「崩れ」の発生した場所

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産及び類似資産の分布

復活



長崎と天草地方は、16世紀の伝来から途絶えることなく組織的にキリスト教が継承されてきたことを示す物証がのこる日本で唯一の地域である。

図 3-002 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の分布

比較項目Cの小結

禁教令が出されてから半世紀を経た17世紀後半においても、長崎県の大村地域、大分県・岐阜県・愛知県において「崩れ」と呼ぶ潜伏キリストの摘発事件が発生していることから、国内の広い範囲で密かに組織的にキリストの信仰が継続していたことがわかる。しかし、18世紀になると全国での「崩れ」はいったん終息し、18世紀末から19世紀にかけての「崩れ」は長崎と天草地方に限定される。このことから、17世紀末から18世紀にかけて全国各地の潜伏キリストの信仰組織は崩壊し、その分布は長崎と天草地方に限られていったことがうかがえる。禁教期の集落などの分布も、長崎と天草地方に限定されている。従って、比較研究の対象となる集落は長崎と天草地方以外には存在しない。

D. 長崎と天草地方の潜伏キリスト集落との比較

比較対象の抽出

16世紀半ばに日本に伝わったキリスト教は17世紀初頭に全盛期を迎え、全国には約37万人のキリスト教信徒が存在した。しかし、その後の江戸幕府による禁教

によってキリストは激減し、18世紀には長崎と天草地方とその周辺に分布するのみとなった。その数は、幕末に来日したパリ外国宣教会の神父の報告により約2～3万人と推定されている。潜伏キリストが居住していた場所については、田北耕也氏による1950年頃までの調査成果(1954)から、以下の場所が挙げられている。

- I 長崎郊外の浦上
- II 西彼杵半島外海の出津・大野周辺の集落
- III 18世紀に浦上及び外海付近から移住がなされた黒島及び野崎島を含む五島列島の島嶼群
- IV 平戸島西岸及び生月島
- V 天草の大江・崎津など
- VI 福岡県太刀洗今村①

上記のI～VIに対応する集落として、浦上及び長崎近郊で15、外海で19、五島列島及び黒島で146、平戸及び生月島で30、天草地域で4から成る合計214の集落に整理することができる(附属資料3b)。

①

禁教期から移行期にかけての潜伏キリスト集落について、長崎と天草地方以外では、福岡県今村集落のほか、佐賀県馬渡島、鹿児島県甑島、大阪府千提寺集落が知られる。しかしながら前節で述べたように、17世紀～19世紀を通じて組織的に信仰を継続し独特の文化的伝統を形成・継承した潜伏キリスト集落は、長崎と天草地方に限定される。

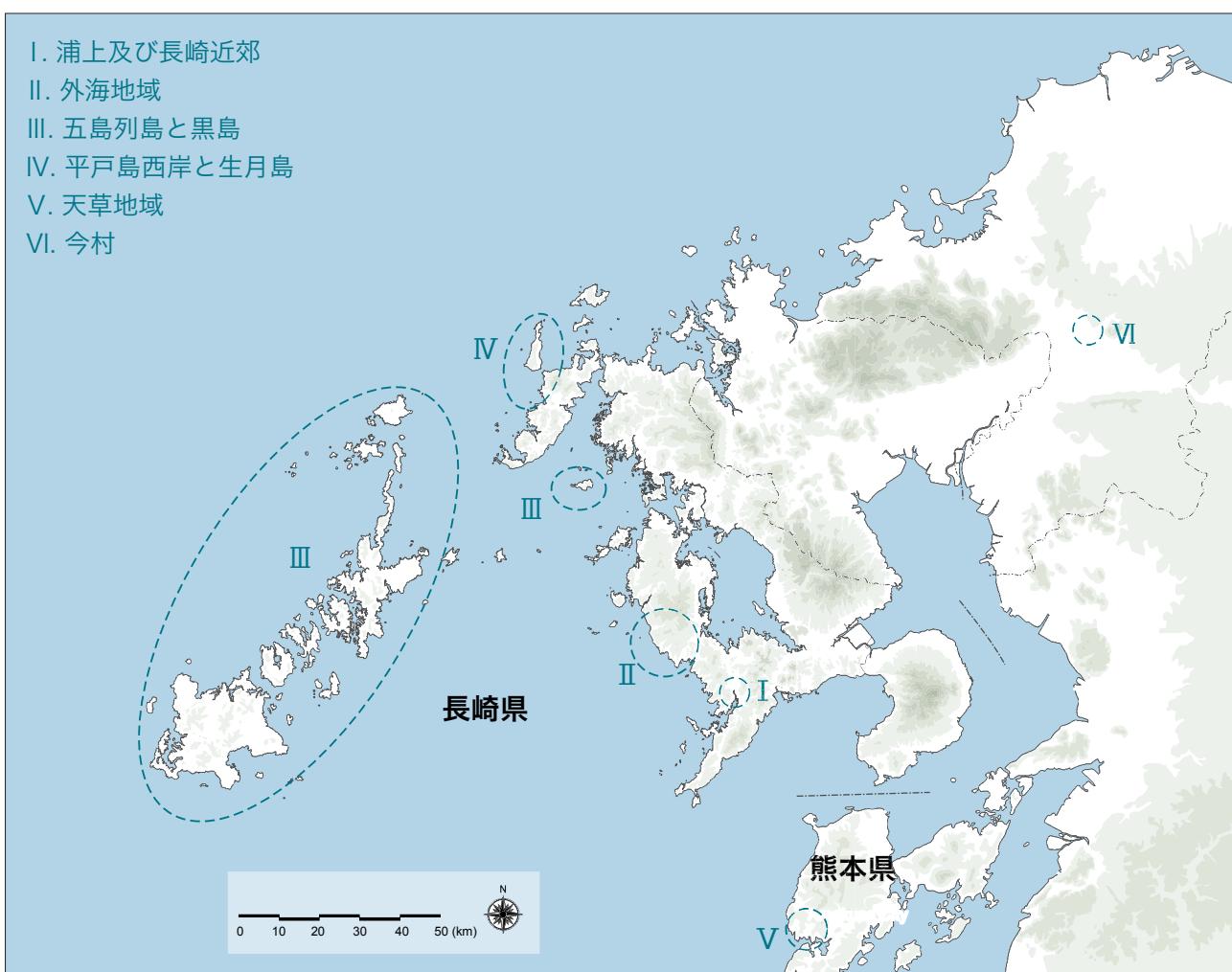
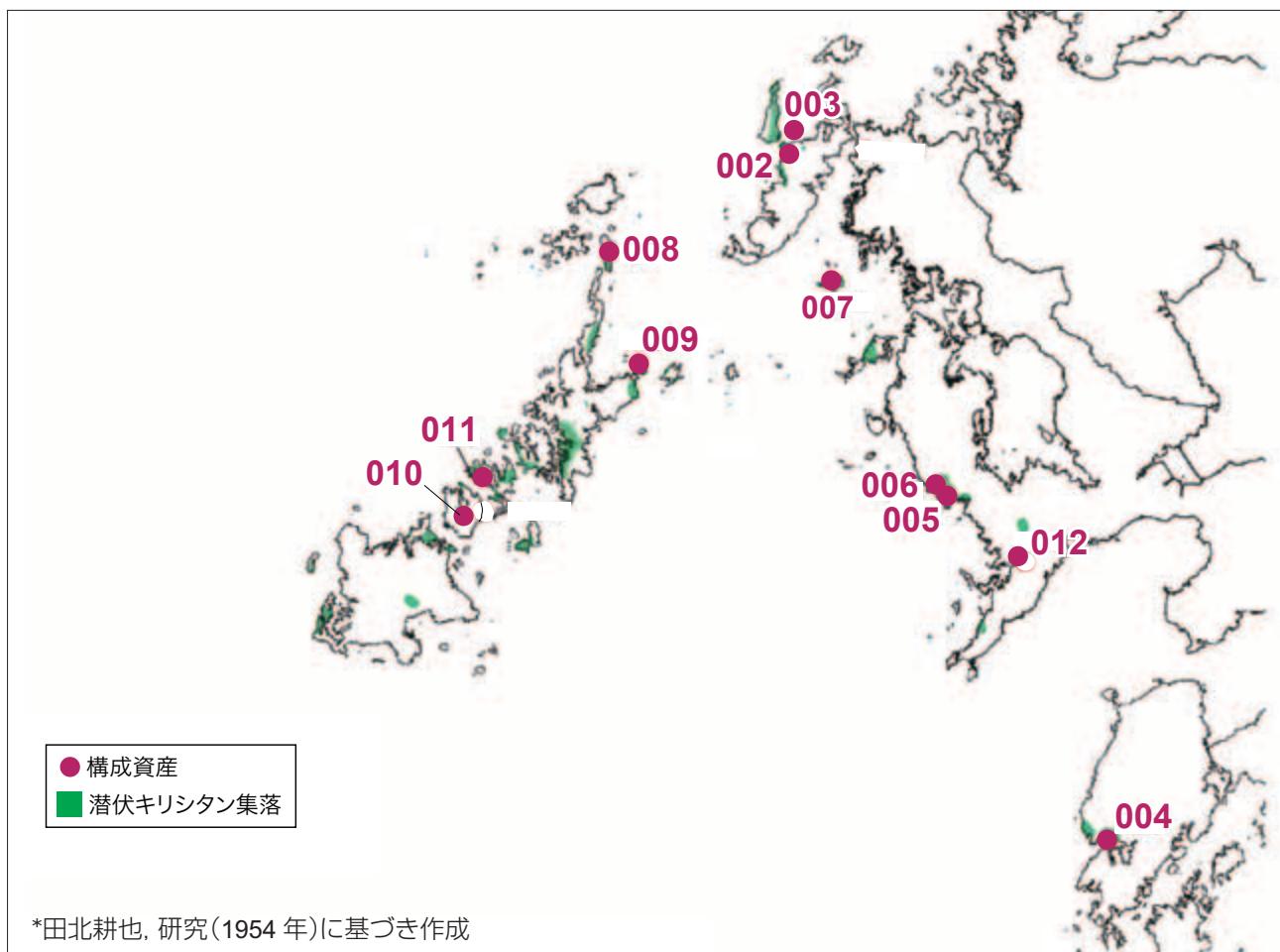


図 3-003 潜伏キリシタン集落が分布した地域



*田北耕也, 研究(1954年)に基づき作成

図 3-004 潜伏キリシタン集落の分布と構成資産

比較項目の設定

これらの集落の比較は、以下の4つの項目に基づき行った。

比較項目1

評価基準(iii)に照らして、顕著な普遍的価値への貢献という観点から以下の属性について比較した。

- 当該集落がキリスト教伝来の頃に遡る潜伏キリシタン集落(非移住集落)なのか、それともこうした集落から移住することによって形成された潜伏キリシタン集落(移住集落)なのか。
- 非移住集落の場合には、どのような潜伏手法を採ったのか。具体的には、何を信仰の崇敬対象としたのか。
- 移住集落の場合には、意図的にどのような場所を選んで入植したのか。

比較項目2

真実性の節で述べたように、①形状・意匠、②用途・機能、③伝統・技能・管理体制、④位置・環境及び⑤精神・感性の観点から、当該集落が真実性を充足するか否かを検証した。

比較項目3

禁教期・移行期の遺物を含む集落要素・集落構造の保存状況が良好か否かを検証した。

比較項目4

その上で、国内法での保護措置が機能しているか否かを検証した。

214の潜伏キリシタン集落のうち、43集落が非移住集落、171集落が移住集落であった。西彼杵半島など九州本土側に位置する集落は概ね非移住集落で、移住集落は五島列島及び小値賀諸島など島嶼部に集中する。なお、その中には長崎近郊でも伊王島に所在する大明寺集落があるほか、平戸島でも宝亀集落などの移住集落も見られる。

非移住集落の比較(詳細は附属資料3bを参照)

潜伏キリシタン集落では、第2章bでも述べたとおり、ア)全ての民衆が江戸幕府による寺請制度に基づき寺院に所属すること、イ)一見仏教徒と同じような墓石であるが埋葬時に身体の向きを変えるなど独特的の葬送風習を持つこと、ウ)水方や帳方といった信仰の指導者のもと小規模な信仰組織を形成し信仰を継続することなどの集落間に共通する特徴が見られる。他方で、どのような潜伏戦略を採ったのか、具体的には何を信仰の崇敬対象としたのかについて各集落を詳細に検討することにより、

集落ごとにどのように潜伏していったのかが明確に把握できる。特に移住集落では、どのような場所を選択して入植したかということを詳細に検討することにより、集落ごとの移住の意図が明らかとなる。

43の非移住集落は、①山などの自然の聖地や殉教地などの聖地を崇敬する集落、②神社という既存信仰の崇敬地に自らの信仰を重ね、自らの信仰の場を在来集落のそれらと共有する集落、③キリスト教由来の信心具を崇敬する集落及び④秘匿したキリスト教由来の信心具が発覚する危険性を避け、代用品を崇敬する集落の4つの系統に分類することができる。

①及び②は土地を崇敬対象とした集落、③及び④は信心具を崇敬対象とした集落である。また、③は潜伏キリスト教であることが直ちに発覚するものであるが、それ以外は神道・仏教の集落においても通常見られるものを崇敬対象とした集落である。

以上の4つの系統に基づく非移住集落の比較の結果については、以下に示すとおりである。

①聖地崇拝によって信仰を秘匿した集落は、16集落確認された。このような集落の中で比較項目2～4を満たす集落は、

平戸市に所在する春日集落（附属資料3b、No.185）のみであった。根獅子集落（同188）、下中野集落（同183）など春日集落と同じ平戸島西海岸に所在する集落の中には、春日集落と同様に安満岳という聖地を密かに崇拝することにより潜伏を継続した集落もある。しかし、禁教期から現在までの集落構造が明確に判明しており、納戸神などの信仰対象が良好に遺存するなど、特に真実性の観点から春日集落が最も代表していると判断された。また、壱部在（同203）、元触（同206）など生月島に所在する集落も、中江ノ島でお水取りを行うなど春日集落と同様の聖地崇拝を行ってきた集落である。しかし、禁教期の集落構造等が明らかでない等の真実性の観点及び集落の土地利用形態を将来にわたり継承していく保存体制等が確実でないなどの観点から、春日集落に及ぶものではないと判断された。

②神社という既存の信仰施設に崇敬地を重ねることにより信仰を秘匿した集落は、7集落確認された。これらのうち比較項目2～4を満たす集落は、集落の氏神であるところの大野神社の氏子となり、より生活に身近な門神社・辻神社で密かにキリスト教に由来する祭神を立て

て祈りを捧げた大野集落（附属資料3b、No.24）のみであった。

③聖画像又はコンタツなどキリスト教由来の信心具を崇敬した集落は、23集落確認された。これらのうち比較項目2～4を満たす集落は、マリアの聖画像、日本語の教義書・教会暦など数多くの信心具が、各々の信仰組織において継承されてきた上出津・中出津・下出津（附属資料3b、No.26～28）の3集落のみであった。天草市に所在する今富集落（同213）ではウマンテラサマと呼ばれる天使像が集落の山中から出土したが、禁教期に崇拜の対象とされた像であることは想定できるものの、具体的にどのように崇拜され、信仰の秘匿・維持のためにどのように継承されてきたのかが明らかではなく、真実性の観点から出津の各集落に及ぶものではないと判断された。

④発覚に対するリスク回避の観点から、キリスト教由来の信心具ではなく、日常生活の中で身近にある品を信心具として代用することにより信仰を秘匿した集落は、23集落確認された。これらのうち比較項目2～4を満たす集落は、漁業神をゼウスと見立てて信仰し、アワビやタイラギなどの海産物に聖母マリアの模様を見い出して信心具とするなど、生業

の在り方と強く連関した手法で信仰を秘匿した崎津集落（附属資料3b、No.212）のみであった。集落の中には、浦上の家野集落・本原集落・中野集落・里集落（同1～4）、外海の上黒崎集落（同29）など、仏教の観音像を聖母マリアに見立てたマリア観音と呼ばれる信心具を用いていた集落が存在するが、いずれも禁教期の信心具としてマリア観音像が伝わっているのみであり、それが信仰組織の中でどのように機能していた等が明らかではなく、真実性の観点から崎津集落に及ぶものではないと判断された。

なお、長崎市西櫻山集落（附属資料3b、No.17）及び天草市高浜集落（同214）のように、禁教期に潜伏キリシタン集落であったことは判明しているものの、文献等の史料の限界により、当時の信仰組織の在り方及び集落構造等が全く分からずの集落が11集落確認された。

移住集落の比較（詳細は附属資料3bを参照）

171の移住集落において潜伏戦略の観点から最も特徴が表れるのは、移住に際してどのような選地を行ったかである。移住した際に既に成立していた集落は神道・

仏教の集落であることから、その中に入植すれば信仰が発覚する恐れが高い。そのため、既存集落を巧みに避けて入植を行った。171の集落は、①神道・仏教の聖地であったため既存集落が成立していなかった土地、②病人の療養地として利用されていたため既存集落が成立していなかった土地、③急峻な地形又はやせた土地・厳しい気候などの理由で集落が成立していなかった土地及び④平戸藩の牧など何らかの土地利用が行われていた場所が後に放棄され、再開発の観点から移住の対象とされた土地の4つの類型に分類できた。特に①及び②は敬遠地、③及び④は空閑地と分類することもできる。

以上の4つの類型に基づく移住集落の比較については、以下に示すとおりである。

①神道・仏教の聖地であったため、既存集落が成立していなかった土地への移住により成立した集落は、野崎島の野首集落及び舟森集落（附属資料3b、No.35・36）のみであった。野首集落及び舟森集落は、禁教期及び移行期に遡る集落構造が明らかであり、かつ良好に遺存していること、文化財保護法に基づく保護措置が機能していることから、比較項目2～

4も満たしている。

②病人の療養地であった土地への入植により成立した集落は、上五島中通島の赤波江集落（附属資料3b、No.43）、頭ヶ島の集落（同57）、奈留島の前島集落（同114）及び下五島福江島の南河原集落（同151）の4集落が確認された。これらのうち比較項目2～4を満たすのは、仏教徒であった入植指導者の下で移住し、後にキリスト教信仰の指導者を招聘してカトリックに復帰した頭ヶ島集落のみであった。赤波江集落・前島集落・南河原集落は、禁教期にどのような経緯で入植したのか、また移行期にどのような経緯でカトリックに復帰したのかという歴史的経緯が必ずしも明らかではなく、特に真実性の観点から頭ヶ島の集落には及ばないものと判断された。

③地勢的理由から未開発であった土地に移住した集落は、潜伏キリシタンの入植戦略で圧倒的多数を占めており、142集落を数える。そもそも大村藩と五島藩との間の協定及び平戸藩の政策等で開拓民として移住政策が推進されたことから、移住した潜伏キリシタンの入植地は一義的には未開拓地であったと考えられる。これらのうち、比較項目2～4を満たすのは、斜面地開拓のための石積み技

術を継承していた外海地域から移住した潜伏キリシタンが、強風で水に恵まれない急斜面地であるなど、一見すると耕作不適地であった久賀島に入植して形成した幸泊・五輪・外輪・折紙・大開・永里・竹山・細石流・内上平・外上平・小島・浜泊の各集落（附属資料3b、No.125～136）である。

④移住までに何らかの土地利用が存在し、それが廃絶されたために再開発を目的として移住が進んだ集落は、7集落が確認された。これらのうち比較項目2～4を満たすのは、平戸藩によって経営されていた牧場が政策的に廃止され、そこに入植して畠地を開拓した佐世保市黒島の各集落（附属資料3b、No.175～180）のみである。平戸市神崎集落（同181）は、真実性、保存状況及び国内法の適用状況のいずれの点においても黒島の集落に及ぶものではなく、再開発地に移住して信仰を継続した代表的な集落の事例は黒島の各集落であると言つてよい。

比較項目Dの小結

禁教期に我が国に所在したとされる214の潜伏キリシタン集落を抽出し、①顕著な普遍的価値への貢献（比較項目1）、②真実性の充足（比較項目2）、③保存状況（比

較項目3）及び④保護措置の担保（比較項目4）の4つの観点から比較を行った。その結果、これらの観点を満たすのは、外海の出津集落（上出津・中出津・下出津）、外海の大野集落、黒島の集落（名切・蕨・日数・東堂平・田代・根谷）、野崎島の集落（野首・舟森）、頭ヶ島の集落、久賀島の集落（幸泊・五輪・外輪・折紙・大開・永里・竹山・細石流・内上平・外上平・小島・浜泊）、平戸の春日集落（安満岳・中江ノ島を含む）及び天草の崎津集落であることが明らかとなった。

E. 移行期に長崎と天草地方の潜伏キリシタンの各集落に建造されたカトリック教会堂に関する比較

比較対象の抽出

1865年の「信徒発見」の報は、瞬く間に各地の潜伏キリシタン集落に伝わった。各集落では様々な葛藤のもと、カトリックに復帰することを選択した人々、禁教期以来の信仰を継続することを選択した人々、そのどちらでもなく神道・仏教に帰依する人々が出てきた。こうした中、禁教期に育まれた潜伏キリシタンの伝統は徐々に変容し、特にカトリックに復帰した集落で

は、集落内に新たに教会堂が建造されたことをもって、禁教期以来の信仰の継続に関する伝統が完全に変容したものと考えられる。従って、教会堂は潜伏キリスト教の伝統の移行期の終点を示し、さまざまな葛藤の末に伝統が終焉したことを象徴的に表すものである。

現在、長崎と天草地方には 137 のカトリック教会堂が存在する。これらのうち、禁教期に潜伏キリスト教の集落が成立していた場所に建造された教会堂は 73 棟である。(附属資料 3c を参照)。

比較項目の設定

教会堂を比較するにあたっては、以下の 4 項目から検証を行った。

比較項目 1

初代の教会堂がいつ建造されたのか。

比較項目 2

真実性の観点から、

- 現存する教会堂がいつ建造されたのか。
- 教会堂がどのような場所に立地するか。
- どのような工法を採ったのか。

比較項目 3

教会堂の敷地を含む建地区全体の保存状況が良好か。

比較項目 4

国内法での保護措置が機能しているか。

具体的な比較

73 棟の教会堂のうち、大浦天主堂を除けば最も早いもので「信徒発見」後 10 数年で建造に至っている。19 世紀末までには大浦天主堂を含め 36 棟の教会堂が建造されており、その地理的分布も長崎と天草地方の全域に及んでいることから、まさにこの地域において雨後の竹の子のごとく教会堂の建造ラッシュが約 30 年の間に生じていたことがわかる。

教会堂が建造された集落は、比較的移行期が長期にわたり継続した集落である。それらは、経済的理由により長期間教会堂の建造に至らなかったのか、移行期に伴う信仰上の葛藤が複雑であったのかの違いは別として、ともかく教会堂を長期間持たなかつた集落において、カトリックへと復帰したことを象徴的に表す施設であった。なお、集落の中には初代の教会堂の建造が第 2 次世界大戦後にまで下がる集落も存在する。これらの集落では、第二次世界大戦後

まで約80年間もの長期間にわたって移行期が続いたと理解するよりも、むしろ集落におけるカトリック信徒数の増加（多くは自然増に伴うもの）が新たな教会堂を建造する契機となったものと判断できる。

教会堂の多くは、集落内のあらゆる場所から望見できる集落の中心地をはじめ、海辺の高台、訪問することが容易な場所等に建造されている。集落の中心地に教会堂を建造するのは、カトリックにおいて通有の典型的な場所の選択による。また、禁教期に絵踏を強制された場所、迫害による殉教があった場所、禁教期の信仰指導者にまつわる場所など、禁教期の記憶と強く結び付く記念地に教会堂を建造した例も見られる。

他方で、強風・湿気を避けるなど、通常の民家を建造する場合と同じ考え方の下に場所を選択した集落もある。このような建造すべき敷地の選択に関わる集落の知恵は、禁教期からつながる各地域に固有のものである。

73棟の教会堂は、宣教師の指導により高度に西洋的な工法を採るもの、日本人大工により建造され民家と同様の伝統的な工法を採るもの、和洋折衷の工法を採るものなど、建設された時期に応じて様々な建築工法を採っている。建築材料に関して

は、大浦天主堂をはじめとして多くの教会堂がレンガ造又は木骨レンガ造である。カトリックに復帰した象徴として信徒たちが教会堂を求めた際、集落に展開する木造民家とは明らかに外観が異なるレンガによる建造の手法を望んだものと考えられる。また、比較的近年に建造された教会堂又は建て替えられた教会堂は、コンクリート造となっているものが多い。

特に注目されるのは、在来の建築技法と地域の建材を用いて教会堂を建造した事例である。例えば、頭ヶ島の集落の頭ヶ島天主堂は、近傍で産出する砂岩を用いて建造されている。意匠は、ロマネスク調を意識したものであり、周辺の建造物とは明らかに異なるが、周囲の建築物・工作物にも多用されている砂岩を用いているため、教会堂も集落の景観と良好に調和している。また、周囲の建築物と同じ地域で産する木材を用いて建造された木造教会堂は、同様の理由からその存在を主張しつつも調和良く集落景観に溶け込んでいる。

上記の4つの比較項目によって、移行期の終焉を示す教会堂の中でも、禁教期との文化的・社会的・技術的連続性を高く示すものは、比較的長い移行期を経て、風土に溶け込むように立地し、在来の建材を用いて建造された教会堂である。これらの条

件を満たす教会堂として、以下の3つが確認された。

善長谷教会堂（附属資料3c、No.30）

1895年に谷間の傾斜地に建てられた木造平屋建ての教会堂。石積みを伴う平地を造成して建造されており、西からの海風を受ける教会堂正面には防風林を設えるなど、当地の風土的特徴をよく表す。しかし、初代教会堂の意匠・形態は不明であり、現存する教会堂は1952年に建て替えられたものである。そのため、保存状況は良好であるものの、文化財として国内法で評価し保存措置を講ずるには至っていない。

江上天主堂（同37）

1917年に谷間の低地に建てられた木造教会堂。石積みを伴う平地を造成して建造されており、南西からの海風を受ける教会堂正面には防風林を設えている。湿気を防ぐために高床式になっており、軒裏には当該地域でよく見られる花を意匠した通気口が設けられるなど、当地の風土的特徴をよく表す。現存する教会堂は2代目のものであるが、初代教会堂の建造のわずか10年後に建てられたものであることから、初代の教会堂は仮聖堂のような施設であったことが想定される。保存状況も良好であ

り、文化財保護法の下に重要文化財として指定され、万全の保護措置が採られている。

貝津教会（同54）

1924年に開放的な台地上に建てられた木造平屋建ての教会堂。周囲には防風林を設えており、当地の風土的特徴をよく表す。初代教会堂が現存するものの、正面の窓がアルミサッシに取り替えられているなど後年の改変が顕著であり、保存状況は必ずしも良好ではない。そのため、文化財として国内法で評価し保存措置を講ずるまでには至っていない。

比較項目Eの小結

禁教期に育まれた潜伏キリストンの伝統が変容・終焉したことを象徴的に表すものとして73棟の教会堂を抽出し、①移行期の継続期間（比較項目1）、②真実性の充足（比較項目2）、③保存状況（比較項目3）及び④保護措置の担保（比較項目4）の4つの観点から比較を行った。その結果、これらの観点を全て満たしているのは、江上集落に所在する江上天主堂であることが明らかとなった。

結論

推薦資産と成立背景・性質が類似する国内外の文化遺産について、個別テーマを設定して比較を行った。その結果、以下の5点が明らかとなった。

A.宗教弾圧と直接関連する世界遺産との比較では、推薦資産に類似する資産は存在しない。

B.アジア諸国のキリスト教受容の歴史の比較においても、2世紀を越える日本の禁教の事例が最も長く厳しいものであり、宣教師不在の中で何世代にもわたって密かに信仰を継続したのは日本のみである。

C.日本国内のキリスト教関連の類似遺産との比較では、国内の潜伏集落は18世紀にかけて崩壊し、その分布は長崎と天草地方に限られていった。

D.長崎と天草地方の214の潜伏キリシタン集落における比較では、顕著な普遍的価値への貢献の程度及び保護措置の確実さの観点から、推薦資産に含めた集落が代表的な事例である。

E.かつての潜伏キリシタン集落に建造された73棟の教会堂における比較では、顕著な普遍的価値への貢献の程度、真実性及び保護措置の確実さの観点から、江上集落に所在する江上天主堂が

代表的な事例である。

以上のとおり、推薦資産と成立背景や性質が類似する国内外の文化遺産との比較を行った結果、推薦資産がそのいずれとも異なる独自の価値を持ち、適切な資産構成であることは明らかであり、世界遺産一覧表に記載することの合理性は明白である。

3.3 顕著な普遍的価値の言明

a. 総合的所見

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、17世紀から19世紀の2世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で密かに信仰を伝えた人々の歴史を物語る他に例を見ない証拠である。本資産は、日本の最西端に位置する離島を含む地において潜伏キリシタンがどのようにして既存の社会・宗教と関わりつつ信仰を継続していくのか、そして近代に入り禁教が解かれた後、彼らの宗教的伝統がどのように徐々に変容・終焉し、近代を迎えていったのかを示している。

本資産は、大航海時代にキリスト教が伝わったアジアの東端にあたる、日本列島の最西端に位置する長崎と天草地方に所在する12の構成資産から成る。16世紀後半に海外との交流の窓口であった長崎と天草地方に定住した宣教師の指導を直接的かつ長期間にわたって受けた長崎と天草地方の民衆の間には、他の地域に比べて強固な信仰組織が形成された。このような状況のもとで、17世紀の江戸幕府による禁教政策により日本国内から全ての宣教師が不在となった後も、長崎と天草地方では少なからぬカトリック教徒が、小規模な信仰組織を維持して信仰を自ら継続し、

「潜伏キリシタン」となって存続した。

潜伏キリシタンは、信仰組織の単位で小さな集落を形成して信仰を維持し、そうした集落は海岸沿い、又は禁教時代に移住先となった離島に形成された。2世紀を越える世界的にも稀な長期にわたる禁教の中で、それぞれの集落では一見すると日本の在来宗教のように見える固有の信仰形態が育まれた。

本資産は、12の異なる構成資産が総体となって、潜伏キリシタンの伝統についての深い理解を可能としている。本資産は、禁教政策下において形成された潜伏キリシタンの信仰の継続に関わる独特的伝統の証拠であり、長期にわたる禁教政策の下で育まれたこの独特的文化的伝統の在り方を示す本資産は、顕著な普遍的価値を有する。

b. 評価基準への適合性証明

評価基準(iii)

本資産は、長崎と天草地方の潜伏キリシタンが禁教期に密かに信仰を継続する中で育んだ独特的宗教的伝統を物語る証拠である。

禁教期の潜伏キリシタンが自らの信仰を密かに継続する中で育んだ固有の信仰

形態、大浦天主堂における「信徒発見」を契機とする新たな信仰の局面及び固有の信仰形態の変容・終焉が、12の構成資産によって表されている。

c. 完全性の言明

本資産は、長崎と天草地方の潜伏キリスト教が禁教期に密かに信仰を継続する中で育んだ宗教に関する独特の伝統を物語る12の構成資産から成る。これらの12の構成資産は、資産の顕著な普遍的価値を表す全ての要素を含んでいる。その範囲は適切に設定され、いずれも保存状態は良好である。

構成資産は、文化財保護法など適切な国の法律及び規則で、万全の保護措置が講じられている。緩衝地帯は、文化財保護法の他、景観法その他の関係する法律及び規則で適切な保護が図られている。従って各構成資産は、開発又は管理放棄による負の影響は受けておらず、周辺環境とともに良好に保全されている。

d. 真実性の言明

個々の構成資産は、その性質により選択した属性に基づき、高い水準の真実性を維持している。各集落は、「形態・意匠」、「用途・機能」、「伝統、技能、管理体制」、「位

置・環境」及び「精神・感性」の各属性に基づく高い真実性を保持している。考古遺跡である原城跡は、上記のうち「用途・機能」の真実性は失っているが、それ以外の真実性は保持している。大浦天主堂及び奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）における江上天主堂は、上記の属性に加え建築としての「材料・材質」においても高い真実性を保持している。

e. 保護と管理に必要な措置

構成資産及び緩衝地帯は、文化財保護法をはじめとする諸法令により保全されている。また、関係地方公共団体は、資産全体が有する顕著な普遍的価値を一体的に保護する観点から「包括的保存管理計画」を策定し、その実行体制として、所有者その他の関係者とともに「世界遺産保存活用協議会」を設置した。この協議会は、資産の適切な保存・整備・活用のために活動する。この協議会は、文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁のほか、「長崎世界遺産学術委員会」の専門家による指導・助言を受ける。

‘blank page’



第4章

保全状況と資産に影響を与える諸条件

第4章 保全状況と資産に影響を与える諸条件

4.a 現在の保全状況

1. 資産全体の保存状況

推薦資産は、全て文化財保護法等の法律により保護されている。構成資産の全域は、文化財保護法により国宝若しくは史跡として指定又は重要文化的景観として選定され、又は景観法により景観計画区域として指定され、万全の保護措置が講じられている。

構成資産の保護には、長期的・体系的な保存管理の基本方針を定めておくことが重要であり、それを具体的に示した保存管理計画が管理を担う所有者等により12の構成資産に含まれる指定・選定文化財ごとに策定されている。

これらの保存管理計画では、保存管理の基本方針として、文化財としての価値を守り伝えるための将来像を提示するほか、日常的な管理方法及び体制等の改善策、保護の対象とする土地・建造物に想定される様々な改変行為への許可・不許可の区分と条件を明示している。構成資産の保存管理は、既に各保存管理計画に従って適切に行われており、推薦資産の顕著な普遍的価

値は確実に継承される。

さらに、保存管理計画を補完するためには、構成資産の価値がき損又は衰亡している場合の復旧・修理の方法をはじめ、その公開・活用の方法等を明示した整備計画を多くの構成資産で定めている。各整備計画に従って、現在、構成資産の保存・活用のための整備事業及び来訪者受入れのための環境整備事業が進められている。

史跡に指定された原城跡と大浦天主堂境内は、各保存管理計画に従って、それぞれの管理者が国の史跡として適切に維持管理している。重要文化的景観に選定された各集落及び集落内の諸要素は、文化財保護法による重要文化的景観の保存計画と景観法による景観計画に従って、地域住民が国の重要文化的景観として適切に維持管理しており、各集落の様相が良好に保全されている。

国宝に指定された大浦天主堂のほか、重要文化財に指定された各集落の教会堂（出津教会堂・大野教会堂・旧五輪教会堂・江上天主堂）及びその関連施設（旧羅典神学校）についても、所有者が策定した保存

管理計画に従って、宗教法人及び地域の信徒が国宝又は重要文化財として適切に維持管理しており、良好に保存されている。

構成資産の保存管理計画と整備計画の策定状況については、推薦書第5章「保護と管理」の表5-005及び附属資料6a「包括的保存管理計画」第4章「マネジメントプランの実施」の表4-003を参照されたい。

2. 構成資産の保存状況

001 原城跡

原城跡は、1637年の「島原・天草一揆」の際にキリシタンが籠城した城郭及びこれを攻撃した幕府軍の最前線の拠点（仕寄場）であり、当時の城郭の遺構・遺物が良好に保存されている。

原城跡は、南島原市が史跡の管理団体となって維持管理している。「本丸」と呼ばれる石垣で区画された城跡の中核地区は、現在、発掘調査の成果に基づき整備され公開されている。本丸の周辺に広がる二ノ丸及びその外縁に存在する仕寄場は、畠地・水田として現在も生業に利用されている。これらの区域には城郭としての地割が良好に保存されている。本丸の南側は、学校施設・宗教施設用地、宅地等として利用され

ている。構成資産の約半分は民間の所有地ということもあり、南島原市が未利用地の公有化を進めている。公有化した土地では、南島原市が城郭の範囲を特定し、地下に埋蔵されている遺構・遺物を確認するための発掘調査を計画的に行っている。

原城跡では、これまで南島原市が行ってきた発掘調査において、戦没した潜伏キリシタンの人骨及び彼らが所有していた信心具等が多数出土している。発掘調査で確認された遺構は、その状態を記録した上で埋め戻し保護を行っており、地下において良好に保存されている。また、信心具等の出土遺物は、保管・展示施設で適切に保管されている。

本丸の石垣の一部は後年の営農又は道路開発によって改変されていることから、南島原市が整備計画に基づいて復旧・整備に取り組んでいる。また、有明海に面する本丸の崖面は風雨により崩落が進行している部分も存在するが、崩落防止対策を実施しており、構成資産の保存に影響はない。

002, 003 平戸の聖地と集落

平戸の聖地と集落は、春日集落及び安満岳・中江ノ島から成る潜伏キリシタンに

関連する集落の総称であり、構成資産の範囲においては禁教期の集落の様相を示す地形、墓地、農地の地割等の諸要素が良好に保全されている。

春日集落は、納戸神を安置した納戸のある家屋、潜伏キリシタンの墓地及び丸尾山（墓地遺跡）を含む集落である。納戸を伴う家屋は現在も住居として利用されており、信仰組織で継承した納戸神が保管されている。集落の中心にある丸尾山は、発掘調査によってキリシタンの墓地遺跡の存在が明らかとなっている。確認された墓地の遺構は、その状態を記録した上で埋め戻し保護をしており、地下において良好に保存されている。

集落の東側に広がる棚田は、近世の絵図にも描かれている禁教期以来の生業空間である。春日集落では、人口減少及び高齢化が進行しており、農地の荒廃が懸念されるが、地域住民と行政との協働による棚田を活用したイベント等により、平戸市が交流人口の拡大に取り組んでいることから、現時点において構成資産の保存に影響はない。

安満岳は、白山比賣神社の氏子及び林野庁❶によって適切に維持管理されている。山頂部には、白山比賣神社・西禪寺跡・石祠等が良好に保存されている。また、現在

もアカガシの原生林が良好に残っており、禁教期以来の自然の植生が維持されている。頂上付近は、自然公園法により国立公園に指定されており、樹木の伐採その他の開発行為が制限されている。

中江ノ島は、地形的条件から上陸が困難な場所にあり、周辺海域を含めて豊かな自然環境が良好に保全されている。

❶

林野庁は、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国有林野の適切な管理経営を行うとともに、民有林における森林整備への保全整備に関する施策を実施する国の機関である。

004 天草の崎津集落

天草の崎津集落は、水方屋敷跡、崎津諏訪神社、吉田庄屋役宅跡、旧崎津教会堂跡及びそれらを結ぶ街路及び街路に面する住居群から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相が良好に保全されている。

水方屋敷跡を含む崎津集落の家屋は、伝統的な木造家屋を中心として、地元の建築様式が引き継がれたものが多い。それらと不調和を生じている比較的新しい家屋・工作物に対しては、更新の際に天草市が所有者に財政支援を行い、計画的に集落景観の改善を図っている。

禁教期に潜伏キリシタンが信仰を装うために参詣していた崎津諏訪神社は、創建以降、社殿の建替えが行われてきたものの、当時の境内における社殿の配置形式は良好に保全されている。崎津諏訪神社は、現在も宗教施設として利用されており、神社に所属する氏子によって適切に維持管理されている。

禁教期に潜伏キリシタンの説教が行われた吉田庄屋役宅跡には、1934年に崎津教会堂が建造され、境内の全体を含め宗教法人及び地域の信徒により適切に維持管理されている。また、崎津諏訪神社の境内に隣接する初代崎津教会堂跡には、1945年～1955年頃に修道院の建物が建造された。現在、建物は修道院として使われていないが、所有者が土地を維持管理している。禁教期に潜伏キリシタンが用いていた信心具は、現在も指導者の子孫の家に保管されている。

天草市はこれらの諸要素について考古学的な調査及び記録作成を行うとともに、所有者が適切に維持管理していくよう指導助言している。

005 外海の出津集落

外海の出津集落は、禁教期の聖画像を所

有していた屋敷跡、潜伏キリシタンの墓地、出津代官所跡・庄屋屋敷跡、「仮の聖堂」跡、小濱浦及び出津教会堂から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

禁教期の聖画像を所有していた屋敷跡及び「仮の聖堂」跡は、現在、宅地又は農地として利用されている。集落に継承された聖画像・教会暦・教義書は、宗教法人及び地域の資料館の下で適切に保管されている。

各集落に存在する墓地のいくつかは、発掘調査により明らかとなった潜伏キリシタンの墓地である。現在も墓地として利用されているものが多く、地域住民によって適切に維持管理されている。

禁教期に潜伏キリシタンの取締りを行った出津代官所及び庄屋屋敷が存在した場所には、解禁後に外国人宣教師によって地域住民のための授産施設（「旧出津救助院授産場」及び「マカロニ工場」）が建造された。この授産施設は現在、展示施設として活用され、適切に維持管理されている。旧出津救助院の各建物は、2007年から2012年にかけて保存修理が行われている。2010年に行われた保存修理に伴う地下遺構の調査では、代官所の存在を証明する遺構が確認された。遺構は調査後に埋め

戻し保護を行っており、地下において良好に保存されている。

1882年に建造された出津教会堂は、現在も宗教施設として利用されている。宗教法人及び地域の信徒が適切に維持管理しており、保存状態は良好である。

006 外海の大野集落

外海の大野集落は、大野神社・門神社・辻神社、潜伏キリストンの墓地及び大野教会堂から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

禁教期に潜伏キリストンと在来宗教を信仰する者が相互の信仰の場として共有していた大野神社・門神社・辻神社の各境内は、現在も神社に所属する氏子によって適切に維持管理されている。

集落の北東側に位置する潜伏キリストンの墓地は、禁教期から営まれてきた大野集落の墓地である。現在も墓地として使用されており、地域住民によって適切に維持管理されている。

ここには、潜伏キリストンが葬られた禁教期の積石墓が存在する。積石墓の保存状態は良好である。研究機関の調査によつて、信心具が副葬品として納められていた

ことが判明しており、出土した遺物は博物館で保管されている。

1893年に建造された大野教会堂は、現在も宗教施設として利用され、宗教法人及び地域の信徒により適切に維持管理されている。教会に所属する信徒は、減少傾向にあるが、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組んでいる。大野教会堂は、2003年から2007年にかけて保存修理を行っており、保存状態は良好である。

なお、外海の大野集落では、現在、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定に向けた手続きを進めている。

007 黒島の集落

黒島の集落は、本村役所跡、興禪寺、「仮の聖堂」跡（指導者屋敷跡）、潜伏キリストンの墓地及び初代黒島教会堂跡から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

本村集落に所在する禁教期に「絵踏」が行われた本村役所跡は、現在は公園として利用されており、地域住民によって適切に維持管理されている。興禪寺は、現在も宗教施設として利用されており、寺院に所属

する住民によって適切に維持管理されている。

日数集落には、解禁後に「仮の聖堂」とされた指導者の屋敷跡が存在する。屋敷跡には記念碑が建立され、所有者及び地域住民によって適切に維持管理されている。

島内には、禁教期に形成された潜伏キリシタンの墓地が6箇所点在しており、そのうち2箇所の墓地については、地域住民が適切に維持管理を行っている。また、1箇所の墓地についても、佐世保市の委託によりNPO法人が適切に維持管理を行っており、良好に保存されている。一方、残りの3箇所については、現在定期的な管理が行われていないため、佐世保市が地域住民と連携して保全できるように管理方法を検討中である。

島の中央にある名切集落には、1880年に建造された初代黒島教会堂跡が存在する。1902年に建て替えられた後も教会堂（現在の黒島天主堂）として利用されており、宗教法人及び地域信徒により適切に維持管理されている。

近年、黒島ではイノシシの生息数が増加しており、その活動によって墓地・農地が荒廃する恐れがある。佐世保市ではイノシシの侵入防止柵を設置するとともに、捕獲等の対策を実施している。

また、黒島では、人口減少と高齢化が進行しており、将来的に集落の維持に対する影響が懸念される。しかし、佐世保市が黒島の特性を活かした地域振興及び交流人口の拡大に積極的に取り組んでおり、現時点において構成資産の保存に影響はない。

008 野崎島の集落跡

野崎島の集落跡は、指導者の屋敷跡・教会堂跡を含む野崎・野首・舟森の各集落跡、墓地、沖ノ神嶋神社及び神官屋敷跡から成る。現在、野崎島は野首集落跡に存在する体験学習活用施設の管理人を除いて無人島となっているため、小値賀町が直接に維持管理している。島は、自然体験学習の場として利用されており、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

野首集落跡と舟森集落跡は、無人化して40年以上が経過するが、潜伏キリシタンが急峻な地形を切り開いて作った畠地及び宅地の跡が石積みに区画された状態で良好に保存されている。野首集落跡の西側には2001年に利水を目的とするダムが建設され、掘り上げられた土によって集落の一部が埋没したが、その範囲はごくわずかである。舟森集落跡は、近代以降に耕作地

が拡大したものの、禁教期の集落部分は改変されることなく良好に保存されている。また、各集落跡には、禁教期の指導者の屋敷跡及び解禁後に建造された教会堂跡が存在し、ともに良好に保存されている。潜伏キリシタンの墓地及び解禁後に形成されたカトリック墓地は、小値賀町によって適切に維持管理され、良好に保存されている。

島の東部に位置する野首集落跡には定期船が接岸する港が設けられ、島を訪れる際の玄関口となっている。集落跡には、石積み区画が良好に保存されている。集落の中心にある沖ノ神嶋神社の神官屋敷も、小値賀町によって適切に維持管理されており、2016年に修理を行った後は野崎島の歴史を伝えるための展示施設として活用されている。

島の北部にある沖ノ神嶋神社は、無人島となった現在も宗教施設として利用されており、野崎島西方の小値賀本島に在住する神社の氏子が定期的に訪れて清掃等を行い、適切に維持管理を行っている。

島内に生息するシカ・イノシシにより集落跡の石積みが一部崩されたり、近年は野首集落跡の周辺において亜熱帯植物（ハマゴウ）が異常繁殖したりするなど、有害動植物による影響が発生している。このよ

うな集落跡の保存に影響を及ぼす脅威に対しては、野生生物の侵入防止柵・わなの設置及び植物の伐採駆除に取り組んでいる。

009 頭ヶ島の集落

頭ヶ島の集落は、墓地遺跡（頭ヶ島白浜遺跡）、「仮の聖堂」跡、初代頭ヶ島教会堂跡及び仮教徒の開拓指導者の墓から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

福浦集落にある仮教徒の開拓指導者の墓は、所有者によって適切に維持管理されている。

潜伏キリシタンが形成した白浜集落では、集落の様相と調和していない教会堂周辺の建物の屋根の色彩変更及び電線の地中化を行うなど、集落景観の維持向上に積極的に取り組んでいる。また、1995年に行われた発掘調査により、白浜集落の海岸部には墓地遺跡（頭ヶ島白浜遺跡）が埋蔵されていることが明らかとなっている。後年の水産施設の設置によって遺構のごく一部は失われていたが、その他の遺構は現在も地下において良好に保存されている。

初代頭ヶ島教会堂跡には、1919年に教

会堂が建替えられ、現在もなお宗教施設として利用されている。宗教法人及び地域信徒により適切に維持管理されており、保存状態は良好である。教会に所属する信徒は減少傾向にあり、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組んでいる。近年、頭ヶ島では島民人口の減少と高齢化が進行しており、将来的には集落の維持に対する影響が懸念される。しかし、新上五島町が地域の特性を活かした地域振興及び交流人口の拡大に積極的に取り組んでおり、現時点において構成資産の保存に影響は生じていない。

010 久賀島の集落

久賀島の集落は、潜伏キリシタンと仏教徒の互助関係を示す生業空間、牢屋の窄殉教地、潜伏キリシタンの墓地、浜脇教会堂跡、永里教会堂跡、細石流教会堂跡、赤仁田教会堂跡及び旧五輪教会堂から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

潜伏キリシタンと仏教徒が共同して網を曳いた田ノ浦港のロクロ場跡は、漁港施設の一部として石積み等が良好に保存されている。潜伏キリシタンと仏教徒が共同で開拓した大開集落では、現在、農地の利

用継続を目的として、圃場整備事業が計画されている。事業の実施にあたっては、計画策定の初期の段階から有識者で構成される五島市の文化的景観整備管理委員会が農地の区画形状の変更等の開発事業の内容について入念に指導・助言を行い、構成資産の保存に影響を及ぼさないよう十分に配慮することとしている。

島内に点在する潜伏キリシタンの墓地は、現在も墓地として利用されているものが多く、島内に居住するカトリック信徒によって適切に維持管理されている。

禁教期の末期に発生した弾圧の場である牢屋の窄殉教地には、教会堂、殉教者の墓地及び慰靈碑が建てられ、現在も記念行事が行われるなど地域の信徒によって適切に維持管理されている。

久賀島で最初に教会堂が建造された浜脇教会堂跡には、新しい教会堂が建造され、現在も宗教施設として利用されており、地域信徒によって適切に維持管理されている。また、1881年に建造された初代の浜脇教会堂は、島の東部に位置する五輪集落に移築され、旧五輪教会堂の名称で現存する。

久賀島では年々人口減少及び高齢化が進展しており、将来的に集落の維持に対する影響が懸念される。しかし、五島市が久

賀島の特性を活かした地域の振興及び交流人口の拡大にも積極的に取り組んでおり、現時点において構成資産の保存に影響はない。

011 奈留島の江上集落

(江上天主堂とその周辺)

奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）は、潜伏キリシタンが移住先の地勢に適応して建造した江上天主堂及びその周辺の地形から成り、潜伏キリシタンの移住による伝統の拡がり及び潜伏キリシタンの信仰の継続に関する伝統の終焉を表す集落の様相が良好に保全されている。

1918年に建造された江上天主堂は現在も宗教施設として利用され、宗教法人及び地域信徒により適切に維持管理されている。教会に所属する信徒は減少傾向にあり、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組んでいる。江上天主堂は、創建から約100年の歳月が経過し、外壁板の破損及び内装漆喰の剥落、雨漏り等の経年劣化が目立ち始めたため、2016年から修理が行われている。

江上天主堂の周辺の地形は、禁教期に五島列島に移住した潜伏キリシタンたちの移住環境を典型的に示している。こうした

周辺環境は、五島市景観条例に基づき適切に開発行為等が制御されており、良好に保全されている。

近年、江上集落では人口の減少と高齢化が進行しており、将来的には集落の維持に対する影響が懸念される。しかし、五島市が地域の特性を活かした地域振興及び交流人口の拡大に積極的に取り組んでおり、現時点において構成資産の保存に影響は生じていない。

012 大浦天主堂

大浦天主堂は、大浦天主堂・旧羅典神学校・旧長崎大司教館・旧伝道師学校・大浦天主堂境内から成り、19世紀の解禁後における宣教の拠点としての歴史を伝えている。大浦天主堂は、宗教法人によって適切に維持管理されており、良好に保存されている。

信徒発見の舞台となった大浦天主堂は有料で公開されており、年間588,210人（2015年）の入場者を数える。堂内では、信徒発見の記念ミサ及びクリスマス等の宗教行事が行われている。また、隣接する旧羅典神学校は、キリスト教関連の歴史を伝える展示施設として公開されている。

大浦天主堂は1946年から1952年、旧羅典神学校は1979年から1982年にかけて保存修理が行われ、保存状態は良好である。

1915年に建造された旧長崎大司教館では、長崎のキリスト教の歴史を伝える展示・活用の施設整備が計画されているほか、劣化の進んだ屋根と外部塗装の修理も実施されている。

日本人伝道師養成のために建造された旧伝道師学校は、戦後に増築が行われた。現在は利用されていない状況にあり、老朽化も顕著であることから、2016年に保存修理のための建物調査を行い、活用計画を策定した。

大浦天主堂の境内には、19世紀の解禁後に設けられた石畳・石段・煉瓦塀等の歴史的な工作物が遺存している。近年はこれらの経年劣化が進行し、煉瓦塀等の一部にひび割れ・孕み等が生じているため、補修が必要となっている。境内に存在する樹木は、宗教法人が定期的に整枝・伐採を行い、建造物の保存に影響がないよう管理している。

4.b 資産に影響を与える諸条件

(i) 開発の圧力

保存・復旧等の措置によるものを除き、原則として構成資産の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為は文化財保護法により厳重に規制しており、推薦資産の顕著な普遍的価値を損なう開発が行われることはない。

各集落は、文化財保護法及び景観法で法的保護が行われている。特に、文化財保護法に基づく重要文化的景観の保存計画において、あらかじめ指定した重要な構成要素について現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、法により事前に届出を行うことが義務付けられており、推薦資産の顕著な普遍的価値を損なうような開発を未然に防止している。また、景観法に基づき各地方公共団体が策定した景観計画において、建築物その他の工作物を新築・増築又は移転する場合には、その高さ、形態・意匠、色彩等の制限を設けており、伝統的な集落景観と調和するよう行為の内容を誘導している。

構成資産の周辺環境は、都市部に所在する大浦天主堂（構成資産 012）を除き、農村又は離島の比較的開発の影響が少ない

地域である。これまでに、居住地の周辺では家屋の新築・増築・改築、道路・上下水道・電柱の設置等の生活に関連した事業が行われてきたが、それらが構成資産の保存に影響を及ぼしたことはない。特に公共事業に関して、長崎県は 2011 年に周辺の景観形成及び公共工事のデザインについての考え方等を「世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン」としてまとめ、このガイドラインに沿って周辺景観に調和した社会資本の整備に努めている。熊本県も「熊本県公共事業等環境配慮システム要綱」（1997 年）を制定し、環境への配慮を徹底している。

大浦天主堂は長崎市の中心市街地に近接しているため、近傍において商業ビル・高層マンションの開発が行われることが多く、これらの高層建築物による景観の悪化が懸念される。そのため、大浦天主堂周辺を文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区として選定するとともに、都市計画法に基づく風致地区にも指定し、当該地域における建築物その他の工作物の新築・増築・改築又は移転をはじめとする開発事業の実施に当たっては長崎市長の許可を得ることを義務付け、景観に悪

影響を及ぼす行為を厳重に規制している。画されていない。

また、市街地を含めた周辺一帯は、景観法に基づく長崎市景観条例で景観形成重点地区に指定し、建築物その他の工作物の高さ・位置・形態意匠・色彩について制限を加え、大浦天主堂周辺の眺望を阻害する建築物の建設等を抑制している。

近年、再生可能エネルギーの利用の観点から、構成資産の周辺でも風力・太陽光・潮力による発電施設の設置が計画されている。関係地方公共団体では、発電施設が設置された場合の景観・環境への影響について、事業の計画段階で入念にシミュレーションを行い、構成資産の保護及びその周辺環境の保全に悪影響を及ぼさないよう調整を図っている。なお、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定された地区的多くの場合には、風力発電施設及び大規模な鉄塔類を新たに設けないことが定められており、あらかじめ構成資産の保存に影響を及ぼさないよう対策がとられている。

現在、構成資産及びその周辺環境において計画されている開発事業を図4-001～008に示す。なお、天草の崎津集落（構成資産004）、野崎島の集落跡（構成資産008）、奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）（構成資産011）では開発事業は計

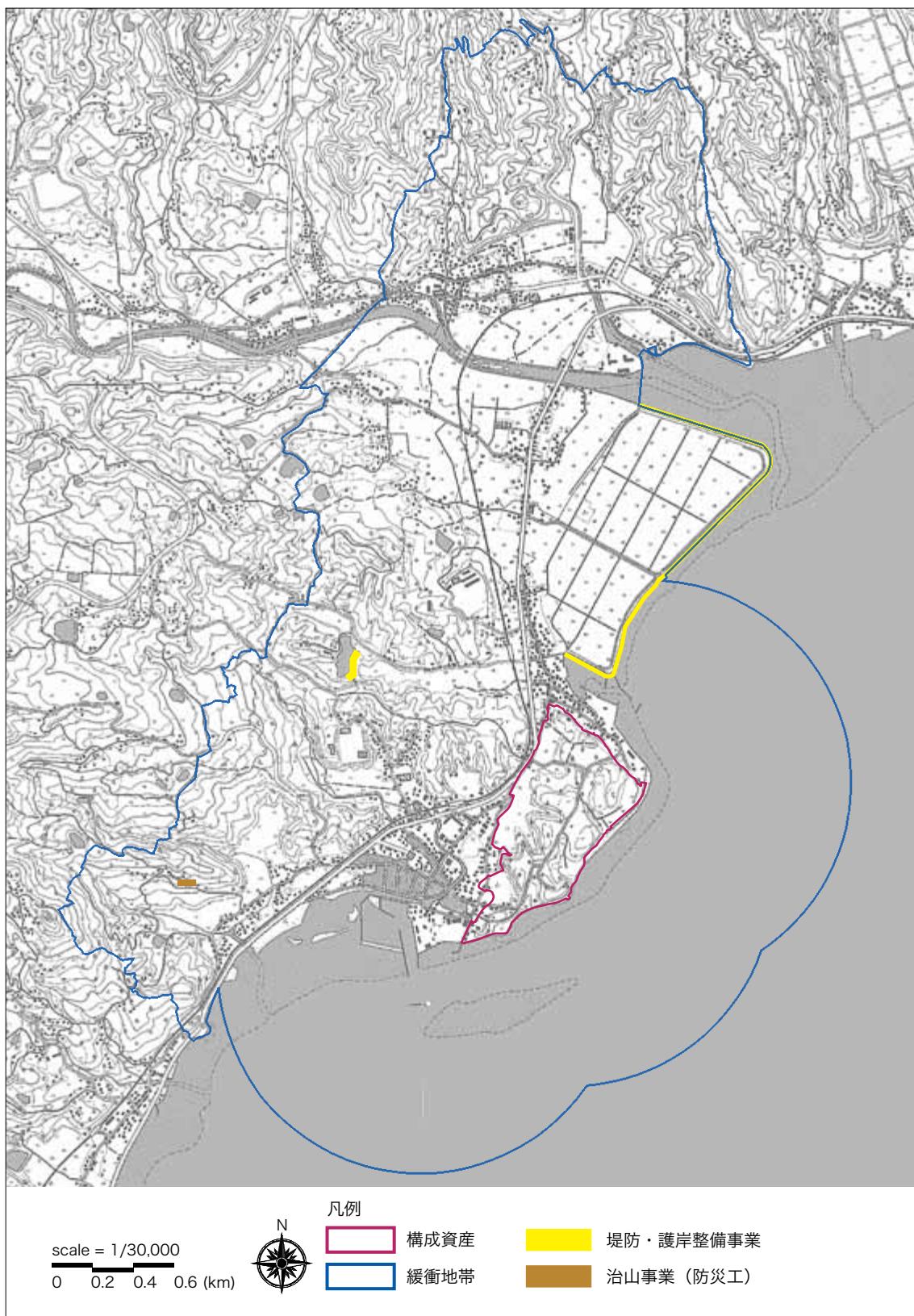


図4-001 開発計画の地図(001 原城跡)

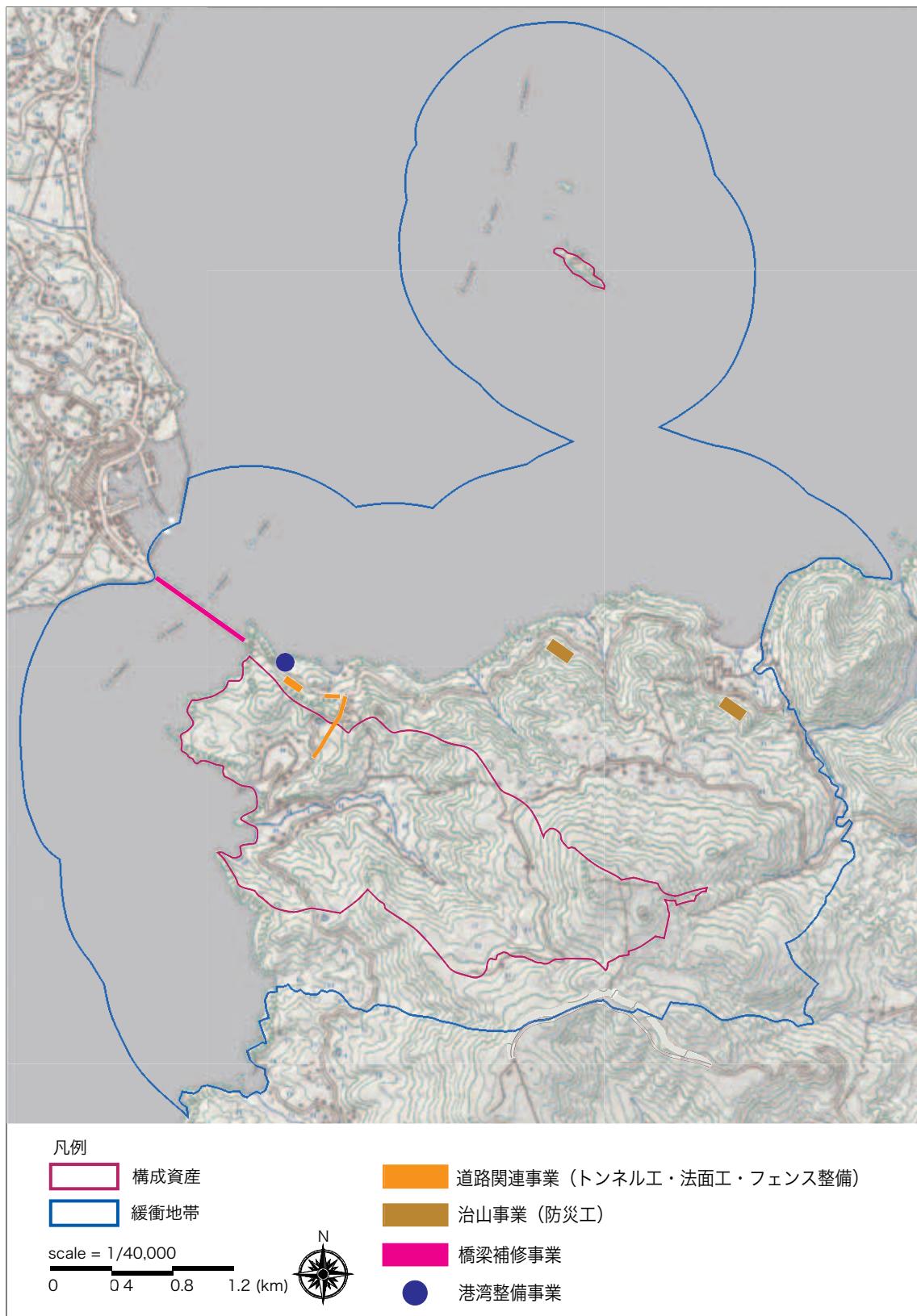


図 4-002 開発計画の地図(002, 003 平戸の聖地と集落)

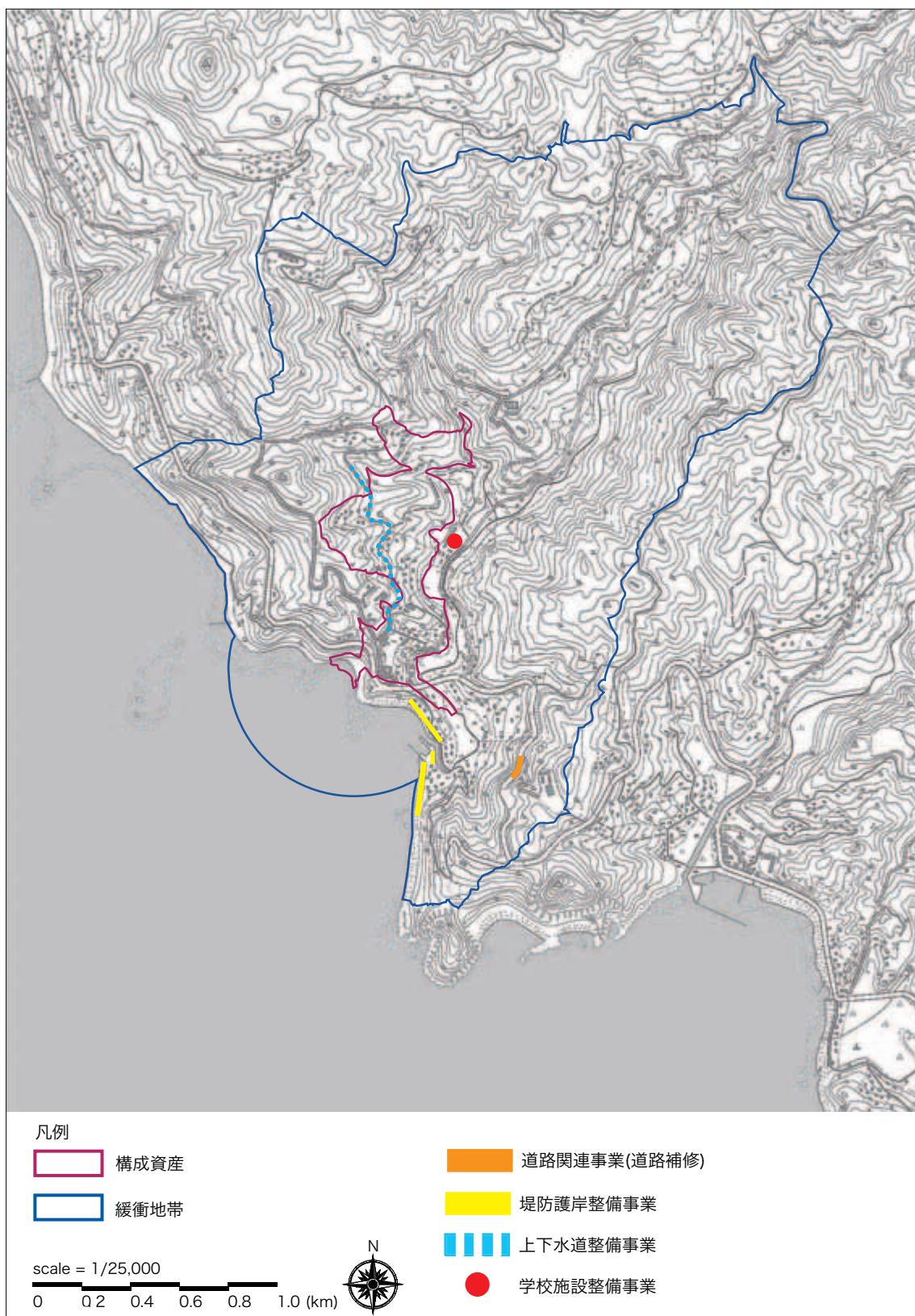


図 4-003 開発計画の地図(005 外海の出津集落)

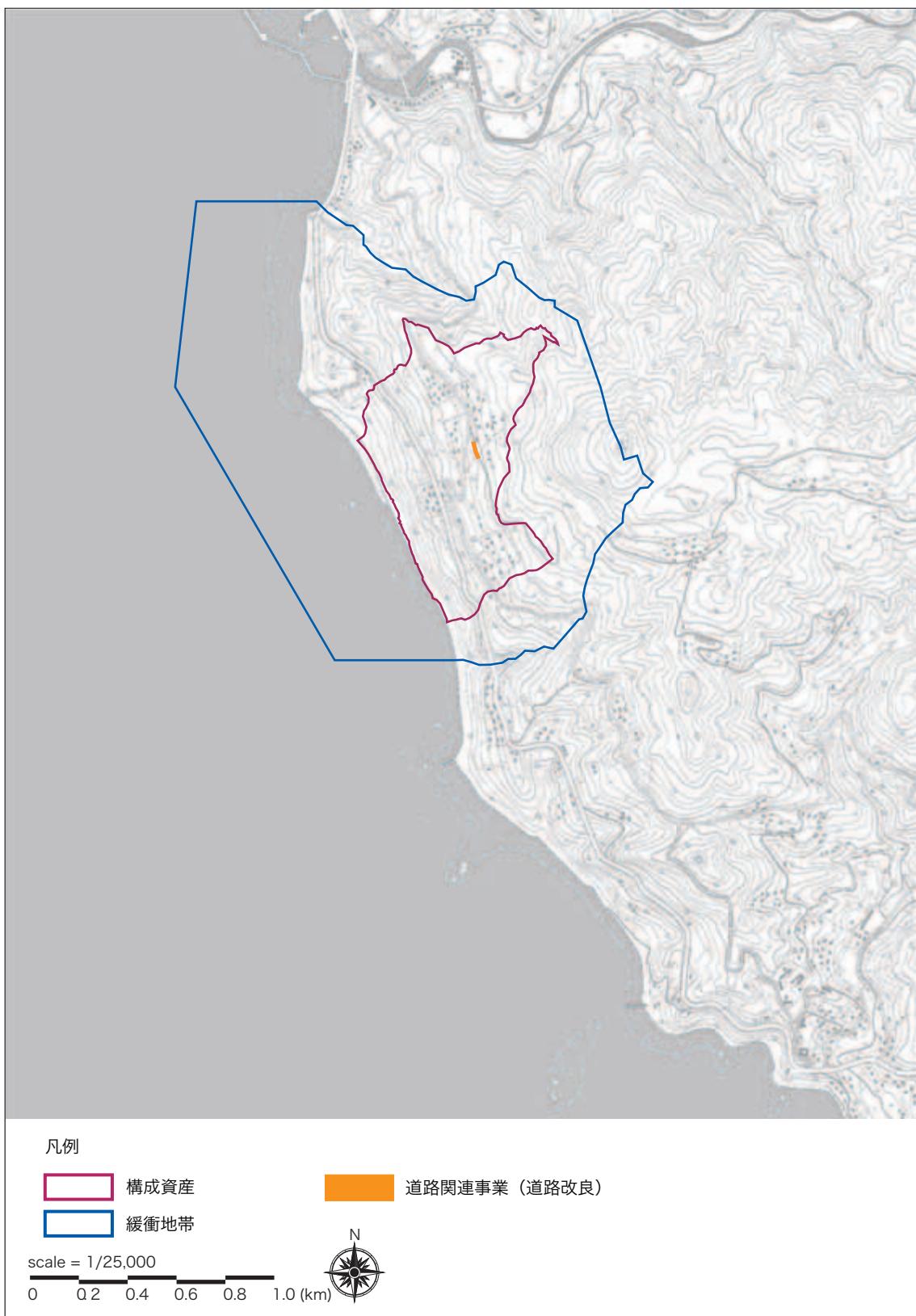


図 4-004 開発計画の地図(006 外海の大野集落)

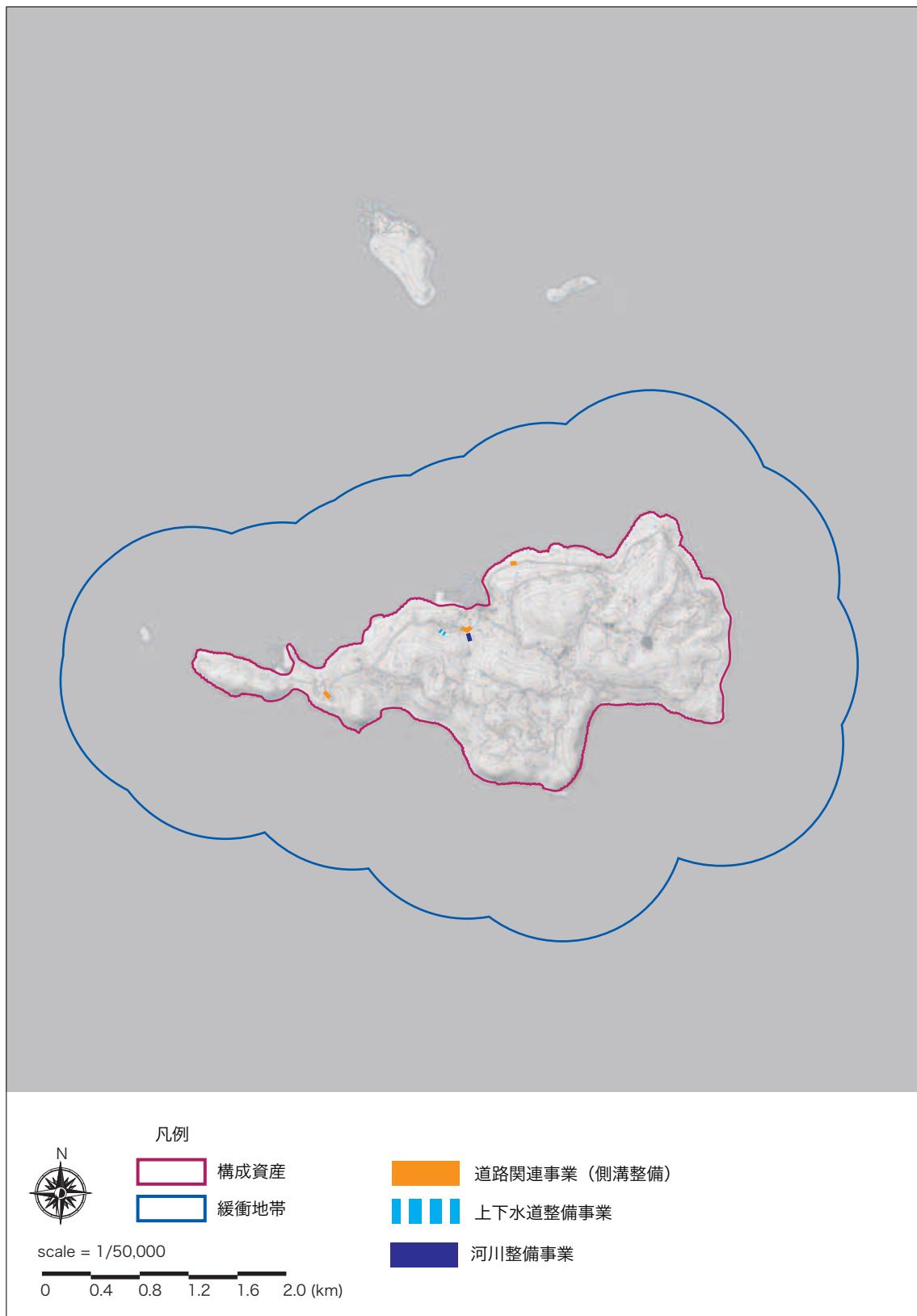


図 4-005 開発計画の地図(007 黒島の集落)

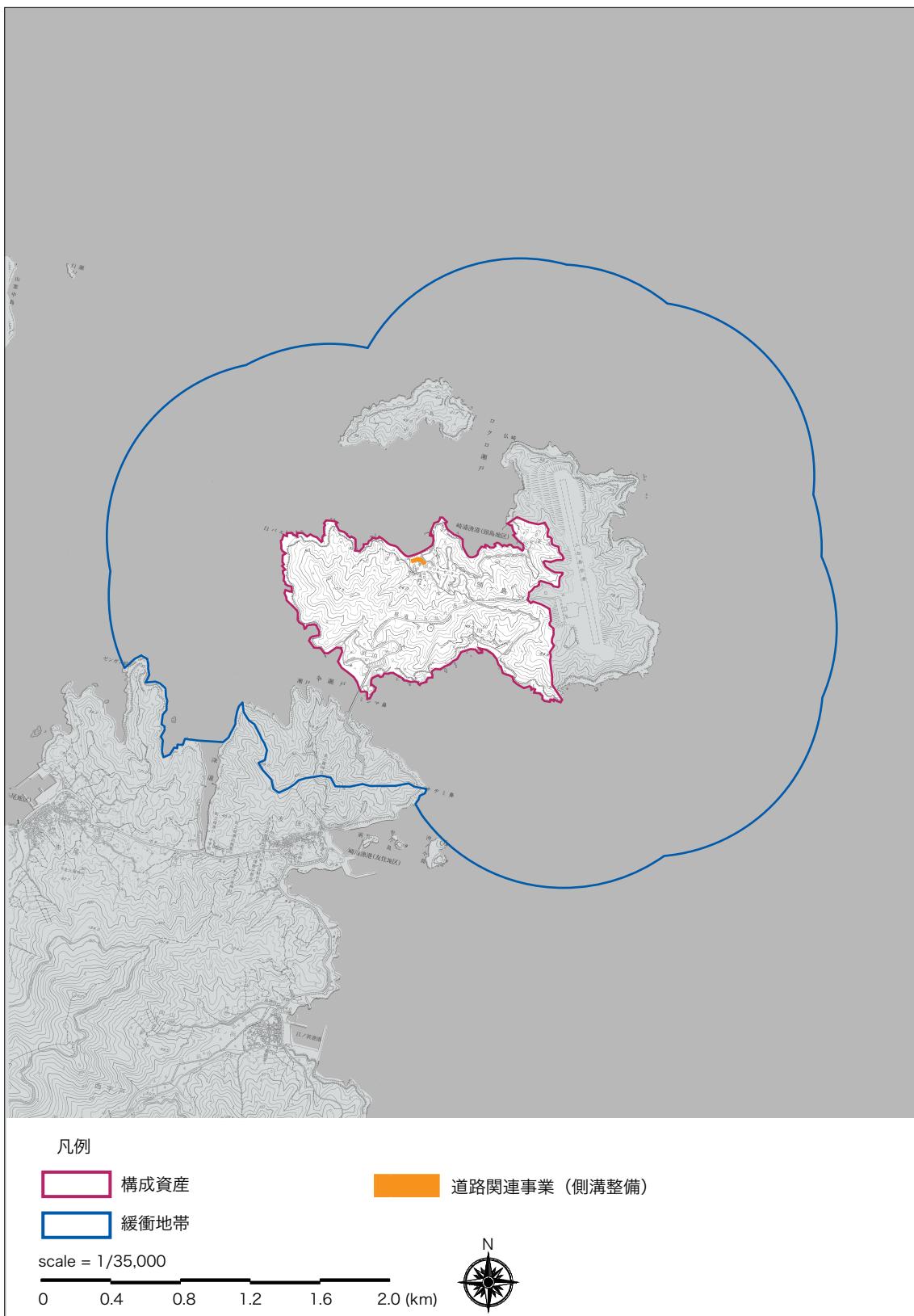


図 4-006 開発計画の地図(009 頭ヶ島の集落)

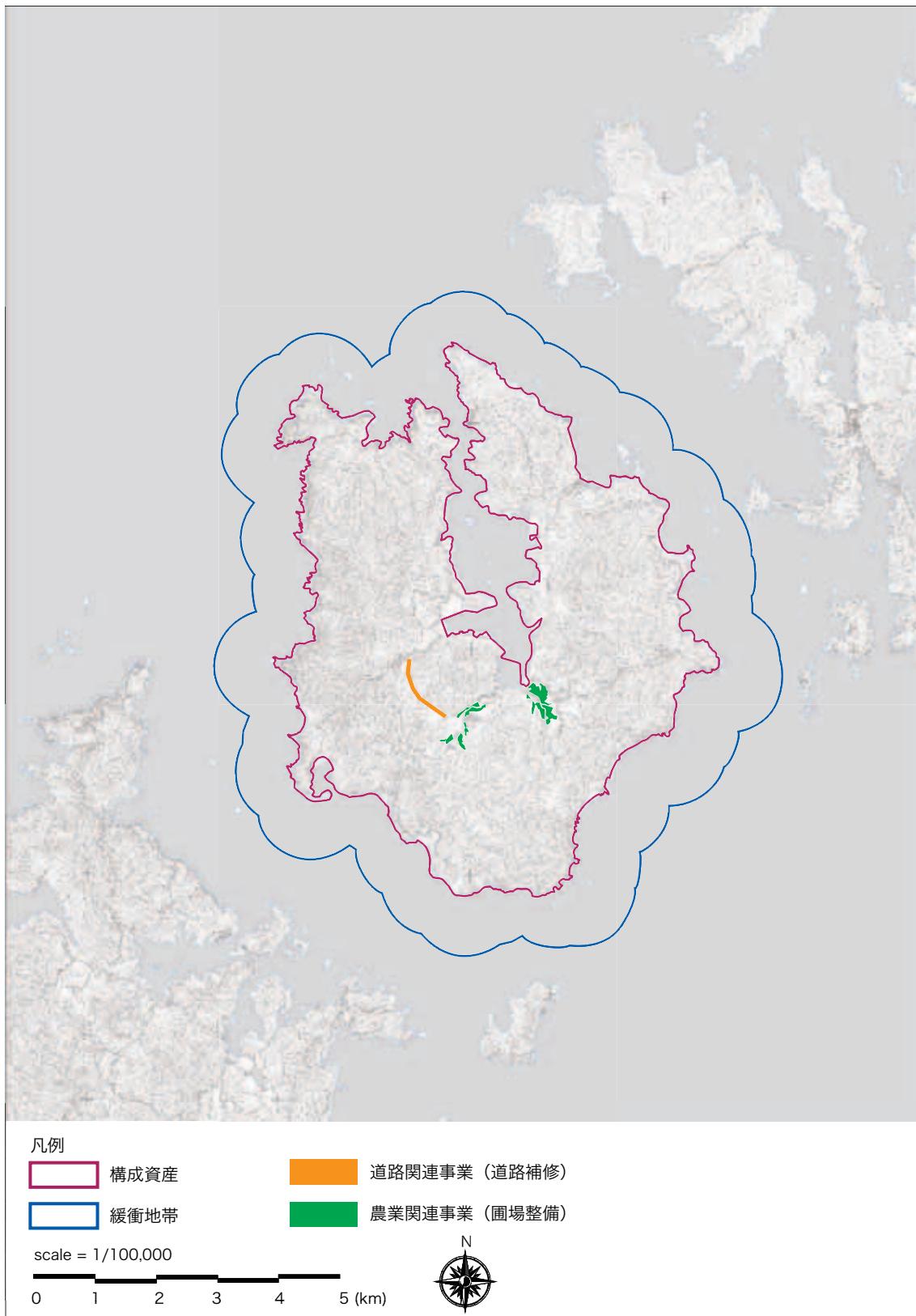


図 4-007 開発計画の地図(010 久賀島の集落)

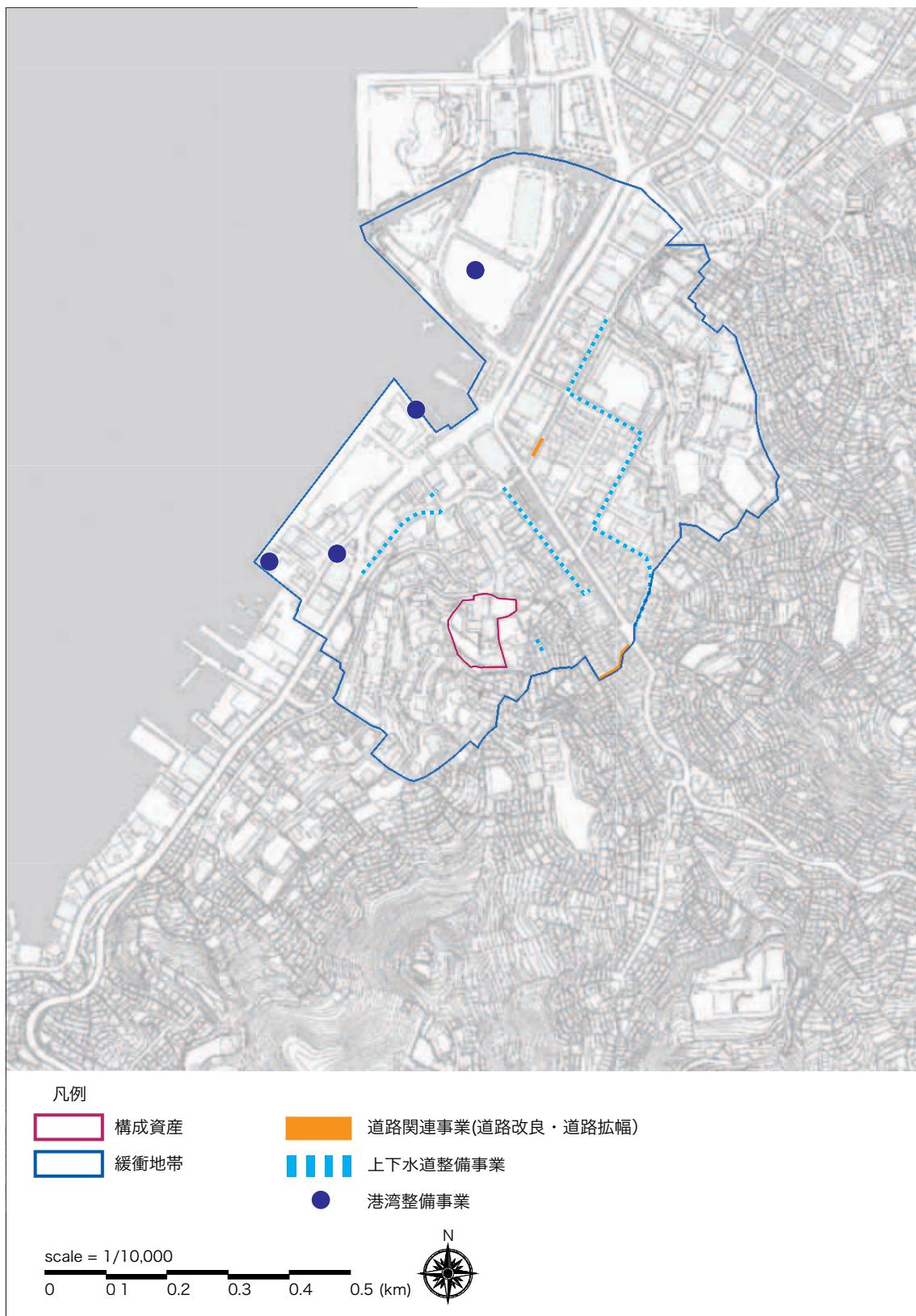


図 4-008 開発計画の地図(012 大浦天主堂)

(ii) 環境の変化

構成資産の保存に影響を及ぼす可能性がある環境変化としては、酸性雨を含む大気汚染、海岸の漂着ゴミの増加、野生生物による被害等が挙げられる。現時点では、これらを原因として推薦資産の顕著な普遍的価値が低下したことはないが、下記に示す観点から構成資産及びその周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、長期的な取組が必要である。

(1) 大気汚染

酸性雨を含む大気汚染は、各構成資産を構成している建築物その他の工作物の部材の腐朽・劣化・汚損を招く可能性がある。長崎県及び熊本県においては、それぞれ測定局（長崎県内42箇所、熊本県内36箇所）を設置し、構成資産への影響が懸念される硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント等の大気汚染物質及び酸性雨を監視している。

(2) 海岸の漂着ゴミ

構成資産は沿岸部に立地するものが多く、美しい海岸線・海域への良好な眺望は推薦資産を特徴付けるひとつの要因となっている。しかし、近年はペットボトル・

ライター・廃ポリタンク・流木等の海岸漂着物の増加によって海浜の美観が損なわれることもあり、生態系を含む海岸の環境悪化又は防護や環境浄化などの海岸機能の低下等が懸念される。

長崎県及び熊本県は、環境省・近隣国・周辺地方公共団体・民間団体等とも連携しつつ、海岸漂着物の回収処理及び発生の抑制、環境教育・普及啓発に関する施策を行っている。また、いくつかの構成資産においては、地域住民及び民間団体ボランティアが海岸清掃に取り組んでいる。



写真 4-001 崎津集落における海岸清掃活動

(3) 野生生物による被害

近年、わが国においては、自然環境及び社会構造の変化に伴ってイノシシ・シカ等の野生生物による農林業への被害が発生している。長崎県においては、特にイノ

シシによる農作物被害が増加傾向にある。農作物に対する食害は、耕作地の減少及び集落の衰退の遠因にもなる。また、イノシシには泥浴びをしたり捕食時に地表面を掘り起こしたりする習性があるが、そのような活動は地下に埋蔵されている遺構・遺物の保存に悪影響を及ぼし、それに起因して地上の石垣等の工作物が損傷・倒壊したこともある。

集落においては、農地又は墓地の周囲に侵入防止柵を設置するほか、藪・竹林の伐採を行っており、野生生物の活動領域を制限することによって被害の発生を未然に防ぐよう取り組んでいる。また、長崎県及び熊本県は、鳥獣被害を計画的に減少させるため、生態系の維持に留意しつつ、これらの有害鳥獣の捕獲にも努めている。



写真 4-002 野崎島におけるイノシシ捕獲のためのワナ

(iii) 自然災害と危機管理

推薦資産の所在地において、今後発生の可能性がある自然災害としては、風水害及び土砂災害・地震・火災が想定される。これらの自然災害に対して、関係地方公共団体はそれぞれ「地域防災計画」を策定しており、当該計画に示された基本方針に従つて各種の対策が実施されている。また、各構成資産においても保存管理計画を策定し、構成資産の保存環境及び現状に応じて保存に悪影響を及ぼすような脅威を分析するとともに、個別に対策を講じており、災害によって推薦資産の顕著な普遍的価値が損なわれることはない。

(1) 風水害及び土砂災害

長崎と天草地方は、地理的に東シナ海から発達してきた低気圧及び前線、太平洋において発生した台風等の影響を受けやすい位置にある。これまでに、諫早豪雨(1957年)・長崎豪雨(1982年)・台風19号(1991年)・台風18号(1999年)・台風13号(2006年)等の大規模な風水害を経験しており、いずれも大きな被害が発生した。

原城跡が立地する島原半島は、火山灰土壌で土砂災害が発生しやすい地域である。

原城跡でも、これまでに大雨によって土砂の流出及び法面の地滑り等が部分的に発生している。史跡原城跡の管理団体である南島原市は、ボーリングによる土壤調査及び雨水排水の流量調査等を体系的に行つた上で、その結果に基づき、崩落箇所の地形の復旧及び崩落防止対策に計画的に取り組んでいる。

また、集落内のいくつかの教会堂では、過去に強風によるステンドグラス等の破損又は屋根瓦の飛散、雨漏りによる外壁の汚損等も発生している。これらの教会堂では、保存修理の際に屋根の葺き替え及び雨漏り箇所の修理等の対策を施しているほか、小規模な場合には管理をしている地域の信徒が適宜修理・修繕を行っている。

関係地方公共団体は、あらかじめ策定した地域防災計画に基づき、過去に災害が発生した場所及びその危険性がある場所について、土砂の流出、地すべり、崖面の崩落、河川の氾濫等を防止するための各種工事を実施している。また、主な河川の水位及び海の潮位を常時監視するための体制を確保しており、異常が認められた場合には速やかに関係機関に通報することとしている。各構成資産の諸要素である建築物その他の工作物については、それぞれの管理者が定期的な巡視を行い、異常の把握に

努めている。また、台風通過後は速やかに点検を行い、異常が認められた場合には、適切に応急措置及び修理・修繕を実施しており、構成資産は常に良好な状態で保存されている。

(2) 地震

地震が頻発するわが国の中でも、長崎と天草地方は比較的地震の発生が少ない地域である。近年、九州地方で発生した地震には、2005年3月の福岡県西方沖地震(M7.0)、2016年4月の熊本地震(M7.3)などがあるが、いずれも構成資産に被害を生じるには至っていない。しかし、長崎県南部の島原半島中央部には、1990年～1995年の噴火活動によって周辺地域に大きな被害をもたらした普賢岳が活動中であり、近年の調査では島原湾から島原半島を経由して橘湾にかけて、活断層である雲仙断層群が存在することも確認されている。調査結果に基づく予測では、雲仙地溝南縁断層帯の東部・西部が連動した場合、地域によってはM7.0程度の地震の発生が想定されている。

地震対策として、各地方公共団体は地域防災計画に基づき建築物の耐震化、地すべり危険箇所及び崩落危険箇所の防災工事、津波被害を軽減させるための護岸整備、休

火山の治山・砂防事業等を計画的に推進している。また、教会堂などの国宝又は重要文化財等に指定された建造物については、大規模な保存修理を行う際に併せて耐震診断調査を行い、必要な耐震補強を実施して地震への耐性を確保している。

(3) 火災

教会堂をはじめ各構成資産に含まれる建築物その他の工作物については、木材が多用されており、火災に対して脆弱な構造を持つ。また、近年の統計によれば、日本の文化財指定された建造物の焼損・焼失原因は、火の不始末、花火・放火等の人為的な事由が多いことが判明している。今後、推薦資産が世界遺産一覧表へ登録されることによって来訪者の増加が予想されることから、今まで以上の防火対策が必要となる。

火災対策としては、消防当局の指導の下に各構成資産で防火水槽及び消火栓等の防火設備の設置を行っているほか、消防体制も確保している。特に、わが国においては、市町村が設置する消防署のほかに地域住民で構成される「消防団」と呼ばれる消防機関がある。消防団は、地域における消防防災の要として、その地域に密着し住民の安全を守るという重要な役割を担って

いる。構成資産が所在する市町でも消防団が組織されており、災害の発生に対応できるよう体制が確保されている。また、離島に所在する潜伏キリシタン集落に建造された教会堂では、所有者だけでは消火活動が困難であるため、地域住民も火災発生時に連携して対応できるよう消防訓練を通じて所有者との連携を深めている。



写真 4-003 江上天主堂における消防訓練

(iv) 来訪者の管理と適切な公開

構成資産は、歴史的背景を反映し、海を介して離島及び半島に広く分布しており、そのほとんどが辺鄙で狭隘な地域にある集落として今も静かな佇まいを保っている。集落は生活・生業の場であり、集落内の教会堂をはじめ神社・寺院・墓地の多くは信仰の場として利用され、いわゆる観

光施設ではない。また、各構成資産をつなぐ主なアクセス手段は海路であり、交通の利便性は決して良いとはいえないが、これまで交通網の整備及び大規模な観光開発が行われて来なかつたため、来訪者の受入には一定の限度がある。したがって、来訪者が無秩序に増加し、それに対応するため新たな便益施設等を無計画に整備すると、構成資産及びその周辺環境、地域住民の生活等に負の影響を及ぼす可能性がある。そのため、秩序ある公開に向けた来訪者の受入体制を計画的に構築するなどの慎重な対策をとることが重要である。

これまで観光の目的地とされて来なかつた城跡又は集落では、来訪者数を把握する体制はとられて来なかつた。しかし、世界遺産登録に向けた取組の一環として、現在多くの見学者が訪れる構成資産内の文化財指定された個々の教会堂に「見守る人」(教会守)を配置し、順次、来訪者数を把握できるような体制を整備しつつある。1箇月当たりの平均来訪者概数は、表4-001に示すとおりである。この数値は、各構成資産における訪問者数のひとつの目安になると考えられる。表4-002に示すとおり、推薦資産が世界遺産に登録された場合に見込まれる来訪者数の増加の試算も行った。

世界遺産登録により来訪者が増加することは、地域活力の向上に資する効果が期待される反面、生活・生業・信仰の場に対する負の影響も懸念されることから、来訪者の管理と適切な公開に向けて、「生活・信仰と観光の調和」を実現していくという観点からの取組が不可欠である。登録後においても、世界遺産保存活用協議会等を通じて関係者・関係機関間の合意形成に努めていくこととしている。

なお、各構成資産への主なアクセス、価値説明及び情報提供を含む包括的なガイドンス、トイレ・駐車場等の便益施設、受入体制の現状等については、第5章の「5.h 来訪者用の施設と基盤整備」を参照されたい。

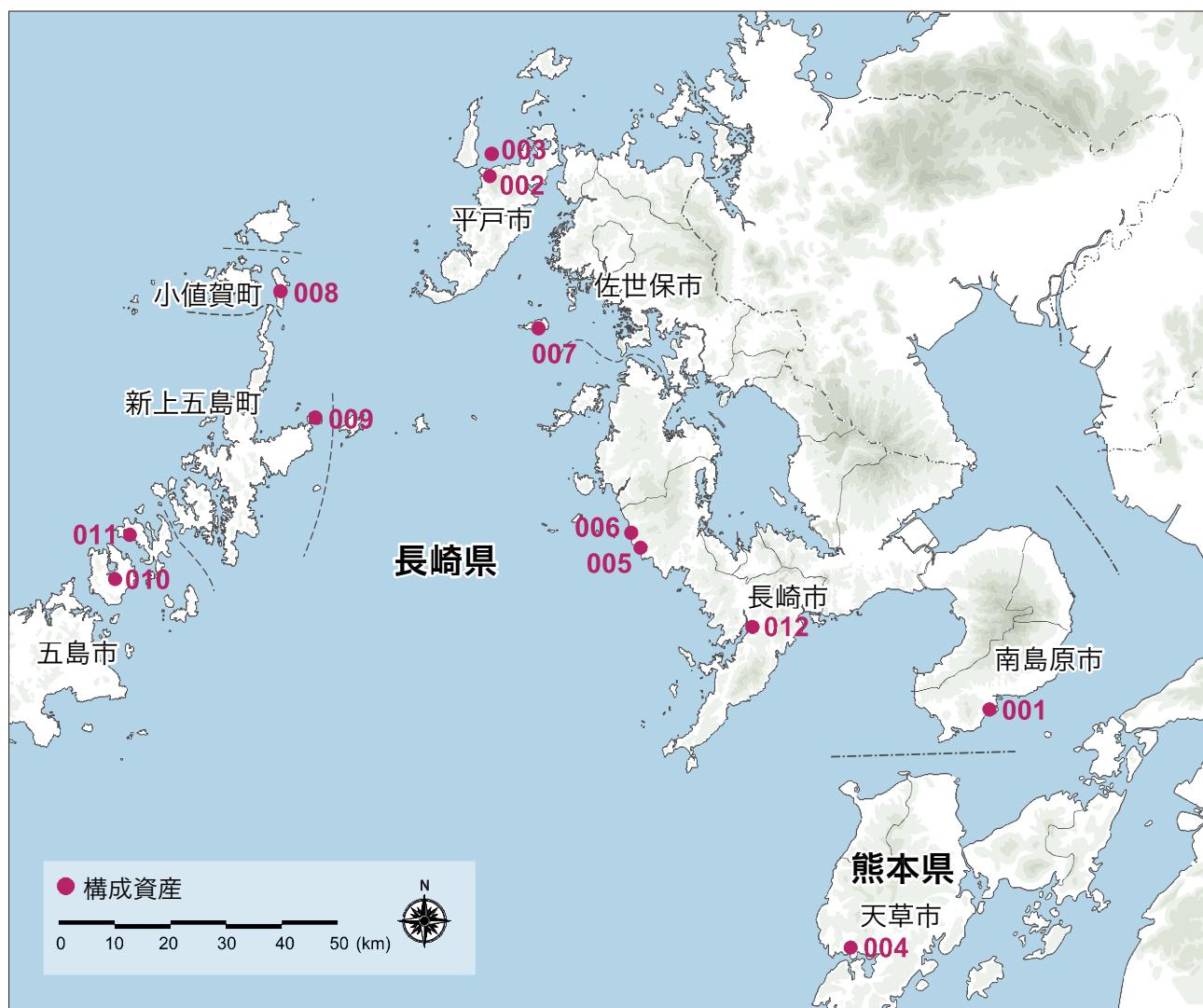


図 4-009 行政区域の地図

表4-001 構成資産への直近の来訪者概数(2015年)

所在市町	番号	構成資産	構成資産への月平均の来訪者数
南島原市	001	原城跡	約1,470人/月
平戸市	002	平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳)	約100人/月
	003	平戸の聖地と集落 (中江ノ島)	(地形的制約から上陸不可)
天草市	004	天草の崎津集落	約7,140人/月
長崎市	005	外海の出津集落	約1,780人/月
	006	外海の大野集落	約310人/月
	012	大浦天主堂	約49,020人/月
佐世保市	007	黒島の集落	約340人/月
小値賀町	008	野崎島の集落跡	約260人/月
新上五島町	009	頭ヶ島の集落	約2,140人/月
五島市	010	久賀島の集落	約520人/月
	011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	約790人/月

表4-002 世界遺産登録後の来訪者数の増加見込み①

所在市町	2014年観光客数 (延べ数:千人)	見込み増加率(%)	観光客増加見込み (延べ数:千人)
南島原市	1,734	5.6	97
平戸市	2,017	5.6	113
天草市	2,909	5.6	163
長崎市	6,307	3.4	214
佐世保市 ②	4,861	1.2	59
小値賀町	43	6.0	3
新上五島町	242	6.0	15
五島市	400	6.0	24
合計	18,513	-	688

① 公益財団法人ながさき地域政策研究所「世界遺産登録が地域にもたらす波及効果について（2007年）」を基に、観光客数データを2014年に更新して作成したものである。

② 佐世保市の観光客数については、ハウステンボス（2,878千人）を除いている。

(1) 来訪者のマナーの向上

構成資産は、いずれも地域住民の生活と密接に関わりつつ維持・管理されており、来訪者の増加によって生活・生業・信仰の場としての環境が阻害されることのないよう十分な配慮が必要である。そのため、公開に当たっては地域の実情に応じた

見学のルールを設けることに取り組んでいる。例えば、集落の地域住民の生活環境を保護するため、車でのアクセスではなく、徒歩による散策を推奨している構成資産もある。また、教会堂では神聖な雰囲気のみならず来訪者の安全面等も考慮し、立ち入り禁止エリア又は見学可能な時間帯等を

定め、事前に調整を行う仕組みづくり（事前連絡制）の下に適切な規模（人数）の来訪者を迎えることとしている。

また、心ない来訪者によるき損・悪戯・盜難等の被害から構成資産を守るため、防犯設備を設置している教会堂もある。ごみの投げ捨て等への対策として、長崎県は、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」を策定し、構成資産内の「ごみの投げ捨て」及び「屋外での喫煙」等を禁止し、環境美化に取り組んでいる。さらに、来訪者的心ない行為によって構成資産の価値が低下・消滅することのないよう、教会守等の監視体制の構築に向けた取組も進めている。

このような見学のルール及びマナーについて、関係地方公共団体・観光協会、その他の関係団体等は、ポスターの掲示、サインの設置、リーフレット及びホームページ等での周知啓発に努めている。また、地域のガイドが来訪者に同行する際には、構成資産の説明のみならず見学マナーの周知も行っている。

関係地方公共団体は、今後とも上記の取組を継続し、地域住民から敬遠されることのないよう来訪者のマナー誘導していくこととしている。

（2）来訪者用の便益施設の適切な整備

来訪者の利便性向上のためには、構成資産の周辺における駐車場・トイレ等の便益施設も必要となる。しかし、便利さの追求により構成資産及びその周辺の環境・雰囲気を損なうことがないように、関係市町においては既存施設の利用の可能性及び景観にも配慮した場所への新設等についても十分検討したうえで、便益施設を適切かつ計画的に整備することとしている。また、教会堂においては、信徒用の便益施設が来訪者に提供されている場合もあるが、その維持管理費用が地元教会の負担となっている。そのため、来訪者が便益施設を利用すること等に伴う信徒の負担増に對しては、関係地方公共団体が地元教会等と協働し、維持管理費用を捻出する新たな仕組みを検討することとしている。

一方、来訪者の利便性という観点からは、便益施設の規模・数量・位置が必ずしも十分ではない地域もある。民間による有料駐車場事業の展開などの開発計画も予想されるが、関係市町では構成資産の価値及び緩衝地帯の環境・景観が阻害されることのないよう条例等の規制の下で適切に調整・制御していくこととしている。

(3) 秩序ある公開の実現(オーバーユース (適切な規模(人数)を超える来訪者の 殺到)への懸念)

多数の来訪者を無秩序に受け入れることは、推薦資産の顯著な普遍的価値に負の影響を与えかねない。来訪者数が過大になると、文化財の管理者又は管理団体にとつては管理上の支障となり、信徒にとっては教会堂、神社・寺院、墓地における祈りの空間の神聖な雰囲気を保てなくなる。さらには、来訪者にとっても、辺鄙で静かな場所に構成資産が立地することにより感じられる歴史的背景への理解が阻害されてしまう可能性も考えられる。

そのため、前述の教会堂見学の事前連絡制度のように、構成資産の保護及び適切な価値伝達の観点から、来訪者を適切な規模(人数)で調整する仕組みを実施している。

関係地方公共団体は、来訪者の増加によって既に発生し又は今後想定される課題に適切に対処しつつ、構成資産及びその緩衝地帯で起こりうる負の影響を最小限に調整・制御していくこととしている。来訪者に対しては、構成資産の価値はもちろんのこと、教会堂・集落が立地する地理的環境、構成資産の背景にある地域の歴史・文化、来訪時に求められるマナー、地域における暮らし等の情報も十分に伝達する。生

活・信仰と観光とが調和した秩序ある公開の実現に向けて積極的に取り組んでいく。

これらの詳細については、後述の「5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画」又は附属資料 6a「包括的保存管理計画」の第4章「マネジメントプランの実施」及び同第5章「行動計画」を参照されたい。

(v) 構成資産及び緩衝地帯の居住者人口

構成資産内人口：	1,698
緩衝地帯内人口：	8,405
合 計：	10,103
集 計 年：	2016

(1) 構成資産及び緩衝地帯における人口減少

わが国全体として人口減少及び高齢化は喫緊の課題であるが、構成資産の多くは長崎と天草地方の離島又は半島などの過疎地に所在し、そのほとんどの地域において少子高齢化及び若者の流出による人口減少が生じている。構成資産を恒久的に維持・管理し、後世に引き継いでいくためには、官民一体となった地域の人材育成をはじめ、定住人口・交流人口の維持・増加につながる持続的な発展への取組が欠かせない。

特に、離島の人口減少は顕著であり、かつ島の数が非常に多い長崎と天草地方においては、その活性化対策が最重要課題となっている。海域及び陸域の自然が織り成す良好な景観、島の暮らしがもたらす癒し、海外交流の歴史に育まれた独自の文化など、島ならではの魅力がまさに構成資産及び緩衝地帯に体現されていると言っても過言ではない。

今回の世界遺産登録に向けた取組は、構成資産の確実な保護のみならず、構成資産が所在する地域社会の持続的な発展へと

密接に関連付けていける契機となるものである。そのような考え方の下に、世界遺産の“保存と活用の両立”を前提としつつ、地域の活性化を長期的な課題として捉え、関係者・関係機関が一丸となって取り組んでいる。

これらの詳細については、後述の「5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画」又は附属資料6a「包括的保存管理計画」の第4章「マネジメントプランの実施」及び同第5章「行動計画」を参照されたい。

表4-003 構成資産と緩衝地帯の居住者人口(2016年)

番号	構成資産の名称	構成資産内人口(人)	緩衝地帯内人口(人)	合計(人)
001	原城跡	82	3,814	3,896
002 003	平戸の聖地と集落	69	149	218
004	天草の崎津集落	53	487	540
005	外海の出津集落	546	537	1,083
006	外海の大野集落	178	15	193
007	黒島の集落	419	0	419
008	野崎島の集落跡	1	0	1
009	頭ヶ島の集落	15	0	15
010	久賀島の集落	329	11	340
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)	5	0	5
012	大浦天主堂	1	3,392	3,393
合計		1,698	8,405	10,103



第5章

保護と管理

第5章 保護と管理

5.a 所有関係

各構成資産の所在地及び所有者については、下表に記すとおりである。

表 5-001 構成資産の所在地及び所有者

番号	構成資産の名称	所在地	所有者	管理者
001	原城跡	長崎県南島原市	日本国、長崎県、南島原市、学校法人、宗教法人、自治会、個人	南島原市
002	平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳)	長崎県平戸市	日本国、平戸市、個人	日本国、平戸市、個人
003	平戸の聖地と集落 (中江ノ島)	長崎県平戸市	生産森林組合	生産森林組合
004	天草の崎津集落	熊本県天草市	天草市、宗教法人、個人	天草市、宗教法人、個人
005	外海の出津集落	長崎県長崎市	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人
006	外海の大野集落	長崎県長崎市	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人	日本国、長崎県、長崎市、宗教法人、個人
007	黒島の集落	長崎県佐世保市	日本国、佐世保市、宗教法人、個人	佐世保市、宗教法人、個人
008	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡 小值賀町	小值賀町、個人	小值賀町
009	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡 新上五島町	長崎県、新上五島町、宗教法人、個人	長崎県、新上五島町、宗教法人、個人
010	久賀島の集落	長崎県五島市	日本国、長崎県、五島市、宗教法人、個人	日本国、長崎県、五島市、宗教法人、個人

番号	構成資産の名称	所在地	所有者	管理者
011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市	長崎県、五島市、宗教法人、個人	長崎県、五島市、宗教法人
012	大浦天主堂	長崎県長崎市	宗教法人	宗教法人

5.b 法に基づく保護

推薦資産に含まれる国宝・重要文化財・史跡については、古社寺保存法（1897年制定）、史蹟名勝天然紀念物保存法（1919年制定）、国寶保存法（1929年制定）を統合して1950年に制定された文化財保護法の下に適切な保護が行われてきた。同法が制定されて以降、現在に至るまで、万全の保護措置が講じられてきた。

また、2004年の同法の改正により、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地のうち特に重要なものを「重要文化的景観」として選定し、保護措置の対象とすることとされた。このことにより、推薦資産に含まれる重要文化的景観についても、同法の下に万全の保護措置が講じられる対象となっている。

その他の法的規制としては、景観法に基づく景観計画区域内における行為の制限など、良好な景観の形成のための規制がある。

なお、各構成資産の保護の状況については、以下に示すとおりである。

001 原城跡

1938年5月30日

史蹟名勝天然紀念物保存法により、原城跡を史蹟に指定（文部省告示第226号）

1938年7月21日

史蹟名勝天然紀念物保存法により、南有馬町（現：南島原市）を史蹟の管理団体に指定（発宗第97号）

002, 003 平戸の聖地と集落

2010年2月22日

文化財保護法により、「平戸島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第24号）

2010年8月5日

文化財保護法により、平戸市飯良町の全域、主師町の一部を重要文化的景観に追加選定（文部科学省告示第134号）

004 天草の崎津集落

2011年2月7日

文化財保護法により、「天草市崎津の漁村景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第22号）

2012年9月19日

「天草市崎津・今富の文化的景観」を重要文化的景観に追加選定・名称変更（文部科学省告示第158号）

005 外海の出津集落

2003年12月25日

文化財保護法により、「旧出津救助院」を重要文化財に指定（文部科学省告示第169号）

2011年11月29日

文化財保護法により、「出津教会堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第160号）

2012年9月19日

文化財保護法により、「長崎市外海の石積集落景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第157号）

006 外海の大野集落

2008年6月9日

文化財保護法により、「大野教会堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第87号）

2018年予定

文化財保護法により、「長崎市外海の石積集落景観」の一部として、重要文化的景観に追加選定見込み

007 黒島の集落

2011年9月21日

文化財保護法により、「佐世保市黒島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第149号）

008 野崎島の集落跡

2011年2月7日

文化財保護法により、「小値賀諸島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第22号）

2011年9月21日

文化財保護法により、野崎島を重要文化的景観に追加選定（文部科学省告示第150号）

009 頭ヶ島の集落

2001年11月14日

文化財保護法により、「頭ヶ島天主堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第164号）

2003年12月25日

頭ヶ島天主堂の境内を追加指定（文部科学省告示第170号）

2012年9月19日

文化財保護法により、「新上五島町崎浦の五島石集落景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第157号）

010 久賀島の集落**1999年5月13日**

文化財保護法の下に、旧五輪教会堂を重要文化財に指定（文部省告示第109号）

2011年9月21日

文化財保護法により、「五島市久賀島の文化的景観」を重要文化的景観に選定（文部科学省告示第149号）

重要文化財に指定（文部省告示第62号）

1991年4月30日

文化財保護法により、南山手伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定（文部省告示第52号）

2012年9月19日

文化財保護法により、「大浦天主堂境内」を史跡に指定（文部科学省告示第145号）

011 奈留島の江上集落**(江上天主堂とその周辺)****2008年6月9日**

文化財保護法により、「江上天主堂」を重要文化財に指定（文部科学省告示第87号）

2012年12月28日

江上天主堂の境内を追加指定（文部科学省告示第179号）

2015年1月1日

五島市景観条例により、「江上天主堂周辺地区」を景観計画区域（景観重要地区）に指定。

012 大浦天主堂**1933年1月23日**

国宝保存法により、「大浦天主堂」を国宝に指定（文部省告示第14号）

1972年5月15日

文化財保護法により、「旧羅典神学校」を

5.c 保護措置の実施手段

1.構成資産

構成資産については、その本質的価値を構成する諸要素（建築物その他の工作物及びそれらの跡、遺構・遺物、それらと密接な関係を持つ自然地形及び人為的地形等）を厳格かつ的確に把握した上で、それらの全てを含む範囲を文化財保護法の下に国宝・重要文化財・史跡・重要文化的景観に指定・選定し、万全の法的保護を講じている。

文化財保護法により国宝若しくは重要文化財若しくは史跡に指定された建築物その他の工作物又は土地の現状を変更する場合、国の許可が必要となる。また、重要文化的景観の選定範囲で現状変更を行う場合は、文化財保護法に基づき文化庁長官又は景観法及び景観法に基づく条例に基づき景観行政団体の長へ届出が必要である。（文化財保護法第134条・第139条）。

また、国宝若しくは重要文化財又は史跡の保存管理・修理・公開については、文化財保護法の定めるところにより所有者又は管理団体が適切に行うことが原則とされている（文化財保護法第31条・第32条

の2・第113条・第115条・第119条）。

国宝又は重要文化財に指定されている建築物その他の工作物の修理に際して、部材の痕跡調査などから判明した原形への復元などの現状変更等を行おうとする場合のほか、史跡の指定地内において現状変更等を行う場合には、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第43条・第125条）。

文化庁長官は、国が設置した文化審議会（文化財分科会）に対して当該現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可することとしている。従って、構成資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可が必要とされる。

文化財保護法は国宝・重要文化財・史跡・重要文化的景観の管理と修理・修景に対しては、必要に応じて国が経費を補助し技術的指導を行うことができることも規定している（文化財保護法第35条・第47条・第118条・第141条の3）。

表 5-002 文化財保護法による構成資産の保護の状況

番号	構成資産の名称	保護の対象	保護の種別	文化財(指定・選定)の名称
001	原城跡	原城跡の遺構・遺物	史跡	原城跡
002 003	平戸の聖地と集落	集落の土地利用形態・納戸神を所有する住居・潜伏キリシタンの墓地・丸尾山(キリシタン墓地遺跡)・安満岳(白山比賣神社・参道・石造物・西禅寺跡)・中江ノ島	重要文化的景観	平戸島の文化的景観
004	天草の崎津集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡・崎津諏訪神社・吉田庄屋役宅跡・初代崎津教会堂跡	重要文化的景観	天草市崎津・今富の文化的景観
005	外海の出津集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンが聖画像を継承した屋敷跡・潜伏キリシタンの墓地・小濱浦・「仮の聖堂」跡	重要文化的景観	長崎市外海の石積集落景観
		出津教会堂	重要文化財	出津教会堂
		出津代官所跡及び庄屋屋敷跡 ①	重要文化財	旧出津救助院
006	外海の大野集落	集落の土地利用形態・大野神社・門神社・辻神社・潜伏キリシタンの墓地	重要文化的景観	長崎市外海の石積集落景観②
		大野教会堂	重要文化財	大野教会堂
007	黒島の集落	集落の土地利用形態・興禅寺・本村役所跡・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡(「仮の聖堂」跡)・潜伏キリシタンの墓地・初代黒島教会堂跡	重要文化的景観	佐世保市黒島の文化的景観
008	野崎島の集落跡	集落の土地利用形態・沖ノ神嶋神社・神官屋敷跡・潜伏キリシタンの墓地・潜伏キリシタンの指導者屋敷跡・初代野首教会堂跡・瀬戸脇教会堂跡	重要文化的景観	小値賀諸島の文化的景観

番号	構成資産の名称	保護の対象	保護の種別	文化財(指定・選定)の名称
009	頭ヶ島の集落	集落の土地利用形態・頭ヶ島白浜遺跡（墓地遺跡）・前田儀太夫の墓	重要文化的景観	新上五島町崎浦の五島石集落景観
		潜伏キリシタンの指導者屋敷跡（「仮の聖堂」跡）・初代頭ヶ島教会堂跡③	重要文化財	頭ヶ島天主堂
010	久賀島の集落	集落の土地利用形態・潜伏キリシタンの墓地・仏教徒と潜伏キリシタンとが協働した作業場・牢屋の窄殉教地・浜脇教会堂跡・永里教会堂跡・細石流教会堂跡・赤仁田教会堂跡	重要文化的景観	五島市久賀島の文化的景観
		旧五輪教会堂	重要文化財	旧五輪教会堂
011	奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）④	江上天主堂・初代江上教会堂跡⑤	重要文化財	江上天主堂
012	大浦天主堂	遺構・遺物（地上建物及び工作物を含む）	史跡	大浦天主堂境内
		大浦天主堂	国宝	大浦天主堂
		旧羅典神学校	重要文化財	旧羅典神学校
		大浦天主堂・旧羅典神学校・旧長崎大司教館・旧伝道師学校	重要伝統的建造物群保存地区	南山手伝統的建造物群保存地区

- 1 出津代官所跡及び庄屋屋敷跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した旧出津救助院の敷地の一部として保護する。
- 2 2018年に追加選定見込み。
- 3 潜伏キリシタンの指導者屋敷跡（「仮の聖堂」跡）及び初代頭ヶ島教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した頭ヶ島天主堂の境内の一部として保護する。
- 4 江上天主堂の周辺は、景観法に基づく五島市景観条例で保護する。
- 5 初代江上教会堂跡は、文化財保護法に基づき重要文化財に指定した江上天主堂の境内の一部として保護する。

2. 緩衝地帯

緩衝地帯については、推薦資産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶことを未然に防ぎ、構成資産と周辺環境が調和した現在の良好な景観の保全を図ることを目的とする区域であることを念頭に置き、構成資産ごとに範囲を設定した。

基本的に、緩衝地帯は構成資産と一体感のある周辺環境(セッティング)の範囲とした。緩衝地帯の境界線は、法律・条例等に基づく規制区分の境界、土地の所有境界、行政界、道路等の施設等も考慮し、人々の認知が可能な明確な境界として設定した。

なお、緩衝地帯に対しては、景観法をはじめ文化財保護法・自然公園法等の法律及び関係地方公共団体が定める条例により、構成資産の周辺環境としての保護措置を講じている。

各構成資産の緩衝地帯の設定範囲は図5-001～5-011のとおりであり、その設定の根拠を以下に示す。

001 原城跡

原城跡の緩衝地帯は、原城跡の北に位置し、原城跡とも歴史的な関係が深い日野江城跡との相互の視覚的なつながりを重視し、双方からの視認範囲を基準とした。緩衝地帯の範囲内には、原城跡の周辺の海域、日野江城跡へと連続する農用地及び市街地も含めた。

緩衝地帯の境界線は、字界・道路界を根拠として設定した。また、海域の範囲は、原城跡の海に突出した3つの基準点から沖合1kmの範囲に設定した。

002, 003 平戸の聖地と集落

春日集落及び安満岳、中江ノ島の緩衝地帯は、相互の視覚的なつながりを重視し、それらの全体を含む範囲として一体的に設定した。安満岳・春日集落・中江ノ島を保全するために必要な範囲のみならず、構成資産と関連性を有する平戸島西海岸の集落を含む範囲も加えることとした。また、周辺海域における開発の可能性を考慮し、自然公園法の普通地域の範囲を追加した。

緩衝地帯の境界線は、海岸線・字界・林

班界を根拠として設定し、海域は平戸島及び中江ノ島の海岸線から沖合1kmまでの範囲を含むよう設定した。

緩衝地帯の境界線は、海岸線、山・丘陵の稜線、町界、道路界、土地所有の境界線等を根拠とし、海域は小濱浦を基準として沖合500mの範囲に設定した。

004 天草の崎津集落

天草の崎津集落の緩衝地帯は、入り江に面する崎津集落とその周囲の山並みとが一体の景観として保全できるために必要な範囲とした。

緩衝地帯の境界線は、海岸線、山・丘陵の稜線、土地所有の境界線を根拠として設定し、崎津教会堂の周辺から望む海域への展望景観を保護するために海上に設定した景観形成地域（「番所の鼻」のある海岸線から南へ伸ばした線と崎津灯台のある海岸線から西に伸ばした線で囲まれる海域）を含めることとした。

006 外海の大野集落

外海の大野集落の緩衝地帯は、大野岳から海に向かって広がる斜面地形に形成された大野集落周辺の景観を保全するためには必要な範囲とした。また、海岸から五島列島への良好な眺望を保全するために、その直近の海域（海岸線から沖合500mの範囲）を加えた。

緩衝地帯の境界線は、陸域は海岸線及び字界を基準としつつ、道路界又は土地所有の境界線等を根拠とし、海域は海岸線上の3つの基準点から西の沖合500mに位置する3点を相互に結んだ範囲に設定した。

005 外海の出津集落

外海の出津集落の緩衝地帯は、出津川流域の潜伏キリシタン集落と周辺の斜面地形に見られる段畑が一体となって形成する禁教期以来の良好な石積みの集落景観を保全するために必要な範囲とした。また、小濱浦から五島列島への良好な眺望を保全するため、その直近の海域を加えた。

007 黒島の集落

黒島の集落の緩衝地帯は、禁教期以来の様相を留める黒島の景観を保全するためには必要な範囲とし、海域における開発の可能性を考慮して周辺海域を含むように設定した。

緩衝地帯の境界線は、黒島の四周の海岸

線から沖合 1km の範囲に設定した。

008 野崎島の集落跡

野崎島の集落跡の緩衝地帯は、野崎島の良好な自然環境を保全するために必要な範囲とした。

海域における開発の可能性を考慮し、島の四周の海岸線から沖合 1km までの周辺海域を含むように設定した。

009 頭ヶ島の集落

頭ヶ島の集落の緩衝地帯は、頭ヶ島全体の自然環境の一体的保全と、上五島空港（資産範囲の東側に位置し、現在は使われていない。）で今後行われる可能性のある開発に対する景観誘導等の必要性を考慮し、頭ヶ島の全域を含む範囲とした。さらに、海域における開発の可能性を考慮し、白浜集落の対岸に存在するロクロ島及び頭ヶ島周辺の海域の両者を含むよう設定した。

緩衝地帯の範囲は、頭ヶ島の海岸線から沖合 1km までの周辺海域及び頭ヶ島から視認できる陸域を基準として、海岸線及び山・丘陵の稜線を根拠として設定した。

010 久賀島の集落

久賀島の集落の緩衝地帯は、禁教期以来の様相を留める久賀島の景観を保全するために必要な範囲とし、海域における開発の可能性を考慮して周辺海域を含めるよう設定した。

緩衝地帯の境界線は、久賀島の四周の海岸線から沖合 1km の範囲に設定した。

011 奈留島の江上集落

(江上天主堂とその周辺)

奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）の緩衝地帯は、狭隘な迫地形に形成された江上集落周辺に広がる地形と自然環境を一体的に保全するために必要な範囲とした。また、海側から江上集落への眺望を確保するため、漁港漁場整備法の漁港区画を含む周辺海域を加えた。

緩衝地帯の境界線は、陸域は山・丘陵の稜線、谷、海岸線、海域は大串湾の入口にある岬を結んだ線を根拠として設定した。

012 大浦天主堂

大浦天主堂の緩衝地帯は、周辺の都市開発が天主堂からの眺望景観に与える可能性のある負の影響を考慮し、天主堂からの

視認範囲に周辺市街地を加えた範囲とした。

緩衝地帯の境界線は、町界・道路界・海岸線、土地所有の境界線を利用して設定した。

緩衝地帯の保全は、景観法・文化財保護法・自然公園法など緩衝地帯に適用される法律及びこれらの法律に基づいて定められた条例及び関連諸計画を適切に運用して行う。

緩衝地帯における建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の区画形質変更、木竹の伐採等の行為は、文化財保護法、都市計画法、景観法、自然公園法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、漁港漁場整備法、屋外広告物法及び関係地方公共団体が定める条例等によって規制されている。それらの行為を行う場合には事前の許可又は届出が義務付けられ、適用される法令・制度の趣旨に従って関係機関が適切に指導・助言することにより構成資産の周辺環境が良好に保全される。

各構成資産の緩衝地帯に対する法令・制度等の適用状況を表5-003に整理している。また、各法令・制度の概要を表5-004に示す。

なお、構成資産の周辺に見られる景観の

性質・課題については、附属資料6a「包括的保存管理計画」の第3章「構成資産及び周辺の現状・課題」に示した。

さらに、構成資産の景観保全及び形成に関する方針、修景・景観整備事業に関する推薦資産全体の共通方針及び構成資産の類型ごとの個別方針については、附属資料6a「包括的保存管理計画」の第4章「マネジメントプランの実施」を参照されたい。

表 5-003 法令制度等の構成資産及び緩衝地帯への適用状況

根拠法令	構成資産 制度名・ 対象地域名	001	002 003	004	005	006	007	008	009	010	011	012
		原城跡	平戸の聖地と集落	天草の崎津集落	外海の出津集落	外海の大野集落	黒島の集落	野崎島の集落跡	頭ヶ島の集落	久賀島の集落	(奈留島の江上天主堂とその周辺)	大浦天主堂
文化財保護法	史跡	●										●
	国宝、重要文化財				●	●	●		●	●	●	●
	重要文化的景観		●	●	●	●	●	●	●	●		
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	重要伝統的建造物群 保存地区											●
景観法	景観計画区域									●	●	
南島原市景観条例	重点地区	●										
平戸市景観条例	重点景観計画区域		●									
天草市景観条例	景観形成区域			●								
長崎市景観条例	景観形成重点地区				●	●						●
佐世保市景観条例	重点景観計画区域						●					
小値賀町景観条例	重点景観計画区域							●				
新上五島町景観条例	重要景観計画区域								●			
五島市景観条例	景観重要地区										●	
	文化的景観地区									●		
自然公園法	第1種特別地域	●						●				
	第2種特別地域	●	●	●				●	●	●		
	第3種特別地域	●						●		●		
	普通地域	●						●	●	●		
都市計画法	風致地区											●
	都市計画区域 (市街化区域)											●

根拠法令	構成資産 制度名・ 対象地域名	原城跡	001	002 003	004	005	006	007	008	009	010	011	012
			平戸の聖地と集落	天草の崎津集落	外海の出津集落	外海の大野集落	黒島の集落	野崎島の集落跡	頭ヶ島の集落	久賀島の集落	奈留島の江上集落とその周辺	大浦天主堂	
漁港漁場整備法	漁港区域		○	○	○		○	○	○	○	○	○	
屋外広告物法													
長崎県屋外広告物条例	禁止区域		○				○		○	○	○	○	
	許可区域	○	○										
熊本県屋外広告物条例	禁止区域			○									
	許可区域			○									
長崎市屋外広告物条例	禁止区域				○	○						○	
	許可区域				○	○						○	
小値賀町屋外広告物条例	禁止区域							○					
	許可区域							○					
農業振興地域の整備に関する法律	農用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
農地法	農地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

①外海の大野集落は、2018年に重要文化的景観に選定予定。

凡例：●：基本的な法規制當 ○：増補的な法規

表 5-004 構成資産及び緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可／届出 等	規制の対象となる行為	罰則
文化財保護法 文化財の保存及び活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。	史跡		禁止	● 滅失、毀損又は衰亡	懲役、禁錮又は罰金
			許可	● 現状変更 ● 保存に影響を及ぼす行為	罰金、過料
			届出	● 復旧（許可を要する行為を除く。）	—
	国宝、重要文化財		禁止	● 損壊又は毀棄	懲役、禁錮又は罰金
			許可	● 現状変更 ● 保存に影響を及ぼす行為	罰金、過料
			届出	● 復旧（許可を要する行為を除く。）	—
	重要文化的景観		届出	● 現状変更 ● 保存に影響を及ぼす行為	過料（管理命令違反）
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	重要伝統的建造物群保存地区	許可		● 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却 ● 外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更 ● 宅地の造成等の土地の形質の変更 ● 木竹の伐採、土石の採取、水面の埋立て又は干拓	罰金

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
景観法		景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の新築、増築、改築又は移転 ● 外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更 ● 開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。以下「都市計画法」において同じ。） ● 景観行政団体の条例で定める行為（下記参照） 	
南島原市景観条例	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい国土の形成、豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する。	重点地区	届出	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ● 木竹の植栽又は伐採 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ● 水面の埋立て又は干拓 	懲役又は罰金
平戸市景観条例		重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の開発等 ● 木竹の伐採 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ● 水面の埋立て又は干拓 	
天草市景観条例		景観形成区域		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物等の新築、増築、改築又は移転 ● 外観の変更を伴う修繕、模様替え又は色彩の変更 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ● 鉱物の掘採又は土石の採取 ● 土地の区画形質の変更 	

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
長崎市景観条例		景観形成重点地区		<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 	
佐世保市景観条例	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しい国土の形成、豊かな生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与する。	重点景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ● 河川、水路、道路、農道等の新設、改修等 ● 木竹の植栽又は伐採 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ● 水面の埋立て又は干拓 	
小値賀町景観条例		重点景観計画区域	届出	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家となる場合 ● 土地の開墾、土石の採取等の土地の形質の変更 ● 木竹の植栽又は伐採 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ● 水面の埋立て又は干拓 	懲役又は罰金
新上五島町景観条例		重要景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の開発等の変更 ● 木竹の伐採 ● 屋外における物の集積又は貯蔵 ● 水面の埋立て 	
五島市景観条例		文化的景観地区 景観重要地区		<ul style="list-style-type: none"> ● 土石類の採取等の土地の形質の変更 ● 木竹の植栽又は伐採 ● 屋外における物件の堆積 	

根拠法令	目的・概要	制度・対象区域名	許可/届出等	規制の対象となる行為	罰則
自然公園法	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	許可 許可 許可 届出	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の新築、改築又は増築 ● 木竹の伐採 ● 鉱物の掘採又は土石類の採取 ● 河川等の水位又は水量の増減 ● 指定湖沼への汚水の排出等 ● 広告物等の掲出又は設置 ● 屋外における土石等の集積または貯蔵 ● 水面の埋立て又は干拓 ● 土地の開墾等による土地の形状変更 ● 指定植物の採取、指定動物の捕獲等 ● 屋根、壁面、塀、橋等の色彩の変更 ● 指定する区域内の航空機の着陸等 	懲役又は罰金
都市計画法 長崎市風致地区内における建築物等の規制に関する条例	都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	都市計画区域 風致地区	許可 許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の規模を超える開発行為 ● 建築物等の新築、改築、増築又は移転 ● 宅地の造成、土地の開墾等の土地の形質の変更 ● 木竹の伐採 ● 土石の類の採取 ● 水面の埋立て又は干拓 ● 建築物等の色彩の変更 ● 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積 	懲役又は罰金 罰金

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、環境との調和に配慮した整備事業を計画的に推進し、国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与する。	漁港区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の建設又は改良 ● 土砂の採取、土地の掘削又は盛土 ● 汚水の放流又は汚物の放棄 ● 水面又は土地の占用 <p>※公有水面の埋立行為 (公有水面埋立法)</p>	罰金
屋外広告物法		条例で定める地域	—		
長崎県屋外広告物条例 (長崎市・小値賀町を除く長崎県全域に適用)	良好な景観を形成又は公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等について、必要な規制の基準を定める。	禁止地域 (重要文化財、史跡、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、風致地区等)	禁止	<ul style="list-style-type: none"> ● 広告物の表示 ● 広告物を掲出する物件の設置 	懲役又は罰金
		許可地域 (都市計画区域、景観計画区域(五島市・佐世保市を除く)等)	許可		

根拠法令	目的・概要	制度・対象 区域名	許可/届出 等	規制の対象となる行為	罰則
熊本県屋外 広告物条例	良好な景観を形成 又は公衆に対する 危害の防止のため、 屋外広告物の表示 及び屋外広告物を 掲出する物件の設 置等について、必要 な規制の基準を定 める。	禁 止 地 域 (重要文化 財、史跡、風 致地区等)	禁止		
長崎市屋外 広告物条例		許 可 地 域 (景観計画 区域、景観 形成地 域 等)	許可		
		禁 止 地 域 (重要文化 財、史跡、重 要文化的景 観、重要伝 統的建造物 群保 存 地 区、風致地 区等)	禁止	● 広告物の表示 ● 広告物を掲出する物件の設置	懲役 又は罰金
		許 可 地 域 (禁止地 域 を除く長崎 市全 域)	許可		

根拠法令	目的・概要	制度・対象区域名	許可/届出等	規制の対象となる行為	罰則
小値賀町屋外広告物条例	良好な景観を形成又は公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等について、必要な規制の基準を定める。	禁 止 地 域 (重 点 景 観 計 画 区 域)	禁 止	● 広告物の表示 ● 広告物を掲出する物件の設置	懲 役 又 は 罰 金
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する措置を講じ、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用に寄与する。	農用地区域 (農用地等として利用すべき土地の区域)	許 可	● 宅地の造成、土石の採取等の土地の形質の変更 ● 建築物等の新築、改築又は増築	懲 役 又 は 罰 金
農地法	農地の転用規制及び利用確保のための措置を講じ、工作者の地位の安定と農業生産の増大による食料の安定供給の確保に資する。	農 地	許 可	● 農地の権利の移動 ● 農地の転用及び農地転用のための権利の移動	懲 役 又 は 罰 金

001 原城跡

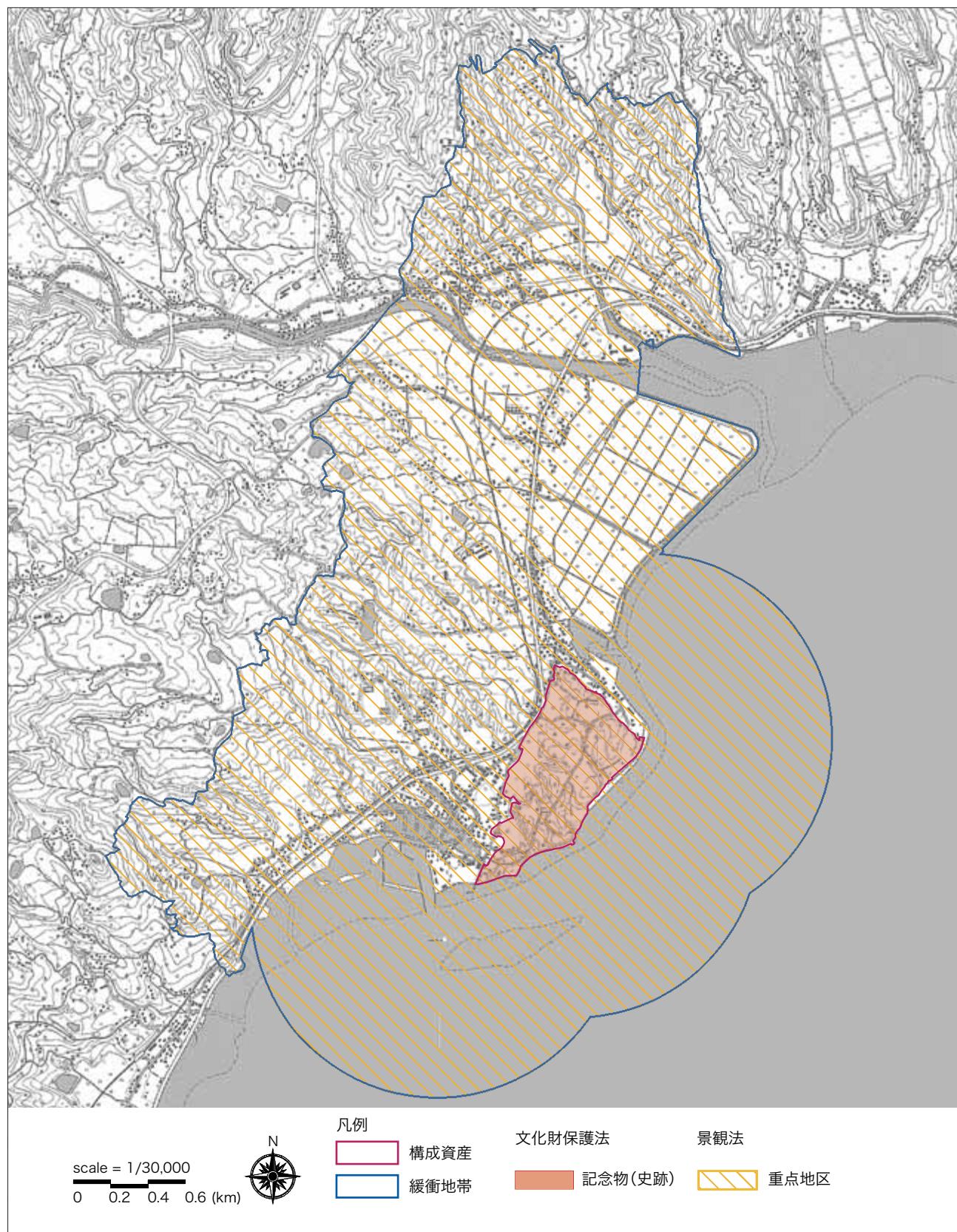


図 5-001 緩衝地帯における法規制図(001 原城跡)

002 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)

003 平戸の聖地と集落(中江ノ島)

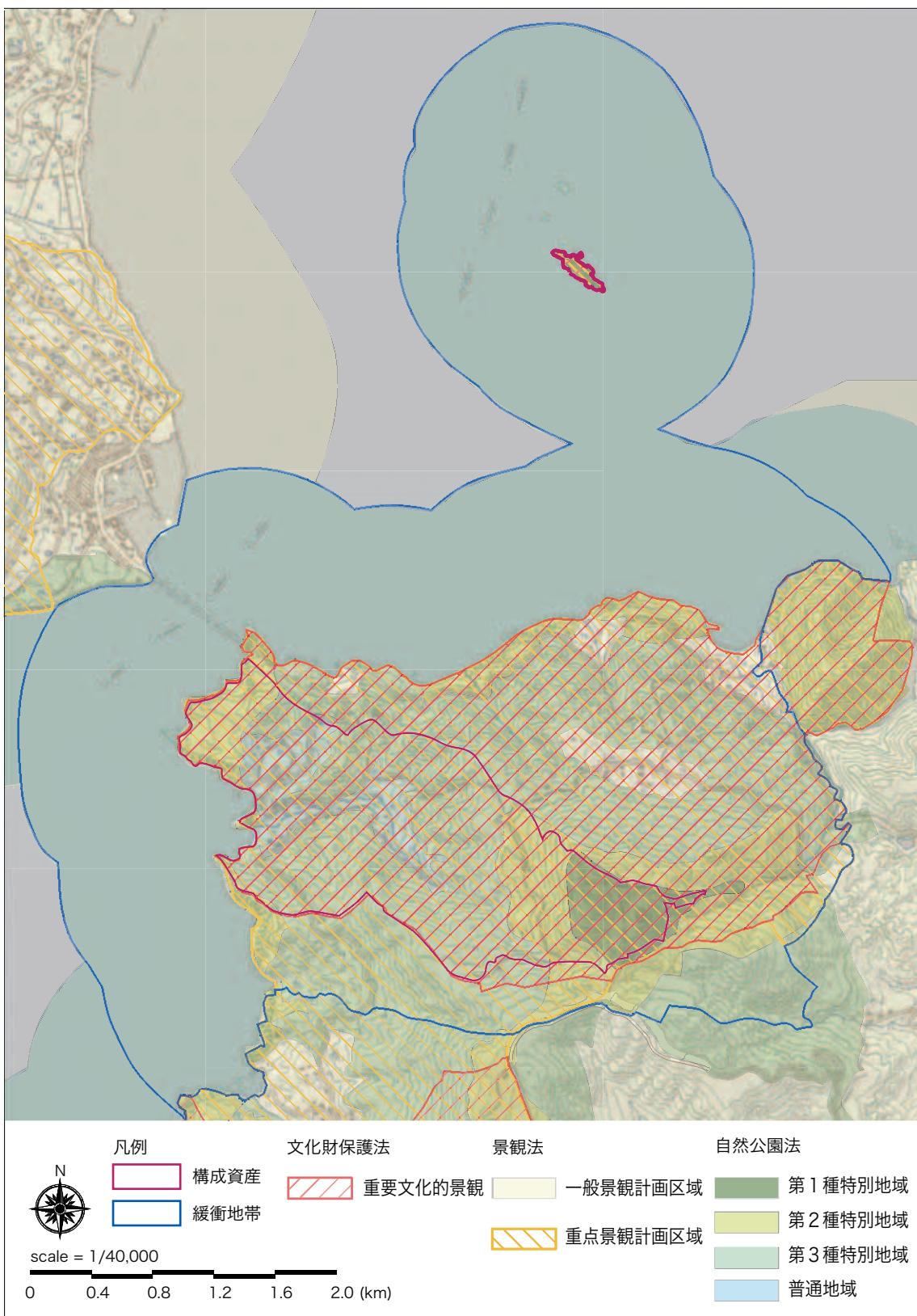


図 5-002 緩衝地帯における法規制図(002, 003 平戸の聖地と集落)

004 天草の崎津集落

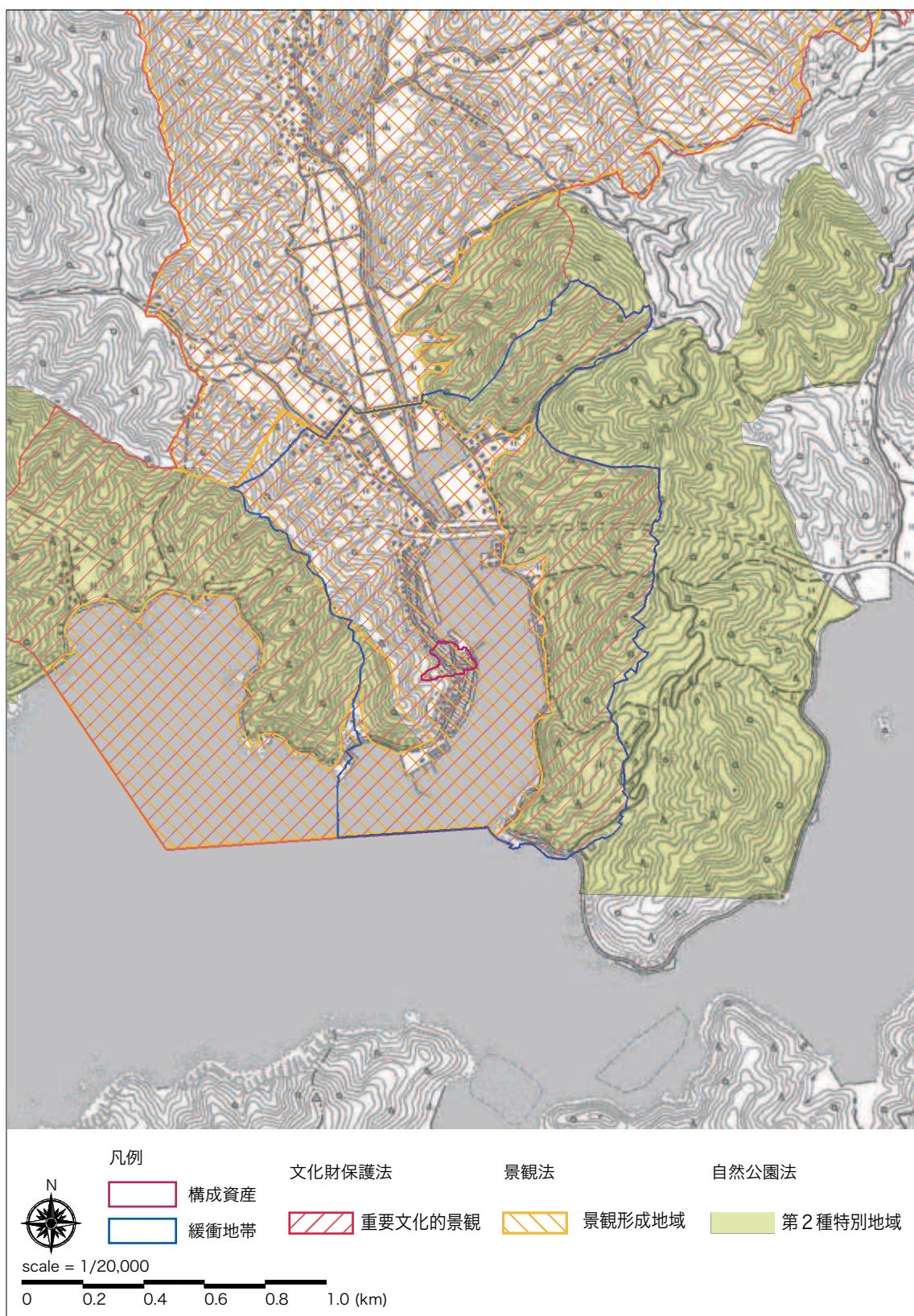


図 5-003 緩衝地帯における法規制図(004 天草の崎津集落)

005 外海の出津集落

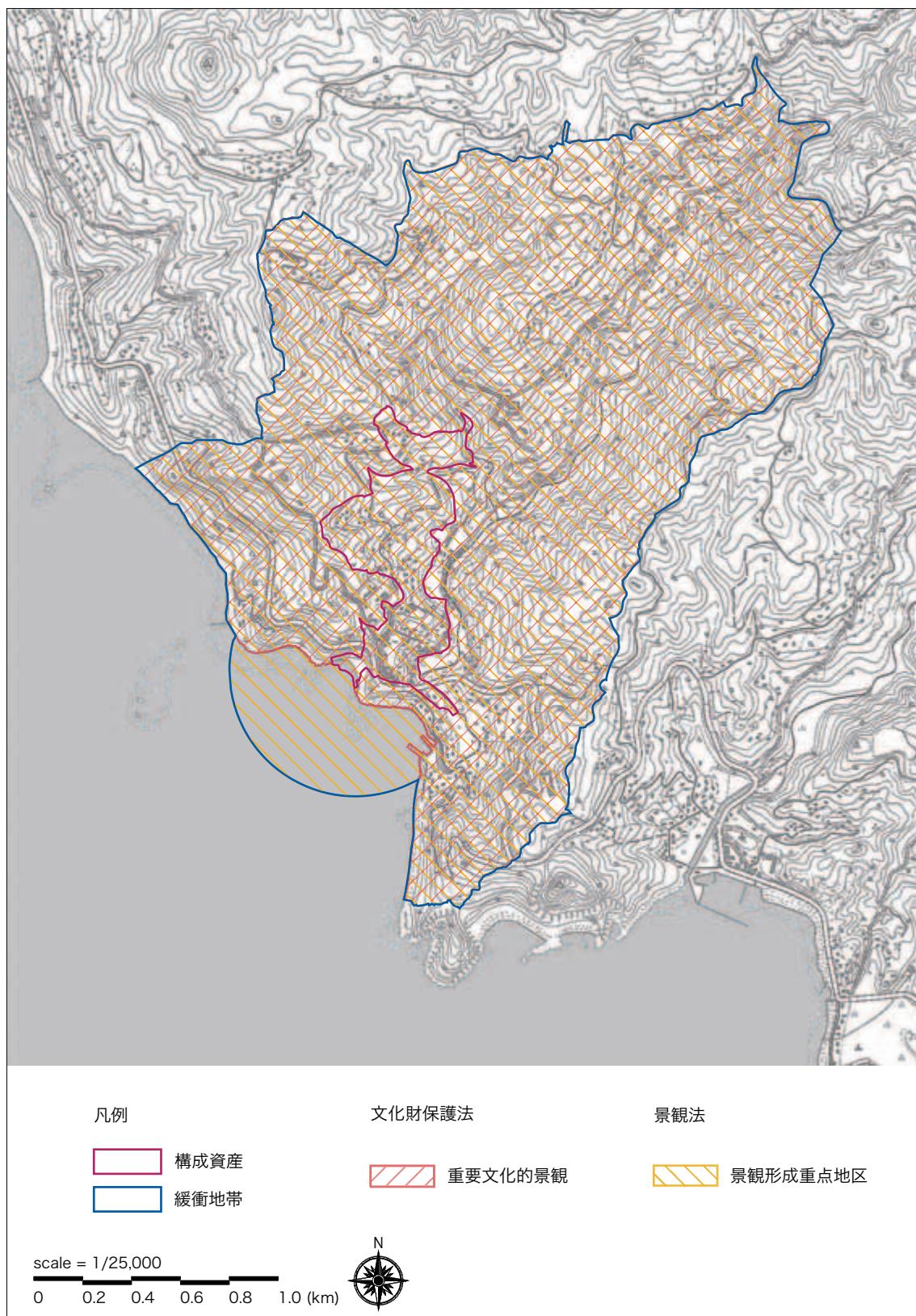


図 5-004 緩衝地帯における法規制図(005 外海の出津集落)

006 外海の大野集落

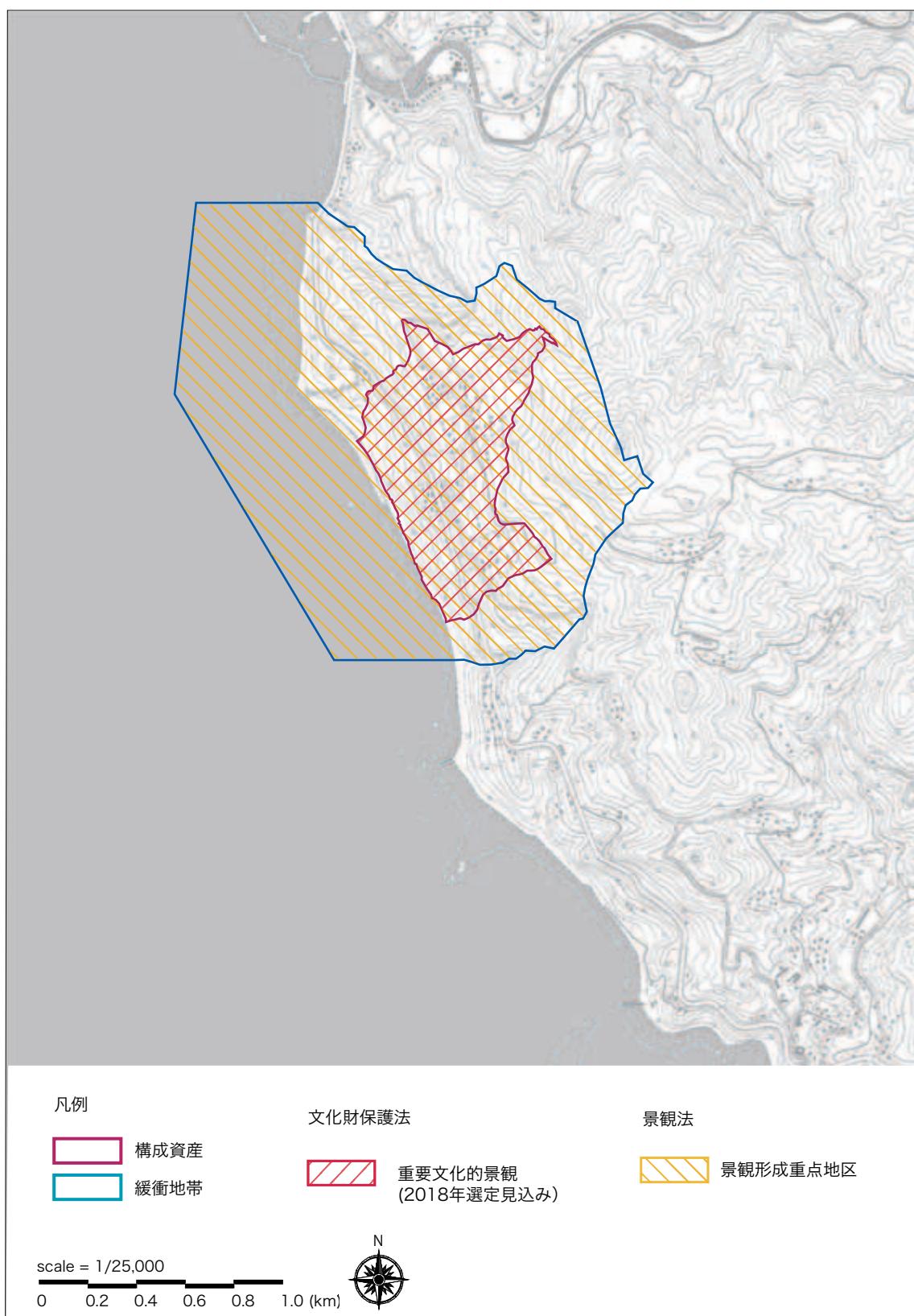


図 5-005 緩衝地帯における法規制図(006 外海の大野集落)

007 黒島の集落



図 005-6 緩衝地帯における法規制図(007 黒島の集落)

008 野崎島の集落跡

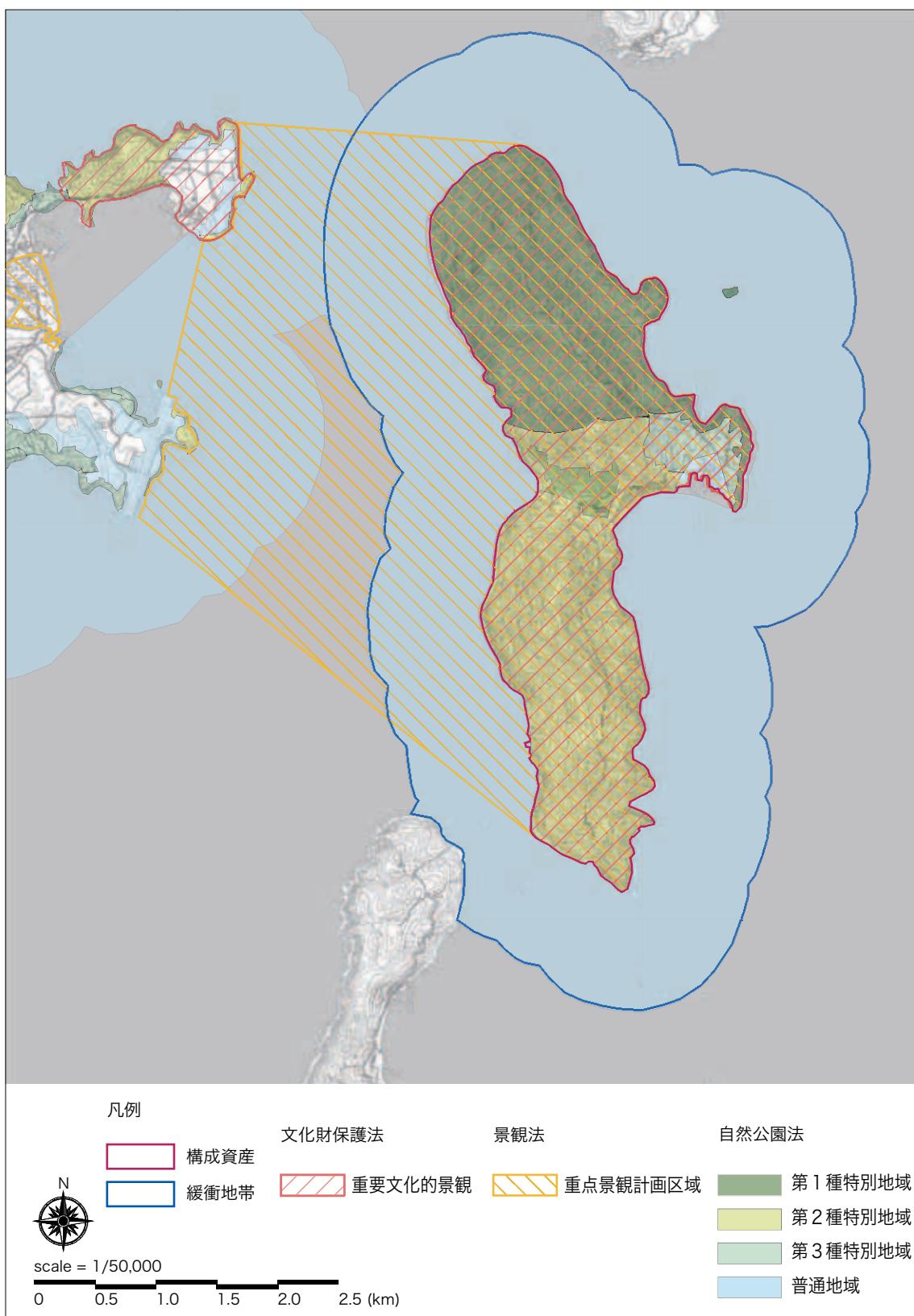


図 005-7 緩衝地帯における法規制図(008 野崎島の集落跡)

009 頭ヶ島の集落

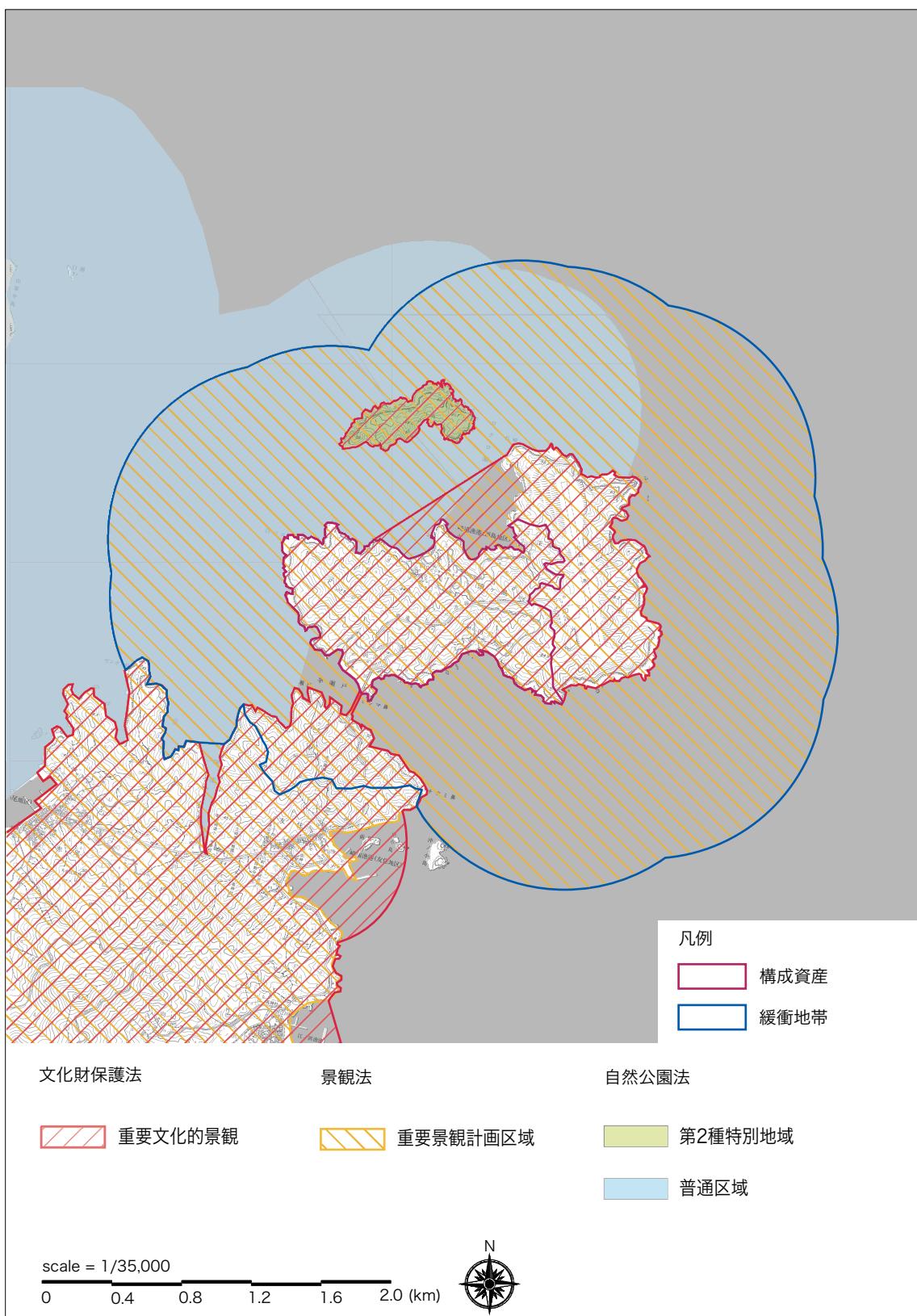


図 5-008 緩衝地帯における法規制図(009 頭ヶ島の集落)

010 久賀島の集落

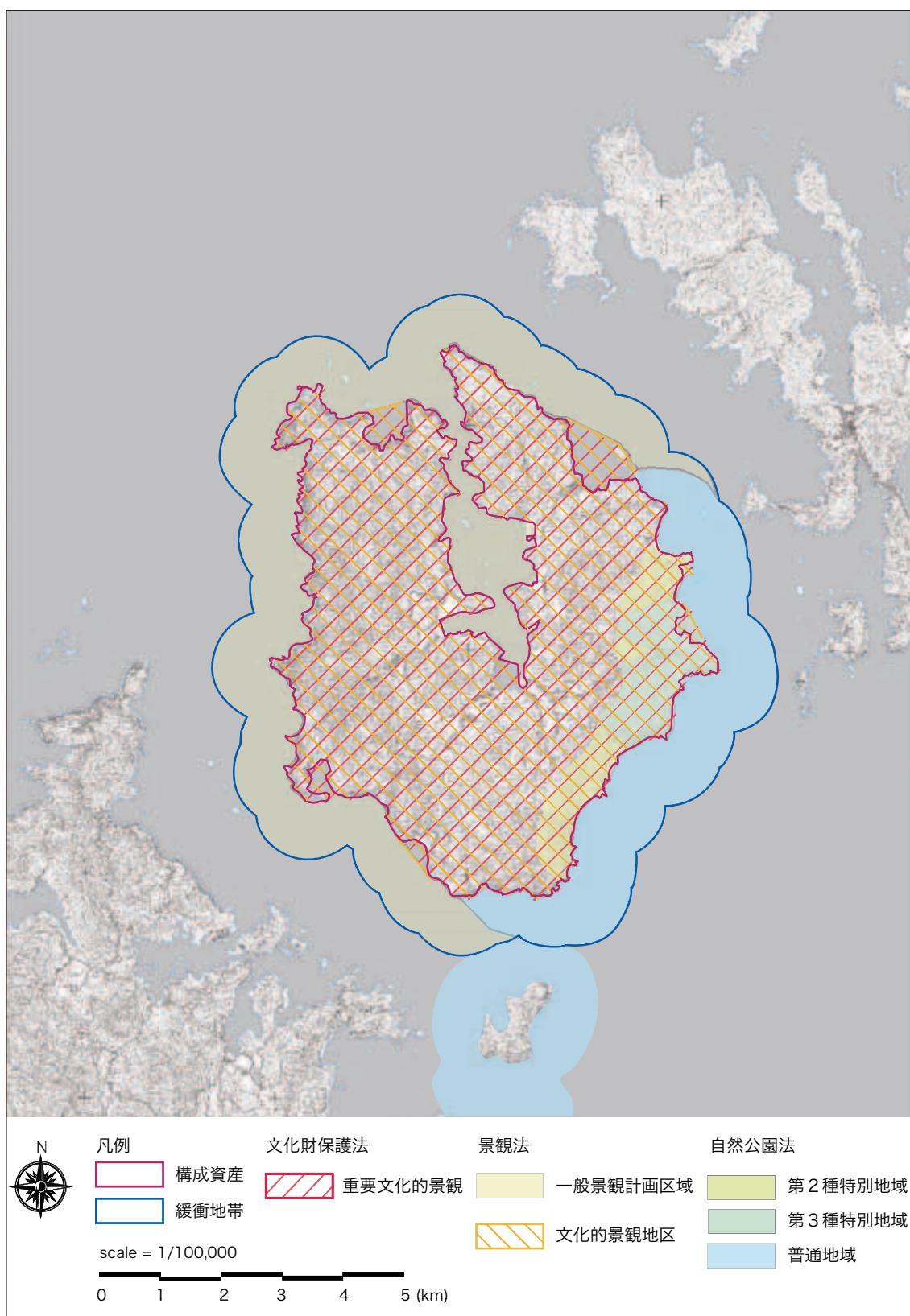


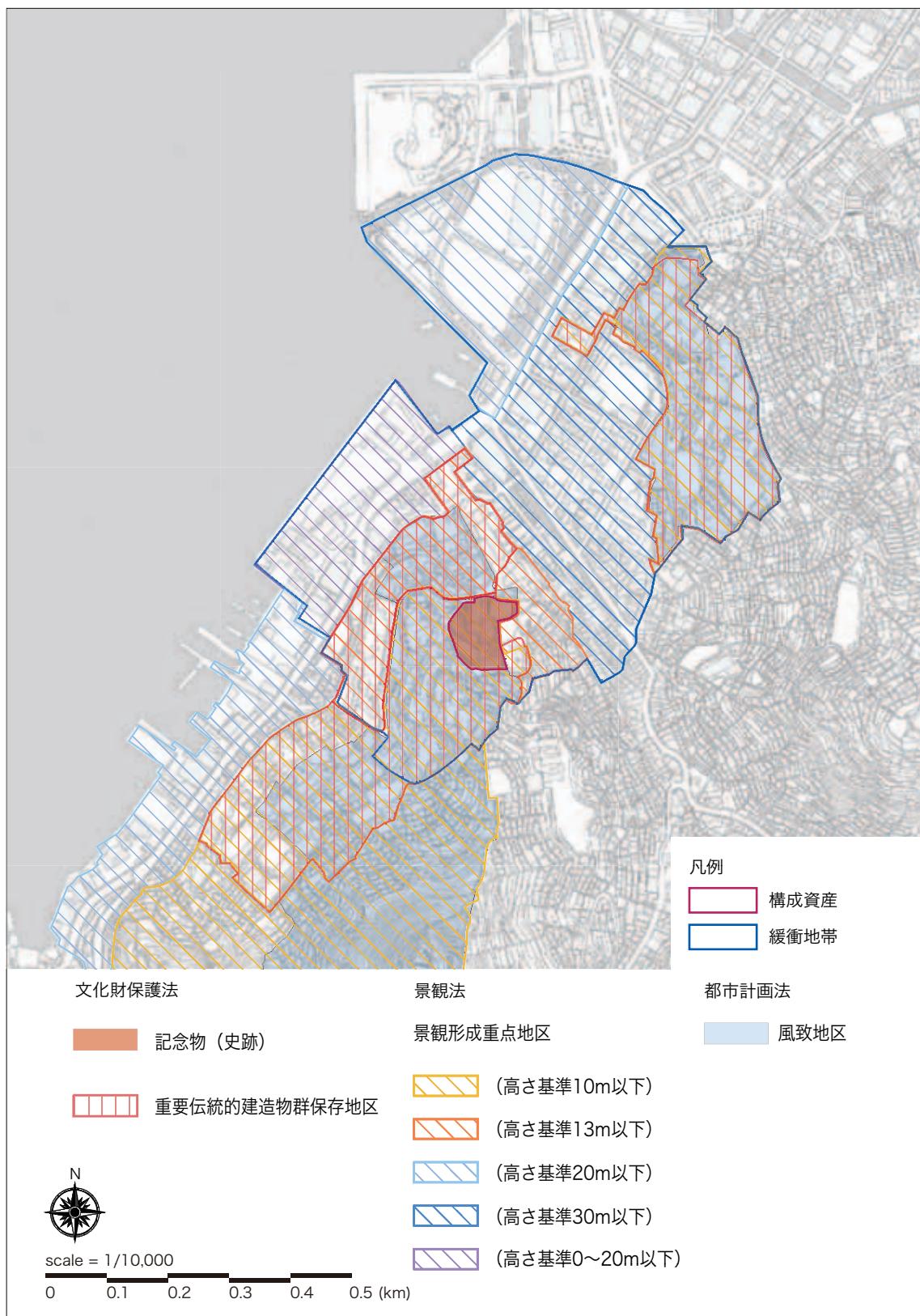
図 5-009 緩衝地帯における法規制図(010 久賀島の集落)

011 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)



図 5-010 緩衝地帯における法規制図(011 奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)

012 大浦天主堂



5.d 推薦資産が所在する県・市町に関する諸計画

1. 総合計画

(1) 県の計画

長崎県総合計画チャレンジ2020(2016年)	
主たる目的	「人、産業、地域が輝くたくましい長崎県づくり」を基本理念とする、2016年度から2020年度までの長崎県政運営の指針・考え方を示した総合計画であり、10年後の長崎県の将来像を見据えつつ、交流の拡大、地域振興、人材育成等の重点的な施策を示す。
推薦資産に係る事項	交流でにぎわう長崎県の実現のため、推薦資産を含む指定文化財の保存と活用の促進及び秩序ある公開・広報の実現のための受け入れ体制の整備に取り組むことが明記されている。 特に、推薦資産については、既に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」とともに、政策横断プロジェクト「世界文化遺産プロジェクト」として世界遺産を活かした長崎県全体の地域活性化に取り組むことが明記されている。

熊本復旧・復興4力年戦略(2016年)	
主たる目的	「災害に強く誇れる資産を次世代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」の実現に向けて熊本県が取り組む基本方針であり、4年間(2016~2019年度)で重点的に推進する主な施策を示す。
推薦資産に係る事項	未来につなぐ資産の創造のため、天草の崎津集落を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録を目指し、国や長崎県、天草市と連携し、遺産価値の更なる磨き上げを進めていることが明記されている。

(2) 市町の計画

南島原市総合計画(2008年)	
主たる目的	南島原市の行財政運営に関する各種分野別計画の基本となる最上位の計画で、今後のまちづくりの総合的な指針となる。南島原市が目指すべきまちづくりの理念・将来像を示すとともに、それらを実現するためのまちづくりの目標及び具体的な施策を示す。
推薦資産に係る事項	歴史・文化財を活かしたまちづくりを推進し、歴史・文化財の保護と整備、その活用・普及に取り組む。特に推薦資産については、調査研究、万全の保存管理、観光客の受け入れ体制の整備、ガイダンス機能の強化、周辺環境の整備等に取り組むとともに、構成資産の価値及び歴史的背景等を海外へも積極的に配信することが明記されている。

平戸市総合計画(2008年)	
主たる目的	平戸市のまちづくりを行ううえで最上位に位置付けられる計画で、今後10年間のまちづくりの目標とその実現に向けた方策を示す。内容はまちづくり全般にわたり、中長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政経営を行うための指針を示す。
推薦資産に係る事項	平戸市固有の歴史・文化遺産が保存・継承・活用され、活発な芸術文化活動ができる社会を目指す。 「歴史・伝統文化の保存・継承・活用」に取り組み、構成資産を含む指定文化財等の文化遺産の保護を図る。特に推薦資産に関する、構成資産の保存・整備に取り組むことが明記されている。

第2次天草市総合計画(2015)	
主たる目的	天草市の行政運営を総合的かつ計画的に行うための指針で、天草市の最上位計画に位置付けられる。2015年から2022年までの8年間の長期的な展望の下、「市民が住み続けたいと思う環境指標」を基本構想とし、その実現のための基本的な方策を示している。
推薦資産に係る事項	天草におけるキリスト教の歴史を代表する地区として、歴史・文化、景観を活かしたまちづくりを目指す。特に、市民の郷土愛、コミュニティ意識を醸成するため、歴史文化遺産の保存・継承・活用に取り組み、集落の景観保全、来訪者の誘導・制御、ボランティアガイドの充実、地域のルールづくりなど受け入れ体制の強化を図り、住民生活と観光との共存に努めている。

長崎市第四次総合計画(2011年)	
主たる目的	これからの10年間において長崎市が目指す将来の都市像を掲げ、その実現に向けた基本的な姿勢とともに、重点テーマに沿ったまちづくりの方針に基づく具体的な施策及び取組状況を示す。
推薦資産に係る事項	次世代に歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えるため、世界遺産の登録を実現し、その価値を世界に発信することをはじめ、所在の構成資産を含む文化財を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ること、歴史・文化遺産に対する市民意識を高め、国内外に発信することが明記されている。

第6次佐世保市総合計画(2008年)	
主たる目的	保健福祉、教育文化、観光・商工業の活性化、都市開発、環境保全など、分野を問わず、今後(概ね10年間)における都市像及びまちづくり全体の基本的な考え方、具体的な施策等を示す。
推薦資産に係る事項	文化芸術に親しめる環境づくりを推進し、歴史文化の保存・活用・継承に取り組むこととし、文化財の調査・保護・活用及び情報発信を行う。特に、構成資産の候補である黒島天主堂及び黒島の文化的景観については、積極的に保存活用の施策を実施することが明記されている。

第4次小値賀町総合計画(2013年)	
主たる目的	2014年から2023年までの小値賀町のまちづくりの指針として策定された計画で、まちづくりの基本的な方向性を示すとともに、各分野の計画・事業立案の基本となる。
推薦資産に係る事項	豊かな教育・文化のまちづくりを推進し、教育・文化の振興に取り組む。その中で、推薦資産を含む文化財を守り継承していくこと、世界文化遺産登録推進事業及び重要文化的景観関連事業については重要施策として推進することなどが明記されている。

新上五島町第2次総合計画(2015年)	
主たる目的	町政の基本的な方向性を示した計画であり、産業、生活環境、保健・医療・福祉など各分野における事業立案の基本となるものである。2004年の5町合併から10年が経ち、それから10年後の本町の将来像を描くとともに、将来像の実現に向けて取り組むべき施策を明確に示している。
推薦遺産に係る項目	文化財保護の充実を図るため、頭ヶ島の集落の世界遺産登録を目指すとともに、文化財の適正な保存と活用を行うことが明記されている。

五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(2015年)	
主たる目的	良質な雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援とそれらを支えるまちづくりに取り組み、人口ビジョンを踏まえた人口減少対策を推進する。2015年度から2019度までの五島市政運営の指針・考え方を示した総合戦略である。
推薦資産に係る事項	五島の魅力を発信し、世界に誇れる“しま”を実現するための基本目標として、推薦資産の保存・活用を促進し、秩序ある公開・広報の実現のために、受け入れ体制の整備に取り組むことが明記されている。

2. 景観計画

構成資産が所在する各地方公共団体は、各構成資産とその周辺環境の歴史・文化的資源及び恵まれた自然環境を活かし、良好な景観保全と景観形成を推進することを目的として景観計画を策定し、各景観計画区域内における中・長期的な景観形成の方針を定めている。

なお、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定地における行為の制限は、

景観計画の中に「景観形成基準」として定められている。各地方公共団体は、景観保全に必要な基準を明示することにより、景観計画区域内で行われる建築物その他の工作物の変更等の行為と集落景観との調和を図っている。

(1) 県の計画

●長崎県美しい景観形成計画（長崎県、

2011年)

- 熊本県景観計画（熊本県、2008年）

（2）市町の計画

- 南島原市景観計画（南島原市、2010年）
- 平戸市景観計画（平戸市、2009年）
- 天草市景観計画（天草市、2012年）
- 長崎市景観計画（長崎市、2017年）
- 佐世保市景観計画（佐世保市、2010年）
- 小値賀町景観計画（小値賀町、2009年）
- 新上五島町景観計画（新上五島町、2017年）
- 五島市景観計画（五島市、2017年）
- 久賀島景観まちづくり計画（五島市、2010年）
- 江上地区景観まちづくり計画（五島市、2012年）

3. 観光計画

構成資産が所在する各地方公共団体は、観光ガイドの育成及びスキルアップなど観光振興の人材育成をはじめ、快適な観光のための環境整備等の推進を目指して観光計画を策定し、観光振興に係る中・長期の方針を定めている。各地方公共団体が定める観光計画は、以下のとおりである。

（1）県の計画

- 長崎県観光振興基本計画（長崎県、2011年）
- ようこそくまもと観光立県推進計画（熊本県、2012年）

（2）市町の計画

- 南島原市観光地づくり実施計画（南島原市、2008年）
- 平戸市観光振興の指針（平戸市、2013年）
- 天草市観光振興アクションプラン（天草市、2012年）
- 佐世保市観光振興基本計画（佐世保市、2006年）
- 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏整備計画（佐世保市・小値賀町、2013年）
- 新上五島町観光振興ビジョン（新上五島町、2007年）

4. 地域振興計画

構成資産が所在する各地方公共団体は、人口流出に伴う過疎化に対して、産業・地域文化の振興等、過疎地域自立促進に向けた計画を定めている。その中で、推薦資産の世界遺産登録推進を契機として、情報及び施設整備等を通じ、交流人口・定住人口の増加、耕作放棄地等

の地域資源の利活用等の施策に取り組んでいる。各地方公共団体が定める振興計画は、以下のとおりである。

(1) 県の計画

- 長崎県離島振興計画（長崎県、2013年）
- 宇土天草地域半島振興計画（熊本県、2005年）

(2) 市町の計画

- 南島原市過疎地域自立促進計画（南島原市、2010年）
- 平戸農業振興地域整備計画（平戸市、2008年）
- 天草市過疎地域自立促進計画（天草市、2010年）
- 小値賀町過疎地域自立促進計画（小値賀町、2010年）
- 新上五島町過疎地域自立促進計画（新上五島町、2010年）
- 過疎地域自立促進計画（五島市、2010年）

5. 地域防災計画

構成資産が所在する各地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、地域防災計

画を策定している。その中には、文化財の災害予防対策として、予防施設（消火設備、警報設備等）の整備及び予防対策（管理体制の整備、禁火区域の設定等）の指導に取り組むことが掲げられている。各地方公共団体が定める防災計画は、以下のとおりである。

(1) 県の計画

- 長崎県地域防災計画（長崎県、2014年）
- 熊本県地域防災計画（熊本県、2014年）

(2) 市町の計画

- 南島原市地域防災計画（南島原市、2014年）
- 平戸市地域防災計画（平戸市、2013年）
- 天草市地域防災計画（天草市、2014年）
- 長崎市地域防災計画（長崎市、2013年）
- 佐世保市地域防災計画（佐世保市、2014年）
- 小値賀町地域防災計画（小値賀町、2008年）
- 新上五島町地域防災計画（新上五島町、2014年）
- 五島市地域防災計画（五島市、2013年）

5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

推薦資産は12の構成資産から成り、それらの全てについて文化財の保存管理計画が策定されている（表5-005参照）。これらの保存管理計画は、文化財の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を明示したものであり、構成資産の所有者・管理者が保存管理を行う上での手引きとして活用すべき性質を持つ。各計画の策定に当たっては、文化財の所有者・管理者をはじめ、学識経験者及び専門家により構成される委員会で、文化庁及び構成資産所在地の関係地方公共団体の文

化財担当職員等が参加した上で、専門的な見地から十分な検討が加えられ、構成資産の価値が確実に保存されるものとなっている。

表5-005に記載する各構成資産の保存管理計画を要約したものを附属資料6b「個別管理計画の概要」として添付している。

また、12の構成資産から成る「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を包括的に保存管理するための包括的保存管理計画も策定している。同計画の概要については、以下のとおりである。

表 5-005 保存管理計画の一覧

番号	構成資産の名称	保存管理計画の名称
001	原城跡	●史跡原城跡保存管理計画
002 003	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳) 平戸の聖地と集落(中江ノ島)	●平戸島と生月島の文化的景観保存計画
004	天草の崎津集落	●天草市崎津の漁村景観保存計画
005	外海の出津集落	●長崎市外海の石積集落景観保存計画 ●出津教会堂保存管理計画
006	外海の大野集落	●長崎市外海の石積集落景観保存計画 ●大野教会堂保存管理計画
007	黒島の集落	●佐世保市黒島の文化的景観保存計画
008	野崎島の集落跡	●小値賀諸島の文化的景観保存計画
009	頭ヶ島の集落	●新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画
010	久賀島の集落	●五島市久賀島の文化的景観保存計画 ●旧五輪教会堂保存管理計画
011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	●江上天主堂保存管理計画
012	大浦天主堂	●大浦天主堂境内保存管理計画 ●大浦天主堂・旧羅典神学校保存管理計画

1. 包括的保存管理計画

推薦資産は、多様な構成要素が共通する自然的・歴史的・文化的文脈の下に、ひとつのまとまりをもって成立している。各構成資産は、それぞれの保存管理計画に基づき確実に保存されているが、各構成資産間の緊密な関係に基づき、推薦資産全体が持つ顕著な普遍的価値を確実に保存・継承していくためには、推薦資産全体及びそれらの周辺環境も含め、一体的な保護の在り方及びその方法並びに推進体制を含む全体の保存管理体制を明確化する必要がある。

そのため、関係地方公共団体は包括的保存管理計画（附属資料6a）を策定し、推薦資産の全体に対して総括的なマネジメントを実施している。この計画には、構成資産の保護等に関する次の観点を盛り込んでいる。

- 構成資産の法的保護及び保存管理
- 構成資産と調和した周辺整備及び秩序ある公開
- 地域の持続的発展の推進
- 所有者及び地域関係者が一体となった保存管理体制
- モニタリング及び改善の仕組み

以上の観点から、各構成資産の立地・社会的環境を踏まえ、現在の保全状況及び課題、その課題を生み出している原因等を正確に把握・分析し、推薦資産を保存・整備・活用していく上での課題への対応策及び具体的な取組を記載している。特に、推薦資産には、現在も地域住民の生業の諸活動が行われている場所及び日常的に使用されている教会堂・神社・寺院・墓地が含まれており、これらの場所において行われる様々な営みは構成資産を保護していく上でも密接に関連するものであることから、その継続にも十分配慮する必要がある。

構成資産に関する諸政策については、包括的保存管理計画の中で示している。

2. 保存管理体制

包括的保存管理計画に基づき、構成資産の保存・活用（保存・管理・整備・公開・活用）及びその周辺環境の保全を一体的に行い、推薦資産の顕著な普遍的価値を次世代に向けて継承していくため、関係地方公共団体を中心とする組織体制を整備する。この組織体制は、構成資産

の所有者又は保護主体となる団体等が保存・活用に積極的に参画できるとともに、関係法令等を所管する行政機関と構成資産の所有者又は保護主体となる団体等、地域住民・信徒、構成資産の保存管理等に取り組む関係団体等との連携が十分に図られるような体制とする。

保存管理体制の整備方針及び機能と役割については、次のとおりである。

(1) 整備方針

包括的保存管理体制においては、以下の3点を基本方針とする。

- 関係法令等に基づく保存・活用
- 学術的な見地を取り入れた保存・活用
- 官民協働による保存・活用

なお、「5.c 保護措置の実施手段」に記載の内容を適切に実施するため、緩衝地帯に適用される法令・制度（表5-003及び表5-004並びに図5-001～5-011を参照）を所管する関係省庁及び関係地方公共団体の所管部署においても、情報共有等に遗漏がない体制をとることとしている。このように、関係行政機関が漏れなく参画することにより各機関が世界遺産の保護に係る責務を自覚し、世界遺産の顕著な普遍的価値に負の影響が及ぶこと

を未然に防ぎ、構成資産とその周辺環境とが調和した景観の維持・形成が図されることになる。

(2) 機能と役割

構成資産及びその周辺環境の現況の把握、構成資産の保存・活用、周辺環境の保全に係る事項、地域住民の意見等について、関係地方公共団体及び構成資産の所有者又は保護主体となる団体等が、相互の情報共有・協議・合意形成を行うための組織として、2014年に「世界遺産保存活用協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。なお、協議会には「作業部会」を設置し、協議会の円滑な運営に係る情報収集、現状把握、進捗管理等の実務的な調整を行うとともに、地域住民等と協働した取組をさらに推進する。また、文化遺産の保存・活用に係る関係法令を所管し指導的役割を担う文化庁を協議会のオブザーバーとし、構成資産の保存・活用及びその周辺環境の保全についての指導・助言及び情報提供を求める。さらに、2007年に設置した「長崎県世界遺産学術会議」の流れを受け継ぐ「長崎世界遺産学術委員会」を専門機関と位置付け、イコモス会員を含む学識経

験者、有識者等からの学術的な見地から
の助言を求める。

以上の保存管理体制を図示したものが
図5-012であり、各組織の役割について
は表5-006のとおりである。

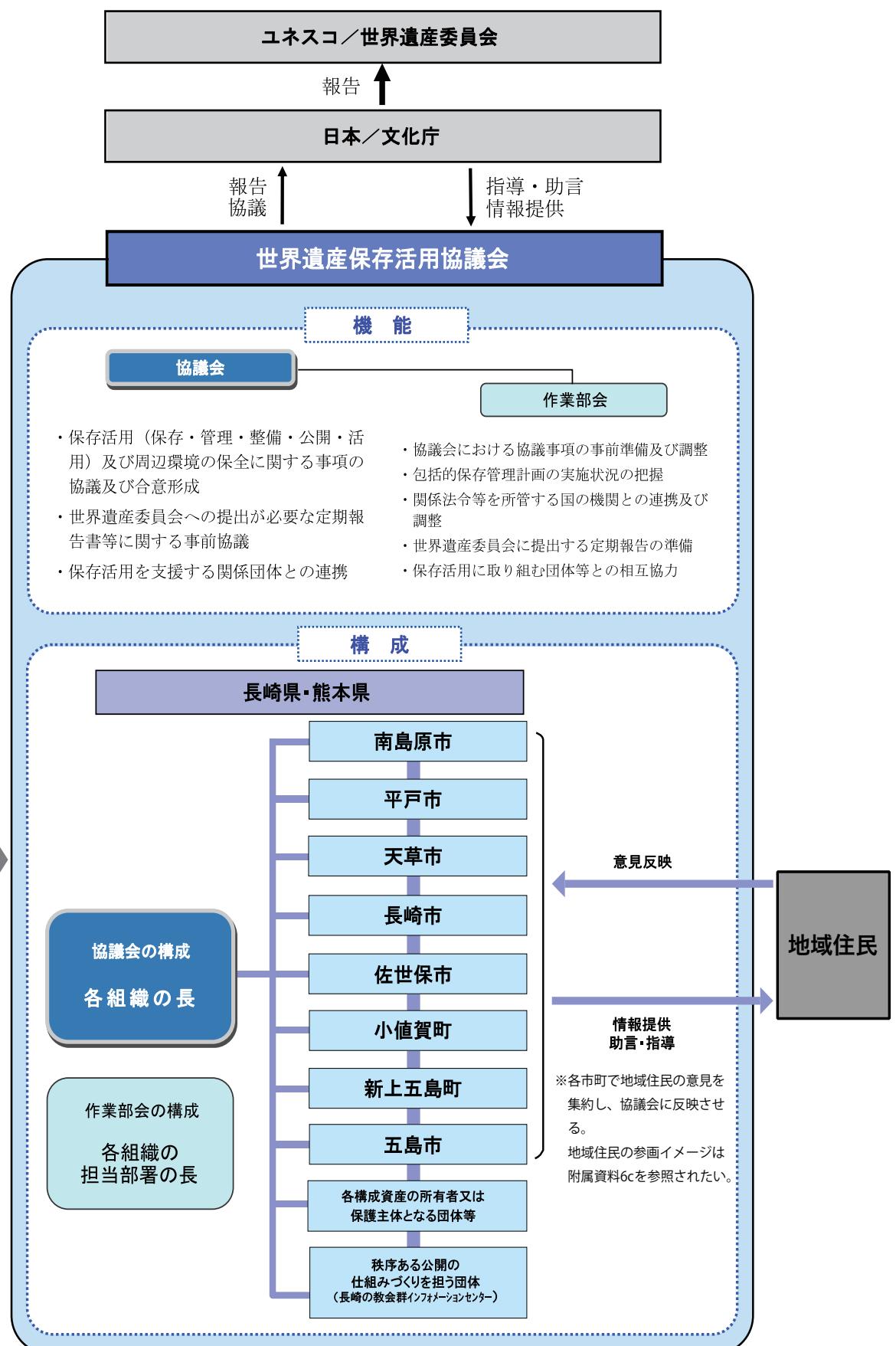


図 5-012 包括的な保存管理に関する組織体制図

表 5-006 包括的保存管理体制における各組織の機能

	世界遺産保存活用 協議会	世界遺産保存活用 協議会作業部会	長崎世界遺産学術 委員会
1) 目的・機能	<p>a) 協議会は、周辺環境を含めた構成資産全体の現況の把握を行うとともに、関係法令等を所管する国の機関（文化庁等）と連携しつつ、以下の事項について協議し、合意形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 構成資産の保存・活用（保存・管理・整備・公開・活用）に関する事項 ● 構成資産の周辺環境の保全に関する事項 ● 体制の整備及びその運営に関する事項 <p>b) 世界遺産委員会への提出が必要な保存管理状況の定期報告書等について、協議を行う。</p> <p>c) 保存・活用を支援する関係団体と連携する。</p>	<p>a) 協議会による協議を円滑にするために、事前に協議事項の準備・調整を行う。</p> <p>b) 包括的保存管理計画の実施状況を把握し、協議会に対して、課題及び施策の案を提示する。</p> <p>c) 関係法令等を所管する国の機関と連携して、保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要な事項について調整を行う。</p> <p>d) 世界遺産委員会への提出が必要な保存管理状況の定期報告書について、準備を行う。</p> <p>e) 保存・活用に取り組む団体等と相互に協力をを行う。</p>	協議会に対し、学術的・専門的な観点から、保存・活用及び周辺環境の保全について助言を行う。

	世界遺産保存活用 協議会	世界遺産保存活用 協議会作業部会	長崎世界遺産学術 委員会
2) 構成	<p>関係法令に基づき、構成資産が所在する現地において、保存・活用及びその周辺環境の保全に当たる地方公共団体及び各構成資産の所有者又は保護主体となる団体等の長に加え、所有者等と連携して秩序ある公開の仕組みづくりを担う団体（長崎の教会群インフォメーションセンター）の長により構成する。地方公共団体は、長崎県及び熊本県並びに南島原市、平戸市、天草市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町及び五島市の2県6市2町である。なお、長崎県及び熊本県が、協議会の開催・運営の中心的役割を担う。</p> <p>また、文化庁は協議会においてオブザーバーとして助言を行う。</p>	<p>協議会の構成員である地方公共団体及び各構成資産の所有者又は保護主体となる団体等の担当部署の長に加え、所有者等と連携して秩序ある公開の仕組みづくりを担う団体（長崎の教会群インフォメーションセンター）の委員をメンバーとする。</p> <p>なお、必要に応じて、保存管理及び周辺環境の保全に直接関係する地域住民、信徒の代表、現地で活動する関係団体等も参加する。</p> <p>なお、長崎県及び熊本県は、作業部会の開催・運営の中心的な役割を担う。</p>	<p>保存・活用及び周辺環境の保全に関し、キリスト教史、日本中世史、建築学、文化財保存学及び文化的景観の分野において、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者にて構成する。</p>
3) 開催の時期	協議会は定期的に開催することとし、さらに必要に応じて追加的に開催する。	作業部会は、原則協議会の開催前に開催することとし、また、必要に応じて追加的に開催する。	協議会は、必要に応じて学術委員会の開催による助言を求める。

(3) 各構成員の役割

協議会及び作業部会を構成する各構成員の役割並びにオブザーバーの役割については、以下に示すとおりである。

a) 長崎県及び熊本県

長崎県及び熊本県は、所管条例等の適切な運用を行うとともに、国、市町、構成資産の所有者、保護主体となる団体、関係団体等と緊密に連携して、推薦資産の保存・活用及び周辺環境の保全に関する

る現況及びそれらの課題を把握し、必要な措置を講ずる。両県は、そのために必要な体制を確保しており、市町等に対する技術的・財政的な支援を行う。また、推薦資産の全体に関する保存管理、調査研究、各構成資産をネットワークの下に相互に結び付ける事業等、構成資産全体に係る課題解決及び情報発信、整備・活用のために包括的に必要となる施策等について主体的に取り組む。

b) 市町

関係市町は、各構成資産の保存・活用に必要な体制を確保し、所管条例等の適切な運用を行うとともに、長崎県及び熊本県、所有者のほか、構成資産及び緩衝地帯内の居住者、地域の住民及び信徒、関係団体等と連携を図りつつ、所有者等による日常的な保存管理業務の支援及び地域住民の文化財理解の向上に必要な施策を実施する。同時に、保存・保全・管理・公開・活用のための各種事業を推進する。また、文化財保護法に基づく管理団体である南島原市においては、自らの責務として構成資産の適切な保存・活用の施策を実施する。なお、地域住民の意見については、地域の自治会等を通じて各構成資産の整備活用委員会等に伝達・

集約し、その内容を関係市町が協議会に反映させる。協議会での協議内容を踏まえ、地域住民に対して情報提供又は指導・助言を行う。

c) 構成資産の所有者、保護主体となる団体等

構成資産の所有者、保護主体となる団体等をはじめ、構成資産及び緩衝地帯の居住者は、文化財が貴重でかけがえのない財産であることを自覚し、国・県・市町の行政機関の指導・支援を受けつつ、点検・清掃等の日常的な管理・維持を行うとともに、大切に、かつ適切に保存・継承する。また、市町と地域の自治会が良好な関係の下に連携し、できる限り広く公開に努める等、構成資産の価値の伝達と文化的な活用に積極的に取り組むとともに、秩序ある公開の実現に向けて連携協力する。

d) 文化庁

文化庁は、文化遺産の保護に関する国の機関として中心的な役割を担う官庁である。構成資産全体の保存・活用、その周辺環境の保全に係る重要事項、世界遺産委員会への提出が必要な構成資産の保存管理状況の定期報告に関して、協議会

の中心的な役割を担う長崎県及び熊本県に対して、情報提供又は指導・助言を行う。また、文化財保護法に基づき、構成資産の所有者又は同法により指定された管理団体に対し、保存管理全般に関する助言はもとより、維持のための修理・復旧に関する技術的・財政的な支援を行う。なお、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為については、指導等も行う。さらに、国の関係省庁とも連携しつつ、国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、推薦資産の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。



写真 5-001 「世界遺産保存活用協議会」の開催

(4) 地域住民等との連携及び住民参画の推進

世界遺産の顕著な普遍的価値を適切に継承し保護していくためには、構成資産の物理的な保護はもとより、緩衝地帯を含めた総合的な保全が求められる。これらを確実かつ円滑に実現するためには、構成資産の周辺に居住する地域住民等の自覚による自主的な活動とともに、官民一体となつた協働による積極的な取組を推進していく必要がある。

そのため、関係地方公共団体は、各構成資産の価値に関する理解を深め、周辺環境を含めた保全に対する意識をより一層醸成させることを目的として、地域住民参加型の講演会・研修会等の各種事業を実施している。

また、地域住民及び関係団体等が必要に応じて協議会の作業部会に参加することを通じて、地域住民・自治会との良好な関係を築いて連携を強化し、構成資産の保存・活用及び緩衝地帯の保全への住民参画の促進を図ることとしている。

現在、各構成資産及びその周辺の区域では、NPO 法人又はボランティア団体等が主体となって、自主的又は官民協働の下にさまざまな活動等が実施されている。構成資産の保存管理のみならず、公開・活用の

促進による来訪者対応の充実、さらには世界遺産への取組を契機としたまちづくりによる地域全体の振興・発展のためには、地域住民等の主体的な活動が必要となることから、関係地方公共団体は地域住民等が取り組む以下の諸活動を支援していくこととしている。

- 地域住民が構成資産及び関連する文化財等を貴重な宝として大切に思い、来訪者に誇りを持って紹介していくための教育・活動の機会の確保
 - 生活・信仰と観光の調和に向けた秩序ある公開の実践
 - 構成資産の保存修理費用及び来訪者用便益施設の維持管理費用のほか、新たな活動費用等のための財源の確保
 - 来訪者の増加に伴う経済効果を高める観光プロジェクトへの参画
 - 地域社会への経済的な還元につながる来訪者受入れと連動した仕組みづくり
- なお、「地域住民が参加する主な事業」及び「地域住民等による自主的活動及び行政との協働事業」の具体的な取組状況については、附属資料6a「包括的保存管理計画」の第7章「体制の整備・運営」の表7-002及び表7-003を参照されたい。



写真 5-002 住民参加による防火訓練(頭ヶ島天主堂)



写真 5-003 住民参加による草刈り・清掃(江上天主堂)

5.f 財源及び財政水準

構成資産の管理は、それぞれの所有者又は文化財保護法に基づき指定された管理団体が行っている。国の指定・選定文化財について管理者が修理・復旧等の必要な措置を講じる場合には、国が補助金を交付している。

史跡に指定されている原城跡では、復旧、環境整備、保存施設・防災施設の整備、災害復旧、公有化にあたっての土地購入等の事業について、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。重要文化的景観に選定された集落についても、その構成要素となる諸要素の復旧・修理、修景、防災・便益施設の整備等の事業に対して国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。国宝又は重要文化財に指定された大浦天主堂及び各集落の教会堂及び関連施設の修理・復旧、建築物の維持管理に必要な各種設備の設置等の管理事業についても、小規模修理その他特別な場合を除き国が必要に応じて経費の50~85%の補助金を交付している。

上記の国による財政的支援に併せて、長崎県では総事業費の20%以内で、熊本県では総事業費が1,000万円以上の事業

を対象として事業費の5%以内で、それぞれ補助金を交付している。その他、所有者が宗教法人又は個人の場合には、構成資産が所在する各市町も各々が制定する文化財保護条例に基づき補助金を交付しており、所有者の経済的負担は大幅に軽減されている。

さらに長崎県では、構成資産に関する調査事業、虫害駆除等の事業、修景・景観の整備事業、集落等における人材育成等の体制づくりに係る事業に対しても、それぞれ補助金を交付することにより所有者・地域住民の活動を手厚く支援している。

なお、構成資産の保護に係る財源を広く民間から募るため、長崎県では2015年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産基金」を設置した。今後、この基金（寄附金）も活用して、所有者等の保存管理にかかる財政的負担の軽減を図ることとしている。

5.g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

1. 専門的知識・技術の習得に関する取組

構成資産の保存管理は、所有者又は文化財保護法に基づき指定された管理団体が行っている。所有者による保存管理を専門的見地から支援するため、長崎県及び熊本県の教育委員会と、関係市町の教育委員会には考古学・歴史学・文化財学・保存修復学・博物館学等を修めた文化財の専門職員を配置している。また、専門職員以外にも建築士又は技術士等、構成資産の保存管理に有用な専門的資格を持つ職員をあわせて配置し、所有者らが行う保存管理について適切な技術的支援を行っている。

専門職員の技術・能力の向上については、文化庁及びその関係機関である独立行政法人国立文化財機構が定期的に研修を行っている。研修では、地方公共団体の専門職員を対象として、構成資産を含む文化財全般の保護に必要な専門的知識及び技術の講習が行われている。また、長崎県及び熊本県の各教育委員会においても、専門職員ほか関係部署の職員を対象として、文化財の理解を目的とする基礎研修及び職員の専門的技術を向上させるための専門研修を行っている。各県教育委員会及び関

係市町の教育委員会の専門職員は、上記の研修に積極的に参加することを通じて、資産の保存管理に必要な技術の習得と向上に努めている。

さらに、国の指定・選定文化財を維持するため管理者が修理・復旧等の措置を行う場合には、事前の許可・届出に基づき文化庁が適切な技術的指導・助言を行っており、管理の水準は極めて高く保たれている。

また、構成資産のみならず緩衝地帯を含め、所在の市町が設置する修景・景観整備方針検討会、重要文化的景観の整備活用委員会等の意見・助言に基づき、景観整備及び修景の事業が行われており、資産を良好に保全するために必要な専門的知識・技術は確実に担保されている

2. 地域の能力強化に関する取組（キャパシティビルディング）

来訪者がどの構成資産を訪れた場合であっても、世界遺産としての顕著な普遍的価値を理解できるようにするためにには、来訪者を受け入れる地域住民等がその価値を十分に理解している必要がある。そのため、関係地方公共団体の広報誌、住民向けの説明会、出前講座等を活用し、地域住民等への周知・啓発に努めている。

また、構成資産を災害からどのように守るのかという観点から、構成資産の所有者、地域住民、消防機関等の関係者の間では災害・緊急時の連絡体制が構築されており、定期的な防災・防火訓練を通じて、火災等の異常が生じた際に体制が十分に機能するよう努めている。

さらに、研修会等を通じて、地域ガイド・教会守、ガイダンス施設に従事する職員等の資質向上にも努めている。

なお、構成資産の分布範囲が広域に及ぶことから、来訪者が周遊のために地域内の宿泊施設を利用する場合もある。また、公共交通機関の利便性が高くなない地域においては、タクシー等の民間の交通手段を利用することになる。そのような来訪者の旅の満足度を高めてもらうという観点から、おもてなし力向上研修・民泊研修などを

通じて、民間事業者等の接遇力の向上にも取り組んでいる。

これらの人材育成に関する取組の詳細については、附属資料6a「包括的保存管理計画」の第4章の「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」（第4節）及び「地域の持続的な維持と発展（保存と活用の両立）」（第5節）に記載しているので、そちらを参照されたい。



写真 5-004 基礎研修



写真 5-005 専門研修

表 5-007 文部科学省・文化庁・国立文化財機構が実施する文化財保護に関する研修一覧

研修名	対象者	趣旨	実施機関
博物館学芸員専門講座	登録博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設に勤務する学芸員若しくは同等の職務を行う職員	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課
文化的景観保護実務研修会	地方公共団体の文化財保護担当部局ほか関係部局の担当者等	文化的景観保護制度に係る説明及び文化的景観保護に係る取組みの紹介の説明を行い、もって制度の理解促進を図る。	文化庁文化財部 記念物課
伝統的建造物群保護行政研修会	地方公共団体の職員及び伝統的建造物群の保存に関わる専門家・技術者等	伝統的建造物群保存地区に関する職務遂行に必要な基礎的事項に関する研修。	文化庁文化財部 参事官（建造物担当）
文化財建造物修理主任技術者講習会	文化財建造物修理工事の設計又は施工の監理等の実務経験を有する者	文化財建造物保存修理工事の主任技術者として必要な知識及び技術の研修。	文化庁文化財部 参事官（建造物担当）
文化財建造物保存修理関係者等連絡協議会	都道府県の文化財建造物担当者及び文化財建造物修理主任技術者	重要文化財建造物保存修理事業等の適正な遂行を図るため、技術上の総括的な指揮監督にあたる者と事業にともなう技術的諸問題について協議をし、もって修理技術の向上と設計監理業務の円滑な実施を図る。	文化庁文化財部 参事官（建造物担当）
博物館・美術館等の保存担当学芸員研修	国公私立博物館・美術館等に勤務する保存部門の担当者又は教育委員会等に勤務する社寺等の資料の保存担当職員	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習を行う。	独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所
文化財担当者研修	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員	埋蔵文化財の調査・研究について必要な専門的な知識と技術に関する研修。	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所

5.h 来訪者用の施設と基盤整備

構成資産は、離島を含む2県6市2町に広く分布している(図5-013)。各構成資産をつなぐ交通アクセスの中心は海域における航路であり、それらの主な交通拠点及び定期航路は図5-014に示すとおりである。また、来訪者のためのガイダンス施設、トイレ・駐車場等の便益施設の

整備を順次進めている。以下に、各構成資産の公開・活用の状況を明らかにするため、主なアクセス方法、ガイダンス施設・便益施設の設置、受入体制の状況等について、各構成資産が所在する市町ごとに記述する。

表5-008 構成資産が所在する市町

番号	構成資産の名称	所在地
001	原城跡	長崎県南島原市
002	平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)	長崎県平戸市
003	平戸の聖地と集落(中江ノ島)	長崎県平戸市
004	天草の崎津集落	熊本県天草市
005	外海の出津集落	長崎県長崎市
006	外海の大野集落	長崎県長崎市
007	黒島の集落	長崎県佐世保市
008	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小值賀町
009	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
010	久賀島の集落	長崎県五島市
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)	長崎県五島市
012	大浦天主堂	長崎県長崎市

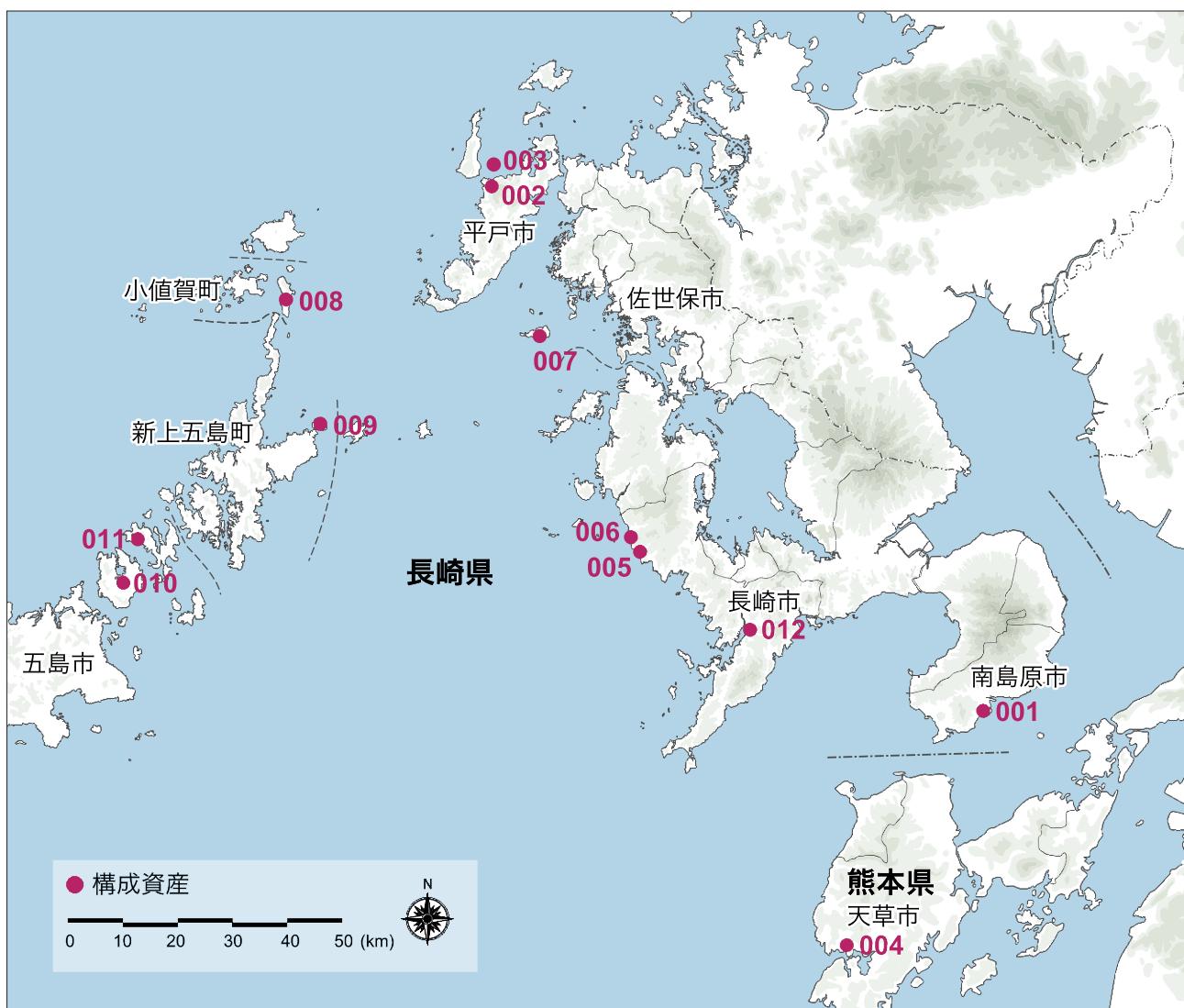


図 5-013 構成資産の位置及び行政区域の地図

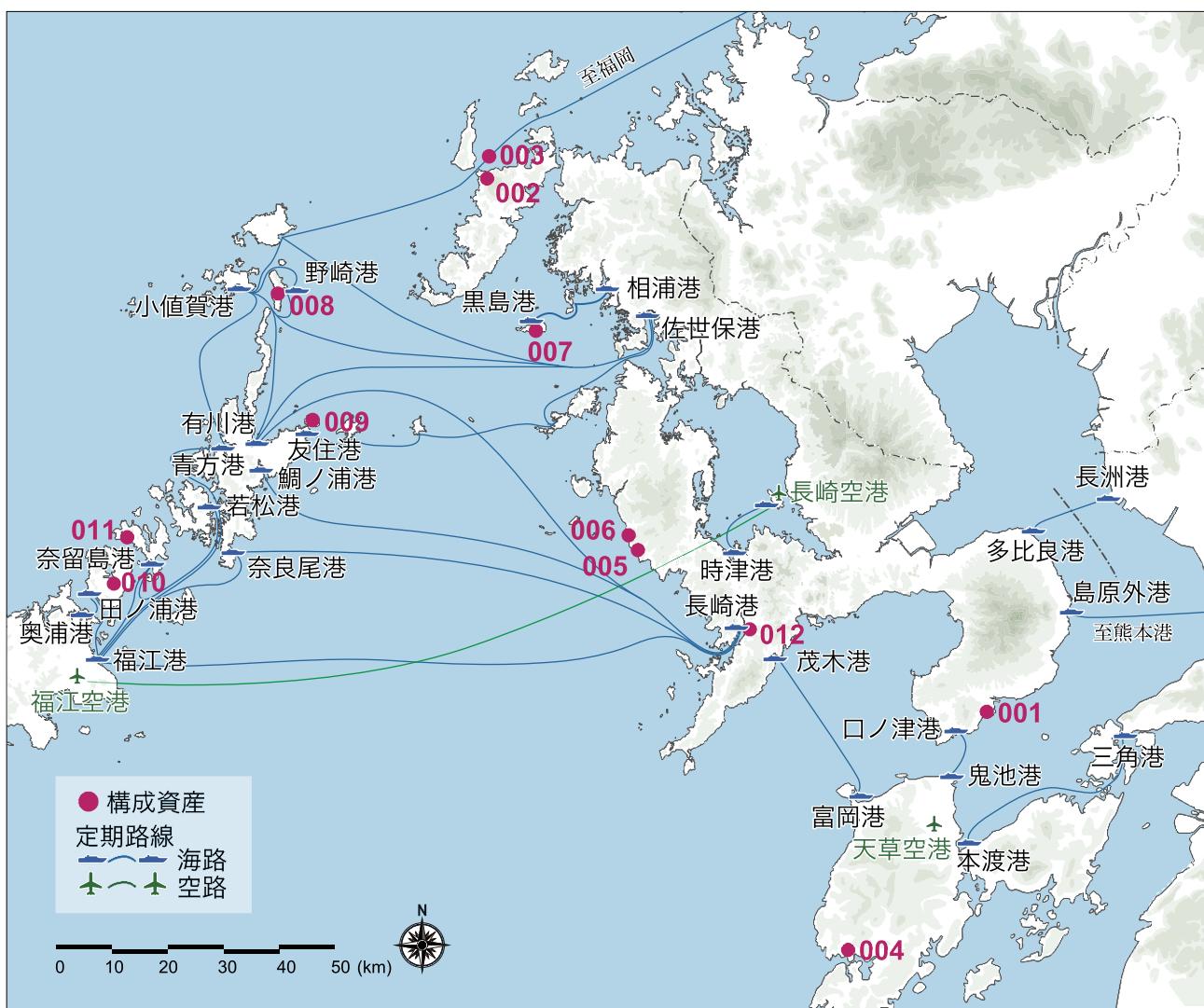


図 5-014 構成資産をつなぐ定期路線(航路・空路)

1. 市町(各構成資産)ごとの来訪者用の施設等

(1) 南島原市

所在地の概要

南島原市（人口46,564人。国勢調査2015年、以下同じ。）には、年間約173万人（長崎県観光統計2014年の観光客延数、以下同じ。）の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「原城跡」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港及びJR長崎駅から南島原市まではバス・鉄道が運行しており、熊本県天草市鬼池港からは島原半島までフェリーが運航している。半島内の移動には路線バスが利用できるが、主に住民向けの生活路線であり、1時間に1本程度の便数である。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。

001 原城跡

ガイダンス・周遊・便益施設

原城跡では、来訪者に対して構成資産の価値を伝えるため、発掘調査の成果等をもとに策定した整備計画に沿って整備を進めている。南島原市は、2014年に原城跡と歴史的にも関連の深い日野江城跡との中間地点に位置する「原城文化センター（原城跡・日野江城跡発掘出土品展示室）」を拡充整備し、「有馬キリストン遺産記念館」として開館した。同館は、両城跡を舞台として展開した歴史・文化を中心に、長崎と天草地方のキリスト

タン史をわかりやすく紹介するガイダンス施設としての役割を担っている。

また、城跡の構造、長崎と天草地方のキリストン史、関連スポット、出土遺物などを紹介するアプリケーションソフト「有馬歴史ガイド」（無料）により、来訪者は自らのスマートフォン・タブレット端末を用いて、静止画像・動画・3DCGによる解説を受けることができる。同アプリは、ウォークラリー機能及びゆかりの史跡へのナビゲート機能を備え、外国

語（英・仏・韓・中）にも対応している。なお、有馬キリストン遺産記念館では、同アプリ搭載のタブレット端末を無料で貸し出している。

同市では、原城跡、日野江城跡及び有馬キリストン遺産記念館を一連の周遊ルートに設定し、世界遺産としての価値を伝えることとしており、これらの施設に加えて飲食も可能な温泉施設を巡る周遊バスの運行も試行している。また、同記念館又は同温泉施設には電動アシスト機能付きのレンタサイクルを配置し、少人数の来訪者が気軽に周遊するのに役立っている。

トイレ・駐車場については既設のもの



写真 5-006 有馬キリストン遺産記念館の展示状況

を有効に活用することとしており、同市では老朽化したトイレの順次改修を進めているほか、多目的トイレの仮設等の対応も実施している。また、史跡の保存及び来訪者の安全確保の観点から、史跡近隣への車両進入を抑制するため、同市は原城跡の隣接地に駐車場・トイレを整備した。

なお、外国人を含む来訪者が増加する傾向にあることから、原城跡及び有馬キリストン遺産記念館などの主要施設では、情報収集の利便性の向上、災害時の通信手段の確保等のため、無料で利用できる観光・防災 Wi-Fi ステーションを設置している。



写真 5-007 原城ウォーキング



写真 5-008 アプリ「有馬歴史ガイド」

受入体制の状況

南島原市には5つのガイド団体が存在するが、これまで各々が個別に活動を行ってきた。しかし、世界遺産登録への取組を契機として、2014年には5つの団体を統括する組織として「南島原ガイドの会 有馬の郷」が創設された。有馬の郷は、2つの城跡をはじめ、関連文化財、市内の観光地等の情報を来訪者の要請に応じて提供している。また、市内を広域にガイドするために市民向けのツアー、出前講座、先進地の見学及び講師を招聘して行うスキルアップ研修等を実施している。

同市は、基幹産業である農林水産業を生かした体験型観光を推進するため、南島原ひまわり観光協会をグリーン・ツーリズムの推進組織として位置付け、“農林漁業”体験民泊事業を展開している。来訪者が島原半島に固有の自然・文化に触れ、地域住民との交流を通じて「おもてなしの心」を感じることができるように、豊富な体験プログラムを提供している。現在、170軒の民泊事業者が登録されており、年間約1.3万人を受け入れている。また、市内小学生を対象として「ふるさと民泊体験ツアー」を実施しているほか、近年では台湾・韓国・中国などからの外国人（2015年、1,403人）も受け入れている。なお、同市は、民泊の施設整備又は旅館等の改修に補助金を支

給するとともに、民泊事業者等に対して来訪者を笑顔で気持ちよく迎えることを目的として各種講座・研修等を定期的に開催している。

さらに、来訪者に旅の思い出となる土産物を提供するために、地域の住民・団体は農林水産物等の地域資源を活用した新商品を開発したり、既存商品を改良したりする事業等に取り組んでいる。同市は、そのような地場産品のブランド化に係る民間の取組に対しても支援している。



写真 5-009 原城跡をガイドする有馬の郷



写真 5-010 種芋植え体験学習



写真 5-011 体験民泊を終えての離村式



写真 5-012 Food Expo(原城跡)で賑わう来訪者



写真 5-013 原城跡のボランティア清掃活動

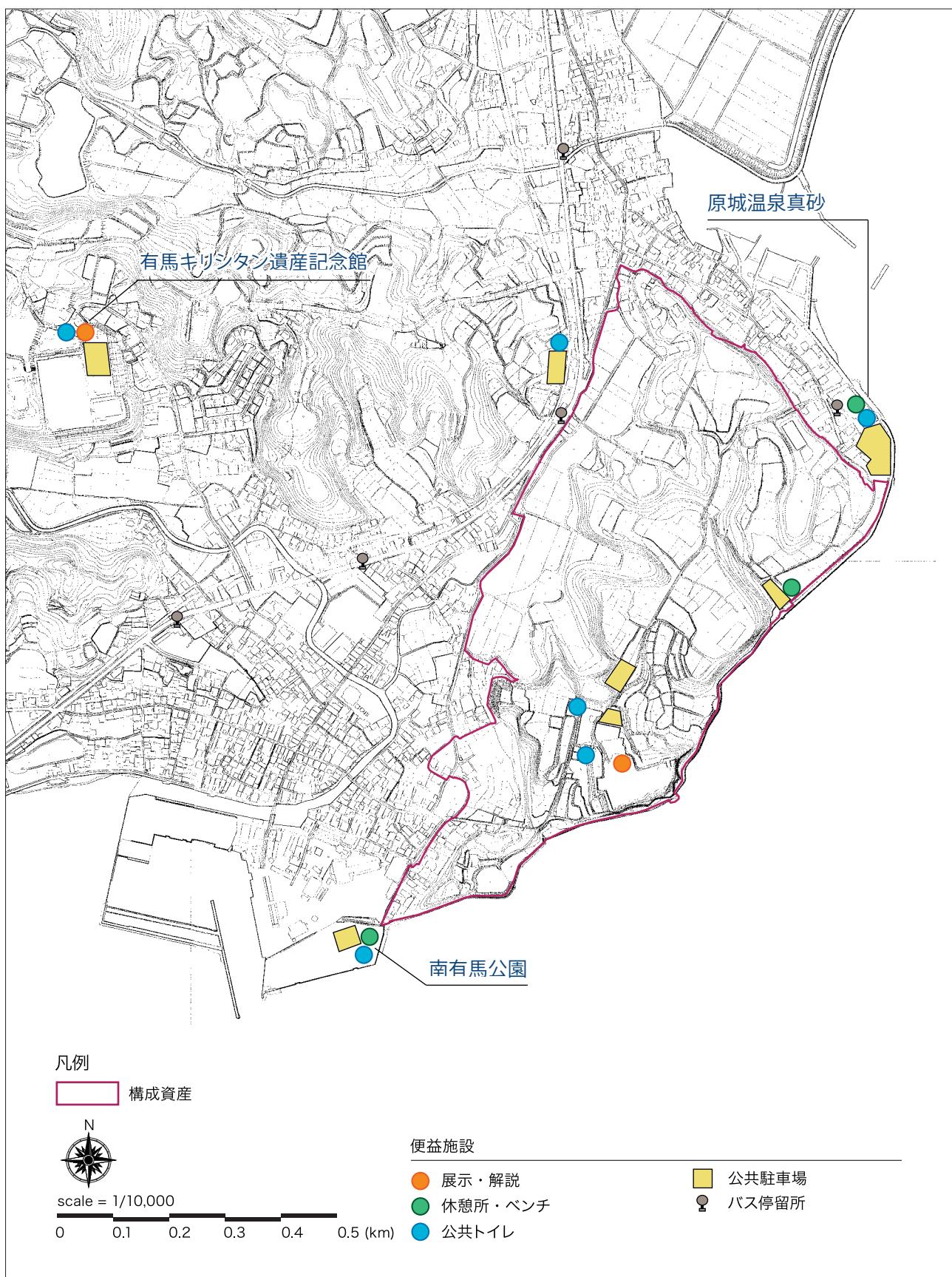


図 5-015 構成資産「原城跡」における便益施設の配置

(2) 平戸市

所在地の概要

平戸市（人口 31,949 人）には、年間約 202 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「平戸の聖地と集落」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又は JR 佐世保駅から平戸市までは、バス・鉄道が運行している。市内の各所には路線バスが運行しているが、主に住民向けの生活路線であり、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況にはない。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。

002 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)

003 平戸の聖地と集落(中江ノ島)

ガイダンス・周遊・便益施設

2つの構成資産の近傍には、「平戸市生月町博物館島の館」及び「平戸市切支丹資料館」といった禁教期の様相を理解することが可能なガイダンス機能を持った施設が存在する。平戸市は、これらの施設を活用し、構成資産の歴史的価値の理解促進を図っている。なお、「春日集落」内においても、地域公民館を活用して展示等を実施している。今後、同集落内の空家を新たに休憩所としても利用できるよう改修し、ガイダンス施設として活用する予定である。

同市は、春日集落・島の館・切支丹資料館を一連の周遊ルート上に位置付け、世界遺産としての価値を伝えることとしており、ルート化の実現に向けて周遊バ

スの運行を試行した。2014 年には、前述の公民館のトイレを洋式化するとともに、屋外からも出入りができるように改修し、来訪者の利便性を高めている。

「安満岳」の山頂へと至る参道は九州自然歩道に位置付けられ、登山客にも親しまれているほか、同市が主催するウォーキングイベントのコースのひとつにも設定されている。また、「中江ノ島」は、その地形的制約から上陸できないため、通常は対岸からの眺望のみとなる。そこで、少しでも来訪者が島の雰囲気を間近に感じができるように、島の周囲を船で巡るクルージングも試行している。



写真 5-014 島の館の展示状況

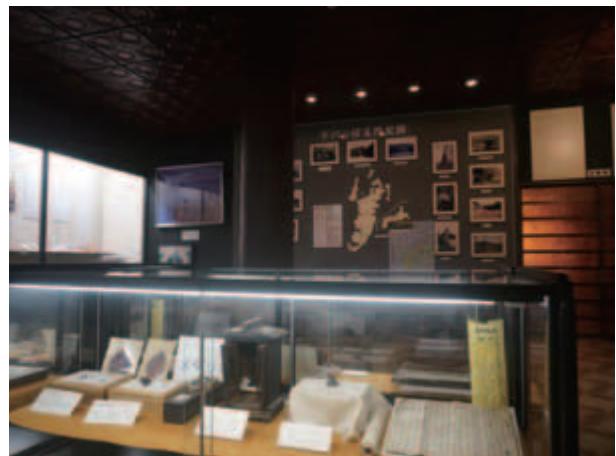


写真 5-015 切支丹資料館の展示状況



写真 5-016 公民館内の説明パネル



写真 5-017 春日集落の棚田ウォーク



写真 5-018 安満岳での小学生のウォーキング



写真 5-019 中江ノ島のクルージング

受入体制の状況

春日集落内には「安満の里 春日講」という名の住民組織があり、周遊バスの運行時又はイベントの開催時には、集落内の散策マップ及びガイド教材等を用いて来訪者に説明を行っている。このようなマップを作成する過程を通じて、住民自身が構成資産の価値を再認識し、来訪者に説明を行うことを通じて、さらに郷土愛が育まれている。また、春日講は集落内で収穫した米を「春日の棚田米」の名称でブランド化し、販売している。食品加工場を整備し、地域の食材を用いた土産品の開発につなげる取組も開始した。

また、平戸市及び観光協会等は、地域



写真 5-020 集落を案内する春日講



写真 5-022 棚田での田植え体験

住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、同市では、来訪者が平戸地域に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。市内にはホテルも存在する。



写真 5-021 住民の手による散策マップ



写真 5-023 地産商品の「春日の棚田米」

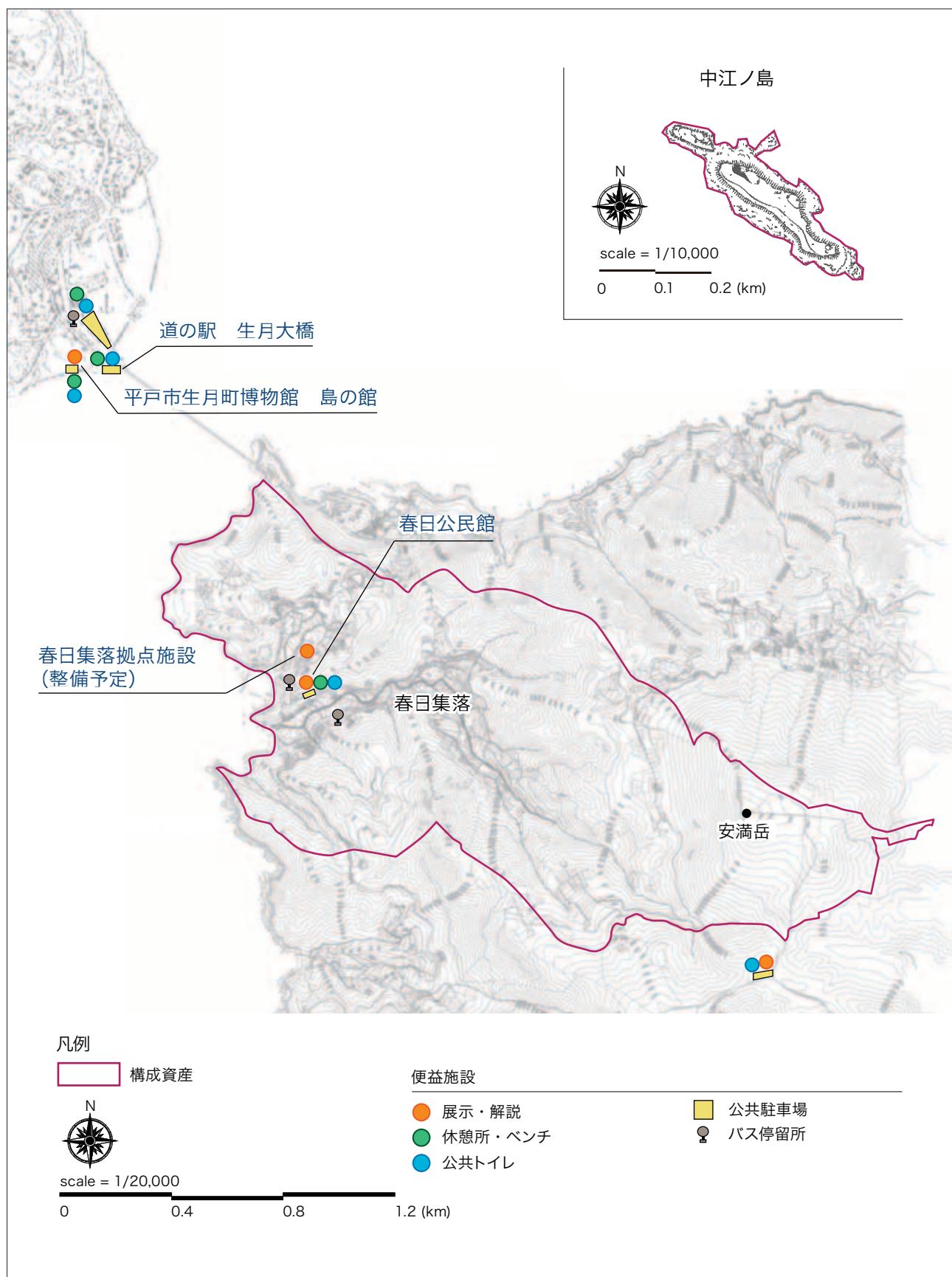


図 5-016 構成資産「平戸の聖地と集落」における便益施設の配置

(3) 天草市

所在地の概要

天草市（人口 82,770 人）には、年間約 291 万人（天草市統計書 2015 年の観光客総入込客数）の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「天草の崎津集落」が存在する。

主なアクセス

天草市へは飛行機・フェリー・自動車などの複数の交通手段がある。市内の各所には路線バスが運行しているが、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況にはない。そのため、観光バス・レンタカー・自家用車を利用する来訪者が多い。なお、他の構成資産である「原城跡」が存在する南島原市とはフェリーの定期航路により、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」・「大浦天主堂」が存在する長崎市とは高速船の定期航路により、それぞれ往来が可能である。

004 天草の崎津集落

ガイダンス・周遊・便益施設

2016 年に天草市は観光交流施設としての「天草市崎津集落ガイダンスセンター」を崎津集落の入口に整備し、観光・道路に関する情報のほか、集落内での見学ルールに関する情報も提供している。また、集落内の「崎津教会堂」前の古民家を改修して開館した「天草市崎津資料館みなと屋」では、集落の歴史及び崎津地域の禁教期の特徴等をわかりやすく紹介している。

崎津教会堂では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。また、崎津教会堂と関連資料館（天草コレジヨ館・天草ロザリオ館）を巡る周遊バスが毎日運行されて

おり、効率的に関連施設を巡るのに役立っている。

崎津集落は天草市街地から離れた位置にあることから、乗用車・レンタカーを利用する来訪者も多いため、同市は道路案内板等の整備を進めている。なお、住民の生活環境を保護するため、集落内では車による通行ではなく徒歩による散策を推奨している。そのため、同市は集落の入口にある天草市崎津集落ガイダンスセンターに隣接して駐車場・トイレを整備した。



写真 5-024 天草市崎津集落ガイダンスセンター



写真 5-025 天草市崎津資料館みなと屋



写真 5-026 崎津資料館みなと屋の展示状況(企画展の様子)

受入体制の状況

崎津教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2013年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、地域ガイド及び高校生ガイドが来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等を説明するのみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。なお、天草市及び天草宝島観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

集落内では、地域住民が漁村集落ならではの海産物を加工して販売しており、来訪者にとって好適の土産品となっている。また、同市では来訪者が天草に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。市内にはホテルも存在する。



写真 5-027 崎津教会堂付近で説明する教会守



写真 5-028 集落の歴史等を説明する地域ボランティアガイド



写真 5-029 嶺津資料館みなと屋での発掘作業体験

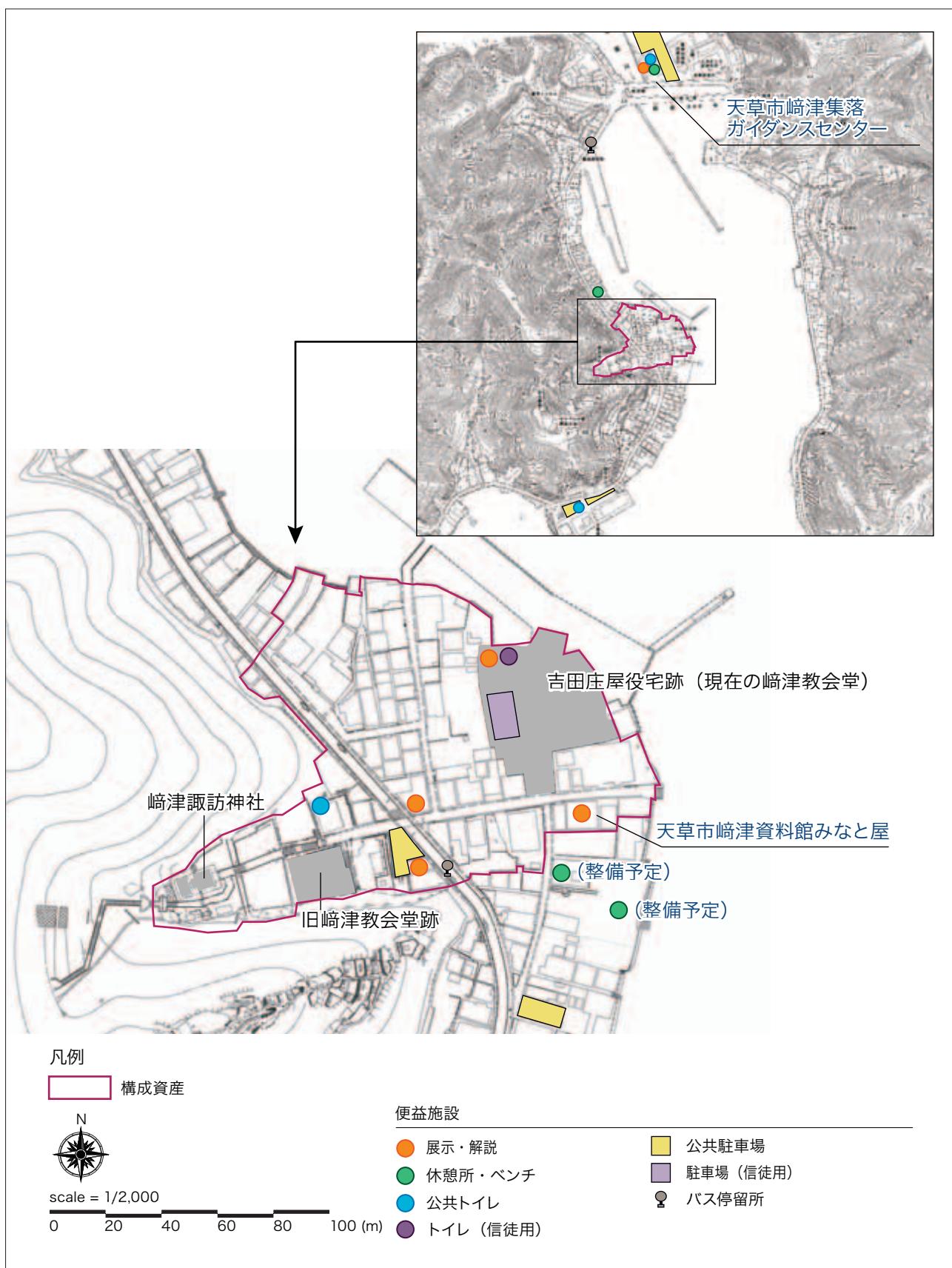


図 5-017 構成資産「天草の崎津集落」における便益施設の配置

(4) 長崎市

所在地の概要

長崎市(人口 429,644 人)は、年間約 631 万人の来訪者が訪れる観光都市である。推薦資産の構成資産としては、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」・「大浦天主堂」が存在する。

主なアクセス

長崎県の県庁所在地として、構成資産が存在する市町の中でも最も交通網が整備されている都市である。長崎市への主要なアクセス手段は鉄道及び飛行機であり、その拠点となる長崎空港から長崎市街地までは高速バスが運行している。来訪者は、市内の路線バス・路面電車を利用して構成資産を訪問できる。

005 外海の出津集落

006 外海の大野集落

ガイダンス・周遊・便益施設

3つの構成資産のうち、「外海の出津集落」・「外海の大野集落」は、長崎市郊外の外海地区に位置し、独特の石積み風景及び角力灘の海域が一望できる夕陽の観賞スポットとして知られ、素晴らしい自然風景を満喫できる。また、キリスト教文学で著名な作家遠藤周作にゆかりの「遠藤周作文学館」、「外海歴史民俗資料館」等の歴史・文化の施設が存在する。

外海歴史民俗資料館は、外海地区のキリスト教及び集落に関する歴史・文化の資料等を展示するとともに、多言語対応の各種パンフレットを配布したり公衆無線 LAN を配備するなど、来訪者への情報発信の拠点となっている。今後は、外海

地区の構成資産に関する情報のみならず、推薦資産の全体に関わる顕著な普遍的価値に関する情報も提供し、海外からの来訪者に対しても対応できる総合的な展示を計画している。

外海の出津集落内に建つ「出津教会堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。外海の大野集落内に建つ「大野教会堂」では、年1回行われるミサのとき以外は施錠されているが、来訪者は教会堂入口から堂内を見学することができる。

また、ド・ロ神父が出津集落の住民のために建てた授産施設のうち、「旧出津救助院」として公開されている旧授産場

及び旧マカロニ工場では、当時の生活・作業の様子などが体感できる作業空間及び道具等が展示されており、施設ガイドが案内を行っている。「ド・ロ神父記念館」として公開されている旧鰯網工場では、ド・ロ神父ゆかりの資料が展示されている。長崎市では、これらの施設近辺でスマートフォンを活用した多言語対応のデジタルコンテンツ（エアサイネージ）による解説を提供しており、外海地区のキリスト教史など、構成資産の価値に関する理解促進を図っている。

外海地区は長崎市街地から離れた位置にあるため、乗用車・レンタカーを利用する来訪者も多いことから、同市は駐車場・トイレ及び案内板を整備するとともに、地域住民の生活の支障とならないよ

う来訪者用の駐車場から徒歩で構成資産内を巡る周遊ルートの検討を開始している。

同市は、国内でいち早く学びながらのまち歩き型観光事業である「長崎さるく」に取り組み、学びのテーマに応じたマップを提供しガイド付きコースを設定するなど、散策プログラムの充実に努めている。外海地区の長崎さるくの散策コースとしては、「夕陽が美しいキリスト教の里～遠藤周作が魅せられた町」があり、外海歴史民俗資料館及び出津教会堂などを中心として出津集落を巡ることができるようになっている。また、大野集落では地域のボランティアガイドにより来訪者の案内が行われている。

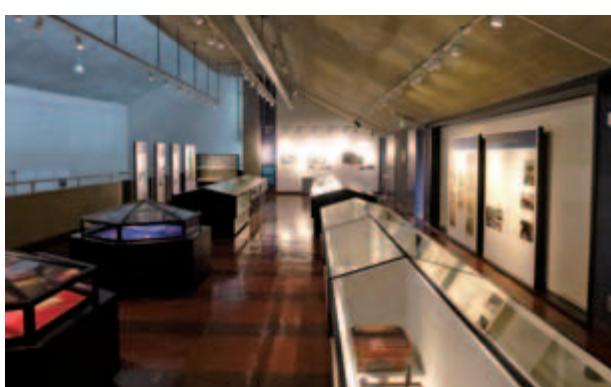


写真 5-030 外海歴史民俗資料館の展示状況



写真 5-032 ド・ロ神父記念館の展示状況



写真 5-031 旧出津救助院で当時のオルガンを演奏するシスター



写真 5-033 出津集落の来訪者用の新設駐車場



写真 5-034 大野集落の来訪者用の新設駐車場



写真 5-035 外海の歴史を説明する「さるくガイド」



写真 5-036 子どもガイドの活動状況



写真 5-037 重要な文化的景観のパンフレット・DVD

受入体制の状況

出津教会堂及び大野教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014年以降、両教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、外海地区では、地域に固有の自然及び生業・生活に触れ、地域住民との交流を楽しめる農業体験などの体験プログラム及び民泊などを来訪者に提供するグリーン・ツーリズム活動が進められている。旧出津救助院では、地域の食材を用いた料理体験のプログラムを提供したり、農産物等を販売したりしている。さらに、緩衝地帯内に所在する道の駅「夕陽が丘そとめ」では、地域の農林水産物又はド・ロ様そうめんなどの特産品等が販売されているほか、同施設内のレストランでは地産商品を食材とする家庭料理等を味わうこともできる。



写真 5-038 大野教会堂で説明する教会守



写真 5-039 旧出津救助院のお茶もみ体験



図 5-018 構成資産「外海の出津集落」における便益施設の配置



012 大浦天主堂

ガイダンス・周遊・便益施設

「大浦天主堂」は、市内有数の文化・観光地である南山手地区に位置する。

同天主堂では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り、見学区域を限定して堂内を有料公開している。併設の「旧羅典神学校」ではキリスト教関連の歴史資料が展示されており、来訪者は長崎と天草地方のキリスト教史を理解することができるようになっている。また、入場の際に配布されるパンフレットをはじめ、同天主堂入口付近のスマートフォンを活用したデジタルコンテンツ（エアサイネージ）による解説（いずれも多言語対応）を通じて、構成資産の価値に対する理解の促進が図られている。

長崎市内では路線バス・路面電車の公共交通手段が充実し、駐車場・トイレ・解説板・案内板等の便益施設も整備されている。同天主堂の周辺には多数のホテル及び土産物販売所などの施設が存在し、来訪者の利便性も高い。



写真 5-040 小学生ガイドの活動状況



写真 5-041 大浦天主堂前で説明する「さるくガイド」



写真 5-042 説明パンフレット（日・英・中・韓）

受入体制の状況

大浦天主堂境内の入口にある来訪者の受付施設では、マナーなどの周知を行うとともに、入場者数を把握している。

長崎さるくの散策コースとしては、「長崎居留地プレミアムさるく」があり、同天主堂のみならず、2015年に世界遺産

登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「旧グラバー住宅」等も含め、外国人居留地の歴史の全体を学ぶことができる。



写真 5-043 長崎さるくを紹介する動画アプリ



写真 5-044 長崎居留地プレミアさるくの紹介



写真 5-045 信徒発見のレリーフ前で説明する「さるくガイド」

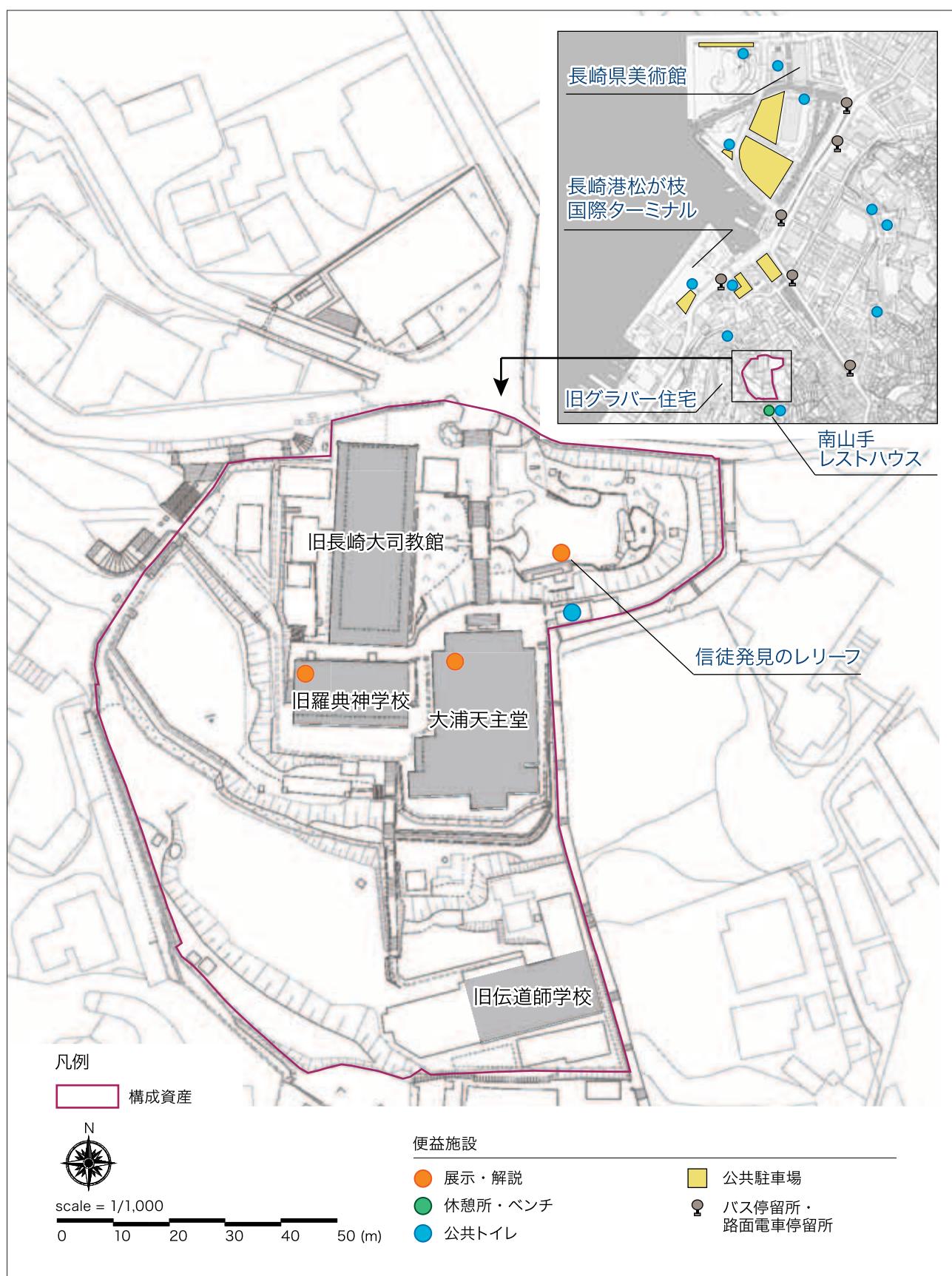


図 5-020 構成資産「大浦天主堂」における便益施設の配置

(5) 佐世保市

所在地の概要

佐世保市（人口 255,648 人）には、年間約 774 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「黒島の集落」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又は JR 長崎駅から佐世保市までは、バス・鉄道が運行している。佐世保市の本土（相浦港）と黒島との間には定期船が就航しており、海上タクシーでの入島も可能である。

007 黒島の集落

ガイダンス・周遊・便益施設

島内の NPO 法人である「黒島観光協会」は、2016 年に黒島港のフェリーターミナルに併設して観光交流施設の「黒島ウェルカムハウス」を開設した。今後は、黒島の歴史・文化を中心としつつ、キリストian 史をわかりやすく紹介するガイダンス施設として、当該施設を活用する予定である。

構成資産内に建つ「黒島天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。同天主堂の見学・参拝を目的として黒島を訪れる来訪者も多いため、2014 年には同天主堂に隣接する建物（門部屋）を改修し、「黒島教会資料館」として関係資料を展示している。

島内には公共交通手段がないが、黒島ウェルカムハウスには電動アシスト機能

付きのレンタサイクルを配置し、少人数の来訪者が気軽に周遊するのに役立っている。また、定期船では、マイクロバス・タクシーを黒島へ渡すこともできる。なお、同天主堂に隣接して佐世保市がトイレを設置している。

ガイドの付きの島内周遊の方法としては、黒島の食及びものづくり体験ができる「黒島めぐる」という体験ツアーがある。



写真 5-046 黒島ウェルカムハウス



写真 5-047 黒島ウェルカムハウスの展示(物販)状況



写真 5-048 電動アシスト機能付きのレンタサイクル



写真 5-049 黒島めぐるツアーの紹介

受入体制の状況

黒島観光協会は、黒島の受入体制の中心的組織として2015年に設置された。島内に既に存在するガイド組織とも連携しつつ、黒島の魅力を発信する役割を担っている。

黒島天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014年以降、同天主堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し教会堂の歴史の説明を通じて来訪者を歓迎している。

地域ガイド又は巡礼ガイドが来訪者に同行して教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等の説明のみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。また、佐世保市及び佐世保観光コンベンション協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、黒島では、来訪者が黒島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラムも提供している。島内には旅館も存在する。



写真 5-050 集落の歴史等を説明する地域ガイド



写真 5-051 まんじゅうづくり体験



写真 5-052 地産商品の「ふくれまんじゅう」

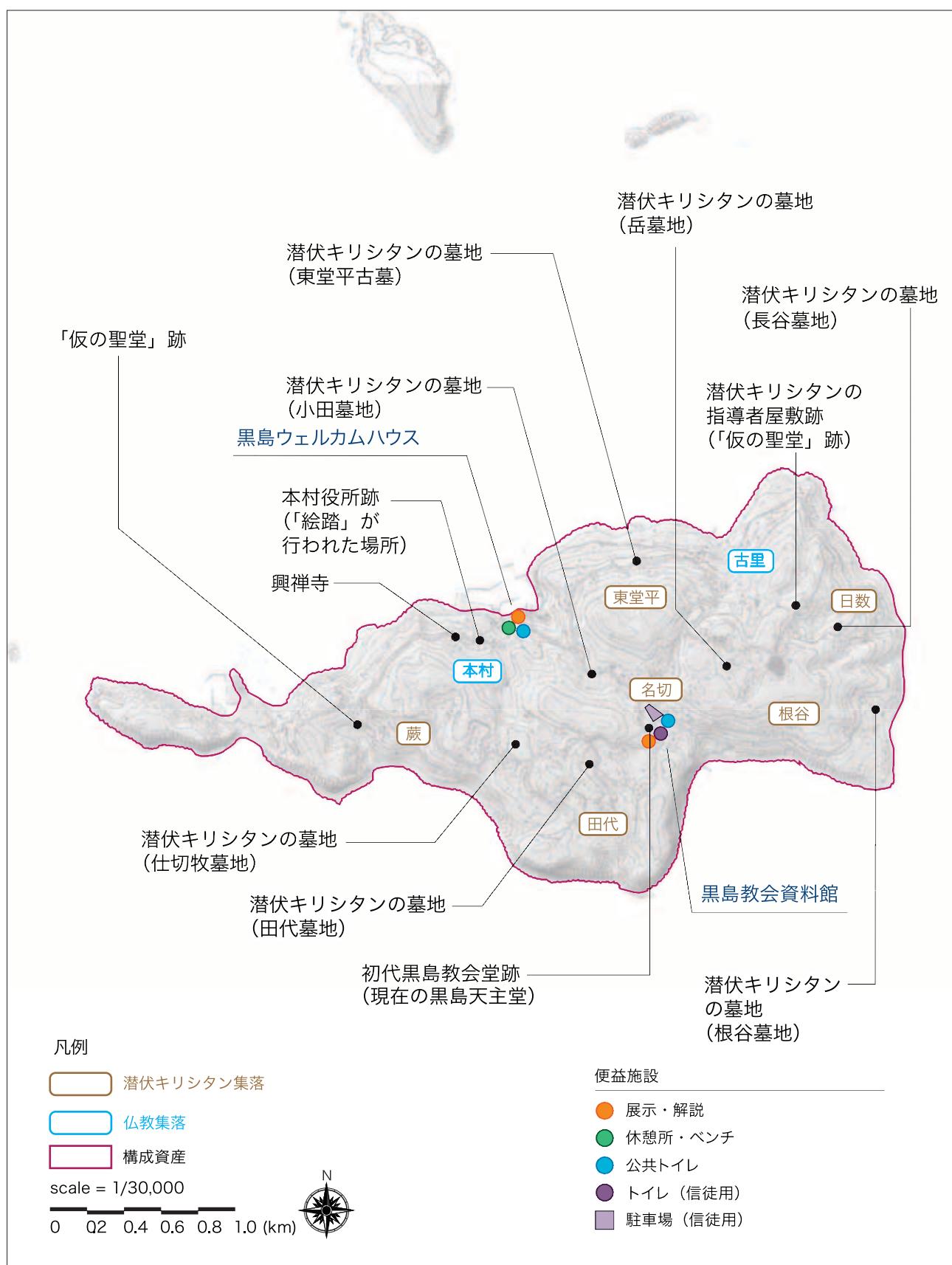


図 5-021 構成資産「黒島の集落」における便益施設の配置

(6) 小値賀町

所在地の概要

小値賀町（人口 2,560 人）には、年間約 4.3 万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「野崎島の集落跡」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である佐世保港から小値賀島までは、高速船・フェリーが就航している。小値賀島から野崎島までは、定期船・海上タクシーを利用することになる。

008 野崎島の集落跡

ガイダンス・周遊・便益施設

小値賀島の「小値賀町歴史民俗資料館」では、野崎島に関する資料も含めた構成資産に関する展示が行われ、来訪者が世界遺産の顕著な普遍的価値及び野崎島の集落の歴史等について学習することができる。また、小値賀町は、野崎島においても、島の入口となる野崎港付近にガイダンス施設として「野崎島ビジターセンター」を建設中であり、小値賀島を経由せずに野崎島に直接訪れた場合でも世界遺産の顕著な普遍的価値等を十分に理解できるようにする予定である。

構成資産内に建つ「旧野首教会堂」は、堂内の見学が可能である。その所有・管理は、宗教法人から小値賀町へと移管されている。野崎島の集落跡は、教会堂と集落跡の景観との調和が魅力的であり、堂内を活用した音楽コンサート等のイベントも実施され、好評を得ている。

公共交通機関の利便性がよくないため、五島列島の構成資産を含めたクルーズツアーが計画されている。また、島の北端に位置する「沖ノ神嶋神社」から「野崎集落」及び「野首集落」を経由して「舟森集落」まで続く道は九州自然歩道に位置付けられ、トレッキングにも最適である。しかし、野生動物が出没する可能性があるため、来訪者の安全を確保する観点から、島内を案内するガイド（NPO 法人おぢかアイランドツーリズム）の同行が推奨されている。



写真 5-053 小値賀町歴史民俗資料館の展示状況



写真 5-054 旧野首教会堂での小値賀国際音楽祭



写真 5-055 野崎島のトレッキングツアー



写真 5-056 来訪者用のパンフレットなど

受入体制の状況

旧野首教会堂の近隣の旧野崎小中学校舎を活用して開設された「野崎島自然学塾村」は、自然体験学習を提供する場（宿泊も可能）として民間研修又は修学旅行にも利用されている。NPO 法人おぢかアイランドツーリズムでは、島内ガイドの活動拠点として学塾村の施設を利用しておらず、小値賀町の委託を受けて教会堂の管理も行っている。

旧野首教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2014 年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

また、同町では、来訪者が野崎島を含む小値賀町に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム・民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。町内には旅館・民宿も存在する。



写真 5-057 旧野首教会堂でガイドするおぢかアイランドツーリズム



写真 5-058 カヌー体験



写真 5-059 旧野首教会堂のボランティア清掃活動

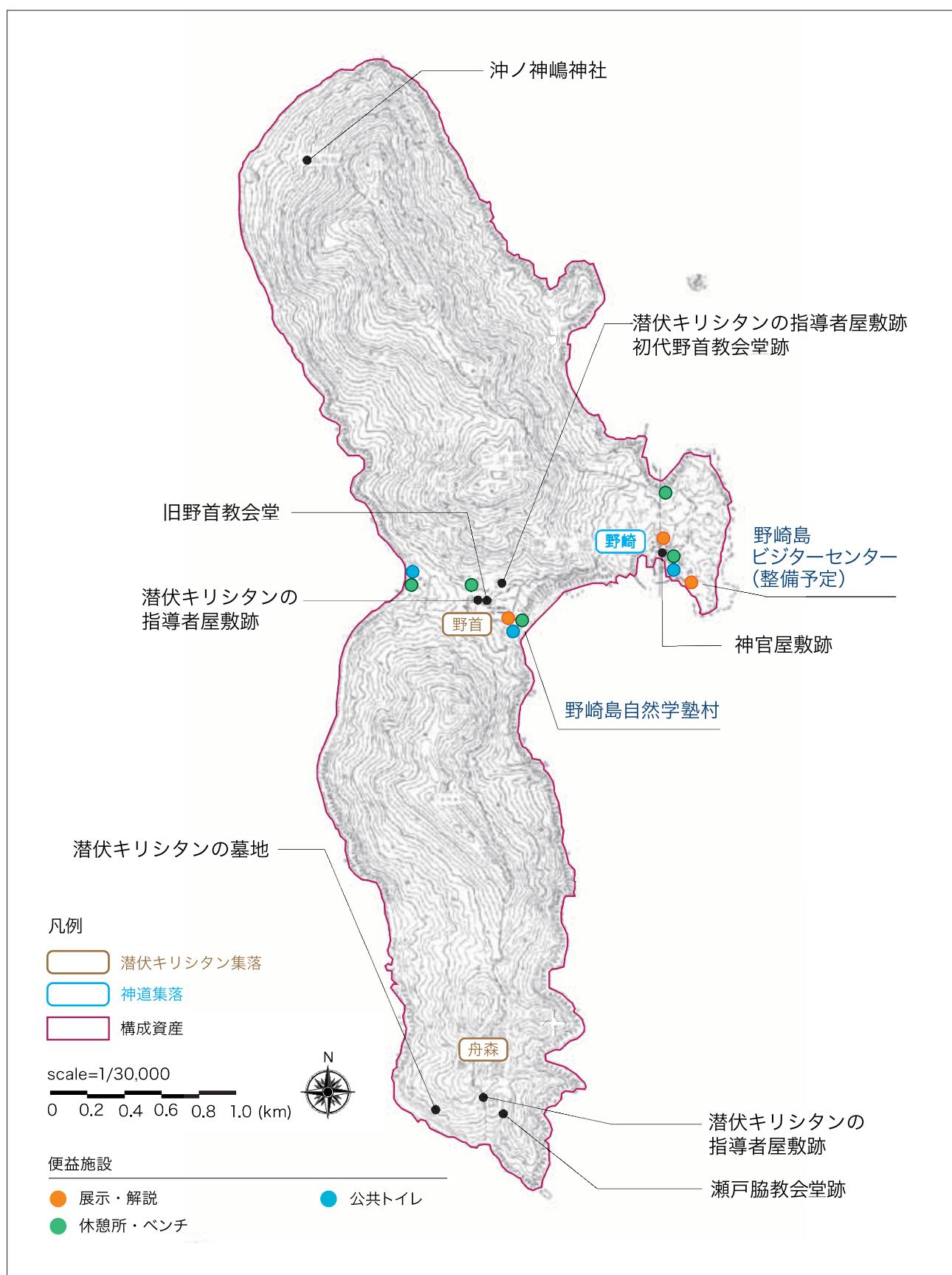


図 5-022 構成資産「野崎島の集落跡」における便益施設の配置

(7) 新上五島町

所在地の概要

新上五島町（人口19,722人）には、年間約24万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「頭ヶ島の集落」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎港又は佐世保港から新上五島町までは、高速船・フェリーが運航している。島内の移動には路線バスが利用できるが、主に住民向けの生活路線であり、構成資産を効率よく簡便に訪問できるような運行状況とはなっていない。そのため、観光バス・レンタカーを利用する来訪者が多い。

009 頭ヶ島の集落

ガイダンス・周遊・便益施設

新上五島町は、頭ヶ島天主堂の近くに存在する上五島空港（休港）のターミナルビルの一部を改修し、2016年に「祈りの島インフォメーションセンター」を開設した。同センターは、上五島の歴史・文化を中心として、キリストian史をわかりやすく紹介するガイダンス施設である。また、同町は、集落内の古民家を改修して開設した休憩所にもパネル等を展示し、構成資産の概要等を紹介している。同休憩所にはトイレも併設している。

構成資産内に建つ「頭ヶ島天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。堂内を活用した音楽コンサート等の

イベントも実施され、好評を得ている。

町内には、頭ヶ島天主堂をはじめ数多くの教会堂が密集していることもあり、近年、巡礼（教会堂・殉教地を巡る旅）を目的として複数の教会堂を巡る来島者も多い。「教会めぐりウォーク&クルーズ」等のイベントも定着してきている。

また、集落内の生活環境に配慮するため、同町は、上五島空港の駐車場を拠点とするパーク&ライド（繁忙期及び土日祝祭日）も試行している。

なお、同町では、外国人の訪問も考慮して、スマートフォンを活用したデジタルコンテンツ（エアサイネージ）による教会堂の解説（日・英・韓・中）も行っている。



写真 5-060 祈りの島インフォメーションセンターの展示状況



写真 5-061 集落内の休憩所



写真 5-062 休憩所に併設する公衆トイレ



写真 5-063 頭ヶ島天主堂での音楽コンサート



写真 5-064 教会めぐりウォーク



写真 5-065 パーク & ライドの周知チラシ



写真 5-066 パーク & ライドの実施状況



写真 5-067 エアサイネージを利用する来訪者

受入体制の状況

頭ヶ島天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同天主堂を保護する（見守る）ために配置された「祈りの島保全員」は教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

「上五島ふるさとガイドの会」による地域ガイド及び巡礼ガイドが来訪者に同行して教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等の説明を行うのみならず、見学マナーについても確実に周知



写真 5-068 頭ヶ島天主堂で説明する祈りの島保全員



写真 5-070 定置網体験

することとしている。また、新上五島町及び観光物産協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、新上五島町では、来訪者が上五島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。町内にはホテル・旅館も存在する。



写真 5-069 集落の歴史等をガイドする上五島ふるさとガイドの会



写真 5-071 集落内海岸のボランティア清掃活動

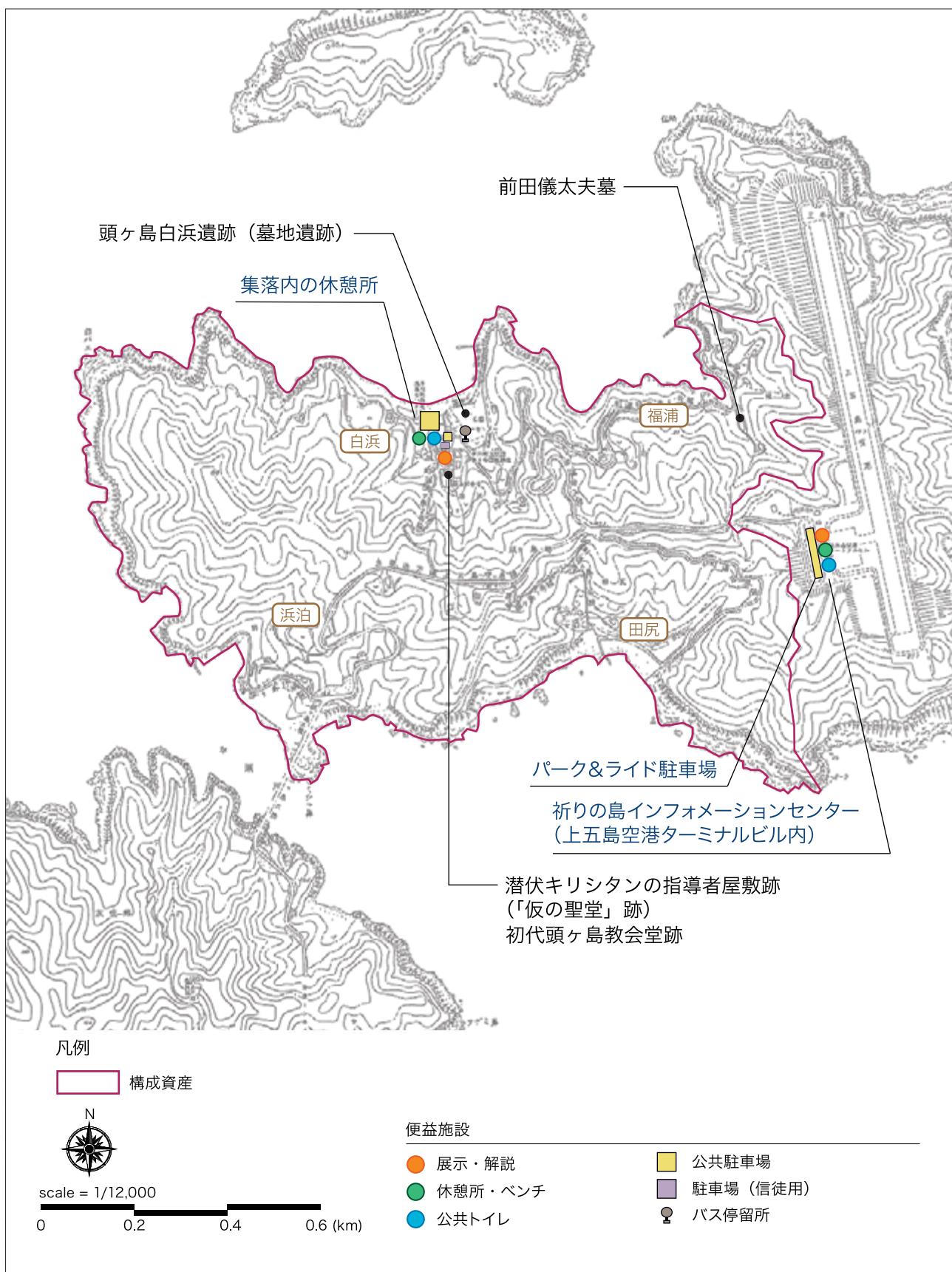


図 5-023 構成資産「頭ヶ島の集落」における便益施設の配置

(8) 五島市

所在地の概要

五島市(人口37,331人)には、年間約40万人の来訪者が訪れる。推薦資産の構成資産としては、「久賀島の集落」及び「奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)」が存在する。

主なアクセス

主要な交通拠点である長崎空港又は長崎港から五島市の福江島までは、飛行機・ジェットフォイル・フェリーが運航している。福江島から奈留島・久賀島まではフェリー・海上タクシーを利用することになる。

010 久賀島の集落

ガイダンス・周遊・便益施設

五島市は、久賀島・奈留島を含む五島列島全体の歴史・文化及びキリスト教史をわかりやすく紹介するために、福江島の五島観光歴史資料館を改修してガイダンス施設とした。

構成資産内に建つ「旧五輪教会堂」は、堂内の見学が可能である。その所有・管理は、宗教法人から五島市へと移管されている。

島内の交通手段はタクシー又はレンタカーであり、多数の来訪者を受け入れられる体制とはなっていない。同教会堂前の漁港を利用する海上タクシーも多いが、同教会堂だけを見て帰る人も見受けられる。しかし、島内の集落環境又は殉教地等を併せて知ることにより、世界遺産としての歴史的背景に対する理解を深めることも可能となることから、同市で

は島内の中心部に位置する古民家を休憩・展示施設として活用するなど、島内全域を巡ることができるような周遊ルートについても広く発信していくこととしている。

なお、来訪者の移動の効率性の観点から海上タクシーを利用し、旧五輪教会堂のほか江上天主堂(奈留島の江上集落)・キリスト教洞窟も一緒に巡ることが可能な周遊ツアーとして「五島列島キリスト教ルーズ」も提供されている。



写真 5-072 五島觀光歷史資料館の展示状況



写真 5-073 五島列島ツーデーマーチ



写真 5-074 五島列島キリストンクルーズの紹介



写真 5-075 重要文化的景観のパンフレット

受入体制の状況

島内には、「久賀島ファーム」という名の住民組織が存在し、旧久賀島小学校を拠点とする来訪者受入の中心的な組織として活動している。同ファームは、久賀島の特産品（「久賀島の米」など）の開発・販売により、島民の生業を支援し、重要文化的景観の維持・保全につなげる活動も担っている。

旧五輪教会堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者

を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同教会堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

五島市内で活動する4つのガイド団体から成る五島市おもてなしガイド連絡協議会の地域ガイド及び巡礼ガイドが来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合

には、当該ガイドが教会堂等の説明を行うのみならず、見学マナーについても確実に周知している。また、五島市及び観光協会等は、地域住民の生活の支障となるよう来訪者に対して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて



写真 5-076 久賀島ファームの活動拠点(旧久賀小学校)



写真 5-078 地産商品の「久賀島の米」



写真 5-080 旧五輪教会堂で説明する教会守

取り組んでいる。

なお、久賀島では、来訪者が久賀島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。島内には民宿も存在する。



写真 5-077 久賀島ファームの活動状況



写真 5-079 牢屋の窄殉教地で説明する地域ガイド



写真 5-081 久賀島のボランティア清掃活動

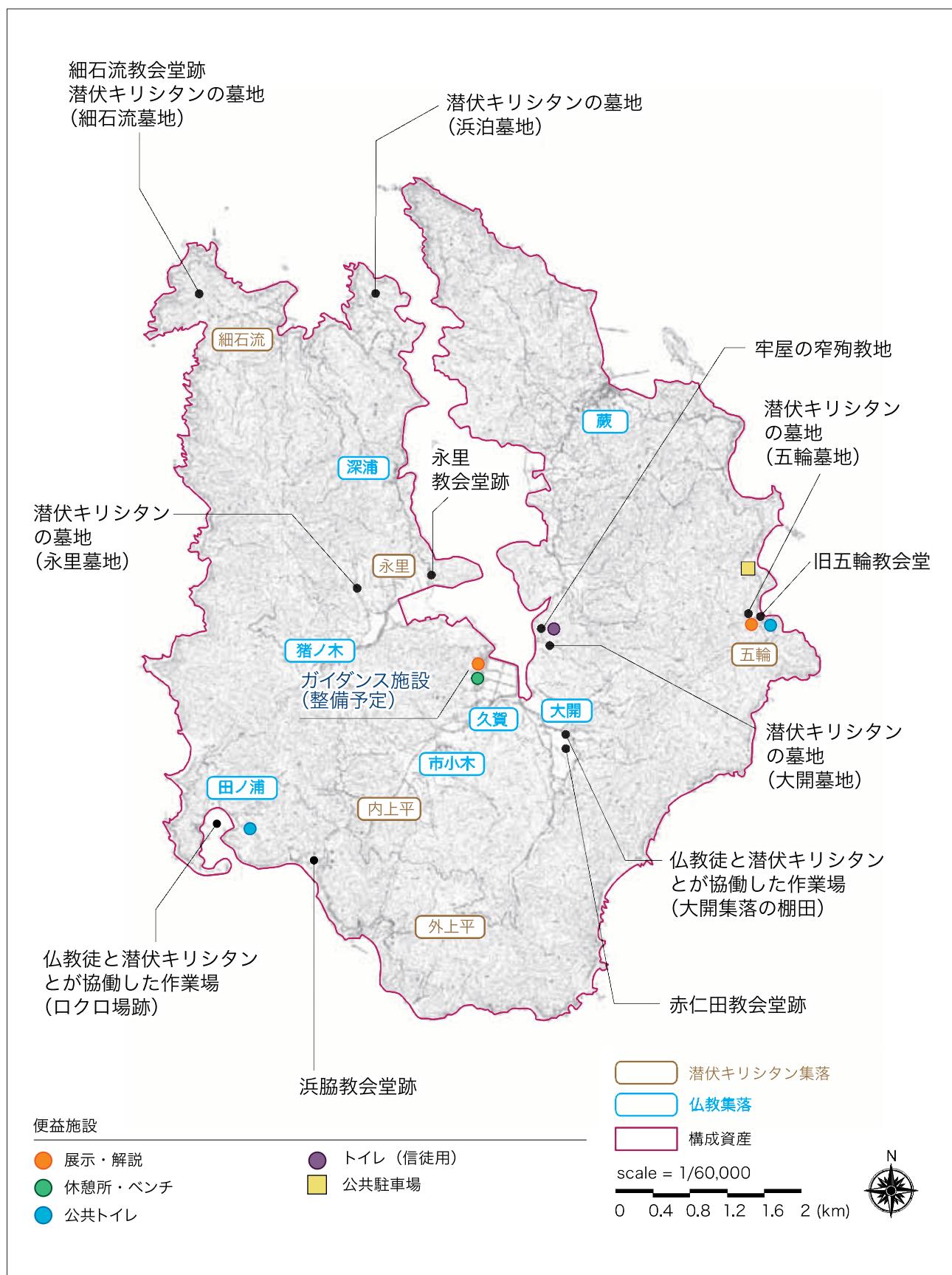


図 5-024 構成資産「久賀島の集落」における便益施設の配置

011 奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）

ガイダンス・周遊・便益施設

五島市は、奈留島・久賀島を含む五島列島全体の歴史・文化及びキリスト教史をわかりやすく紹介するために、福江島の「五島観光歴史資料館」を改修してガイダンス施設とした。また、構成資産の概要及び奈留島全体の歴史等を紹介するために、江上集落内の旧江上小学校敷地を活用したガイダンス施設の設置を計画している。なお、奈留島のフェリーターミナルにおいてもパネル等を展示し、構成資産の概要等を紹介している。

構成資産内に建つ「江上天主堂」では、ミサ等の宗教活動に支障がない限り見学区域を限定して堂内を公開している。

島内の交通手段としては、路線バスをはじめレンタカー・タクシーを利用することができます。また同市は、江上天主堂に隣接する旧小学校敷地にトイレ及び小規模な駐車場を設置している。

前述の「五島列島キリストンクルーズ」を利用する場合には、江上天主堂のほか、関連遺産も効率的に巡ることができるようにになっている。



写真 5-082 インフォメーションコーナー（奈留港ターミナル）



写真 5-083 移動販売車



写真 5-084 移動販売車による物販風景

受入体制の状況

島内のNPO法人「DONDON 奈留」は、観光の企画・運営及びガイド事業を実施するなど、来訪者の中心的な受入組織として活動している。

江上天主堂では見学に際して事前の連絡を求めており、適切な規模で来訪者を受け入れられるよう対応している。2015年以降、同天主堂を保護する（見守る）ために配置された「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして来訪者を歓迎している。

五島市内で活動する4つのガイド団体から成る「五島市おもてなしガイド連絡協議会」の地域ガイド及び巡礼ガイドが



写真 5-085 江上天主堂で説明する地域ガイド



写真 5-087 木工食器づくり体験

来訪者に同行し、教会堂等の案内を行う場合には、当該ガイドが教会堂等について説明するのみならず、見学マナーについても確実に周知することとしている。

また、五島市及び観光協会等は、地域住民の生活の支障とならないよう来訪者に對して見学マナーを周知するとともに、案内・誘導サイン等を設置するなど、適切な受入れに向けて取り組んでいる。

なお、奈留島では、来訪者が奈留島に固有の自然及び生業・暮らしを感じることができるように、体験プログラム及び民泊（グリーン・ツーリズム）も提供している。島内には旅館も存在する。



写真 5-086 民泊モニターツアー



写真 5-088 江上集落のボランティア清掃活動



2. 構成資産に関する公開・活用施設

世界との交流の中で日本におけるキリスト教史の中心にあった長崎と天草地方には、教会堂（その跡を含む。）及びゆかりの文化財が数多く集中し、域内の博物館・資料館では各々の地域に根付いた「キリスト教文化」とその背景を成す歴史・文化が紹介されている（図5-026参照）。

現在、推薦資産の顕著な普遍的価値を伝達するため、関係地方公共団体は連携して、「世界遺産センター（仮称）」の設置に向けた検討を進めている。構成資産が離島を含む2県6市2町に広がっている現状を踏まえ、来訪者に対して、どの構成資産においても他の構成資産との関連性を重視した展示等ができるよう、市町ごとに施設を配置したネットワーク型のセンター形態を目指すこととしている。「世界遺産センター（仮称）」

は、ネットワークによる連携の要となり、包括して展示・学習等をサポートする総合的機能を持つ施設となる。

今後、世界遺産登録の取組を契機として既存施設の機能充実を図り、推薦資産が全体として物語る価値とともに、習俗・儀礼などの無形の要素、推薦資産以外の教会堂及び関連文化財も含め、地域の地理的・伝統的な背景に育まれた歴史・文化を総合的に紹介していくこととしている。

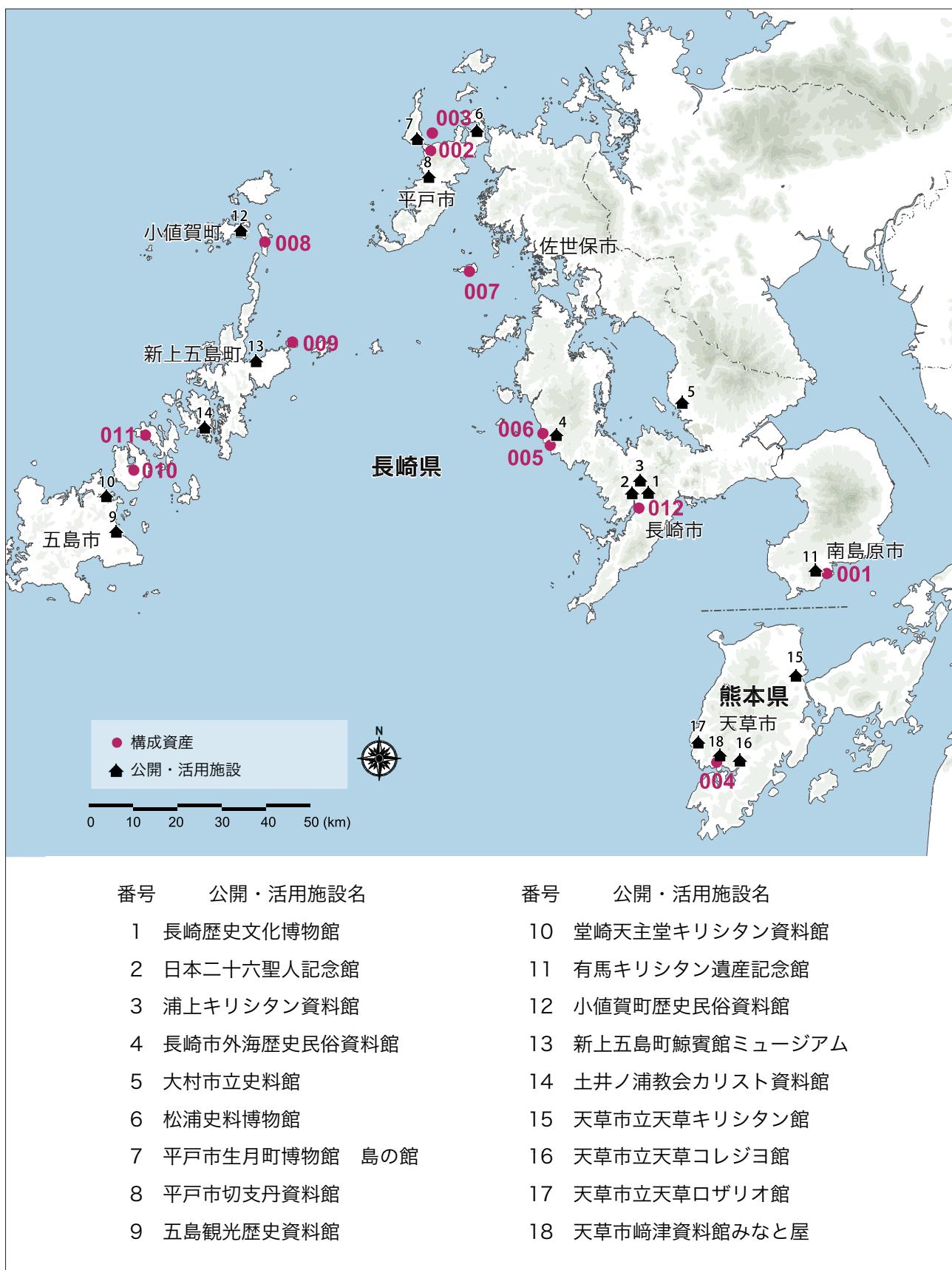


図 5-026 構成資産に関する公開・活用施設の分布

5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画

1. 構成資産共通の方針

推薦資産は、日本における禁教期の潜伏キリストンの信仰の継続に関わる伝統を表す類まれな遺産群であり、その独特の歴史のゆえに、長崎と天草地方の海を介した辺鄙で狭隘な場所に点在している。これらは、地域住民にとって身近な生活環境及び日々の信仰とともに成立し、懸命な営みの中で育まれ、今に引き継がれてきた「生きている遺産」である。個々の教会堂は、地域住民の日々の生活に密着した場所であるのみならず、静かな信仰の場として阻害してはならない性質を持つ空間でもある。加えて、人口減少・少子高齢化が進む過疎地域に存在するため、その管理・維持が困難となることがないよう、地域の活力を取り戻すための活性化対策を講ずる必要もある。

従って、推薦資産の公開・活用に当たっては、地域の生活・信仰・文化的要素の保護と地域経済の持続的な発展とを共存させていくとの認識を前提としつつ、地域住民・両県民・来訪者が推薦資産の顕著な普遍的価値のみならず推薦資産を支える地域の実情について深く理解することが必要となる。推薦資産を適切に公開・活用

することにより、その顕著な普遍的価値が共有される。さらに、地域の営みを活性化する取組を官民一体で推進することにより、構成資産及びその周辺環境の保護・保全を担う地域社会の基盤が強化され、その永続的な維持・継承が確実なものとなる。

そのための各種施策については、下記に掲げる推薦資産共通の方針の下で実施する。

- 構成資産間の関連性を重視した顕著な普遍的価値の総合的な発信
- 国内外からの来訪者の受入体制の整備
- 官民一体となった協働による公開・活用に関する取組の持続的な推進

2. 構成資産共通の課題に対する対応策と具体的な取組

構成資産の整備・活用に当たっては、「来訪者の管理と適切な公開（生活・信仰と観光の調和）」及び「地域の持続的な維持・発展（保存と活用の両立）」を両輪として、双方の実現に向けた共通の課題を表5-009に掲げる。表中には、各課題に応じた

対応策及び具体的な取組も記載している。

その詳細は、附属資料6a「包括的保存管理計画」の第4章「マネジメントプランの実施」及び第5章「行動計画」に記載しており、ここでは項目と概要の列挙に留める。

表 5-009 構成資産の整備・活用に関する課題と対応(概要)

項目	課題	対応策	具体的な取組の概要
来訪者の管理と適切な公開(生活・信仰と観光の調和)	(1)顕著な普遍的価値の理解	a)顕著な普遍的価値の総合的な情報発信の充実	推薦資産の顕著な普遍的価値について、公式ウェブサイトによる総合的な情報発信を行うとともに、各種媒体又はシンポジウム等を活用した広報・啓発活動を行う。
		b)構成資産以外の関連文化財等を含めた一体的な保存・活用	長崎と天草地方に多く分布するキリスト教関連の有形・無形の文化財等を「長崎と天草地方のキリスト教関連歴史文化遺産群(以下「キリスト教文化遺産群」という。)」としてネットワーク化し、一体的に保存・活用する。現在、キリスト教文化遺産群としてのデータベース化を進めており、ウェブサイト「おらしょーこころ旅」(http://oratio.jp)にて情報発信している。
		c)適切な公開・活用施設の整備	推薦資産の顕著な普遍的価値を伝達するため、「世界遺産センター(仮称)」を整備する。構成資産が離島を含む2県6市2町に広がりを持つことを踏まえ、どの構成資産においても他の構成資産との関連性を重視した展示等ができるよう、市町ごとに施設を配置したネットワーク型のセンター形態を目指す。
		d)ガイド体制の整備	推薦資産の全体としての価値及び関連の文化財等を網羅的に説明できるガイドの養成に取り組む。
	(2)来訪者に対する利便性の提供	a)総合窓口の設置	構成資産が広域に分布する状況を踏まえ、全体を案内できる総合的な窓口(「長崎の教会群インフォメーションセンター」 http://kyoukaigun.jp/)を設置し、来訪者の利便性を図る。
		b)ツアー及びモデルコースの提供	魅力的なツアー及び標準的なモデルコースのほか、教育旅行・巡礼(教会堂・殉教地を巡る旅)など来訪者の目的・要請に応じた多様なコースを提供する。
		c)交通インフラの整備	長崎と天草地方の特徴でもある離島・半島の魅力を損なわないよう、過度な利便性の追求のための整備は行わず、必要最低限の改善を図る。島から島への交通手段として海上を船で巡るルート設定などにより、島ならではの楽しみ方を提供できるように工夫する。

項目	課題	対応策	具体的な取組の概要
来訪者の管理と適切な公開 (生活・信仰と観光の調和)	(2)来訪者に対する利便性の提供	d) 適切な便益施設の整備・管理	来訪者の利便性の追求により構成資産等の雰囲気を損なうことのないよう適切に整備する。また、来訪者が便益施設を利用するに伴う維持管理費用捻出の方法について検討し、適切な方法を選択して実施する。
	(3)秩序ある公開と適切な受入れを実現するための仕組みづくり	a)見学マナーの周知徹底	見学のルール及びマナーについて、ポスター又はホームページ等の各種媒体を活用し周知徹底を図る。
		b)教会堂(有形文化財)の見守り	有形文化財である教会堂を保護する(見守る)ために「教会守」を配置する。「教会守」は、教会堂見学の事前連絡の現地窓口となり、見学マナーを周知し歴史を説明するなどして、来訪者を歓迎する。
		c)秩序ある受入れを実現するための仕組みづくり	世界遺産登録による来訪者の増加が地域の生活・生業・信仰を阻害することのないように、秩序ある来訪を促し、適切に受け入れる新しい方法の導入に取り組む。特に、信仰の場でもある教会堂の内部見学については、適切な規模(人数)の来訪者を迎えることができるよう、事前に調整を行う方法(事前連絡制)を導入する。また、構成資産保護の財源確保のため、来訪者等からの協力金(寄附)を求める方法についても検討し、適切であると判断された場合には実施する。
地域の持続的な維持・発展 (保存・活用の両立)	(4)交流による共通の意識づくり及びネットワーク化	a)地域住民等の理解促進	関係地方公共団体では、地域住民等を対象として、推薦資産の世界遺産としての価値及び構成資産の関連性を総合的に理解できるよう講座・研修会等を開催するとともに、保存管理に必要な情報提供も行う。また、若年層の育成に関して、故郷への誇りと愛着が醸成されるよう学校教育及び大学・研究機関等と連携した取組を進める。
	(5)交流による共通の意識づくり及びネットワーク化	a)地域における活動の充実	推薦資産全体の価値を踏まえ、広域的な視点に基づく学習及びネットワーク化を進めることにより、地域における関係者・関係機関の間での切磋琢磨を促進しつつ、活動を充実させる。

項目	課題	対応策	具体的な取組の概要
地域の持続的な維持・発展(保存・活用の両立)	(6)地域社会の維持・活性化	a)地域産業の振興と交流人口・定住人口の増加	民泊・体験観光等による交流人口の拡大策をはじめ、生業及び地場産業の活性化につながる地元産品の開発・販売、体験プログラムの開発、定住人口の増加に向けた担い手育成等による地域振興策に取り組む。

3. 構成資産の整備活用計画

各構成資産が所在する市町では個別に整備活用に関する計画を定めており、所有者・行政、さらには地域住民が一体となつた協働による推進体制を構築し、適切かつ着実に当該計画を実施していくこととしている。

なお、わが国の文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定された農山漁村集落の景観は、そこに住む人々の営みに根ざした「生きている文化財」である。従つて、関係者間においては、現在の景観を形成してきた地域社会の生活・生業の実情を踏まえ、それらの持続性を考慮した地域間・世代間の交流等の取組を促進していくことが重要だと認識を共有している。

個別の整備活用計画については、附属

資料6b「個別管理計画の概要」を参照されたい。

5.j 専門分野・技術・管理に関する人的措置

構成資産を良好に管理するため、関係地方公共団体の教育部門では、文化財保護に関する専門職員を配置している。当該職員は、文化財保護に専従することにより培った深い知識及び豊富な経験を持ち、所有者が行う構成資産の修理修繕又は日常の維持管理に関して技術的な支援を行っている。

また、長崎県又は熊本県の教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導委員は、構成資産を含む県内の文化財を定期的に巡回・点検し、それぞれの教育委員会に対して保護に係る助言を行っている。各教育委員会は、この助言に基づき、文化財の所有者又は管理団体に対して、文化財である構成資産の保存管理に関する指導を行っている。この文化財保護指導委員は、退職教員、地域文化財に精通した郷土史家など、文化財に対する一定の学識経験を有しており、構成資産の管理を支援するスタッフとして十分な能力を備えている。

その他、構成資産内の文化財に指定された教会堂については、「教会守」が、来訪者に対して見学マナーを周知し注意喚起を行っている。また、各構成資産の清掃等の日常的な維持管理及び定期的に行われる

防災・防火訓練には、地域住民・民間団体も積極的に参加している。

このように、構成資産の保護は、地域社会を含めた関係者の協働の下に一体的に実施されている。なお、地域の人材育成等に関しては、前述の5.gの「2.地域の能力強化に関する取組（キャパシティビルディング）」（P337）も参照されたい。

‘blank page’

第6章 経過観察 (ダ)の体制

第6章 経過観察(モニタリング)の体制

6.a 保存状況を計測するための主たる指標

構成資産及びそれらの緩衝地帯については、顕著な普遍的価値の確実な保持、修理・復旧、維持管理、防災及び危機管理に関する体制の充実及び技術の向上を目的として、第4章において述べた保全状況及び資産全体に与える影響に対し、次に掲げる3つの観点の下に適切な指標を設定し、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を実施する。

- 「第3章 記載のための価値証明」に記した推薦資産の価値及び真実性・完全性が維持されているか。
- 「第4章 保全状況と資産に影響を与える

諸条件」に記した諸条件(開発・環境問題・自然災害・観光・その他)が推薦資産及びその緩衝地帯にどのような影響を与えていたか又は与えたか。

- 「第5章 保護と管理」に関連して、構成資産及びその緩衝地帯並びにそれらを取り巻く周辺の広い地域が、相互に呼応しつつ世界遺産としての顕著な普遍的価値に関する知識を発信する場として適切な発展を遂げているか。

設定する主な観察指標については、以下の表6-001から表6-003までに示すとおりである。

表6-001 「推薦資産・緩衝地帯に影響を与える諸条件」に関する観察指標

推薦資産・緩衝地帯に対する影響	指 標		周 期	観察記録主体
開発	社会資本整備による影響	1. 公共事業の実施件数	緩衝地帯における道路・河川・下道・治山等の公共事業実施件数を測定する。	毎年 両県・市町
	民間による開発事業の影響	2. 民間の開発行為件数	緩衝地帯における開発許可申請及び建築確認の件数を測定する。	毎年 市町
		3. 景観条例に基づく届出件数	緩衝地帯における景観条例に基づく届出件数を測定する。	毎年 市町

推薦資産・緩衝地帯に対する影響		指 標		周 期	観察記録主体
開発	景観保全	4. 景観阻害要因の数(定点測定)	視点場からの定点撮影により、視界に入り込む阻害要因を把握する。	毎年	市町
環境変化	大気汚染	5. 大気環境観測	大気の常時監視を行い、二酸化硫黄・一酸化窒素・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・非メタン炭化水素・浮遊粒子状物質・PM2.5等の大気汚染物質の含有量を測定する。	随時	県・市町
	海岸の漂着ゴミ	6. 海岸清掃の実施回数	構成資産周辺における海岸清掃の実施回数を測定する。	毎年	両県・市町
	野生生物	7. 特定鳥獣の捕獲頭数	特定鳥獣に指定されたシカ・イノシシ等の捕獲頭数を測定する。	毎年	両県・市町
自然災害	風水害・土砂災害	8. 気象・降水量・河川水位の観測・土砂災害の発生情報等	風水害及び土砂災害発生に関する情報を把握する。	随時	両県・市町
	地震・火災	9. 地震・津波・火山活動の観測	地震・津波・火山活動に関する情報を把握する。	随時	両県・市町
		10. 防火設備の点検回数	構成資産に関する防火設備の点検回数及びその実施状況を把握する。	毎年	市町

推薦資産・緩衝地帯に対する影響		指 標		周 期	観察記録主体
自然災害	地震・火災	11. 消火・防災訓練の実施回数	構成資産に関する消火・防災訓練の回数・実施状況を把握する。	毎年	市町
観光	来訪者の増加による影響	12. 来訪者数	構成資産への来訪者数を測定する。	毎年	市町
地域の活力	地域の持続性	13. 地域人口の推移	構成資産が所在する市町の人口を測定する。	毎年	両県・市町

表 6-002 「構成資産及びその要素の保護」に関する観察指標

保護に対する影響	指 標	周 期	観察記録主体	
経年劣化	14.構成資産・構成要素に含まれる建造物等の劣化状態	構成資産・構成要素に含まれる建造物等の巡視を行う	随時	両県・市町
現状変更等	15.現状変更申請件数及び内容	文化財保護法に基づく現状変更許可申請・届出の件数及びその内容を把握する。	毎年	市町
き損	16.き損届出件数及び内容	文化財保護法に基づくき損届の件数及びその内容を把握する。	毎年	市町
遺跡の保護	17.遺構の状態	目視により遺構の状態を把握し記録する。	毎年	市町
建造物の保護	18.建造物の維持修理	建造物の維持修理の結果を記録する。	毎年	市町
集落の土地利用形態の保護	19.農地法及び景観条例に基づく許可申請及び届出の件数	農地法及び景観条例に基づき、現状変更許可申請・届出の件数及びその内容を把握する。	毎年	市町

表 6-003 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する指標

項目	指標	周期	観察記録主体	
顕著な普遍的価値の伝達	20.調査研究の実施状況	構成資産に関する調査研究の実施状況及びその内容、報告書の刊行等の成果を把握する。	毎年	両県・市町
	21.各種研修会・講座・見学会等の実施状況	構成資産に関する研修会・セミナー・講座・見学会等の実施状況を把握する。	毎年	両県・市町
来訪者の利便性	22.ガイダンス施設の設置	整備計画に則った施設の設置状況を把握する。	毎年	両県・市町
	23.便益施設の設置	整備計画に則った施設の設置状況を把握する。	毎年	市町
情報提供	24.パンフレット・ホームページによる情報提供数	パンフレット類の発行部数、各地方公共団体のホームページのアクセス数を把握する。	毎年	両県・市町
民間の活動	25.活動状況	構成資産に関する民間団体の活動内容・実施回数を把握する。	毎年	両県・市町

6.b 資産の経過観察のための行政上の体制

定期報告を含む経過観察（モニタリング）については、表6-001から表6-003までに示すように、関係地方公共団体（2県6市2町）が文化庁の指導の下に表6-004に示す体制によって記録し、所有者等とともに構成する「世界遺産保存活用協議会」において集約のうえ、周辺環境を含めた構成資産の現況を把握する。この協議会がモニタリングによって実施した施策の評価を行い、必要に応じて見直すことにより、さらに実効性の高い計画へと改善を図ることとしている。

協議会は、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果を6年ごとに保存管理状況の評価としてまとめる。日本国政府は、「世界遺産条約の履行のための作業指針」第5章に基づき、ユネスコ世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書を提出する。

表 6-004 モニタリング体制

分 担	管 輄 区 域	担 当 組 織		
担当組織及び担当課	構成資産及び 緩衝地帯	組織名称及び組織代表者： 長崎市 市長 佐世保市 市長 平戸市 市長 五島市 市長 南島原市 市長 小値賀町 町長 新上五島町 町長 天草市 市長 担当課及び担当責任者： 長崎市 企画財政部世界遺産推進室 室長 文化財課 課長 佐世保市 教育委員会社会教育課 課長 平戸市 文化観光部文化交流課 課長 五島市 市長公室 室長 南島原市 教育委員会世界遺産登録推進室 室長 小値賀町 教育委員会 教育長 新上五島町 教育委員会世界遺産推進室 室長 天草市 世界遺産推進室 室長		
監督組織	構成資産及び 緩衝地帯	組織名称： 文化庁 組織代表者： 文化庁長官 担当課及び担当責任者： 記念物課 課長		
指導組織	構成資産及び 緩衝地帯	組織名称及び組織代表者： 長崎県 知事 長崎県教育委員会 教育長 熊本県 知事 熊本県教育委員会 教育長 担当課及び担当責任者： 長崎県文化観光国際部世界遺産登録推進課 課長 長崎県教育庁学芸文化課 課長 熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課 課長 熊本県教育庁文化課 課長		

6.c 以前の保全状況報告の成果

経過観察（モニタリング）に必要とされる諸事項に関する現時点及び過去の資料・情報については、関係地方公共団体の下に適切に収集・保管されている。それらの一覧表は、以下のとおりである。

表 6-005 モニタリングに関する資料・文書一覧

対象資産	資料名	発行者	発行年
原城跡	原城跡IV 南島原市文化財調査報告書	南島原市	2010
平戸の聖地と集落	平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書	平戸市	2009
天草の崎津集落	天草市崎津の漁村景観保存調査報告書	天草市	2010
外海の出津集落	長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書	長崎市	2012
黒島の集落	佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書	佐世保市	2011
野崎島の集落跡	小値賀諸島の文化的景観保存調査報告書	小値賀町	2012
頭ヶ島の集落	新上五島町崎浦の五島石集落景観保存調査報告書	新上五島町	2012
久賀島の集落	五島市久賀島の文化的景観保存調査報告書	五島市	2011
大浦天主堂	大浦天主堂及び教会施設調査報告書	長崎市	2012
要素(建造物)	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物調査報告書	長崎県、長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、小値賀町、新上五島町	2011

‘blank page’



第 7 章

資料

第7章 資料

7.a 写真・スライド・図版の目録及び使用許可証、その他のビデオ等の視聴覚材料

表 7-001 写真・画像・一覧表

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 の権利 譲渡
写真 2-001	電子 データ	原城跡	2015年 7月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 850-8570 長崎県長崎市江戸町 2-13 TEL : 095-824-1111 FAX : 095-894-3485	Yes
写真 2-002	電子 データ	原城跡本丸	2016年 10月	株式会社 TBS ビジ ョン	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-003	電子 データ	原城跡二ノ丸	2015年 8月	文化庁	文化庁	文化庁 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL : 03-6734-2877 FAX : 03-6734-3822	Yes
写真 2-004	電子 データ	「十」の字が描かれた建 物（「原城攻囲図」、東京 大学史料編纂所所蔵）	—	東京大学史 料編纂所	東京大学史 料編纂所	東京大学史料編纂所 113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 TEL : 03-5841-5962 FAX : 03-5841-8425	No
写真 2-005	電子 データ	発掘調査で確認された 人骨（発掘調査時の写 真）	2001年 1月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊 96-2 TEL : 050-3381-5000 FAX : 0957-85-2767	Yes
写真 2-006	電子 データ	発掘調査で出土した信 心具（メダイ・十字架、 南島原市有馬キリシタ ン遺産記念館所蔵）	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-007	電子 データ	半地下式の小屋跡（発 掘調査時の写真）	—	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 2-008	電子 データ	半地下式の小屋が描か れた絵図（「島原陣図屏 風」、秋月郷土館所蔵）	—	秋月郷土館	秋月郷土館	朝倉市教育委員会 838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412-2 TEL : 0946-22-1111	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-009	電子 データ	櫓台石垣破却状況(発掘 調査時の写真)	—	南島原市	南島原市	南島原市 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 2-010	電子 データ	信心会の幟「綸子地著色 聖体秘蹟図指物」(通称 「天草四郎陣中旗」、天草 市立天草キリスト館 所蔵)	—	天草市立天 草キリスト 館	天草市立天 草キリスト 館	天草市立天草キリスト館 863-0017 熊本県天草市船之尾町 19-52 TEL: 0969-22-3845	No
写真 2-011	電子 データ	祈祷書(東京国立博物館 所蔵)	—	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-004 欄を参照)	Yes
写真 2-012	電子 データ	「島原・天草一揆」当時 の原城跡本丸(「島原陣 図屏風」、秋月郷土館所 蔵)	—	秋月郷土館	秋月郷土館	朝倉市教育委員会 (写真 2-008 欄を参照)	No
写真 2-013	電子 データ	現在の原城跡本丸	2016 年 11 月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-014	電子 データ	春日集落、安満岳、中江 ノ島	2013 年 10 月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-015	電子 データ	丸尾山	2015 年 7 月	株式会社長 崎映像社	平戸市	平戸市 859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3 TEL: 0950-22-4111 FAX: 0950-22-2878	No
写真 2-016	電子 データ	春日集落	2014 年 5 月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-017	電子 データ	春日集落の潜伏キリシ タン墓地	2014 年 4 月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真 2-015 欄を参照)	Yes
写真 2-018	電子 データ	信心具(オテンペンシ ヤ、個人所蔵)	2013 年 12 月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真 2-015 欄を参照)	No
写真 2-019	電子 データ	左から神棚と信心具を 収蔵した箱(個人所蔵)	2011 年 6 月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真 2-015 欄を参照)	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 の権利 譲渡
写真2-020	電子データ	安満岳山頂にある石の参道と鳥居	2016年10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真2-021	電子データ	安満岳山頂の石造物群	2016年10月	池田勉	池田勉	池田勉 851-2126 長崎県長与町吉無田郷13 TEL:0957-47-5308	No
写真2-022	電子データ	下方街道図絵(1806年から1841年の間、松浦史料博物館所蔵)	2010年12月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	No
写真2-023	電子データ	西禅寺跡	2016年10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真2-024	電子データ	中江ノ島(構成資産003)	2016年10月	株式会社TBSビジョン	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真2-025	電子データ	中江ノ島での「お水取り」	—	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真2-026	電子データ	春日牧図(1866年、松浦史料博物館所蔵)	—	—	平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書(2009年)より転載	平戸市 (写真2-015欄を参照)	No
写真2-027	電子データ	現在の春日集落と安満岳	2016年10月	株式会社TBSビジョン	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真2-028	電子データ	崎津集落	2012年10月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真2-029	電子データ	崎津諏訪神社	2012年10月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真2-030	電子データ	崎津諏訪神社の大祭	2016年11月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真2-031	電子データ	信心具(①大黒天像、②恵比寿像、③アワビ貝、④白蝶貝メダイ、⑤和鏡、全て個人所蔵)	2016年10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-032	電子 データ	最初の崎津教会堂	—	天草市	天草市	天草市 863-8631 熊本県天草市河浦町河浦 5253 TEL : 0969-76-1116 FAX : 0969-76-1359	Yes
写真 2-033	電子 データ	崎津諏訪神社の側に建つ修道院	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-034	電子 データ	崎津庄屋役宅跡(現在の 崎津教会堂)	2012年 10月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-035	電子 データ	畳敷きの崎津教会堂内 部	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-036	電子 データ	崎津村絵図(1842年以 降、天草コレジヨ館所 蔵)	—	天草市	天草市	天草市 (写真 2-032 欄を参照)	Yes
写真 2-037	電子 データ	現在の崎津集落	—	天草市	天草市	天草市 (写真 2-032 欄を参照)	Yes
写真 2-038	電子 データ	出津集落	2015年 9月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-039	電子 データ	無原罪のプラケット (長崎市ド・ロ神父記念 館所蔵)	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-040	電子 データ	イナッショさま(長崎 市外海歴史民俗資料館 所蔵)	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-041	電子 データ	聖ミカエル(写本、長 崎歴史文化博物館所 蔵)	—	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文化博物館 850-0007 長崎県長崎市立山 1-1-1 TEL : 0958-18-8366	No
写真 2-042	電子 データ	十五玄義(写本)(長崎 歴史文化博物館所蔵)	—	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文化博物館 (写真 2-41 欄を参照)	No
写真 2-043	電子 データ	雪のサンタマリア	—	日本二十六 聖人記念館	日本二十六 聖人記念館	日本二十六聖人記念館 850-0051 長崎県長崎市西坂町 7-8 TEL : 095-822-6000	No
写真 2-044	電子 データ	サンタマリアの御絵(仮)	—	カトリック 長崎大司教 区	カトリック 長崎大司教 区	カトリック長崎大司教区 852-8113 長崎県長崎市上野町 10-34 TEL : 095-846-4248	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-045	電子 データ	こんちりさんのりやく (長崎市外海歴史民俗資料館所蔵)	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-046	電子 データ	発掘調査で確認された 人骨 (発掘調査時の写 真)	—	長崎市	長崎市	長崎市 850-8685 長崎県長崎市桜町 2-22 TEL : 095-822-8888 FAX : 095-829-1261	No
写真 2-047	電子 データ	出津集落 (19世紀後半 から 20世紀初頭に撮 影)	—	—	長崎市外海 の石積集落 景観保存調 査 報告書 (2013) よ り転載	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	No
写真 2-048	電子 データ	野中集落	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-049	電子 データ	菖蒲田墓地	2016年 11月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-050	電子 データ	小濱浦	2016年 7月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-051	電子 データ	高台に建つ出津教会堂	2016年 10月	株式会社 TBS ビジ ョン	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-052	電子 データ	低い屋根と天井の出津 教会堂	2012年 5月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-053	電子 データ	前後にふたつの塔をも つ出津教会堂	2016年 10月	株式会社 TBS ビジ ョン	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-054	電子 データ	出津代官所跡に建つ旧 出津救助院	2012年 11月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-055	電子 データ	出津集落古図(1862年) (彼杵郡三重図賤津村・ 黒崎村・永田村／文久 2年壬戌夏仕立、長崎歴 史文化博物館所蔵)	—	—	長崎市外海 の石積集落 景観保存調 査 報告書 (2013) よ り転載	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-056	電子 データ	現在の出津集落	—	国土交通省 国土地理院	国土交通省 国土地理院	国土交通省国土地理院 305-0811 茨城県つくば市北郷1 Tel: 029-864-1111 Fax: 029-864-1807	No
写真 2-057	電子 データ	大野集落	2015年 9月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-058	電子 データ	大野神社	2016年 7月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-059	電子 データ	門神社	2016年 7月、 2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-060	電子 データ	辻神社	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-061	電子 データ	潜伏キリシタンの墓地	2016年 10月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 2-062	電子 データ	大野集落	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-063	電子 データ	大野教会堂	2012年 5月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-064	電子 データ	大野教会堂の内観	2012年 5月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-065	電子 データ	黒島	2015年 10月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-066	電子 データ	本村集落	2010年 4月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10 TEL: 0956-24-1111 FAX: 0956-25-9682	Yes
写真 2-067	電子 データ	根谷集落	2010年 4月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真 2-066 欄を参照)	Yes
写真 2-068	電子 データ	蕨集落	2010年 4月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真 2-066 欄を参照)	Yes
写真 2-069	電子 データ	本村役所跡	2003年 12月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真 2-066 欄を参照)	Yes
写真 2-070	電子 データ	興禪寺と梵鐘	2016年 10月、 2012年 11月	池田勉、佐 世保市教育 委員会	長崎県、佐 世保市教育 委員会	長崎県 (写真 2-001 欄を参照) 佐世保市教育委員会 (写真 2-066 欄を参照)	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-071	電子 データ	興禅寺のマリア観音(現 存しない)	—	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	Yes
写真 2-072	電子 データ	仕切牧墓地	2016年 5月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	Yes
写真 2-073	電子 データ	出口家の屋敷跡	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-074	電子 データ	初代黒島教会堂の跡地 に建つ現在の黒島天主 堂	2016年 10月	株式会社 TBSビジ ョン	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-075	電子 データ	贖罪の祈り	2016年 11月	山内一成	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	No
写真 2-076	電子 データ	野崎島	2015年 10月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-077	電子 データ	沖ノ神嶋神社	2015年 10月	長崎大学	小值賀町	小值賀町 857-4701 長崎県北松浦郡小值賀町笛吹 郷2376-1 TEL:0959-56-3111 FAX:0959-56-4192	Yes
写真 2-078	電子 データ	野崎集落跡(1978年)	—	小值賀町	小值賀町	小值賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真 2-079	電子 データ	神官屋敷跡	2015年 8月	小值賀町	小值賀町	小值賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真 2-080	電子 データ	野首集落跡	2013年 10月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-081	電子 データ	舟森集落跡	2013年 10月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-082	電子 データ	舟森集落跡における指 導者の屋敷跡	2011年 10月	小值賀町	小值賀町	小值賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真 2-083	電子 データ	帳方屋敷の側に建つ旧 野首教会堂(1935年頃)	1935年頃	—	小值賀町	小值賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真 2-084	電子 データ	旧野首教会堂	2012年 11月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-085	電子 データ	瀬戸脇教会堂(1967年 以前)	—	— 仲知小教区 史(1999) より転載	カトリック長崎大司教区仲知 小教区 857-4604 長崎県南松浦郡新上五島町津 和崎郷991 Tel:0959-55-8037		No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-086	電子 データ	瀬戸脇教会堂の礎石跡	2015年 12月	山頭範之	山頭範之	山頭範之 852-8121 長崎県長崎市三川町 1221-97 TEL : 095-847-7254	No
写真 2-087	電子 データ	野崎郷字図（1877年 頃、小値賀町所蔵）	1877年 頃	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真 2-077 欄を参照)	No
写真 2-088	電子 データ	現在の野崎島	—	国土交通省 国土地理院	国土交通省 国土地理院	国土交通省国土地理院 (写真 2-056 欄を参照)	No
写真 2-089	電子 データ	頭ヶ島	2015年 10月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-090	電子 データ	白浜集落の発掘写真 (1995)	1995年 5月	長崎県教育 委員会	長崎県教育 委員会	長崎県教育委員会 850-8570 長崎県長崎市江戸町 2-13 TEL : 095-824-1111	Yes
写真 2-091	電子 データ	福浦集落	2016年 11月	新上五島町 教育委員会	新上五島町 教育委員会	新上五島町教育委員会 857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有 川郷 578-36 TEL : 0959-42-0180 FAX : 0959-42-0428	Yes
写真 2-092	電子 データ	前田家の墓	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-093	電子 データ	前田長平の名が刻まれ た墓碑	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-094	電子 データ	「頭ヶ島由来記」が刻ま れた墓碑	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-095	電子 データ	白浜集落	2015年 2月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-096	電子 データ	田尻集落の石積みを駆 使した耕作地	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-097	電子 データ	「仮の聖堂」跡を示す石 碑	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-098	電子 データ	頭ヶ島天主堂	2015年 10月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 的権利 譲渡
写真 2-099	電子 データ	カトリックに復帰した 人々の墓地	2014年 5月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-100	電子 データ	久賀島	2015年 10月	九州航空株 式会社	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-101	電子 データ	大開集落	2016年 10月	柴原龍一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-102	電子 データ	口クロ場跡	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-103	電子 データ	口クロ場の参考図（「五 島に於ける鯨捕沿革図 説」、長崎歴史文化博物 館所蔵）	—	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文化博物館 (写真2-041欄を参照)	No
写真 2-104	電子 データ	永里集落のマリア観音 (堂崎天主堂キリスト 教資料館所蔵)	2016年 11月	平山忍	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-105	電子 データ	牢屋の窄殉教地	2016年 1月	山頭範之	山頭範之	山頭範之 (写真2-086欄を参照)	No
写真 2-106	電子 データ	旧五輪教会堂	2012年 9月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-107	電子 データ	五輪集落	2016年 4月	文化庁	文化庁	文化庁 (写真2-003欄を参照)	Yes
写真 2-108	電子 データ	浜脇教会堂（1931年以 前）	1931年 以前	「長崎の教 会群とキリ スト教関連 遺産」構成 資産候補建 造物調査報 告書（2011） より転載	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-109	電子 データ	現在の浜脇教会堂	2014年 4月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-110	電子 データ	五輪墓地	2013年 3月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-111	電子 データ	久賀島古図（1822年、 「伊能図・九州全図」、松 浦史料館所蔵）	—	—	五島市久賀 島の文化的 景観保存計 画（2011） より転載	五島市 853-8501 長崎県五島市福江町1-1 TEL: 0959-72-6111 FAX: 0959-74-1994	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-112	電子 データ	現在の久賀島の集落	—	国土交通省 国土地理院	国土交通省 国土地理院	国土交通省国土地理院 (写真 2-056 欄を参照)	No
写真 2-113	電子 データ	江上集落	2015 年 10 月	九州航空株 式会社	長崎県	国土交通省国土地理院 (写真 2-056 欄を参照)	Yes
写真 2-114	電子 データ	谷間に開けたわずかな 平地に建つ江上天主堂	2015 年 11 月、 2013 年 4 月	山頭範之、 日暮雄一	山頭範之、 長崎県	山頭範之、長崎県 (写真 2-086、2-001 欄を参 照)	No
写真 2-115	電子 データ	江上天主堂	2012 年 9 月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-116	電子 データ	江上天主堂の内観	2015 年 8 月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-117	電子 データ	江上天主堂裏の水路	2016 年 10 月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-118	電子 データ	床を高く上げた様子	2016 年 10 月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-119	電子 データ	軒裏の装飾を兼ねた通 風口	2016 年 10 月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-120	電子 データ	大浦天主堂	—	株式会社文 化財保存計 画協会	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-121	電子 データ	大浦天主堂を遠くに望 む居留地古写真 (1864 年、長崎大学附属図書館 所蔵)	1864 年	F.ペアト	長崎大学附 属図書館	長崎大学附属図書館 852-8521 長崎市文教町 1-14 TEL : 095-819-2200 FAX : 095-819-2202	No
写真 2-122	電子 データ	旧長崎大司教館	2012 年 5 月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-123	電子 データ	創建当時の大浦天主堂	—	株式会社長 崎文献社	株式会社長 崎文献社	株式会社長崎文献社 850-0057 長崎県長崎市大黒町 3-1-5 階 TEL : 095-823-5247 FAX : 095-823-5252	No
写真 2-124	電子 データ	創建当時の大浦天主堂 設計図 (パリ外国宣教会 所蔵)	—	林一馬	パリ外国宣 教会日本管 区	パリ外国宣教会日本管区 112-0015 東京都文京区目白台 3-7-18 TEL : 03-3941-0902	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他 的権利 譲渡
写真 2-125	電子 データ	日本二十六聖人殉教地 の方角を向く大浦天主堂	2016年 10月	株式会社 TBS ビジ ョン	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 2-126	電子 データ	「信徒発見」を描いた挿 画 (ヴィリヨン著「日本 聖人鮮血遺書」)	—	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文化博物館 (写真 2-041 欄を参照)	No
写真 2-127	電子 データ	現在の大浦天主堂内観	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-128	電子 データ	プティジャン版 (長崎歴 史文化博物館所蔵)	—	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文化博物館 (写真 2-041 欄を参照)	No
写真 2-129	電子 データ	ド・ロ版大木版画 (お 告げのマリア修道会所 蔵)	—	長崎歴史文 化博物館	お告げのマ リア修道会	お告げのマリア修道会 851-1132 長崎県長崎市小江原 4-1-1 Tel : 095-846-8300 Fax : 095-842-0079	No
写真 2-130	電子 データ	旧羅典神学校	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-131	電子 データ	旧伝道師学校 (1960 年 代以前)	1960 年 代以前	「長崎の教 会群とキリ スト教関連 遺産」構成 資産候補建 造物調査報 告書(2011) より転載	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-132	電子 データ	大浦天主堂におけるミ サ (信徒発見 150 周年 記念ミサ)	2015年 3月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	No
写真 2-133	電子 データ	「世界図」(オルテリウ ス、1570 年、長崎歴史文 化博物館所蔵)	—	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文 化博物館	長崎歴史文化博物館 (写真 2-041 欄を参照)	No
写真 2-134	電子 データ	フランシスコ・ザビエル像 (神戸市立博物館所 蔵)	—	神戸市立博 物館	神戸市立博 物館	神戸市立博物館 650-0034 兵庫県神戸市中央区京町 24 TEL : 078-391-0035	No
写真 2-135	電子 データ	南蛮図屏風 (16 世紀後 期、神戸市立博物館所 蔵)	—	神戸市立博 物館	神戸市立博 物館	神戸市立博物館 (写真 2-134 欄を参照)	No
写真 2-136	電子 データ	有馬晴信像 (南島原市有 馬キリシタン記念館所 蔵)	—	南島原市有 馬キリシタ ン遺産記念 館	南島原市有 馬キリシタ ン遺産記念 館	南島原市有馬キリシタン遺産 記念館 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙 1395 TEL : 0957-85-3217	No

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-137	電子 データ	豊臣秀吉定書(伴天連追放令の書状、1589年、松浦史料博物館所蔵)	—	松浦史料博物館	松浦史料博物館	松浦史料博物館 859-5152 長崎県平戸市鏡川町12 TEL: 0950-22-2236	No
写真 2-138	電子 データ	日本二十六聖人像	2012年 5月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-139	電子 データ	元和8年、長崎大殉教図 (ジェズ教会所蔵)	—	—	イタリア内務省 FEC	Fondo Edifici di Culto, Dipartimento per le Libertà Civili e l'Immigrazione del Ministero dell' Interno 連絡先: Piazza del Viminale 4, I- 00184 Rome, Italy	No
写真 2-140	電子 データ	「長崎図」ベラ(1763年、 九州国立博物館所蔵)	—	九州国立博物館	九州国立博物館	九州国立博物館 818-0118 福岡県太宰府市石坂4-7-2 TEL: 092-918-2807	No
写真 2-141	電子 データ	踏絵(東京国立博物館所蔵)	—	東京国立博物館イメージーカイブ	東京国立博物館イメージーカイブ	東京国立博物館イメージーカイブ http://webarchives.tnm.jp/imagesearch/ または DNPアートコミュニケーションズ イメージーカイブ受付 TEL: 03-6431-3702	No
写真 2-142	電子 データ	「絵踏」の様子(川原慶賀、ライデン国立民族学博物館所蔵)	—	—	ライデン国立民族学博物館	National Museum of Ethnology, Leiden 連絡先: Steenstraat 1, 2312 BS Leiden, the Netherlands	No
写真 2-143	電子 データ	日繰り帳(外海地方)(長崎歴史文化博物館所蔵)	—	長崎歴史文化博物館	長崎歴史文化博物館	長崎歴史文化博物館 (写真2-041欄を参照)	No
写真 2-144	電子 データ	無原罪のプラケット(長崎市ド・ロ神父記念館所蔵)(構成資産005に 関連するもの)	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-145	電子 データ	春日集落と安満岳(構成 資産002)	2016年 10月	株式会社 TBSビジョン	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 2-146	電子 データ	中江ノ島（構成資産 003）	2015年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-147	電子 データ	和鏡（構成資産004に 関連するもの）	2016年 10月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-148	電子 データ	辻神社（構成資産006 の要素）	2016年 7月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-149	電子 データ	根谷集落（構成資産007 の要素）	2010年 2月	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	Yes
写真 2-150	電子 データ	沖ノ神嶋神社（構成資産 008の要素）	—	小值賀町	小值賀町	小值賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真 2-151	電子 データ	白浜集落（構成資産009 の要素）	2015年 2月	池田勉	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	No
写真 2-152	電子 データ	大開集落（構成資産010 の要素）	2016年 10月	柴原龍一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-153	電子 データ	江上天主堂（構成資産 011の要素）	2012年 10月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-154	電子 データ	大浦天主堂（構成資産 012の要素）	2012年 5月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-155	電子 データ	崎津教会堂	2012年 11月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-156	電子 データ	旧野首教会堂	2012年 9月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-157	電子 データ	黒島天主堂	2012年 11月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-158	電子 データ	旧五輪教会堂	2012年 9月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-159	電子 データ	出津教会堂	2012年 5月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-160	電子 データ	大野教会堂	2013年 3月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-161	電子 データ	頭ヶ島天主堂	2012年 10月	日暮雄一	長崎県	長崎県 (写真2-001欄を参照)	Yes
写真 2-162	電子 データ	ゴアの教会群と修道院 群（インド）	—	—	ユネスコ世 界遺産セン ター	ユネスコ世界遺産センター http://whc.unesco.org/	Yes
写真 2-163	電子 データ	チロ工の教会群（チリ）	—	—	ユネスコ世 界遺産セン ター	ユネスコ世界遺産センター http://whc.unesco.org/	Yes
写真 4-001	電子 データ	崎津集落における海岸 清掃活動	2015年 7月	天草市	天草市	天草市 (写真2-032欄を参照)	Yes
写真 4-002	電子 データ	野崎島におけるイノシ シ捕獲のためのワナ	2016年 12月	小值賀町	小值賀町	小值賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 4-003	電子 データ	江上天主堂における消 防訓練	2015年 5月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-001	電子 データ	「世界遺産保存活用協議 会」の開催	2014年 11月	長崎県	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 5-002	電子 データ	住民参加による防火訓 練 (頭ヶ島天主堂)	2013年 8月	新上五島町	新上五島町	新上五島町 (写真 2-090 欄を参照)	Yes
写真 5-003	電子 データ	住民参加による草刈 り・清掃 (江上天主堂)	2013年 7月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-004	電子 データ	基礎研修	2012年 5月	長崎県	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 5-005	電子 データ	専門研修	2012年 1月	長崎県	長崎県	長崎県 (写真 2-001 欄を参照)	Yes
写真 5-006	電子 データ	有馬キリストン遺産記 念館の展示状況	2014年 4月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-007	電子 データ	原城ウォーキング	2014年 11月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-008	電子 データ	アプリ「有馬歴史ガイ ド」	2016年 7月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-009	電子 データ	原城跡をガイドする有 馬の郷	2015年 12月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-010	電子 データ	種芋植え体験学習	2011年 9月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-011	電子 データ	体験民泊を終えての離 村式	2016年 5月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-012	電子 データ	Food Expo (原城跡) で 賑わう来訪者	2013年 12月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-013	電子 データ	原城跡のボランティア 清掃活動	2016年 4月	南島原市	南島原市	南島原市教育委員会 (写真 2-005 欄を参照)	Yes
写真 5-014	電子 データ	島の館の展示状況	2016年 9月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真 2-015 欄を参照)	Yes
写真 5-015	電子 データ	切支丹資料館の展示状 況	2016年 9月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真 2-015 欄を参照)	Yes
写真 5-016	電子 データ	公民館内の説明パネル	2016年 7月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真 2-015 欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 5-017	電子 データ	春日集落の棚田ウォー ク	2011年 7月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真 5-018	電子 データ	安満岳での小学生のウ ォーキング	2015年 10月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真 5-019	電子 データ	中江ノ島のクルージン グ	2012年 7月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真 5-020	電子 データ	集落を案内する春日講	2013年 7月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真 5-021	電子 データ	住民の手による散策マ ップ	2016年 7月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真 5-022	電子 データ	棚田での田植え体験	2016年 6月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真 5-023	電子 データ	地産商品の「春日の棚田 米」	2016年 6月	平戸市	平戸市	平戸市 (写真2-015欄を参照)	Yes
写真 5-024	電子 データ	天草市崎津集落ガイダ ンスセンター	2016年 5月	天草市	天草市	天草市 (写真2-032欄を参照)	Yes
写真 5-025	電子 データ	天草市崎津資料館みな と屋	2016年 8月	天草市	天草市	天草市 (写真2-032欄を参照)	Yes
写真 5-026	電子 データ	崎津資料館みなと屋の 展示状況（企画展の様 子）	2016年 8月	天草市	天草市	天草市 (写真2-032欄を参照)	Yes
写真 5-027	電子 データ	崎津教会堂付近で説明 する教会守	2016年 5月	天草市	天草市	天草市 (写真2-032欄を参照)	Yes
写真 5-028	電子 データ	集落の歴史等を説明す る地域ボランティアガ イド	2014年 12月	天草市	天草市	天草市 (写真2-032欄を参照)	Yes
写真 5-029	電子 データ	崎津資料館みなと屋で の発掘作業体験	2016年 8月	天草市	天草市	天草市 (写真2-032欄を参照)	Yes
写真 5-030	電子 データ	外海歴史民俗資料館の 展示状況	2016年 7月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真2-046欄を参照)	Yes
写真 5-031	電子 データ	旧出津救助院で当時の オルガンを演奏するシ スター	2015年 11月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真2-046欄を参照)	Yes
写真 5-032	電子 データ	ド・ロ神父記念館の展 示状況	2015年 11月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真2-046欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 5-033	電子 データ	出津集落の来訪者用の 新設駐車場	2016年 3月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-034	電子 データ	大野集落の来訪者用の 新設駐車場	2016年 7月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-035	電子 データ	外海の歴史を説明する 「さるくガイド」	2015年 10月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-036	電子 データ	子どもガイドの活動状 況	2015年 10月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-037	電子 データ	重要文化的景観のパン フレット・DVD	2016年 6月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-038	電子 データ	大野教会堂で説明する 教会守	2015年 11月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-039	電子 データ	旧出津救助院のお茶も み体験	2007年 3月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-040	電子 データ	小学生ガイドの活動状 況	2015年 10月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-041	電子 データ	大浦天主堂前で説明す る「さるくガイド」	2008年 11月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-042	電子 データ	説明パンフレット(日・ 英・中・韓)	2016年 7月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-043	電子 データ	長崎さるくを紹介する 動画アプリ	2016年 8月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-044	電子 データ	長崎居留地プレミアさ るくの紹介	2016年 8月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-045	電子 データ	信徒発見のレリーフ前 で説明する「さるくガイ ド」	2015年 10月	長崎市	長崎市	長崎市 (写真 2-046 欄を参照)	Yes
写真 5-046	電子 データ	黒島ウェルカムハウス	2016年 7月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真 2-066 欄を参照)	Yes
写真 5-047	電子 データ	黒島ウェルカムハウス の展示(物販)状況	2016年 7月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真 2-066 欄を参照)	Yes
写真 5-048	電子 データ	電動アシスト機能付き のレンタサイクル	2016年 7月	佐世保市教 育委員会	佐世保市教 育委員会	佐世保市教育委員会 (写真 2-066 欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真5-049	電子データ	黒島めぐるツアーの紹介	2016年7月	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	Yes
写真5-050	電子データ	集落の歴史等を説明する地域ガイド	2010年10月	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	Yes
写真5-051	電子データ	まんじゅうづくり体験	2015年4月	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	Yes
写真5-052	電子データ	地産商品の「ふくれまんじゅう」	2016年7月	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会	佐世保市教育委員会 (写真2-066欄を参照)	Yes
写真5-053	電子データ	小値賀町歴史民俗資料館の展示状況	2016年7月	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真5-054	電子データ	旧野首教会堂での小値賀国際音楽祭	2012年3月	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真5-055	電子データ	野崎島のトレッキングツアー	2015年11月	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真5-056	電子データ	来訪者用のパンレットなど	2016年7月	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真5-057	電子データ	旧野首教会堂でガイドするおぢかアイランドツーリズム	2015年11月	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真5-058	電子データ	カヌー体験	2016年7月	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真5-059	電子データ	旧野首教会堂のボランティア清掃活動	2012年11月	小値賀町	小値賀町	小値賀町 (写真2-077欄を参照)	Yes
写真5-060	電子データ	祈りの島インフォメーションセンターの展示状況	2016年6月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-061	電子データ	集落内の休憩所	2016年6月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-062	電子データ	休憩所に併設する公衆トイレ	2016年6月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-063	電子データ	頭ヶ島天主堂での音楽コンサート	2012年12月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真5-064	電子データ	教会めぐりウォーク	2013年10月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-065	電子データ	パーク＆ライドの周知チラシ	2016年4月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-066	電子データ	パーク＆ライドの実施状況	2016年4月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-067	電子データ	エアサイネージを利用する来訪者	2016年4月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-068	電子データ	頭ヶ島天主堂で説明する祈りの島保全員	2016年4月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-069	電子データ	集落の歴史等をガイドする上五島ふるさとガイドの会	2016年4月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-070	電子データ	定置網体験	2016年7月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-071	電子データ	集落内海岸のボランティア清掃活動	2016年7月	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会	新上五島町教育委員会 (写真2-090欄を参照)	Yes
写真5-072	電子データ	五島観光歴史資料館の展示状況	2016年7月	五島市	五島市	五島市 (写真2-111欄を参照)	Yes
写真5-073	電子データ	五島列島ツーデーマーチ	2016年7月	五島市	五島市	五島市 (写真2-111欄を参照)	Yes
写真5-074	電子データ	五島列島キリシタンクルーズの紹介	2016年7月	五島市	五島市	五島市 (写真2-111欄を参照)	Yes
写真5-075	電子データ	重要文化的景観のパンフレット	2016年7月	五島市	五島市	五島市 (写真2-111欄を参照)	Yes
写真5-076	電子データ	久賀島ファームの活動拠点(旧久賀小学校)	2016年7月	五島市	五島市	五島市 (写真2-111欄を参照)	Yes
写真5-077	電子データ	久賀島ファームの活動状況	2016年7月	五島市	五島市	五島市 (写真2-111欄を参照)	Yes

番号	フォーマット	表題	撮影年月	撮影者 編集者	著作権 保持者	著作者連絡先	非排他的 権利 譲渡
写真 5-078	電子 データ	地産商品の「久賀島の米」	2016年 7月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-079	電子 データ	牢屋の窄殉教地で説明する地域ガイド	2016年 7月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-080	電子 データ	旧五輪教会堂で説明する教会守	2016年 4月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-081	電子 データ	久賀島のボランティア清掃活動	2015年 11月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-082	電子 データ	インフォメーションコーナー(奈留港ターミナル)	2016年 7月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-083	電子 データ	移動販売車	2015年 4月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-084	電子 データ	移動販売車による物販風景	2015年 4月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-085	電子 データ	江上天主堂で説明する地域ガイド	2016年 7月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-086	電子 データ	民泊モニターツアー	2015年 11月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-087	電子 データ	木工食器づくり体験	2014年 8月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
写真 5-088	電子 データ	江上集落のボランティア清掃活動	2013年 7月	五島市	五島市	五島市 (写真 2-111 欄を参照)	Yes
	ビデオ	長崎と天草地方の潛伏キリシタン関連遺産	—	株式会社 TBS ビジョン	株式会社 TBS ビジョン	株式会社 TBS ビジョン 102-0052 東京都港区赤坂 2-5-1 TEL: 03-5571-5070	Yes

7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画の写し又は管理体制の解説及び関連諸計画

(1) 法律

- 文化財保護法（全文は附属資料 5a に添付）

(2) 包括的保存管理計画

- 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」包括的保存管理計画（全文は附属資料 6a に添付）

(3) 文化財保護法に関連する保存管理計画

- 原城跡保存管理計画
- 平戸島と生月島の文化的景観保存計画
- 天草市崎津の漁村景観保存計画
- 長崎市外海の石積集落景観保存計画
- 出津教会堂保存管理計画
- 大野教会堂保存管理計画
- 佐世保市黒島の文化的景観保存計画書
- 小値賀諸島の文化的景観保存計画
- 新上五島町崎浦の五島石集落景観保存計画
- 五島市久賀島の文化的景観保存計画
- 江上天主堂保存管理計画

- 大浦天主堂境内保存管理計画
- 大浦天主堂・旧羅典神学校保存管理計画

(4) 構成資産が所在する県・市町に関連する計画

長崎県

- 長崎県総合計画チャレンジ 2020（2016 年）
- 長崎県美しい景観形成計画（2011 年）
- 長崎県観光振興基本計画（2011 年）
- 長崎県離島振興計画（2013 年）
- 長崎県地域防災計画（2014 年）

熊本県

- 熊本復旧・復興 4 カ年戦略（2016 年）
- 熊本県景観計画（2008 年）
- ようこそくまもと観光立県推進計画（2012 年）
- 宇土天草地域半島振興計画（2005 年）
- 熊本県地域防災計画（2014 年）

南島原市

- 南島原市総合計画（2008 年）
- 南島原市景観計画（2010 年）

- 南島原市観光地づくり実施計画（2008年）
 - 南島原市過疎地域自立促進計画（2010年）
 - 南島原市地域防災計画（2014年）
- 佐世保市
- 第6次佐世保市総合計画（2008年）
 - 佐世保市景観計画（2010年）
 - 佐世保市観光振興基本計画（2006年）
 - 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏整備計画（2013年）
 - 佐世保市地域防災計画（2014年）
- 平戸市
- 平戸市総合計画（2008年）
 - 平戸市景観計画（2009年）
 - 平戸市観光振興の指針（2013年）
 - 平戸農業振興地域整備計画（2008年）
 - 平戸市地域防災計画（2013年）
- 小値賀町
- 小値賀町総合計画（2013年）
 - 小値賀町景観計画（2009年）
 - 「海風の国」佐世保・小値賀観光圏整備計画（2013年）
- 天草市
- 第2次天草市総合計画（2015年）
 - 天草市景観計画（2012年）
 - 天草市観光振興アクションプラン（2012年）
 - 天草市過疎地域自立促進計画（2010年）
 - 天草市地域防災計画（2014年）
- 新上五島町
- 新上五島町第2次総合計画（2015年）
 - 新上五島町景観計画（2017年）
 - 新上五島町観光振興ビジョン（2007年）
 - 新上五島町過疎地域自立促進計画（2010年）
 - 新上五島町地域防災計画（2014年）
- 長崎市
- 長崎市第四次総合計画（2011年）
 - 長崎市景観計画（2017年）
 - 長崎市地域防災計画（2013年）
- 五島市
- 五島市まち・ひと・しごと創生人口ビ

ジョン (2015年)

- 五島市景観計画 (2017年)
- 久賀島景観まちづくり計画 (2010年)
- 江上地区景観まちづくり計画 (2012年)
- 過疎地域自立促進計画 (2010年)
- 五島市地域防災計画 (2013年)

7.c 資産に関する最新の記録又は目録の形態及びその期日

表 7-002 資産に関する最新の記録又は目録の形態

対象資産	資料名	発行者	発行年
原城跡	原城跡IV 南島原市文化財調査報告書	南島原市	2010
平戸の聖地と集落	平戸島と生月島の文化的景観保存調査報告書	平戸市	2009
天草の崎津集落	天草市崎津の漁村景観保存調査報告書	天草市	2010
外海の出津集落	長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書	長崎市	2012
黒島の集落	佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書	佐世保市	2011
野崎島の集落跡	小値賀諸島の文化的景観保存調査報告書	小値賀町	2012
頭ヶ島の集落	新上五島町崎浦の五島石集落景観保存調査報告書	新上五島町	2012
久賀島の集落	五島市久賀島の文化的景観保存調査報告書	五島市	2011
大浦天主堂	大浦天主堂及び教会施設調査報告書	長崎市	2012
要素(建造物)	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物調査報告書	長崎県、長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、小値賀町、新上五島町	2011

7.d 資産に関する記録又は目録、公文書の発行機関とその住所

●文化庁

東京都千代田区霞が関 3-2-2

●南島原市教育委員会世界遺産登録推進室

長崎県南島原市南有馬町乙 1023

●長崎県文化観光国際部世界遺産登録推進

課

長崎県長崎市江戸町 2-13

●小値賀町教育委員会

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1

●長崎県教育庁学芸文化課

長崎県長崎市江戸町 2-13

●新上五島町教育委員会文化財課世界遺産 推進室

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 578-36

●長崎市企画財政部世界遺産推進室

長崎県長崎市桜町 2-22

●熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推 進課

熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1

●長崎市文化観光部文化財課

長崎県長崎市魚の町 5-1

●熊本県教育委員会文化課

熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1

●佐世保市教育委員会社会教育課

長崎県佐世保市八幡町 1-10

●熊本県天草市教育委員会文化課

熊本県天草市中村町 10-8-1

●平戸市文化観光部文化交流課

長崎県平戸市岩の上町 1508-3

●五島市文化振興課

長崎県五島市福江町 1-1

7.e 参考文献一覧

(1) 一般書籍、研究書

- 『日本の聖ドミニコ ロザリオの聖母管区の歴史（1581年～1637年）』1990 ディエゴ・アドゥアルテ/佐久間正他訳 ホセ・デルガド・ガルシア編注 ロザリオの聖母管区本部
- 『The Christian Century in Japan 1549-1650』1951, Charles Ralph Boxer, University of California Press.
- 『コリヤド 日本キリストン教会史補遺』1980 井手勝美訳 ホセ・デルガド・ガルシア註 雄松堂書店
- 『日本キリストン史』1966 海老沢有道 壞選書 壞書房
- 『徳川初期キリストン史研究』 1983 五野井隆史 吉川弘文館
- 『日本キリスト教史』 1990 五野井隆史 吉川弘文館
- 『日本キリストン史の研究』 2002 五野井隆史 吉川弘文館
- 『キリストンの文化』 2012 五野井隆史 吉川弘文館
- 『島原の乱とキリストン』 2014 五野井隆史 吉川弘文館
- 『17世紀の日本におけるアウグスチノ会士たち』 1990 A.ハートマン 聖アウグスチノ修道会
- 『原城発掘—西海の王土から殉教の舞台へ』 2000 長崎県南有馬町監修 石井進・

服部英雄編 新人物往来社

- 『原城と島原の乱—有馬の城・外交・祈り』 2008 長崎県南島原市監修 服部英雄・千田嘉博・宮武正登編 新人物往来社
- 『ある明治の福祉像 ド・ロ神父の生涯』 1977 片岡弥吉 日本放送出版協会
- 『日本キリストン殉教史』 1979 片岡弥吉 時事通信社
- 『キリストン文化と日欧交流』 2009 小峰和明ほか 勉誠出版
- 『日本キリスト教復活史』 1985 F. マルナス/久野桂一郎訳 みすず書房
- 『近世初期日本関係南蛮史料の研究』 1967 松田毅一 風間書房
- 『カクレキリストン』 2001 宮崎賢太郎 長崎新聞社
- 『五島列島のキリスト教系家族』 1979 内藤完爾 弘文堂
- 『潜伏キリストン』 2014 大橋幸泰 講談社
- 『商人と宣教師 南蛮貿易の世界』 2010 岡美穂子 東京大学出版会
- 『十六世紀日欧交通史の研究』 1942 岡本良知 六甲書房
- 『オルファーネル 日本キリストン教会史』 1977 井手勝美訳 ホセ・デルガド・ガルシア註 雄松堂書店
- 『日本切支丹宗門史』 1940 レオン・パジェス/吉田小五郎訳 岩波書店

- 『16-17世紀日本・スペイン交渉史』 1994 パブロ・パステルス/松田毅一訳 大修館書店
- 『キリスト教禁制史』 1981 清水紘一 教育社歴史新書 教育社
- 『昭和初期の潜伏キリスト教』 1954 田北耕也 日本学術振興会
- 『The Kakure Kirishitan of Japan: A Study of Their Development, Beliefs and Rituals to the Present Day』 1998, Stephen Turnbull, Curzon Press.
- 『16~17世紀の日本におけるフランシスコ会士たち』 1980 T.オルティンブルグ/石井健吾訳 中央出版社
- 『聖母像の到来』 2008 若桑みどり 青土社
- 『The Beginning of Heaven and Earth; The Sacred Book of Japan's Hidden Christians』 1996, Christal Whelan, University of Hawai'i Press.

(2) 歴史資料、翻刻、翻訳

- 『青方文書』
- 『日本史/キリスト教伝来の頃』 1963-1970 ルイス・フロイス/柳家武雄訳 平凡社(東洋文庫)
- 『フロイス日本史』 1977-1980 ルイス・フロイス/松田毅一・川崎桃太訳
- 『アビラ・ヒロン日本王国記 ルイス・フロイス日欧文化比較』 1965 岩生成一

ほか訳 岩波書店

- 『イエズス会日本書翰集』 訳文1(上)(下) 東京大学史料編纂所
- 『イエズス会日本書翰集』 訳文2(上)(下) 東京大学史料編纂所
- 『16・17世紀イエズス会日本報告集』 1991 第I期第1巻~第5巻 松田毅一監訳 同朋舎
- 『16・17世紀イエズス会日本報告集』 1991 第II期第1巻~第3巻 松田毅一監訳 同朋舎
- 『16・17世紀イエズス会日本報告集』 1991 第III期第1巻~第7巻 松田毅一監訳 同朋舎
- 『在南欧日本関係採訪録』 1964 松田毅一著 養徳社
- 『長崎のコレジョ』 1985 長崎地方文化史研究所 純心女子短期大学
- 『プチジャン司教書簡集』 1986 長崎地方文化史研究所 純心女子短期大学
- 『パリ外国宣教会年次報告1 1846-1893』 松村菅和/女子カルメル修道会=共訳 聖母の騎士社
- 『パリ外国宣教会年次報告2 1894-1901』 松村菅和/女子カルメル修道会=共訳 聖母の騎士社
- 『パリ外国宣教会年次報告3 1902-1911』 松村菅和/女子カルメル修道会=共訳 聖母の騎士社
- 『パリ外国宣教会年次報告4 1912-1925』 松村菅和/女子カルメル修道会=共訳 聖母の騎士社

- 『パリ外国宣教会年次報告 5 1926-1948』松村菅和／女子カルメル修道会=共訳 聖母の騎士社
- 『1604 年度日本準管区年報』ジョアン・ロドリゲス
- 『日本巡察記』1973 松田毅一ほか訳 平凡社
- 『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』1994 河野純徳訳 平凡社＜東洋文庫＞

(3) 報告書

- 重要文化財 旧羅典神学校修理工事報告書 1981 宗教法人力カトリック長崎大司教区
- 長崎県指定有形文化財 出津教会保存修理工事報告書 1999 宗教法人力カトリック長崎大司教区
- 長崎県指定有形文化財 大野教会保存修理工事報告書 2006 宗教法人力カトリック長崎大司教区
- 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」長崎県世界遺産研究会報告書 2009 長崎県
- 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物調査報告書 2011 長崎県
- 長崎県内の多様な集落が形成する文化的景観保存調査報告書（論考編）2013 長崎県
- 長崎県文化財調査報告書 第29集 長

- 崎県のカトリック教会 1976 長崎県教育委員会
- 長崎県文化財調査報告書 第29集 キリストン関係資料 1980 長崎県教育委員会
- 平戸島海岸地域の景観保全に関する研究 2013 東京大学先端科学研究所センター
- 長崎県指定史跡ド・ロ神父記念館（いわし網工場跡）保存修理工事報告書 2002 外海町

(4) 個別の構成資産における整備活用計画に関する報告書

- 史跡原城跡整備基本計画
- 平戸島と生月島の文化的景観整備活用計画
- 崎津・今富の文化的景観整備活用計画
- 長崎市外海の石積集落景観整備活用計画
- 佐世保市黒島の文化的景観整備活用計画
- 小値賀諸島の文化的景観整備活用計画
- 新上五島町崎浦の五島石集落景観整備活用計画
- 五島市久賀島の文化的景観整備活用計画

第8章

監督官庁と その連絡先



第8章 監督官庁とその連絡先

8.a 推薦書を準備した者

文化庁 文化財部記念物課 世界文化遺産室

住所： 〒100-8959 東京都千代田区霞
が関 3-2-2

Tel: 03-6734-2877

Fax: 03-6734-3822

E-mail: w-isan@mext.go.jp

8.b 地方行政組織

長崎県 文化観光国際部 世界遺産登録推進課

住所： 〒850-8570 長崎県長崎市江戸町
2-13

Tel: 095-824-1111

Fax: 095-894-3485

E-mail: s38020@pref.nagasaki.lg.jp

熊本県 企画振興部 文化企画・世界遺産推進課

住所： 〒862-8570 熊本県熊本市中央区
水前寺 6-18-1

Tel: 096-383-1111

Fax: 096-381-9829

E-mail: bunkasekai@pref.kumamoto.lg.jp

8.c その他の地方行政組織

長崎市

住所：〒850-8685 長崎市桜町 2-22
 Tel: 095-822-8888
 Fax: 095-829-1261
 E-mail: sekaiisan@city.nagasaki.lg.jp

佐世保市教育委員会

住所：〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町 1-10
 Tel: 0956-24-1111
 Fax: 0956-25-9682
 E-mail: syakai@city.sasebo.lg.jp

平戸市

住所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508-3
 Tel: 0950-22 4111
 Fax: 0950-22-5178
 E-mail: sekaiisan@city.hirado.lg.jp

五島市

住所：〒853-8501 長崎県五島市福江町 1-1
 Tel: 0959-72-6111
 Fax: 0959-74-1994
 E-mail: koushitsu@city.goto.nagasaki.jp

南島原市教育委員会

住所：〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊 96-2
 Tel: 0957-73-6600
 Fax: 0957-82-3086
 E-mail: sekaiisan@city.minamishimabara.lg.jp

小値賀町教育委員会

住所：〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1
 Tel: 0959-56-3111
 Fax: 0959-56-4192
 E-mail: kyouiku@town.ojika.lg.jp

新上五島町教育委員会

住所：〒857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 578-36
 Tel: 0959-42-0183
 Fax: 0959-42-0428
 E-mail: info@town.shinkamigoto.lg.jp

天草市教育委員会

住所：〒863-0014 熊本県天草市東浜町 8-1
 Tel: 0969-23-1111
 Fax: 0969-76-1359
 E-mail: sekai@city.amakusa.lg.jp

8.d 公式ウェブ・アドレス

文化庁

<http://www.bunka.go.jp>

長崎県

<http://www.pref.nagasaki.jp/>

熊本県

<http://www.pref.kumamoto.jp/>

長崎市

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/>

佐世保市

<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/>

平戸市

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp/>

五島市

<http://www.city.goto.nagasaki.jp/>

南島原市

<http://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

小値賀町

<http://ojika.net/>

新上五島町

<http://official.shinkamigoto.net/>

天草市

<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

第9章

締約国代表者署名



第9章 締約国代表者署名

宮田亮平



宮田 亮平

文化庁 長官

2017年1月

